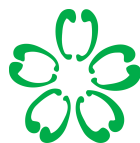


保健事業のまとめ

— 令和5年度 —

「健やかなまちづくり」を目指して



佐倉市

保健事業のまとめ ～令和5年度～ 目次

I 佐倉市の概要

1. 佐倉市の概況	7
2. 健康推進部行政組織	9
3. 健康推進課・母子保健課事務分掌	10
4. 保健センター施設概要	12
5. 歳入歳出決算額の推移	14
6. 地域健康危機管理体制	15
7. 健康増進計画「健康さくら21（第2次）【改訂版】」	17

II 子どもの保健

1. 妊娠届出・母子健康手帳交付	23
2. 妊婦・乳児一般健康診査	26
3. マタニティクラス・パパママクラス	
(1) マタニティクラス	28
(2) パパママクラス	30
4. 産前・産後サポート事業	
(1) 多胎家庭交流会	32
(2) 多胎妊産婦等サポーター事業	33
5. 新生児聴覚スクリーニング検査	34
6. 産婦健康診査	36
7. 産後ケア事業	39
8. 母子訪問指導	
(1) 妊産婦訪問	41
(2) 生後4ヶ月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）	42
(3) 乳児・幼児訪問指導	43
9. 低出生体重児の届出・未熟児養育医療・未熟児訪問指導	
(1) 低出生体重児の届出・未熟児養育医療	45
(2) 未熟児訪問指導	48
10. 乳児相談	49
11. もぐもぐ教室	51
12. 1歳6か月児健康診査	53
13. 3歳児健康診査	56
14. 母子保健事業未受診者勧奨事業	59
15. 幼児歯科健診	63
16. すくすく発達相談	65
17. ことばと発達の相談室	67
18. 親子教室	
(1) たんぽぽグループ	70
(2) ひまわりグループ	71
19. 5歳児子育て相談	73
20. ママ・パパこころの相談	75
21. 健康教育・健康相談	
(1) 地区の集まりにおける健康教育	77
(2) 健康教育に伴う健康相談	77
(3) 妊娠前からの健康づくり教育（プレコンセプションケア）	78

(4) 保育園・幼稚園における歯科健康教育	78
22. 出産・子育て応援事業	80
 Ⅲ 思春期保健	
1. 思春期保健に関する取組み	85
 Ⅳ 感染症予防	
1. 感染症予防及び防疫	89
(1) ロタウイルス感染症予防接種	93
(2) B型肝炎予防接種	94
(3) ヒブ予防接種	95
(4) 小児用肺炎球菌予防接種	96
(5) 四種混合・三種混合・不活化ポリオ予防接種・二種混合予防接種	97
(6) BCG 予防接種	100
(7) 麻しん（はしか）・風しん予防接種	101
(8) 水痘（みずぼうそう）予防接種	103
(9) 日本脳炎予防接種	104
(10) ヒトパピローマウイルス感染症予防接種（サーバリックス・2価、ガー ダシル・4価、シルガード9・9価）	106
(11) インフルエンザ予防接種	108
(12) 高齢者肺炎球菌予防接種	109
(13) 風しんの追加的対策（抗体検査と第5期の定期接種）	110
2. 予防接種（任意）	
(1) おたふくかぜワクチン接種費用助成事業	111
(2) 風しんワクチン接種費用助成事業	112
(3) ヒトパピローマウイルス感染症ワクチン接種費用助成事業	113
3. 予防接種（臨時）	
(1) 新型コロナウイルス感染症接種対策事業	114
4. 結核予防	
(1) 結核検診	116
 Ⅴ おとなの保健	
1. 健康手帳の交付	121
2. 健康教育	
(1) 集団健康教育	123
3. 健康相談	132
4. 健康診査	
(1) 健康診査	135
(2) 成人歯科健康診査	138
(3) 骨粗しょう症検診	140
(4) 肝炎ウイルス検診	143
(5) 肝炎ウイルス検診陽性者フォローアップ事業	146
(6) 口腔がん検診	147

5. 各種がん検診等	
(1) 胃がん検診	150
(2) 子宮頸がん検診	153
(3) 乳がん検診	158
(4) 肺がん検診	164
(5) 大腸がん検診	167
(6) 前立腺がん検診	170
6. 訪問指導	172
7. 特定健康診査（健康診査）・特定保健指導	
(1) 特定健康診査（健康診査）	174
(2) 特定保健指導（保健指導）	178
(3) 糖尿病性腎症重症化予防事業	183
8. こころの健康づくり	
(1) こころの健康相談	187
(2) ゲートキーパー研修	190
(3) こころの健康づくり講演会	191
(4) 佐倉市自殺対策庁内連絡会議	191
(5) 普及啓発活動	192
 VI 市民の健康	
1. 歯科保健啓発事業	
(1) 歯ッピーかみんぐフェア（むし歯予防大会）	197
(2) 口腔がん集団検診	197
2. 市民公開講座	198
3. 食生活改善推進員事業	
(1) 食生活改善推進員養成講座	200
(2) 食生活改善推進員研修	201
(3) 食生活改善推進員地区活動	202
4. その他啓発事業	204
5. マイヘルスプラン普及啓発事業	206
6. 熱中症予防対策	
(1) さくら涼み処	209
 VII 地域医療	
1. 休日夜間等救急医療事業	
(1) 休日夜間急病診療所	213
(2) 休日当番医	214
2. 小児初期急病診療所事業	216
3. 訪問歯科事業	219
4. がん患者 QOL 向上事業	
(1) がん患者アピアランスケア支援事業	221
(2) 若年がん在宅療養支援事業	221
VIII 各種委員会名簿	225

※保健事業のまとめを見る上での注意事項

百分率（％）の計算は、小数点第 2 位を四捨五入し、小数点第 1 位までを表示した。したがって、％を足し合わせて 100％にならない場合がある。

I 佐倉市の概要

1. 佐倉市の概況

佐倉市は、千葉県北部、北総台地の中央部に位置し、都心から約 40 km の距離にあり、成田国際空港から西へ約 15 km、県庁所在地の千葉市へは北東へ約 20 km、市北部には自然豊かな印旛沼が広がる行政面積 103.69km² の首都圏近郊都市です。

市域は、印旛沼の南に広がる台地、傾斜地、水田から構成されており、鹿島川、高崎川、手繰川、小竹川などが印旛沼に注いでいます。標高 30m 前後の下総台地は北から南へ向うほど徐々に高くなっています。

また、佐倉城跡周辺、印旛沼とその周辺、南部の農村地帯などは、台地を刻む谷地形の谷津があり、多くの動植物が生息する豊かな自然に恵まれています。

公共交通機関は、京成電鉄本線、JR 東日本鉄道総武本線・成田線が市の東西を横断し、都心まで約 60 分、成田国際空港と千葉市へはそれぞれ約 20 分で結ばれています。

また、市内には新交通システムのユーカリが丘線が運行されており、バス路線とともに鉄道各駅と住宅地を結ぶ市民の足となっています。

道路状況は、都心と成田国際空港を結ぶ東関東自動車道水戸線が市の南部を通り、佐倉インターチェンジにより国道 51 号と連結され、市の東西を国道 296 号、南北を県道千葉臼井印西線、佐倉印西線が走り、主要な幹線道路を形成しています。また、平成 26 年には都市計画道路 勝田台・長熊線志津霊園関連区間が開通し、今後、国道 296 号の渋滞緩和が期待されます。加えて市街においては平成 27 年に圏央道神崎 JC～大栄 JC が開通し、茨城県とのアクセスが向上するなど、本市への道路状況は向上しています。



佐倉市の将来都市像 笑顔輝き 佐倉 咲く みんなで創ろう「健康・安心・未来都市」

佐倉市では、少子高齢化や人口減少が進展し、地域コミュニティ等における担い手不足など様々な問題が顕在化しています。また、高度情報化による行政サービスの簡素化・効率化、スマート自治体への転換、価値観やニーズの多様化に伴う行政需要の増加、地方創生・地方分権の加速化など地域の実情を踏まえたまちづくりが求められています。

さらに、2015 年 9 月の国連サミットで、「誰一人取り残さない」持続可能な社会の実現のための SDGs（持続可能な開発目標）が採択され、地方自治体の各種計画に最大限反映することが奨励されています。

こうした、社会構造の変化に対し、市民や関係団体等の連携・協働を図りながら的確に対応するとともに、地域の人材、資源を活かしながら、将来にわたって夢や希望をもつことができるまちづくりを推進していきたいと考えています。

このため、令和 2 年度を初年度とする「第 5 次佐倉市総合計画」において市の将来像を明確にし、その実現を図る

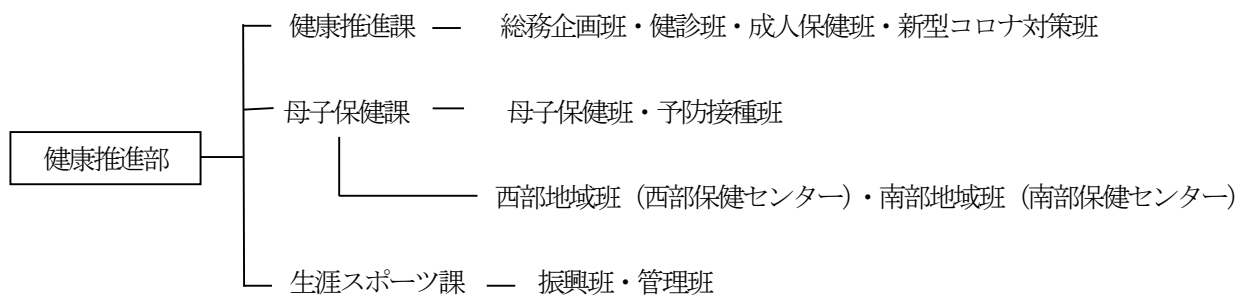
ためのまちづくりを進めています。

また、平成16年4月に、国の「健康日本21」「健やか親子21」を踏まえ、佐倉市として「生活習慣病予防(一次予防)を重視した健康づくり」と「健やかな親子づくり」を体系的、継続的に推進していくことを目標として、健康増進推進計画「**健康さくら21**」を公表しました。

その後、市民の健康意識の高まりを受け、市民一人ひとりの健康や地域の環境づくりにより一層力を入れて取り組んでいくため、平成25年度より、「**健康さくら21(第2次)**」を策定しました。計画期間10年間の中間年を迎えた平成30年度には改訂版の計画を策定し、「心もからだも健やかで、幸福な生活が送れること」を基本理念として、「いつでもいきいきと生活できる市民」、「健康を支える地域社会」の実現に向けた取り組みを、引き続き進めていくこととしました。また、平成28年に自殺対策基本法が改正され、市町村に自殺対策計画の策定が義務付けられたことに伴い、改定後の計画は自殺対策計画としても位置付けられています。

2. 健康推進部 行政組織

(令和5年4月1日現在)



〔令和5年度 健康推進課の職種別職員配置状況〕

(単位：人)

	保健師	栄養士	歯科衛生士	言語聴覚士	事務職	合 計
健康管理センター	10	2	1	0	16	29

〔令和5年度 母子保健課の職種別職員配置状況〕

(単位：人)

	保健師	栄養士	歯科衛生士	言語聴覚士	事務職	合 計
健康管理センター	11	0	3	4	2	20
西部保健センター	6	1	0	0	0	7
南部保健センター	2	1	0	0	0	3
合 計	19	2	3	4	2	30

3. 健康推進課・母子保健課 事務分掌

〔 佐倉市行政組織規則に定められる事務分掌 〕

【健康推進課】

- (1) 健康づくりの推進に関すること。
- (2) 健康診査及び各種検診に関すること（母子保健課の所管に係るものを除く。）。
- (3) 保健指導に関すること（母子保健課の所管に係るものを除く。）。
- (4) 感染症等の予防に関すること。
- (5) 訪問歯科事業に関すること。
- (6) 佐倉市健康管理センターに関すること。
- (7) 佐倉市休日夜間急病診療所に関すること。
- (8) 佐倉市小児初期急病診療所に関すること。
- (9) 健康危機事案対策の総合調整に関すること。
- (10) 保健師の連絡調整に関すること。

【母子保健課】

- (1) 母子の各種健診に関すること。
- (2) 母子の保健指導に関すること。
- (3) 予防接種に関すること。
- (4) 妊娠届の受理及び母子健康手帳の交付に関すること。
- (5) 未熟児養育医療に係る審査、決定及び養育医療券の交付に関すること。
- (6) 子育て世代包括支援センターに関すること。
- (7) 佐倉市西部保健センター及び佐倉市南部保健センターに関すること。

【西部保健センター】

- ・佐倉市西部保健センターの管理運営に関すること。

【南部保健センター】

- ・佐倉市南部保健センターの管理運営に関すること。

***佐倉市保健センターの設置及び管理に関する条例に定める保健センターの共通業務**

- (1) 健康教育、健康相談その他保健指導に関すること。
- (2) 各種検診及び予防接種に関すること。
- (3) 機能訓練事業に関すること。
- (4) その他保健センターの設置の目的を達成するために市長が必要と認める業務

4. 保健センター施設概要

健康管理センター

所在地 〒285-0825 佐倉市江原台2丁目27番地 TEL:043-485-6711 FAX:043-485-6714

1. 施設

- ・敷地面積 2,739 m²
- ・建物面積(延床) 2,486.21 m²
 - 1階 1,057.33 m² 休日夜間急病診療所・小児初期急病診療所・隔離室・点滴室・
栄養指導室・保健指導室・歯科指導室・消毒室・事務室
 - 2階 1,065.14 m² 予防接種室・言語指導室・小会議室・中会議室
 - 3階 363.74 m² 大会議室・小会議室2

2. 施設整備の履歴

【当初建築】

- ・工事期間 着工:昭和52年3月1日 完成:昭和52年11月30日
- ・総事業費 347,509千円(敷地購入費 121,925千円、委託費 8,310千円、工事費 217,274千円)

【昭和56年度一部増築】

- ・工事期間 着工:昭和56年12月28日 完成:昭和57年3月20日
- ・総事業費 12,950千円(工事費 12,950千円)
- ・事務室 51 m²

【平成3・4年度増改築】

- ・工事期間 着工:平成3年12月18日 完成:平成5年2月28日
- ・総事業費 801,969千円(設計費 31,777千円、工事費 770,192千円)

【平成14年度改築】

- ・工事期間 着工:平成14年7月2日 完成:平成14年8月30日
- ・総事業費 4,305千円(工事費 4,305千円)
- ・診療室 51 m² 点滴室・隔離室 60.7 m²

西部保健センター

所在地 〒285-0843 佐倉市中志津2丁目32番4号 (西部保健福祉センター1階)

TEL:043-463-4181 FAX:043-463-4183

1. 施設

- ・敷地面積 4,250 m²
- ・建物面積(延床) 2,490.02 m²
 - 1階 1,192.90 m² 運動指導室・保健指導室・調理室・診察室・消毒室・相談室・事務室・会議室
 - 2階 1,106.12 m² 西部地域福祉センター
 - 機械室棟 191 m²

2. 施設整備の履歴

- ・工事期間 着工:平成9年6月27日 完成:平成10年3月3日
- ・総事業費 1,436,130千円(設計費 46,350千円、工事監理費 21,000千円、工事費 1,368,780千円)

南部保健センター

所在地 〒285-0806 佐倉市大篠塚 1587 番地 (南部保健福祉センター2 階)

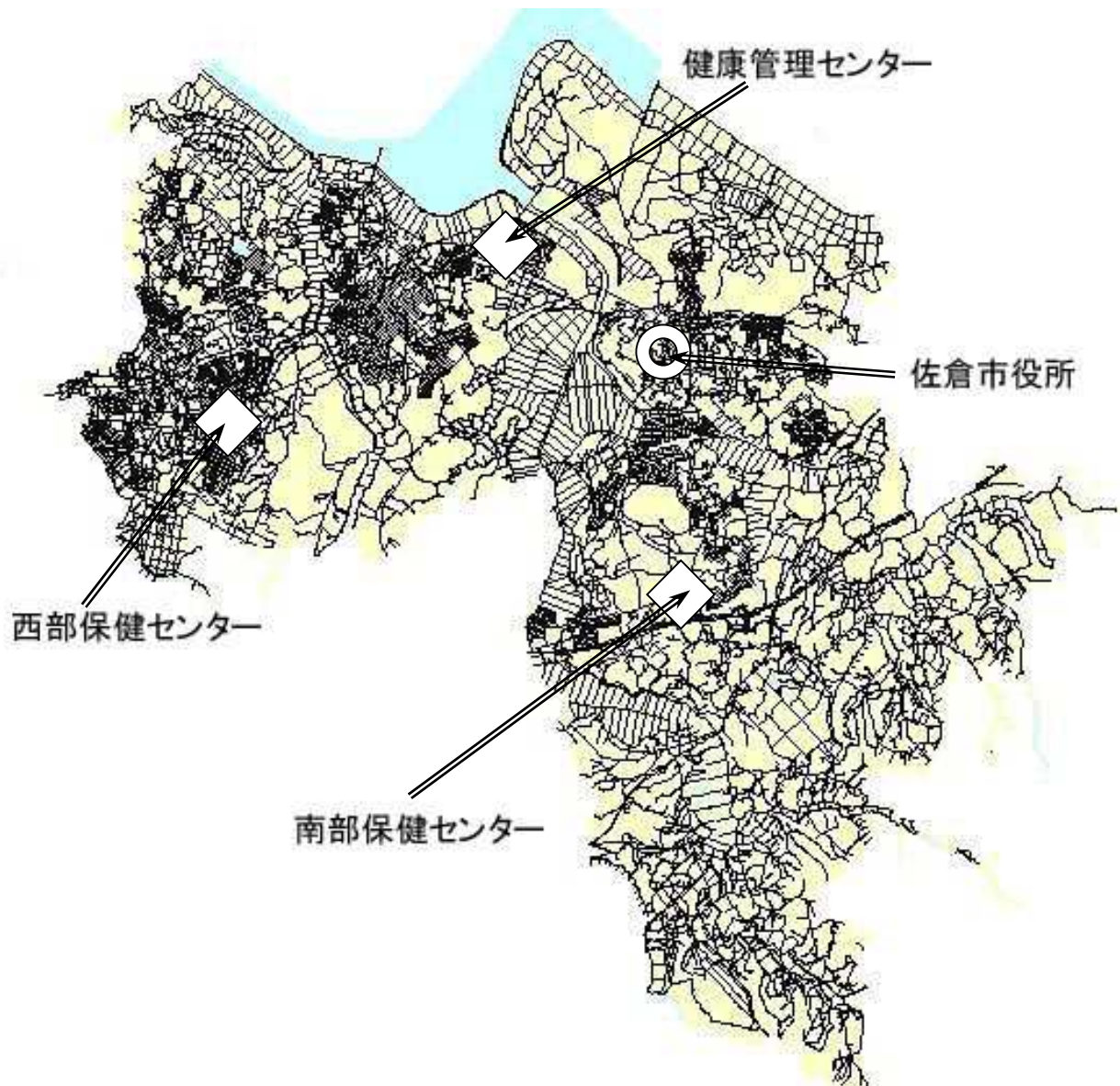
TEL:043-483-2812 FAX:043-483-2813

1. 施設

- ・敷地面積 8,372.41 m²
- ・建物面積(延床) 3,660.75 m²のうち733.72 m²(2 階保健センター部分)
 - 1 階 1,992.95 m² 南部地域福祉センター・さくらんぼ園
 - 2 階 1,662.62 m² 南部保健センター(保健指導室・調理室・消毒室・相談室・会議室・事務室)
南部児童センター
 - R 階 5.18 m² 機械室

2. 施設整備の履歴

- ・工事期間 着工:平成10年9月1日 完成:平成11年12月21日
- ・総事業費 1,839,428 千円(南部保健福祉センター)
(設計費 72,070 千円、工事監理費 23,625 千円、敷地購入費 152,775 千円、工事費 1,590,958 千円)



5. 健康推進課・母子保健課 歳入歳出決算額の推移

【健康推進課・母子保健課（令和元年度～令和4年度）】

※令和2年度までは健康増進課としての値、令和3年度からは健康推進課・母子保健課の合算値。

目別歳出決算額 (単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
民生費				
児童福祉総務費	-	65,676	26,303	18,930
衛生費				
保健衛生総務費	437,131	431,516	609,042	522,470
保健衛生費	450,653	410,260	440,197	520,870
予防費	392,485	487,032	2,022,790	1,684,820
休日夜間急病診療所費	196,000	184,975	178,619	179,885
合計	1,476,268	1,579,457	3,276,947	2,926,971

※千円未満切り上げのため合計と内訳が一致しない場合がある。

財源別歳入決算額 (単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
国庫支出金	16,708	276,937	1,795,063	2,131,842
県支出金	11,675	12,039	8,909	26,702
その他	145,541	78,711	109,983	206,348
合計	173,924	367,687	1,913,955	2,364,892

※千円未満切り捨てのため合計と内訳が一致しない場合がある。

【健康推進課・母子保健課（令和5年度）】

目別歳出決算額 (単位：千円)

健康推進課		母子保健課	
	令和5年度		令和5年度
民生費		民生費	
-	-	児童福祉総務費	17,631
衛生費		衛生費	
保健衛生総務費	526,365	保健衛生総務費	12,284
保健衛生費	333,027	保健衛生費	151,839
予防費	532,978	予防費	437,101
休日夜間急病診療所費	121,749	-	-
合計	1,514,118	合計	618,854

※千円未満切り上げのため合計と内訳が一致しない場合がある。

財源別歳入決算額 (単位：千円)

健康推進課		母子保健課	
	令和5年度		令和5年度
国庫支出金	1,080,722	国庫支出金	60,394
県支出金	9,665	県支出金	12,561
その他	100,605	その他	91
合計	1,190,992	合計	73,046

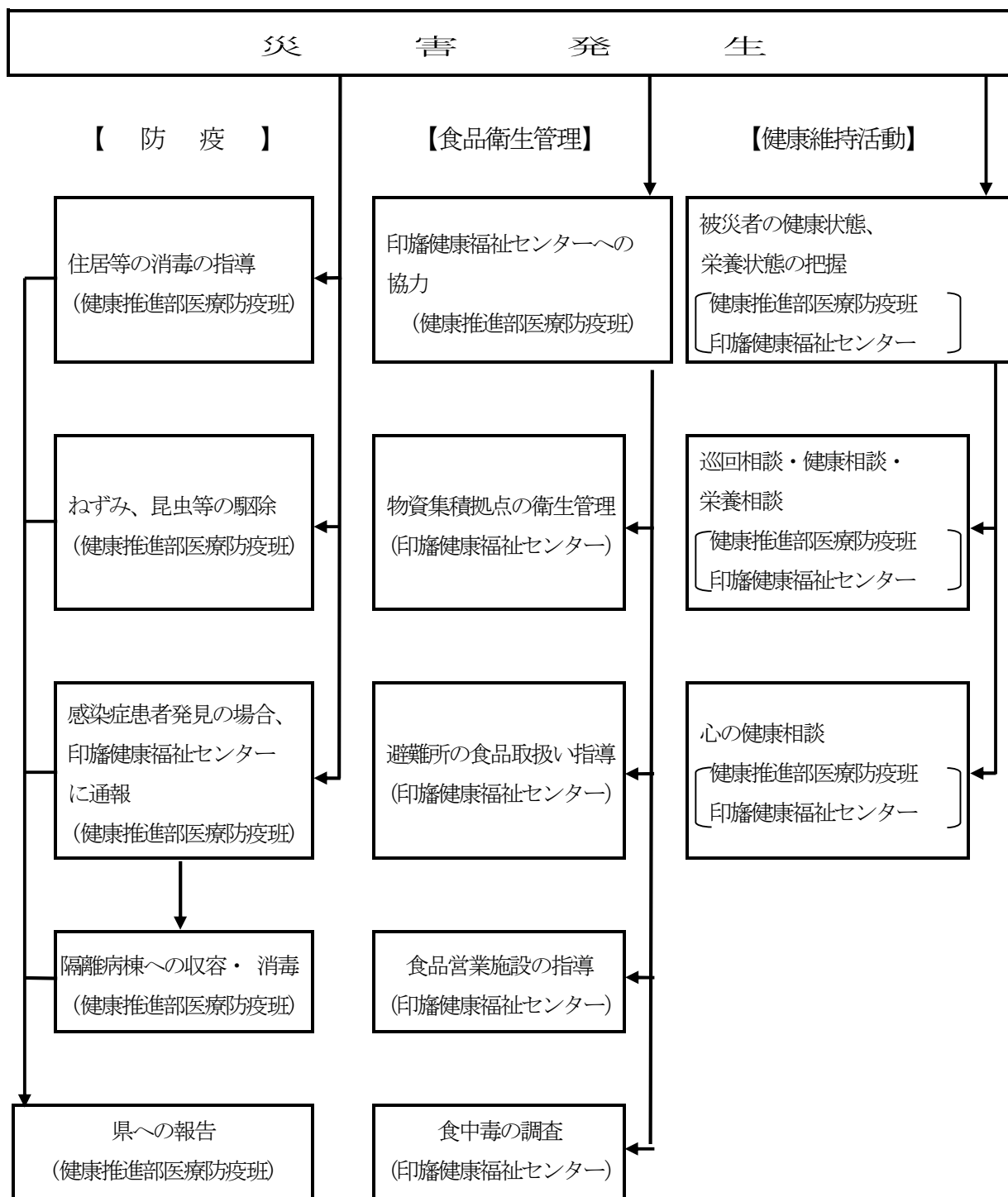
※千円未満切り捨てのため合計と内訳が一致しない場合がある。

6. 地域健康危機管理体制

《佐倉市の健康危機管理体制》

地震等の災害が発生した場合、佐倉市地域防災計画に基づき、印旛保健所及び地域医療機関等関係機関と連携を図りながら、市民の健康維持のため、良好な衛生状態の確保に努める。

《応急対策の流れ》



《災害時応急活動》

災害発生時の対応として、次の事務を所掌する。

健康推進部 責任者：健康推進部長

班 名	所 掌 事 務
医 療 防 疫 班 (健康推進課) (母子保健課) (西部保健センター) (南部保健センター)	1 被災者の医療、助産、防疫及び救護に関すること。 2 医薬品、医療資器材等の調達及び確保に関すること。 3 災害時の感染症の予防及び防疫に関すること。 4 被災住宅等の消毒及び防疫に関すること。 5 救護本部の設置及び医療救護活動の調整等に関すること。 6 医療救護班等の派遣依頼及び連絡調整に関すること。 7 医療救護班等の活動の把握、報告及び継続の要否に関すること。 8 救護所の設置及び被災傷病者の把握に関すること。 9 乳幼児及び妊産婦の安否確認、避難支援及び生活相談に関する こと。 10 避難所及び応急仮設住宅への巡回診療に関すること。 11 市内医療機関の被害状況の把握及び報告に関すること。 12 医療救護活動に係る国、県、近隣市町村、関係機関、 民間協力団体等への支援要請に関すること。 13 印旛健康福祉センターとの連絡に関すること。 14 遺体の検案の協力に関すること。 15 健康管理センター及び保健センターの利用者の保護、 避難等に関すること。 16 健康管理センター及び保健センターの被害状況の把握及び報告、 警備並びに応急対策に関すること。 17 妊娠届の受理及び母子健康手帳の交付に関すること。

7. 健康増進計画「健康さくら21（第2次）【改訂版】」

① 計画策定の背景とその経過

佐倉市では、“すべての市民が健康で、いつまでも現役でこころ豊かに暮らせる健康なまち”となることを目標に、「生活習慣病予防（一次予防）を重視した健康づくり」と「健やかな親子づくり」を目的とした健康増進計画「健康さくら21」を平成16年3月に策定した。

平成20年度には、「健康さくら21」の中間見直しを行い、保健医療や健康増進に関する国の新たな制度改正、法整備に合わせた施策を反映するとともに、国の健康増進計画である「健康日本21」、千葉県健康増進計画である「健康ちば21」との整合性を図った。また、目標年度についても、当初の平成22年度から、平成24年度に延長した。

「健康さくら21」計画期間の最終年度である平成24年度には、引き続き平成25年度以降も、市民の健康づくりと健やかな親子づくりを推進していくために、新たな健康増進計画「健康さくら21（第2次）」を策定した。

「健康さくら21（第2次）」には、国から示された「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」の内容も反映した。

平成30年度には、「健康さくら21（第2次）」策定から5年が経過したことから、中間評価を実施、課題の検討、目標値や取り組み内容の見直しを行った。さらに、平成28年に自殺対策基本法が改正され、市町村に自殺対策計画を策定することが義務付けられたことから、これまで「健康さくら21（第2次）」において、こころの健康対策を推進してきた経過を踏まえ、自殺対策計画を策定し一体の計画とした。

② 日本における健康づくりの取り組み

（1）第1次国民健康づくり対策（昭和53年）

健康づくりは、国民一人ひとりが「自分の健康は自分で守る」という自覚をもつことが基本であり、行政としてはこれを支援するため、国民の多様な健康ニーズに対応しつつ、地域に密着した保健サービスを提供する体制を整備していく必要があることから、「生涯を通じる健康づくりの推進」、「健康づくりの基盤整備」、「健康づくりの普及啓発」の3点を柱とした取り組みが推進された。

（2）第2次国民健康づくり対策（昭和63年）

第2次対策「アクティブ80ヘルスプラン」では、第1次の対策などこれまでの施策を拡充するとともに、運動習慣の普及に重点を置き、栄養・運動・休養の全ての面で均衡のとれた健康的な生活習慣の確立を目指した取り組みが展開された。

（3）第3次国民健康づくり対策（平成12年）

第3次対策「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」では、壮年期死亡の減少、健康寿命の延伸及び生活の質の向上の実現を目的とし、生活習慣病及びその原因となる生活習慣等の国民の保健医療対策上重要となる課題について、10年後を目途とした目標等を設定し、広く関係団体等の積極的な参加や協力を得ながら、一次予防を重視した情報提供等を行う取り組みが推進された。

（4）「健康増進法」の施行（平成15年）

高齢化の進展や疾病構造の変化に伴い、国民の健康増進の重要性が著しく増大しているため、健康の増進に関する正しい知識の普及、情報の収集・整理・分析・提供、研究の推進、人材の育成・資質の向上を図り、「健康日本21」を中核とする国民の健康づくり・疾病予防をさらに積極的に推進するため、施行された。

(5) 健康日本21の改正（平成19年）

健康増進法に基づく国民の健康増進の総合的な推進を図るための基本的な方針が一部改正され、「健康日本21」が改正された。

(6) 第4次国民健康づくり対策（平成25年）

平成34年度までを計画期間とする「健康日本21（第2次）」が開始され、すべての国民が共に支え合い、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を目指すべき姿とし、基本的な方向として①健康寿命の延伸と健康格差の縮小、②主要な生活習慣病の発症予防と重症化予防、③社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上、④健康を支え、守るための社会環境の整備、⑤栄養、食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善を推進している。

※その後、健康日本21（第2次）は令和5年度まで計画期間が延長された。

③ 健康さくら21 策定の経過

平成14年度	市民健康意識調査の実施、健康課題の抽出、「健康さくら21」策定委員会の設置
平成15年度	「健康さくら21」計画策定
平成16年度	「健康さくら21」計画公表
平成18・19年度	市民健康意識調査の実施、分析（中間評価）
平成20年度	「健康さくら21」計画見直し、公表
平成23年度	市民健康意識調査の実施、分析（最終評価）
平成24年度	「健康さくら21（第2次）」計画策定、公表
平成29年度	市民健康意識調査の実施
平成30年度	「健康さくら21（第2次）【改訂版】」策定、公表
令和4年度	市民健康意識調査の実施

④ 健康さくら21（第2次）【改訂版】の位置づけと期間

この計画は、健康増進法第8条第2項に基づく「健康増進計画」、「健やか親子21（第2次）」の趣旨に基づく「母子保健計画」、自殺対策基本法第13条第2項に基づく「自殺対策計画」を一体化した計画である。

「第4次佐倉市総合計画（平成23年度～平成31年度）」を上位計画として、市民の健康づくりや健やかな親子づくりを進めるため、また、誰も自殺に追い込まれることのない社会を実現するため、具体的な考え方や取り組み方法を示したものである。「佐倉市高齢者福祉・介護計画」など、他の分野の関連する計画と相互に連携しながら推進していく。

さらに、国の健康増進計画である「健康日本21（第2次）」、母子保健の推進計画である「健やか親子21（第2次）」、国の「自殺総合対策大綱」等とも整合性を保ち、それぞれの趣旨を踏まえつつ、佐倉市の地域性を尊重した計画としている。

計画期間は、平成25年度から令和4年度までの10年間とし、第2次計画策定から5年が経過した平成30年度に中間評価及び見直しを行った。

今後も国や県の健康増進計画の動向を注視しながら、計画を推進していく。

※「健康日本21（第2次）」の計画期間が令和5年度に延長されたことから、「健康さくら21（第2次）【改訂版】」についても計画期間を令和5年度までに延長している。

⑤ 基本方針

- ・「健康日本21（第2次）」と「健やか親子21（第2次）」を一体的に含めた計画にします。
- ・自殺対策計画としても位置付けます。
- ・ヘルスプロモーションの考え方を取り入れます。
- ・めざすべき姿の実現のために、目標と指標を設定し、達成状況を評価します。

⑥ 基本理念

心もからだも健やかで、幸福な生活が送れること

⑦ めざすべき姿

- ・いつでもいきいきと生活できる市民
- ・健康を支え合える地域社会

⑧ 基本姿勢

1. 自分に合った健康づくりに取り組もう（一人ひとりの個性と健康観の重視・みんなが主役）
2. 楽しみながら健康づくりに取り組もう（無理をせず自分に合った活動を）
3. 親と子が健やかに暮らせるまちをつくっていかう（地域ぐるみの子育て・子育て）
4. 歴史と自然に親しみながら健康づくりを進めよう（市の資源を生かした取り組み）
5. とともに支え合って健康づくり運動を推進しよう（健康づくりの環境整備・しくみづくり）
6. 誰も自殺に追い込まれることのないまちをつくっていかう（気づき、つながり、支え合う生活を）

【基本理念】心もからだも健やかで、幸福な生活が送れること

【めざすべき姿】

- ・いつでもいきいきと生活できる市民
- ・健康を支え合える地域社会

【基本姿勢】

- ・自分にあった健康づくりに取り組もう
- ・楽しみながら健康づくりに取り組もう
- ・親と子とが健やかに暮らせるまちをつくっていかう
- ・歴史と自然に親しみながら健康づくりを進めよう
- ・ともに支え合って健康づくり運動を推進しよう
- ・誰も自殺に追い込まれることのないまちをつくっていかう

ライフステージごとの取り組み(幼年期・少年期・青年期・壮年期・中年期・高齢期)

健やかな親子づくりの
取り組み

- ・妊娠・出産・周産期
健康充実した出産・育児の環境づくりの取り組み
- ・健康
生活習慣の改善と事故予防対策
- ・育児
育児の負担・不安の軽減
- ・思春期
次世代の健全な育成

健康寿命の延伸・健康格差の縮小

- ・生活習慣病
生活習慣病の早期発見と予防に向けて
- ・栄養・食生活
食生活の改善を通じた健康な生活習慣の獲得
- ・身体活動・運動
日常の活動と運動を通じた健康増進と地域づくり
- ・飲酒
お酒の正しい知識とみんなで支え合う心の問題
- ・喫煙
喫煙者の減少と受動喫煙の防止
- ・歯と口腔
歯と口腔の健康から、話す・食べるの喜びを

いのち支える
佐倉市自殺対策計画

- ・このころの健康づくり
このころの健康づくりについて理解を深め、心身の健康を保とう
- ・自殺予防のための地域づくり
自殺予防のための地域づくりで支えるネットワークを広げよう
- ・生き残るための支援体制の充実
生き残るための支援体制の充実
- ・誰も自殺に追い込まれない佐倉を目指して
誰も自殺に追い込まれない佐倉を目指して

Ⅱ 子どもの保健

1. 妊娠届出・母子健康手帳交付

根拠法令等	母子保健法第 15 条、第 16 条
健康さくら 21 (第 2 次) 【改訂版】目標値 (市の現状) → (目標値)	・妊娠 11 週以下での妊娠届け出の割合 91.4% → 95.0% ・妊娠中飲酒していた母親の割合 5.0% → 0% ・妊娠中の母親の前で吸っていた家族の割合 12.4% → 0% ・妊娠中に喫煙していた母親の割合 2.4% → 0% ・妊娠・出産について満足している人の割合 (新たな目標項目) 81.1% → 86.0%

《目 的》

母子保健法第 15 条に基づき提出された妊娠届出により、妊娠・出産・育児に関する母子の健康状態を一貫して記録しておくため、同法第 16 条による母子健康手帳を交付する。

《内 容》

- ・妊娠届出書の受理。
- ・母子健康手帳、副読本、及び妊産婦・乳児一般健康診査受診票、新生児聴覚スクリーニング検査受診票、産婦健康診査受診票を交付。母子保健や子育て支援サービスのチラシ等の配布。
- ・妊婦との面談後、国の出産応援給付金の案内。
- ・届出・交付場所は、健康管理センター、西部保健センター、南部保健センター、志津北部地域子育て世代包括支援センター（以下志津北部子育て包括）、市役所こども保育課内の 5 か所。
- ・外国人妊婦への対応が円滑に行えるよう、外国語版母子健康手帳の交付や多言語音声翻訳機を備えている。

《実 績》

①過去 5 年間妊娠週数別届出数									(件)
年度	妊娠届出数	初妊婦数 (割合%)	届出時の妊娠週数						(再掲) ぴったり サービス 届出数
			～11 週 (割合%)	12～19 週	20～27 週	28 週以上	産後	週数不詳	
令和元年度	861	373 (43.3%)	771 (89.5%)	76	10	3	1	0	
令和2年度	864	434 (50.2%)	797 (92.2%)	56	7	4	0	0	
令和3年度	782	339 (43.4%)	731 (93.5%)	44	4	2	1	0	
令和4年度	757	337 (44.5%)	692 (91.4%)	51	6	6	2	0	30
令和5年度	733	352 (48.0%)	677 (92.4%)	47	5	4	0	0	138

②交付場所別・妊婦の居住地区別届出数

(件)

母子健康手帳交付場所	対象者数	割合 (%)	妊婦の居住地区						
			佐倉	臼井	志津	根郷	和田	弥富	千代田
健康管理センター	112	15.3	13	72	5	8	0	0	14
西部保健センター	165	22.5	0	2	161	1	0	0	1
南部保健センター	49	6.7	1	0	0	43	4	1	0
志津北部包括	133	18.2	0	9	122	1	0	0	1
こども保育課内	273	37.3	94	29	29	95	1	2	23
合計	732	100	108	112	317	148	5	3	39

※令和5年度：ぴったりサービスによる妊娠届出後、母子健康手帳交付前に流産1件あり。

母子健康手帳交付数は744冊（双胎妊娠12組）

③保健師・助産師による面接実施状況

	件数	面接実施件数	面接実施率	要支援者数	要支援率
妊娠届出	733	731	99.7%	179	24.5%
転入時別冊交換（妊婦）	67	67	100%	14	20.9%
合計	800	798	99.8%	193	24.2%

要支援者地区別内訳：佐倉地区 32人、臼井地区 30人、志津地区 74人、根郷地区 47人、
和田地区 2人、弥富地区 1人、千代田地区 7人

※悪阻等の理由で当日妊婦本人と面接が出来なかった場合には、代理人申請で母子健康手帳を交付し、
後日、妊婦に対して訪問や保健センターでの面接を実施している。

※面接未実施の理由として、ぴったりサービスで妊娠届出申請後に流産や代理人申請後転出などが挙げられる。

④母子健康手帳再交付数、妊婦・乳児一般健康診査受診票交付数

(件)

	件数	理由			
		汚損	紛失	多胎	その他
母子健康手帳再交付	43	2	12	0	29
妊婦・乳児一般健康診査受診票交付	113	94	17	1	1

※再交付のうち「その他」の理由は、外国からの転入等によるものを含む。

⑤妊婦本人の喫煙状況（人）

状況	人数	割合 (%)
吸っていない	711	88.9
現在吸っている	10	1.2
妊娠中のため止めた	79	9.9

⑥家族の喫煙状況（人）

状況	人数	割合 (%)
家族に喫煙者はいない	577	72.1
夫・パートナー	193	24.2
妊婦の父母	23	2.9
夫の父母	1	0.1
兄弟姉妹	1	0.1
その他	5	0.6

⑦妊婦本人の飲酒状況（人）

状況	人数	割合 (%)
飲んでいない	448	56.0
妊娠中のため止めた	349	43.5
現在飲んでいる	3	0.5

⑧特定妊婦把握状況

※ 特定妊婦の定義：児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第5項

「出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦」とする。

【特定妊婦の状況】 特定妊婦 14 件

こども家庭課（家庭児童相談室）と妊娠中に支援を行った件数 26 件

理由内訳（重複あり）10 代妊娠 2 件、精神疾患既往歴有 8 件、被虐待妊婦（DV 歴含む）10 件、
経済困窮 8 件、シングルマザー 7 件、ステップファミリー 1 件

《考 察》

市内 5 か所の子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠届出時に妊婦の全数面接を目標に、妊婦が安心して妊娠・出産・育児ができるよう、妊娠期における過ごし方、出産・子育て支援サービス等の情報提供、地区担当保健師の紹介などを行っている。

届出方法の一つとして令和4年度から開始したマイナポータルを利用したオンライン申請（びったりサービス）は、令和5年度は4倍以上に増えており、身近な申請方法として受け入れられた様子である。

届出週数については、妊娠 11 週以下での妊娠届出の割合は 92.4%と、依然目標値には達していないが 90%以上を維持しており、妊娠届出時の面接についてもほぼ全数の妊婦が受けることができた。

面接後には妊婦との面接内容をふまえ、例年 2 割程度が継続して支援が必要な要支援者と判断される。その際には、地区担当保健師が産前・産後支援計画を作成し、関係機関と連携をとりながら産後 6 か月を経過するまで支援をしている。

また、令和4年度から出産・子育て応援事業を開始し、伴走型相談支援の一環として、妊娠届出時に妊婦との面談を行い、面談後に申請書を配付している。

今後も、早期の届出及び面接を通して安全に妊娠期のスタートをきり、必要時支援を受けながら安心して妊娠・出産・育児ができるように切れ目のない支援に取り組んでいきたい。

2. 妊婦・乳児一般健康診査

根拠法令等	母子保健法第13条 佐倉市妊産婦及び乳児健康診査費並びに新生児聴覚スクリーニング検査費助成事業の実施に関する規則	
健康さくら21（第2次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	・妊娠11週以下での妊娠届け出の割合 ・かかりつけの小児科医を持つ人の増加	91.4% → 95.0% 92.6% → 100%

《目 的》

母子保健法第13条に基づき、妊産婦又は乳児に対して健康診査を実施し、異常の有無を早期に発見し適切な指導を行い、妊産婦及び乳児の健康の保持増進を図る。

《内 容》

- ①対 象 佐倉市に住所を有する妊婦及び乳児
- ②実施方法 健康診査業務については医療機関（助産所含む）に委託
受診者は、妊娠届出時に発行している母子健康手帳別冊にとじ込みの受診票を、医療機関に提出することにより、費用助成が受けられる。
委託ができない医療機関の場合、償還払いで助成する。

③健診種類及び検査内容

ア. 妊婦一般健康診査

期 間	妊娠初期～23 週	妊娠 24～35 週	妊娠 36 週～出産
健診回数	4 回	6 回	4 回
受診間隔	4 週間に 1 回	2 週間に 1 回	1 週間に 1 回
毎回共通の検査項目	基本的な妊婦健康診査 （診察・計測・血圧・尿化学検査・保健指導）		
必要に応じて行う医学的検査	＜初期に1回＞ 血液検査（血液型・血糖検査・貧血検査・B型肝炎抗原検査、C型肝炎抗体検査・HIV抗体検査、梅毒血清検査、風疹ウイルス抗体検査）、子宮頸部がん検診 ＜期間内に2回＞ 超音波検査	＜期間内に1回＞ 血液検査（貧血・血糖・HTLV-1抗体検査）、クラミジア検査、B群溶血性レンサ球菌検査、超音波検査	＜期間内に1回＞ 血液検査（貧血）、超音波検査

イ. 乳児一般健康診査（1回目：3～6か月、2回目：9～11か月）

基本的な乳児健康診査（問診、診察、身体計測）

- ④周知方法 ア. 妊娠届出書提出時に受診票をとじ込んだ「母子健康手帳別冊」を配布
イ. 母子健康手帳交付時配布のリーフレットに掲載
ウ. 市ホームページ、健康カレンダーに掲載
エ. 乳児相談・もぐもぐ教室の案内にリーフレット同封

《実 績》

① 妊婦一般健康診査受診状況

発券枚数：妊娠届出数×14（回分）

年度	対象者数(人) (妊娠届出数)	発券枚数(枚)	利用枚数(枚)	利用率(%)	平均利用枚数 (枚)
令和元年度	861	12,054	10,439（償還分179含む）	86.6	12.1
令和2年度	864	12,096	9,801（償還分204含む）	81.0	11.3
令和3年度	782	10,948	9,940（償還分195含む）	90.8	12.7
令和4年度	757	10,598	9,072（償還分172含む）	85.6	12.0
令和5年度	733	10,262	8,731（償還分220含む）	85.1	11.9

② 乳児一般健康診査受診状況

年度	乳児一般健康診 査（2回分） 利用枚数（枚）	3～6か月児			9～11か月児		
		対象者数 (人)	利用枚数 (枚)	利 用 率 (%)	対象者数 (人)	利用枚数 (枚)	利 用 率 (%)
平成30年度	1,836 (償還分3含む)	961	939	97.7	961	897	93.3
令和元年度	1,673	898	877	97.7	898	796	88.6
令和2年度	1,461 (償還分2含む)	786	724	92.1	786	737	93.8
令和3年度	1,422 (償還分1含む)	842	755	89.7	842	667	79.2
令和4年度	1,433 (償還分1含む)	775	712	91.9	865	721	83.4
令和5年度	1,347 (償還分1含む)	734	689	93.9	804	658	81.8

※令和3年度までの対象者数は出生数、利用率は利用枚数/対象者数（出生数）

※令和4年度以降の対象数：3～6か月児は3か月児、9～11か月児は9か月児

《考 察》

妊婦・乳児一般健康診査の受診票は原則として千葉県の実医療機関に限り利用するものとなっていることから、県外の里帰り先などで受診を希望する方には、随時、受診を希望する医療機関と市が個別契約し、利便性の向上に努めている。個別契約ができない医療機関を受診した方については、償還払いとして健診に係る費用を助成している。

妊婦一般健康診査は、厚生労働省通知「妊婦に対する健康診査についての望ましい基準」に沿って受診した場合の受診回数として14回分の健診費用の助成を行っている。ただし、妊娠の届出が遅かったり、出産予定日より早く生まれたりすると、14回すべての受診票を使わないことが多いため、受診率を100%にすることは難しい。すべての妊婦が適正に妊婦健診を受けることができるよう、今後も妊婦健診の必要性について妊娠届出時やホームページ等で啓発していきたい。

乳児一般健康診査について、昨年度から、より実態に近い利用率を出せるように対象者の考え方を変更した。昨年度より、9～11か月が減少しているため、今後も引き続き母子事業等で受診勧奨していきたい。

3. マタニティクラス・パパママクラス

根拠法令等	母子保健法第9条
健康さくら 21（第2次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	・積極的に育児をしている父親の割合（新たな目標項目） 61.1% → 66.0%
	・市または病院のマタニティクラスを受講した人の割合 78.3% → 増加
	・妊娠中の飲酒の割合 5.0% → 0%
	・妊娠中の喫煙の割合 2.4% → 0%
	・妊娠中の母親の前で吸っていた家族の割合 12.4% → 0%
	・妊娠・出産について満足している人の割合（新たな目標項目） 81.1% → 86.0%

《目 的》

妊娠・出産・育児について体験学習を通して正しい知識を学び、健全な母性と児の育成を図る。
妊婦同士の交流を図りながら、地域における子育ての仲間づくりを支援する。また、父親となる者に、妊婦の体の変化や育児協力の大切さを伝えることにより、夫婦協働の必要性の認識を促す。

(1) マタニティクラス

《内 容》

- ① 対 象 佐倉市に在住する妊婦とその夫（内縁を含む） 各回定員 18 人（初妊婦優先）
- ② 実施会場 健康管理センター（3 回）、西部保健センター（3 回）
- ③ 周知方法 案内文を妊娠届出時に配布、健康カレンダー・ホームページ掲載
- ④ カリキュラム

内 容	担 当 者	時 間
1. オリエンテーション	保健師	9:00～11:30
2. 講義「妊娠中・授乳中の栄養」	栄養士	
3. 講義「妊娠中のお口の健康」	歯科衛生士	
4. 講義「妊娠中の身体の変化や過ごし方」	助産師	
5. 講義「佐倉市からのお知らせ」、グループワーク	保健師	
6. 個別相談/妊婦ジャケット体験（希望の方・必要な方）	保健師・栄養士	

《実 績》

① 受講状況

年度	回数	対象者数	受講者			受講者合計
			妊婦	割合（%）	夫・パートナー	
令和元年度	6	373	56	15.0		56
令和2年度	3	434	23	5.3		23
令和3年度	6	339	64	18.9		64
令和4年度	6	337	50	14.8		50
令和5年度	6	405	68	16.8	40	108

※対象者数：当該年度に妊娠届出をした者のうち初妊婦

② 地区別受講状況

(人)

対象者数(人)	佐倉	臼井	志津	根郷	千代田	和田	弥富	合計
	72	55	171	87	17	2	1	405
受講者数(人)	8	12	30	16	2	0	0	68
受講率(%)	11.1	21.8	17.5	18.4	11.8	0.0	0.0	16.8

※対象者数：当該年度に妊娠届出をした者のうち初妊婦

③ 妊婦の喫煙状況

(人・割合)

喫煙中	禁煙中	吸わない	無回答	計
0 (0.0%)	2 (2.9%)	62 (91.2%)	4 (5.9%)	68

④ 受講した夫（パートナー）の喫煙状況

(人・割合)

喫煙中	禁煙中	吸わない	無回答	計
5 (12.5%)	0 (0.0%)	31 (77.5%)	4 (10.0%)	40

⑤ 参加妊婦の飲酒状況

(人・割合)

飲酒している	飲酒していない	無回答	計
0 (0.0%)	66 (97.1%)	2 (2.9%)	68 (100%)

⑥ 相談件数（分類は地域保健・健康増進事業報告を引用）

(人)

相談理由	栄養	運動	休養	禁煙	歯科	その他	合計
相談者数(人)	10	0	0	0	0	11	21

【主な相談内容】体重管理、初めての出産育児への不安、産後の支援など

⑧ 動画配信（オンデマンド）

内容	妊娠中について 妊娠中の体重管理 栄養バランス 主食・主菜・副菜の栄養バランス	気を付けてとりたい栄養素 食生活で気を付けたいこと 授乳中の栄養
視聴回数	124回（令和5年4月1日～令和6年3月31日）	

《考 察》

マタニティクラス受講率は、前年度より2.0ポイント増加した。今年度から、対象者を妊婦とその夫へ拡大したことや、パパママクラスとの同日開催日を設定したこと等が影響していると考えられる。

また、参加者の約6割が夫婦で参加しており、夫の出産・育児に関する関心の高さが伺えた。夫同士が交流する時間を設けたことで、不安を共有できた等の感想が聞かれた。

次年度も、父親となる方への支援を含めたカリキュラムの検討を行い、満足度の高い内容となるよう検討していきたい。

(2) パパママクラス

《内 容》

- ① 対 象 佐倉市に在住する妊婦とその夫（内縁も含む） 各回定員 18 組（初妊婦優先）
- ② 実施会場 健康管理センター（6 回）、西部保健センター（5 回）
- ③ 周知方法 案内文を妊娠届出時に配布、健康カレンダー・ホームページに掲載
- ④ カリキュラム

内 容	担 当 者	時 間
1. オリエンテーション	保健師	13:00～16:30
2. 講義「産後のママの健康と生活」「赤ちゃんとの生活」	助産師	
3. 夫婦で話し合う「 ^{まるまる} 家作戦会議」	保健師	
4. 沐浴実習、妊婦ジャケット着用体験、グループワーク	助産師・保健師	
5. 個別相談（希望の方・必要な方）	保健師・助産師	

《実 績》

① 受講状況 (人)

年度	回数	対象者数	受講者				受講者 合計
			妊婦 (うち経産婦)	割合 (%)	夫・パートナー (うち単独)	そ の 他 の家族	
令和元年度	8 回	373	142 (4)	38.1	141 (2)	1	284
令和2年度	12 回	434	93 (2)	21.4	92 (0)	0	185
令和3年度	18 回	339	121 (2)	35.7	120 (1)	0	241
令和4年度	10 回	337	134 (3)	39.8	132 (1)	0	266
令和5年度	11 回	405	147 (0)	36.3	143 (0)	1	291

※対象者数は当該年度に妊娠届出をした者のうち初妊婦の数

② 地区別受講状況 (対象者数に対して)

	佐倉	臼井	志津	根郷	千代田	和田	弥富	合計
対象者数 (人)	72	55	171	87	17	2	1	405
受講者数 (人)	26	20	67	26	8	0	0	147
受講率 (%)	36.1	36.4	39.2	29.9	47.1	0	0	36.3

※対象者数：当該年度に妊娠届出をした者のうち初妊婦

※受講者数：パパママクラスを受講した家族のうち妊婦または夫のいずれか

③ 妊婦の喫煙状況 (人)

喫煙中	禁煙中	吸わない	無回答	合計
0 (0%)	1 (0.7%)	144 (98.0%)	2 (1.4%)	147

④ 受講した夫（パートナー）の喫煙状況 （人）

喫煙中	禁煙中	吸わない	無回答	合計
22 (15.4%)	5 (3.5%)	111 (77.6%)	5 (3.5%)	143

⑤ 参加妊婦の飲酒状況 （人）

飲酒している	飲酒していない	無回答	合計
0 (0.0%)	145 (98.6%)	2 (1.4%)	147

⑥ 相談件数 （分類は地域保健・健康増進事業報告を引用） （人）

相談理由	栄養	運動	休養	禁煙	その他	合計
相談者数	0	0	0	0	17	17

⑦ 動画配信（オンデマンド）

内容	産後について、赤ちゃんの特徴、沐浴
視聴回数	194回（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

《考 察》

パパママクラスの受講率は3.5ポイント低下したが、妊婦の受講者数は13人増加した。

今年度から出産後の赤ちゃんとの生活がイメージできるように1日の生活リズムの具体例を示す内容や、父親の育児参加に関する動画（パートナーと一緒に：公益社団法人 日本産婦人科医会作成）を追加している。参加した夫からは「夫婦で協力して育児をしていくことの大切さを感じた。」「ワークライフバランスを考えるきっかけになり、産後のイメージをふくらませることができた。」と言った感想があり、父親の積極的な育児参加につながっていくと考える。引き続き夫婦協働の必要性の認識や、父親の育児参加を促す内容を継続していく。また、病院での両親学級を受講する方もおり、病院での講義内容との差別化についても検討していく。

4. 産前・産後サポート事業

根拠法令等	母子保健法第9条、10条 佐倉市多胎妊産婦等サポーター事業実施要綱
健康さくら 21（第2次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	・子育てに自信が持てない保護者の割合 48.1% → 23.0% ・育児についての相談相手のいない保護者の割合 3.5% → 0.7% ・近所に育児について話し合える友人のいる保護者の割合 65.8% → 84.0% ・妊娠・出産について満足している人の割合 81.1% → 86.0%

《目 的》

妊産婦等が抱える妊娠・出産や子育てに関する悩み等について、子育て経験者やシニア世代等の相談しやすい「話し相手」又は助産師等の専門家等による相談支援等を行い、家庭や地域での妊産婦等の孤立感の解消を図ることを目的とする。

（1）多胎家庭交流会

beans room（ビーンズ・ルーム）

《内 容》

- ① 対 象 者：3歳未満の多胎児をもつ保護者とその子ども・多胎妊婦とその家族
- ② 方 法：対面で開催
- ③ 内 容：交流
- ④ 周知方法：佐倉市ホームページ・佐倉市公式LINE・対象者に案内送付

《実 績》

参加人数（延）

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
回数	11回		2回	2回	4回
参加人数	98人		4人	13人	84人

※令和3年度はオンラインでの開催のため、保護者のみの参加人数となっている。

令和4年度以降は対面で開催のため、保護者及び子どもの参加者を含んでいる。

《考 察》

多胎家庭が抱える悩みや孤立感等の解消を目的に、市内保健センターで交流会を開催している。これまでは新型コロナウイルス感染症の影響もあり、開催方法の変更や開催回数の減少等があったが、令和5年度は新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したこともあり、開催回数を増やしている。通常どおりの開催にしてからは参加人数が増えており、対面での交流機会の需要が高いことがわかる。

交流会では、参加者同士で育児の悩みごとの共有や実際に使ってよかった育児グッズ等の情報交換を行っている。また、子どもの身体計測や保健師等の専門職へ相談を行うこともでき、多胎家庭の不

安負担等の軽減につなげることができている。今後も、多胎家庭が安心して育児ができるよう、継続的に交流会を開催していきたい。

(2) 多胎妊産婦等サポーター事業

《内 容》

- ①対象者：本市に住所を有する多胎妊産婦又はおおむね2歳以下の多胎児を養育する世帯
- ②事業委託先：市内1団体
- ③実施内容：対象となる家庭にサポーターを派遣し、以下の支援を行う。
 - (ア) 対象者の養育状況の調査及び支援計画の立案
 - (イ) 子育てに関する不安、悩み等の傾聴
 - (ウ) 子育てに関する情報提供
 - (エ) 母子保健事業、予防接種及び医療機関への受診、地域の子育て支援拠点等への同行その他の外出の同行支援
 - (オ) その他必要な支援及び情報提供
- ④周知方法：佐倉市ホームページ、対象者へ案内文を送付

《実 績》

期間	利用家庭数	利用回数
令和5年9月～令和6年3月	3	7

利用状況（内訳）

年齢 (利用開始時)	利用 回数	利用内容
3か月	3	予防接種への同行支援（3回）
6か月	2	健診への同行支援（1回）、子育て支援センターへの同行支援（1回）
8か月	2	予防接種への同行支援（1回）、ビーンズルームへの同行支援（1回）

《考 察》

年度途中から事業を開始したが、対象者への個別通知や、ビーンズルームでの周知を行い、多胎家庭の支援を行うことができた。利用の背景としては、乳児期におけるニーズが高く、特に予防接種の同行支援への需要が高いことがわかった。予防接種は出産後初めての外出となる場合も多く、不安を感じる保護者も多いと推測される。今後も事業の周知啓発に努め、多胎家庭が安心して外出できる環境を整えていきたい。

５．新生児聴覚スクリーニング検査

根拠法令等	母子保健法第13条 佐倉市妊産婦及び乳児健康診査費並びに新生児聴覚スクリーニング検査 費助成事業の実施に関する規則		
健康さくら21（第2次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	・妊娠・出産について満足している人の割合	81.1% → 86.0%	
	・子育てに自信が持てない保護者の割合	48.1% → 23.0%	
	・育児についての相談相手のいない保護者の割合	3.5% → 0.7%	

《目 的》

新生児の聴覚障害を早期に発見し、できる限り早い段階で適切な措置を講じられるようにすることを目的としている。

《内 容》

- ①対 象 佐倉市に住民票を有する妊婦が出産した生後50日以内の児又は生後50日以内の児
- ②実施方法 (1) 費用助成
- ・生後50日以内に実施する新生児聴覚スクリーニング検査の費用を助成する。
(助成額は3,000円)
 - ・検査業務については医療機関（助産所含む）に委託。
 - ・受診者は、妊娠届出時に発行している母子健康手帳別冊にとじ込みの受診票を、医療機関に提出することにより、費用助成が受けられる。
 - ・委託ができない医療機関の場合、償還払いで助成する。
- (2) 検査結果の確認、受診勧奨
- ・受診票、全戸訪問事業や4か月児乳児相談等で検査結果を確認している。
 - ・検査の結果、リファ（要再検査）や要精密検査であるにも関わらず再検査を実施していない場合は、遅延なく受診するよう電話や訪問等で勧奨する。
- ③周知方法 妊娠届出時にリーフレットを配布。妊娠後期の妊婦への電話支援での勧奨。
広報やホームページ、子育て支援ガイドブック等にて周知。

《実 績》

①受診者数

(人)

年度	対象者数	受診者数	受診率	未受診者数	未把握者数
令和3年度	842	828	98.3%	14	0
令和4年度	749	745	99.5%	4	0
令和5年度	715	702	98.2%	5	8

※新生児聴覚スクリーニング検査の費用助成は令和3年度から開始。

②未受診者（5人）の内訳

(人)

未受診理由	人数
国外出産	3
保護者が検査を希望しなかった	2

③未把握者（8人）の内訳（人） 令和6年5月31日現在

未把握理由	人数
出生後に転出	5
長期入院中	2
受診票の戻りなし	1

④初回検査結果（受診者数702人の内訳）（人）

検査方法	パス	リファー	
		両側	片側
自動 ABR（AABR）	490	0	13
ABR	20	1	1
OAE	145	4	14
不 明	12	1	1
計	667	6	29

⑤繰り返し検査結果（リファーとなった35人のその後の検査状況）（人）

検査方法	パス	リファー		測定不能
		両側	片側	
自動 ABR（AABR）	9	0	3	0
ABR	2	0	0	0
OAE	11	3	4	0
不明	2	0	0	0
計	24	3	7	0

※未受診1人あり

⑥要精密検査となった児の経過（繰り返し検査結果でリファー、測定不能となった10人のその後）（人）

受診済	難聴の確定診断あり	1
	異常なし	5
	経過観察（再度検査予定）	4

《考 察》

新生児聴覚スクリーニング検査の受診率は、ほぼ横ばいで推移しており、大きな増減は見られない。現在、妊娠後期の妊婦への電話の際に、新生児聴覚スクリーニング検査の受診勧奨を行っている。今後も検査を受ける意義や必要性について、引き続き周知を行い、受診率向上に努めたい。

リファー者の中には、再検査が続くことで結果が出るまでに時間がかかり、受診を中断してしまう人がある。そのため、結果が確定するまで、児と保護者に寄り添っていく必要があると考える。

難聴の原因によっては、早期発見、治療の効果があるものがあるため、リファー者の早期把握に努める必要がある。また、新生児聴覚スクリーニング検査の結果がパスであっても、その後難聴になる可能性があることの啓発等も取り組んでいく必要があると考える。

6. 産婦健康診査

根拠法令等	母子保健法第13条 佐倉市妊産婦及び乳児健康診査費並びに新生児聴覚スクリーニング 検査費助成事業の実施に関する規則
健康さくら 21（第2次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	・子育てに自信が持てない保護者の割合 48.1% → 23.0% ・子どもをかわいいと思える保護者の割合 98.9% → 100% ・育児についての相談相手のいない保護者の割合 3.5% → 0.7% ・子どもを虐待していると思う保護者の割合 10.3% → 0% ・妊娠・出産について満足している人の割合 81.1% → 86.0%

《目 的》

母子保健法第13条に基づき、産後うつ予防や新生児への虐待防止を図るため、産婦への健康診査を実施またはその費用助成を行い、結果に基づいた適切な指導を行うことにより、産後間もない母子に対する支援を行う。

《内 容》

- ①対 象 産婦（概ね産後2週間と1か月）
- ②実施機関 契約医療機関（県内27か所、県外25か所）、契約助産院（県内3か所）
※契約外の医療機関で受診した場合は償還払い
- ③実施内容 健診はおおむね産後2週間と1か月の計2回までとする。
健診項目：ア.問診、イ.診察、ウ.体重・血圧測定、エ.尿検査
オ.質問票（Ⅰ：育児支援チェックリスト、Ⅱ：エジンバラ産後うつ質問票（EPDS）、Ⅲ：赤ちゃんへの気持ち質問票）
健診の結果は、実施機関が「健康・要観察・要支援」のいずれかで判定し、要支援と判定した場合には、実施機関から市に連絡を受け、概ね1週間以内に支援を開始する。
- ④周知方法 妊娠届出時に交付する母子健康手帳別冊に受診票を折込み。
転入妊婦にも健診を説明のうえ受診票を交付。
妊娠後期の妊婦への電話支援で受診勧奨。広報、ホームページにて周知。

《実 績》

①受診状況 (人)

年度	対象者数	実受診者数 1回目 受診者数	延受診者数 (うち償還 払い)	受診率 (実受診者数/ 対象者数)	実要支援者 数(率)	延要支援者 数(率)
令和元年度	898	789	1,343(43)	87.9%	113(14.3%)	136(10.1%)
令和2年度	786	691	1,192(44)	87.9%	77(11.1%)	94(7.9%)
令和3年度	833	756	1,305(42)	90.8%	58(7.7%)	86(6.6%)
令和4年度	738	683	1,183(50)	92.5%	89(13.0%)	136(11.5%)
令和5年度	706	672	1,180(69)	95.2%	118(17.6%)	192(16.3%)

※1 対象者数は令和2年度以前は出生数、令和3年度以降は産婦数とする。

※2 実受診者数は、実施体制が整わない等の理由で実施回数が産後1か月の1回のみの医療機関もあり、すべての産婦が2回受診するとは限らないため、1回目受診者とする。

※3 要支援者数は、令和4年度から医療機関から「健康」の判定で受診票の返却があった場合でも、市の判定で「要支援」に該当する産婦は「要支援」として取り扱う。

②受診時期別受診者数・要支援理由の状況

(人)

時期	受診者数	要支援者数	要支援率(%)	要支援理由（重複あり）（要支援者に対する割合）		
				EPDS 9点以上 (※1)	EPDS/ 設問10番 加点 (※2)	赤ちゃんへの気持ち質問票/設問3、5に加点 (※3)
2週間	504	88	17.5%	59(67.0%)	15(17.0%)	39(44.3%)
1か月	676	104	15.4%	58(55.8%)	22(21.2%)	50(48.1%)
全体	1,180	192	16.3%	117(60.9%)	37(19.3%)	89(46.4%)

※1 EPDS（エジンバラ産後うつ質問票）は、自記式の質問票で、全10項目の設問で構成される。

1設問当たり程度により0～3点が加点され、合計9点以上が産後うつが疑われるとされている。

※2 EPDSの設問10「自分自身を傷つけるという考えが浮かんできた」に加点があった場合、自殺念慮が疑われる。

※3 赤ちゃんへの気持ち質問票の設問3「赤ちゃんのことが腹立たしくいやになる」、設問5「赤ちゃんに対して怒りがこみあげる」に加点があった場合、児童虐待につながる可能性があると言われていいる。

③要支援者の支援状況（延人数）

要支援者数			
192人	医療機関からの連絡あり 99人(51.6%)		医療機関から連絡なし
	概ね1週間以内に訪問等の支援を実施した人数(率)	概ね1週間以内に支援を実施できなかった人数(率)	93人(48.4%)
	90人(90.9%)	9人(9.1%)	

※医療機関から連絡があったが、対象者が市からの連絡・訪問に応じず、概ね1週間以内に支援を実施できなかった者9人。

※医療機関からの連絡がなかった者の支援状況（延93人）

- ・妊娠中からの継続支援を実施 27人
- ・新生児訪問事業実施 64人
- ・産婦健診の受診後に転出。電話にて産婦へ状況確認後、転出先へ継続支援依頼実施 2人

④実要支援者の状況（重複あり）

要支援者数	出生順位第1子	妊娠中から継続支援の者
118人	81人(68.6%)	44人(37.3%)

⑤地区別実要支援者数（118人）の内訳

佐倉	臼井	志津	根郷	和田・弥富	千代田
25人	21人	42人	24人	1人	5人

《考 察》

産婦健康診査の受診率は、年々上がってきており、今年度は95.2%であった。妊娠届け出時や妊娠後期電話で、産婦健康診査の受診案内を行っており、その勧奨の効果が出ていると思われる。

要支援率は昨年より増加しており、中でも第1子や妊娠期から支援を継続している対象の割合が高くなっているため、妊娠期からの不安の解消や産婦健診の要支援判定となった背景を踏まえ、妊娠期からの支援の充実を図っていくことが必要と考える。

要支援者であっても、早期の支援につなげられていない産婦の割合が昨年度から増加傾向にある。要支援者の早期把握に向けて、今年度は、医療機関への健診実績の報告や健診後のフォロー体制を文書で周知した。医療機関との連携を強化することで、支援が必要な産婦を早期に把握し、産後ケアや早期の新生児訪問等の事業につなぐことで、産後うつや虐待の防止を図っていきたい。

7. 産後ケア事業

根拠法令等	母子保健法第 17 条の 2（産後ケア事業）
健康さくら 21（第 2 次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	・子育てに自信が持てない保護者の割合 48.1% → 23.0% ・子どもをかわいいと思える保護者の割合 98.9% → 100% ・育児についての相談相手のいない保護者の割合 3.5% → 0.7% ・子どもを虐待していると思う保護者の割合 10.3% → 0% ・妊娠・出産について満足している人の割合 81.1% → 86.0%

《目 的》

産後に心身の不調又は育児不安等がある者の心身の安定及び育児不安の解消を図り、母子とその家族が健やかな育児ができることを目的に実施する。

《内 容》

- ①対 象 本市に住所を有し、心身の不調又は育児不安がある母親とその児
 ※宿泊型・日帰り型は産後 2 か月未満、訪問型は産後 6 か月未満
 ※流産・死産をされた者も含む。
- ②実施機関 宿 泊 型：契約医療機関（市内 1 か所、市外 5 か所）
 日帰り型：契約医療機関（市内 1 か所、市外 5 か所）
 訪 問 型：千葉県助産師会印旛地区部会
- ③実施内容 施設に宿泊又は滞在、若しくは助産師の訪問により以下の支援を提供する。
 (1) 産婦の母体管理及び生活面の指導
 (2) 乳房管理
 (3) もく浴、授乳等の育児指導
 (4) 乳児の世話及び発育、発達等の確認
 (5) 産婦への食事の提供（宿泊型のみ）
 (6) その他必要な保健指導及び情報提供
- ④周知方法 妊娠届出時に事業リーフレットを配布。妊娠後期の妊婦への電話支援にて、妊婦の体調や協力体制などを確認した上で必要な方に利用を提案。広報やホームページ、子育て支援ガイドブック等にて周知等。

《実 績》

利用状況

年度	宿泊型		日帰り型		訪問型		合計	
	実(人)	延(日)	実(人)	延(日)	実(人)	延(日)	実(人)	延(日)
令和元年度	11	66	4	8	11	20		
令和2年度	9	46	0	0	18	49		
令和3年度	17	80	1	1	25	83	38	164
令和4年度	33	158	7	17	32	98	59	273
令和5年度	49	256	7	18	26	81	77	355

※合計の実人数は、産後ケア事業いずれかを利用した実際の人数。（宿泊型と訪問型を併用する等、

サービスを組み合わせて利用する人を1人とカウントして計上)

※令和2年度までは子育て支援課（現在のこども保育課）で実施していたが、組織改編により令和3年度から母子保健課で実施となった。令和2年度は新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発出により、宿泊型産後ケアの利用者の受け入れの休止期間あり。

《考 察》

利用者数は、年々増加傾向にあり、令和5年度は、特に宿泊型産後ケアの利用者が大幅に増加している。佐倉市では妊娠届出時と妊娠後期の電話支援の際に事業の周知を図っており、利用者数の増加に繋がっていると考ええる。

産後ケアの利用を希望する者がタイムリーに利用できるよう、令和6年度からは申請方法に電子による申請を追加し、委託施設等と連携を図りながら継続実施していきたい。また、産後ケア事業を推奨していくことで、産婦の体調面への不安や育児不安、負担感の軽減を図り、産後うつ発症のリスク低減へと繋げていきたい。

8. 母子訪問指導

根拠法令等	母子保健法第10条（保健指導）、第11条（新生児の訪問指導）、第17条（妊産婦の訪問指導等）、第19条（未熟児の訪問指導） 児童福祉法第21条の10の2、10の3（乳児家庭全戸訪問事業）
健康さくら21（第2次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	・新生児訪問・こんにちは赤ちゃん訪問を受けた人の割合 93.5% → 94.0% ・子育てに自信が持てない保護者の割合 48.1% → 23.0% ・子どもをかわいいと思える保護者の割合 98.9% → 100% ・育児についての相談相手のいない保護者の割合 3.5% → 0.7% ・子どもを虐待していると思う保護者の割合 10.3% → 0% ・妊娠・出産について満足している人の割合 81.1% → 86.0%

（1）妊産婦訪問

《目 的》

母子保健法第17条に基づき、妊産婦に対して家庭訪問を行い、妊娠又は出産・産褥期に支障を及ぼすおそれのある疾病を予防するとともに、安心して子育てができるよう支援する。

《内 容》

- ①対 象 妊娠届出時の面接や電話等で訪問を希望する妊婦
妊娠届出時の面接より訪問が必要と認められる妊婦
出産後の新生児訪問で継続支援が必要と認められた産婦
- ②内 容 家庭訪問による相談と支援
- ③従事者 保健師・助産師

《実 績》

① 実施状況

	妊娠届出数 (件)	妊婦訪問実(延)人数 (人)	支援継続 人数(人)	産婦訪問実(延)人数 (人)	支援継続 人数(人)	産婦訪問 要支援率 (%)
令和元年度	861	36(70)	34	878(880)	320	36.4
令和2年度	864	17(25)	17	731(740)	251	34.3
令和3年度	782	15(23)	15	779(784)	241	30.9
令和4年度	757	13(16)	13	749(749)	243	32.4
令和5年度	733	14(23)	14	705(706)	208	29.5

※産婦訪問実（延）人数について、平成30年度から地域保健の報告に準じ、新生児訪問と同時に実施した産婦訪問指導の実績も合わせて計上することとする。

※産婦訪問実（延）人数について、令和元年度から他市町村に依頼した新生児訪問と同時に実施した産婦訪問指導の実績も合わせて計上することとする。

② 要支援者のうち、エジンバラ産後うつ質問票（EPDS）9点以上であった者

要支援者数（人）	EPDS 9点以上の人数（人）	割合
208	40	19.2%

《考 察》

妊娠届出時の面接や全戸訪問で支援が必要と判断された妊産婦に対して、安心して出産・育児期を過ごすことができるように保健師や助産師が継続した支援を行っている。産婦訪問について、訪問実数に占める要支援率は減少傾向にある。この理由として、赤ちゃんの泣きへの対応方法が記載されたリーフレットの妊娠期での配布や、出産・子育て応援事業の伴走型相談支援による妊娠後期の電話や面談での支援、産婦健診による支援等、妊娠期から産後の支援の充実が要因として考えられる。今後も切れ目ない支援の充実を進めていきたい。

(2) 生後4か月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）

《目 的》

母子保健法第11条及び19条に基づく新生児訪問指導、児童福祉法第21条の10の2及び第21条10の3に基づく乳児全戸訪問事業を併せて実施することにより、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭に訪問し、子育てに関する情報の提供並びに乳児及び保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うことを目的とする。

《内 容》

ア．新生児訪問

- ①対 象 原則として出生後28日未満の新生児で、以下のいずれかに該当する者
 - ・第1子の新生児
 - ・未熟児養育医療の対象者
 - ・母子保健法第6条第6項に規定する未熟児
 - ・第2子以降の新生児で、出生通知書または電話で訪問指導を希望した者
 - ・第2子以降で妊婦訪問から継続して支援している者
 - ・第2子以降で医療機関から訪問依頼のある者
 - ・その他市長が認めた者（他市町村からの里帰り出産で依頼があった者等）
- ②内 容 家庭訪問による相談と支援
エジンバラ産後うつ質問票(EPDS)による、産婦の精神状態の確認と支援
- ③従事者 保健師・助産師

イ．こんにちは赤ちゃん訪問

- ①対 象 生後4か月までの産婦及びその乳児
新生児訪問の対象となった者は、新生児訪問として実施する。
- ②内 容 家庭訪問による育児に関する情報提供
エジンバラ産後うつ質問票(EPDS)による、産婦の精神状態の確認と支援
- ③ 従事者 保健師・助産師

《実 績》

① 実施状況

対象者数		
a	令和5年度出生数	その他市長が認めたもの (他市町村からの里帰り出産で依頼があった者等)
740 人	715 人	25 人

生後4か月までの全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問)実施数(実施率)			
b(b/a)	令和5年度 出生児	前年度 対象者	その他市長が認めたもの (他市町村からの里帰り出産で依頼があった者等)
739 人 (99.9%)	605 人	109 人	25 人

新生児訪問指導等と同時に実施(再掲) c(c/b)	
739 人 (100.0%)	

② 過去5年間の実施状況(佐倉市に住民登録されている者について)

年度	対象者数(人)	訪問数(件)	訪問率(%)	要支援者数(%)
令和元年度	898	889	99.0	330 (37.1%)
令和2年度	786	735	93.5	251 (34.1%)
令和3年度	842	787	93.5	245 (31.1%)
令和4年度	749	759	101.3	253 (33.3%)
令和5年度	715	714	99.9	217 (30.4%)

※訪問件数・訪問率について、前年度対象者への訪問を含む。

《考 察》

生後4か月までの早い時期の乳児の家庭訪問は、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会となり、乳児のいる家庭の孤立を防ぎ子育て支援を行う事業である。

新型コロナウイルス感染症の流行時には、家庭への訪問を感染への不安から拒否する家庭がみられたが、その後の妊娠届出時から切れ目ない支援や、出産・子育て応援給付金の支給の開始により、訪問が受け入れやすくなり、高い訪問率につながっていると思われる。

全戸訪問事業は産前産後をつなぐ事業として重要な役割を担っている。引き続き乳児期早期の訪問指導を行い、産後の育児に向けた情報提供および相談対応を実施していくと同時に、支援が必要な家庭の早期把握、継続的な支援を行っていきたい。

(3) 乳児・幼児訪問指導

《目 的》

支援を必要とする乳児、幼児に家庭訪問を行い、児の健康増進を図るとともに、養育者の育児不安の解消に努め、安心して子育てができるように支援する。

《内 容》

- ①対 象 乳児、幼児とその保護者
- ②内 容 家庭訪問による相談と支援
- ③従事者 保健師・栄養士・歯科衛生士等

《実 績》

①実施状況 (人)

年度	乳 児		幼 児		合 計	
	実数	延数	実数	延数	実数	延数
令和元年度	147	239	120	175	267	414
令和2年度	84	138	80	116	164	254
令和3年度	63	97	53	61	116	158
令和4年度	55	140	47	72	102	212
令和5年度	70	108	50	105	120	213

②主要支援理由と割合

上段 (人) 下段は割合 (%)

	保護者の不安・負担	保護者の精神疾患(疑い含む)	育児・生活態度	虐待ハイリスク	虐待ケース	発育	運動発達	疾患障害	ことば・社会性・行動面	精検・受診結果確認	その他	支援なし	計
乳児	46 (42.6)	14 (13.0)	10 (9.3)	21 (19.4)	5 (4.6)	1 (0.9)	0 (0)	7 (6.5)	0 (0)	1 (0.9)	0 (0)	3 (2.8)	108
幼児	5 (4.8)	13 (12.4)	41 (39.0)	17 (16.2)	11 (10.5)	0 (0)	1 (1.0)	7 (6.7)	5 (4.8)	1 (1.0)	1 (1.0)	3 (2.9)	105

《考 察》

妊娠届出時から支援している家庭や、健康診査や相談等の母子保健事業において把握した支援が必要な家庭について、地区担当保健が継続的に支援している。

乳幼児期は、児の成長に伴って発生する不安や負担感、その対処法についての支援が求められており、「虐待・虐待ハイリスク」である場合には、養育状況の確認や虐待防止を目的とした支援のための訪問の必要性が高くなっていく。これまでも、児童福祉部門と連携していたが、令和6年度からの「こども家庭センター」の設置により、母子保健機能と家庭児童相談の機能が連携し、一体的な支援の充実が期待される。支援が必要な家庭には、電話や面接での対応も行っているが、家庭状況に応じて訪問指導の必要性をアセスメントし、引き続き適切な支援を行っていきけるよう努めていきたい。

9. 低出生体重児の届出・未熟児養育医療・未熟児訪問指導

根拠法令等	母子保健法第18条、第19条、第20条、第21条
健康さくら21（第2次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	・子育てに自信が持てない保護者の割合 48.1% → 23.0% ・子どもを虐待していると思う保護者の割合 10.3% → 0% ・子どもをかわいいと思える保護者の割合 98.9% → 100% ・妊娠・出産について満足している人の割合 81.1% → 86.0%

（1）低出生体重児の届出・未熟児養育医療

《目 的》

身体の発育が未熟なまま生まれた未熟児は、生後速やかに適切な処置を講ずることが必要であるため、養育に必要な医療の給付を行うことにより、乳児の健康管理と健全な育成を図ることを目的とする。また、低出生体重児の届出により、速やかな支援につなげる。

《内 容》

「低出生体重児の届け出」について

- ①対 象 者：佐倉市に住所を有する出生体重2,500g未満の児
- ②方 法：母子保健手帳別冊に綴じ込みの「出生通知書」、ちば電子申請サービスにより届出
- ③周知方法：母子健康手帳交付時配布のリーフレット・ホームページ・健康カレンダー等

「未熟児養育医療（審査・認定・医療券交付）」について

- ①対 象 者：身体の発育が未熟なまま出生した児であって、医師が入院養育を必要と認める、佐倉市に住所を有する児で、以下のいずれかの症状に該当するものとする。
 - ア. 出生体重が2,000g以下
 - イ. ア以外の乳児で生活力が弱く、次の「対象となる症状」のいずれかを示す
 - ・けいれん、運動の異常
 - ・体温が摂氏34度以下
 - ・強いチアノーゼなど呼吸器、循環器の異常
 - ・繰り返す嘔吐など、消化器の異常
 - ・強い黄疸
- ②方 法：母子保健課において、養育医療意見書等の申請書の内容を審査し、承認及び却下を決定し、承認の場合には「養育医療券」を交付する。
こども家庭課において、給付（自己負担額の決定）や医療機関への連絡等を実施。
- ③周知方法：ホームページ・母子健康手帳交付時配布の「佐倉市子育て支援ガイドブック」等、指定医療機関（東邦大学医療センター佐倉病院、東京女子医科大学八千代医療センター、成田赤十字病院）に申請書類一式を送り対象者に渡してもらう。

《実 績》

①年度別低出生体重児（出生体重2,500g未満）の出生（届出）数、未熟児養育医療申請件数（人）

年度	全出生数	低出生体重児数（割合）		未熟児養育医療申請件数（割合）
令和元年度	898	90（10.0%）		23（2.6%）
令和2年度	786	66（8.4%）		22（2.8%）
令和3年度	842	75（8.9%）		14（1.7%）
令和4年度	749	58（7.7%）		20（2.7%）
令和5年度	715	62（8.7%）		13（1.8%）

※未熟児養育医療申請については、出生年度ではなく、申請年度へ計上する。

②地区別低出生体重児の出生（届出）数、未熟児養育医療申請件数（人）

地区	佐倉	臼井	志津	根郷	和田	弥富	千代田	計
低出生体重児数	10	9	29	12	0	1	1	62
未熟児養育医療申請件数	1	1	10	0	0	1	0	13

③未熟児養育医療該当者の出生状況（人）

年度	計	単胎	多胎		
				組数	うち1人該当
令和元年度	23	18	4	2組	1
令和2年度	22	17	2	1組	3
令和3年度	14	12	2	1組	0
令和4年度	20	11	9	4組	0
令和5年度	13	9	4	2組	0

④在胎週数別出生体重（低出生体重全数）（人）

出生体重 在胎週数	499g 以下 (超低出生体重児)	500～999g (超低出生体重児)	1,000～ 1,499g (極低出生体重児)	1,500～ 1,999g (低出生体重児)	2,000～ 2,499g (低出生体重児)	計
～27 週 (超早産児)	0	4	0	0	0	4
28～33 週	0	0	4	6	2	12
34～36 週 (後期早産児)	0	0	0	4	11	15
37 週～	0	0	0	0	31	31
計	0	4	4	10	44	62

⑤在胎週数別出生体重（未熟児養育医療該当者）

（人）

体 重 在胎週数	499g 以下 (超低出生体重児)	500～999g (超低出生体重児)	1,000～ 1,499g (極低出生体重児)	1,500～ 1,999g (低出生体重児)	2,000～ 2,499g (低出生体重児)	2,500g 以上	計
～27 週 (超早産児)	0	4	0	0	0	0	4
28～33 週	0	0	2	3	0	1	6
34～36 週 (後期早産児)	0	0	0	1	1	0	2
37 週～	0	0	0	0	0	1	1
計	0	4	2	4	1	2	13

⑥入院医療機関の状況（未熟児養育医療該当者）

（人）

指定養育医療機関名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
東邦大学医療センター佐倉病院	11	6	10	9	4
東京女子医科大学八千代医療センター	5	8	1	3	3
成田赤十字病院	2	4	0	3	3
船橋中央病院	1	1	1	0	1
千葉大学医学部附属病院	1	1	0	0	0
東京慈恵会医科大学附属柏病院	0	1	0	0	0
千葉市立海浜病院	1	0	1	0	0
国保旭中央病院	0	0	0	2	0
県外の医療機関	2	1	1	3	2
計	23	22	14	20	13

※出生後転院した場合、転院後の医療機関で集計。

※千葉県内の指定養育医療機関は、25施設。

《考 察》

令和5年度の未熟児養育医療の申請件数は、13件と前年度より7人少なかった。出生体重の内訳でみると、500g～999gの超低出生体重児と、1,500g～1,999gの低出生体重児がそれぞれ4人と最多であった。

未熟児養育医療に該当する者については、申請時の手続きが保護者との早期アプローチの機会となっており、その後の訪問指導から3歳児健康診査を迎えるまで、発育・発達、育児状況の確認を行うこととしている。申請時に地区担当保健師や母子保健事業を紹介し、切れ目のない支援へとつないでいきたい。

（２）未熟児訪問指導

《目 的》

未熟児は、諸機能に種々の未熟さがあり、疾病にも罹りやすいことから出生後速やかに適切な処置を講じる必要があり、家庭内で養育できる児については訪問指導によって必要な処置を講じる。

また、未熟児対策の万全を期するため、身体発育や諸機能が正常児なみになった後においても、訪問指導を必要とすると判断される場合には、引き続き訪問指導を行う。

《内 容》

- ①対 象 者：佐倉市に住所を有する未熟児養育医療該当者
- ②方 法：未熟児が出生した際、保健師及び助産師による家庭訪問において相談、支援
- ③周知方法：母子健康手帳交付時に配布のリーフレット・ホームページ・健康カレンダー等

《実 績》

未熟児養育医療訪問状況

(人)

年 度	対象者数	訪問人数	訪問率 (%)
令和元年度	23	14	60.9
令和２年度	22	23	104.5
令和３年度	14	9	64.3
令和４年度	20	20	100
令和５年度	13	10	76.9

《考 察》

市では、未熟児養育医療の対象児に対して、地区担当保健師が訪問指導を行うこととしている。

令和５年度は、対象者 13 人中 10 人の訪問指導を行うことができた。訪問指導に至らなかった 3 人のうち、2 人は市外へ転出、1 人は訪問指導に至っていないが電話相談を続けている。

未熟児養育医療の対象児の家族の中には、合併症や発育、発達への不安が強く、特に母親は、自責の念や罪悪感を抱いていることが多い。また、児の入院が長期間におよぶことで、児への愛着形成不全にも陥りやすい傾向があったり、家族関係や経済面、養育環境など複数の問題を抱えている家族もいる。そのため、母親や家族が安心して児を迎えることができるよう、児の入院中から連絡を取ったり、医療機関等の他機関と連携を図りサービスの調整を行うなどして、今後も早期に対応し母親に寄り添った支援に努めたい。

10. 乳児相談

根拠法令等	母子保健法第9条、第10条
健康さくら21（第2次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	・子育てに自信が持てない保護者の割合 48.1% → 23.0% ・子どもをかわいいと思える保護者の割合 98.9% → 100% ・育児についての相談相手のいない保護者の割合 3.5% → 0.7% ・子どもを虐待していると思う保護者の割合 10.3% → 0%

《目 的》

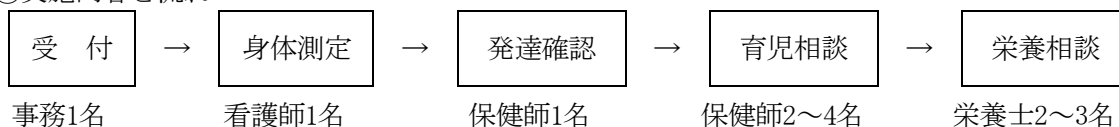
母子保健法第9条、第10条に基づき、乳児の成長、発達状態の観察とそれらに応じた適切な保健指導を保護者に行うことにより、乳児の発育過程を支援する。

《内 容》

①対象 生後4か月の乳児

②実施回数 健康管理センター、西部保健センター、南部保健センター 各12回

③実施内容と流れ



※密になるのを防ぐため、30分ごとに受付を区切り実施。第2子以降は栄養相談を希望制とした。

④周知方法 生後5か月に達する月に、対象者全員に「4か月乳児相談のお知らせ」を送付。
広報、健康カレンダー、ホームページにて周知。

《実 績》

①年度別来所状況

年度	実施回数	対象者数(人)	来所者数(人)	来所率(%)
令和元年度	33回	828	761	91.9
令和2年度	21回	480	421	87.7
令和3年度	36回	844	741	87.8
令和4年度	36回	786	692	88.0
令和5年度	36回	733	648	88.4

※令和元・2年度の対象者数に中止となった月の対象者は含まれていない。

②地区別来所状況

(人)

対象者数(人)	佐倉	臼井	志津	根郷	和田	弥富	千代田	合計
	106	117	316	143	2	2	47	733
	来所者数(人)	93	111	274	128	2	40	648
	来所率(%)	87.7	94.9	86.7	89.5	100	85.1	88.4

③相談結果

来所者数			
	支援なし	支援あり	他機関管理
648人	509人 (78.5%)	139人 (21.5%)	0人 (0%)

※他機関管理は、疾患や障害などにより、医療機関などで管理されている者

④主な要支援理由と割合

上段(人) 下段は来所者数に占める割合(%)

年度	保護者の不安・負担	保護者の精神疾患(疑い含む)	保護者の体調・疾患	育児・生活態度	虐待ハイリスク	虐待ケース	発育	運動発達	疾患障害	精検・受診結果確認	栄養	きこえ	その他	計
令和4年度	56 (8.1)	15 (2.2)	4 (0.6)	19 (2.7)	6 (0.9)	3 (0.4)	20 (2.9)	1 (0.1)	6 (0.9)	0 (0)	1 (0.1)	0 (0)	1 (0.1)	132 (19.1)
令和5年度	62 (9.6)	17 (2.6)	1 (0.2)	14 (2.2)	2 (0.3)	2 (0.3)	23 (3.5)	4 (0.6)	6 (0.9)	0 (0)	5 (0.8)	1 (0.2)	2 (0.3)	139 (21.5)

⑤地区別支援状況

(人)

来所者数(人)	佐倉	臼井	志津	根郷	和田	弥富	千代田	合計
	93	111	274	128	2	0	40	648
	支援ありの数(人)	23	24	58	27	0	7	139
	要支援率(%)	24.7	21.6	21.2	21.1	0	17.5	21.5

《考 察》

乳児相談は、全戸訪問事業である「新生児訪問・こんにちは赤ちゃん訪問」の継続支援の場である一方、訪問が実施できなかった母子を目視で確認できる機会となっている。そのため、虐待ハイリスクと考えられている母子保健事業未来所の家庭を早期発見・早期支援できる事業に位置付けられる。

要支援理由における保護者の不安・負担の割合は昨年度と比較し、増加しており、両親の心身の体調やきょうだいの育児状況を背景としている。保護者の不安や負担感が虐待行為に転じるリスクをふまえ、早期から家事・育児代行サービスや子育て支援拠点などの社会資源を有効に活用できるよう、情報提供や利用に向けたサポートに努めていく。

発達確認の場では、乳幼児股関節脱臼のスクリーニングに推奨項目による確認を取り入れ、脱臼に移行するリスク要因がある児の保護者に受診勧奨や保健指導を行い、予防的介入の機会となっている。

乳児相談は、来所して相談する初めての保健事業となるため、その後の事業参加へとつなぐために安心して相談できる場所であることを周知する機会となる。短時間での面接であっても、保護者の育児への不安や負担を軽減し、切れ目のない支援が行えるよう、相談支援関係の構築を心掛けた保健指導を実施していきたい。

11. もぐもぐ教室

根拠法令等	母子保健法第9条
健康さくら21（第2次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	- 健康づくりのために栄養や食事について考えていない保護者の割合 - 幼児の保護者 0.4% → 0% - 小学生の保護者 0.3% → 0% - 仕上げみがきをする親の割合 1歳6か月児 72.4% → 80.0% - むし歯のない人の割合 3歳児 86.7% → 90.0% - 風呂場の事故防止のために、子どもがドアを開けられないよう工夫している家庭の割合 1歳児 35.4% → 増加 - おやつ目的を理解している幼児の保護者の割合 22.7% → 増加

《目 的》

母子保健法第9条に基づき、乳児の成長に応じた適切な栄養、口腔衛生、事故予防指導を保護者に行うことにより、乳児の健康の保持増進を図る。

《内 容》

- ①対 象 生後8か月の乳児 ※事前予約制による個別相談
- ②実施回数 健康管理センター、西部保健センター、南部保健センター 各12回
- ③実施内容 事前予約制による栄養士・歯科衛生士による個別相談及び継続支援者への保健師相談
事故防止に関するプリントの送付
※栄養士による相談は、全員実施した。
歯科衛生士による相談は、第1子は必須、第2子以降は希望者のみ実施した。
保健師による相談は、継続支援者及び希望者について実施した。
- ④周知方法 対象児全員に「お知らせ」を通知の他、広報、健康カレンダー、ホームページで周知。

《実 績》

①年度別来所状況

年度	回数	対象者数(人)	来所者数(人)	来所率(%)
令和元年度	28	879	646	73.5
令和2年度	18	470	281	59.8
令和3年度	36	829	522	63.0
令和4年度	36	832	513	61.7
令和5年度	36	797	476	59.7

※令和元年度は新型コロナウイルスの感染拡大防止のため3月を中止

※令和2年度は新型コロナウイルスの感染拡大防止のため4月から8月を中止

②会場別来所状況

実施会場	実施回数（回）	対象者数(人)	来所者数(人)	来所率(%)
健康管理センター	12	295	150	50.8
西部保健センター	12	340	224	65.9
南部保健センター	12	162	102	63.0
合 計	36	797	476	59.7

③栄養士・歯科衛生士・保健師による個別相談状況

	栄養士相談（人）	歯科衛生士相談（人）	保健師相談（人）
健康管理センター	150	110	60
西部保健センター	224	157	91
南部保健センター	102	76	36
合 計	476	343	187

《考 察》

生後9か月以降は、食事回数が3回食となり、離乳食から幼児食への移行期として栄養の大部分を食事で摂るようになる。また、朝食を食べる、歯みがきをするなど、正しい生活リズムや食習慣・口腔衛生習慣の基礎を身につけていく時期であるため、本教室の実施の意義は大きいと考える。

令和2年度の新型コロナウイルス感染症の感染対策を機に、集団教育から予約制の個別相談に変更となったことで、対象者の状況に応じた適切な指導がしやすくなった。

その一方で、来所率は、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い増加を期待したが、過去5年間で最も低い来所率となった。また、事故防止に関する指導を直接実施できていないことから、効果についての検証ができないことが課題となっている。

今後の予約方法や周知方法等について検討し、来所率の向上に努めていきたい。

12. 1 歳 6 か月児健康診査

根拠法令等	母子保健法第 12 条
健康さくら 21 (第 2 次) 【改訂版】目標値 (市の現状) → (目標値)	・積極的に育児をしている父親の割合 61.1% → 66.0% ・育てにくさを感じたときに対処できる親の割合 90.2% → 95.0% ・子どもを虐待していると思う保護者の割合 10.3% → 0% ・1 歳 6 か月までに麻しん風しんの予防接種を終了している人の割合 88.9% → 増加

《目 的》

母子保健法第12条に基づき、1歳6か月児期の幼児に対し、健康診査を行い疾病、運動機能、視聴覚等の障害、精神発達の遅滞等をもった幼児を早期に発見する。また、生活習慣の自立、むし歯の予防、幼児の栄養、その他育児に関する指導を行うことにより、母子の心身の健康の保持増進を図る。

《内 容》

- ①対 象 1歳6か月を超え2歳に満たない児
- ②実施場所 (集団健診) 年30回
健康管理センター(12回)
西部保健センター(12回) 南部保健センター (6回)
(個別健診) 市内14協力医療機関
- ③実施内容 (集団健診)
全員実施：身体計測・歯科健診・育児相談・M-CHAT短縮版の問診 (注1)
必要者のみ実施：栄養相談・歯科相談
(個別健診)
市が交付した受診券を持参して、医療機関で個別に医師診察を実施
- ④周知方法 1歳6か月に達した幼児全員に個人通知、ホームページ等に掲載。

《実 績》

① 受診状況

年度	回数	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率(%)	要支援者数(人)	要支援率(%)
令和元年度	27回	951	907	95.4	307	33.8
令和2年度	33回	1,081	1,010	93.4	400	39.6
令和3年度	30回	884	852	96.4	366	43.0
令和4年度	30回	844	855	101.3	378	44.2
令和5年度	30回	832	808	97.1	371	45.9

※令和4年度は、前年度の対象者39人が受診したため、受診率100%を超えた。

②地区別受診状況 (人)

対象者数(人)	佐倉	臼井	志津	根郷	和田	弥富	千代田	合計
	122	133	377	144	5	3	48	832
受診者数 (人)	116	126	375	142	5	3	41	808
受診率 (%)	95.1	94.7	99.5	98.6	100.0	100.0	85.4	97.1
要支援者数 (人)	57	61	173	52	4	2	22	371
要支援率 (%)	49.1	48.4	46.1	36.6	80.0	66.7	53.7	45.9

③主要支援理由と割合 上段（人） 下段は受診者数に対する割合（％）

ことば・社会性・行動面	保護者の不安・負担	育児・生活態度	発育	保護者の精神疾患（疑い含む）	疾患障害	虐待ハイリスク	虐待ケース	栄養	運動発達	保護者の体調・疾患	その他	計
277 (34.3)	30 (3.7)	19 (2.4)	11 (1.4)	10 (1.2)	7 (0.9)	6 (0.7)	4 (0.5)	3 (0.4)	2 (0.2)	1 (0.1)	1 (0.1)	371 (45.9)

④健康水準の指標に関する結果（問診項目から）

ア. お子さんに対して、育てにくさを感じますか			イ. 育てにくさを感じたときに相談先を知っているなど、何らかの解決する方法を知っていますか※		
回 答	人（％）		回答	人（％）	
	令和4年度	令和5年度		令和4年度	令和5年度
いつも感じる	6 (0.7)	9 (1.1)	はい	129 (81.6)	108 (70.6)
時々感じる	152 (17.8)	144 (17.8)	いいえ	21 (13.3)	34 (22.2)
感じない	694 (81.2)	653 (80.8)	無回答	8 (5.1)	11 (7.2)
無回答	3 (0.4)	2 (0.2)			

※イはアの設問で「いつも感じる」または「時々感じる」と回答した者への再設問

⑤歯科健康診査結果 上段（人） 下段は受診者数に対する割合（％）

受診者数 (受診率%)	相談 者数	結果判定※							不正 咬合	軟組織 異常
		01 型	02 型	03 型	A 型	B 型	C1 型	C2 型		
807 (97.0)	267 33.1	408 50.6	388 48.1	6 0.7	4 0.5	1 0.1	0 0	0 0	28 3.5	45 5.6

（備考）歯科健診未受診 1 人 ・むし歯罹患率 0.6％ ・1 人平均むし歯本数 0.03 本

※歯科健康診査 結果判定の分類

01型 むし歯がなく、口腔環境が良好なもの

02型 むし歯はないが、将来むし歯罹患の不安のあるもの

03型 要観察歯（むし歯とは判定しないが、注意が必要な歯）があるもの

A 型 上の前歯のみ、または奥歯のみにむし歯のあるもの（比較的軽症）

B 型 奥歯および上の前歯にむし歯のあるもの（放置すれば重症になる恐れ）

C1型 下の前歯のみにむし歯のあるもの（比較的予後は良好）

C2型 下の前歯を含む他の部位にむし歯のあるもの（重症）

⑥個別医師診察結果（人）

※令和6年4月末現在

集団健診 受診者数	医師診察 受診者数	医師診察 受診率 (%)	医師診察結果（内訳）				
			異常なし	既医療	要経過 観察	要紹介 (要精密)	要紹介 (要治療)
808	567	70.2	538	4	18	6	1

⑦精密健康診査結果 (人)

※令和6年4月末現在

精密健康診査 対象数	受診数	受診結果 (内訳)			
		異常なし	診断確定	経過観察	その他
6	5	1	3	1	0

診断確定の内訳：両側移動性精巣1名、左不触知精巣1名、臍ヘルニア1名

《考 察》

少子化により、対象者数および受診者数は減少傾向に対して、要支援率は年々増加傾向である。要支援理由の内訳は「ことば・社会性・行動面」が34.3%と最も多い。「育てにくさを感じているか」の設問に対して、回答率の内訳は概ね前年同様だが、「相談先や解決方法を知っているか」の設問に対して、「はい」は前年比-11ポイント減少、「いいえ」は前年比8.9ポイント増加となっている。成長発達の個人差が大きくなる1歳6か月児の子育ては、保護者も不安や負担を抱えながら手探りであることが多く、公私問わず周囲の温かいサポートが必要である。妊娠期から各事業において、保健センターの他、地域の社会資源等を保護者に情報提供し、引き続き保護者の問題解決行動を後援していく必要がある。

また、「児の育てにくさ」を保護者が感じる要因は子側の因子のみならず、保護者側の因子であったり、親子をとりまく環境因子であったり様々である。「児の育てにくさ」を感じる負担感が虐待行為に転じるリスクがあることをふまえ、健診会場の短時間の面接場面であっても面接から相談支援につながる相談支援関係の構築を心がけ、保護者に寄り添う支援に重点を置きつつ、専門職間かつ地域医療機関との連携の下、児の心身の健やかな成長と発達のサポートを目指していく。

発達等の子の要因や親子関係の要因で支援の必要性のある家庭については、親子教室事業へ接続すると共に、地区担当保健師による訪問や幼児歯科健診等での面接等、個別支援を連動の上、支援を行っていくこととしたい。

注1：M-CHAT 短縮版(乳幼児自閉症チェックリスト)について

1歳半から3歳の幼児に対して自閉症スペクトラムのスクリーニング目的で使用されるもの。

(1歳6か月までにみられる社会的発達について)

- (1)何か欲しいものがある時、指をさして要求しますか
- (2)何かに興味を持った時、指をさして伝えようとしますか
- (3)お母さん(お父さん)に見て欲しいものがある時、それを見せに持ってきますか
- (4)お母さん(お父さん)が見ているものを、お子さんも一緒に見ますか
- (5)お母さん(お父さん)のすることをまねしますか
- (6)お母さん(お父さん)が部屋の離れたところにあるおもちゃを指でさすと、お子さんはその方向を見ますか
- (7)いつもと違うことがある時、お母さん(お父さん)の顔を見て反応を確かめますか

根拠法令等	母子保健法第 12 条	
健康さくら 21（第 2 次）	・ 積極的に育児をしている父親の割合	61.1% → 66.0%
【改訂版】目標値	・ 育てにくさを感じたときに対処できる親の割合	90.2% → 95.0%
（市の現状）→（目標値）	・ 子どもを虐待していると思う保護者の割合	10.3% → 0%

③主な要支援理由と割合

上段（人）

下段は受診者数に対する割合（％）

ことば・社会性・行動面	保護者の不安・負担	含む 保護者の精神疾患（疑い）	虐待ケース	育児・生活態度	虐待ハイリスク	疾患障害	発育	計
340 (36.9)	34 (3.7)	7 (0.8)	7 (0.8)	6 (0.7)	5 (0.5)	1 (0.1)	1 (0.1)	401 (43.5)

④健康水準の指標に関する結果（問診項目から）

ア. お子さんに対して、育てにくさを感じますか			イ. 育てにくさを感じたときに相談先を知っているなど、何らかの解決する方法を知っていますか※		
回答	人（％）		回答	人（％）	
	令和4年度	令和5年度		令和4年度	令和5年度
いつも感じる	13 (1.4)	18 (2.0)	はい	197 (78.8)	224 (78.3)
時々感じる	237 (25.2)	268 (29.1)	いいえ	43 (17.2)	48 (16.8)
感じない	684 (72.7)	633 (68.7)	無回答	10 (4.0)	14 (4.9)
無回答	7 (0.7)	3 (0.3)			

※イはアの設問で「いつも感じる」または「時々感じる」と回答した者への再設問

⑤尿検査結果

検査数 （人）	有所見数 （人）	有所見率 （％）	有所見内訳（延人数）			
			糖	蛋白	潜血	小計
787	37	4.7	0	20	17	37

⑥歯科健康診査結果

上段（人）

下段は受診者数に対する割合（％）

受診者数 （受診率％）	相談 者数	結果判定 ※							不正 咬合	軟組織 異常
		01 型	02 型	03 型	A 型	B 型	C1 型	C2 型		
914 (95.6)	20	716	114	25	46	11	0	2	106	15
	2.2	78.3	12.5	2.7	5.0	1.2	0	0.2	11.6	1.6

（備考）・歯科健診 8 人未受診 ・むし歯罹患率 6.5％ ・1 人平均むし歯数 0.23 本

※判定結果の分類は、1 歳 6 か月児健康診査の「歯科健康診査結果」参照

⑦医師診察結果（人）

※令和 6 年 4 月末現在

集団健診 受診者数	医師診察 受診者数	医師診察 受診率（％）	医師診察結果（内訳）				
			異常なし	既医療	要経過 観察	要紹介 （要精密）	要紹介 （要治療）
922	541	58.7	488	16	25	8	4

⑧精密健康診査実施状況（人）

※令和6年4月末現在

健診内容	精密健康診査 交付数	受診者数	精密健康診査結果			
			異常なし	診断確定	経過観察	その他
尿二次	10	8	1	0	7	0
眼科精密 健康診査	230	116	61	14	41	0
聴力二次	0	0	0	0	0	0
医師診察	8	6	1	1	4	0
計	248	130	63	15	52	0

＊診断確定の内訳

眼科精密健康診査：遠視性乱視 6 名、雑性乱視 1 名、外斜視 3 名、屈折異常弱視 2 名、弱視 2 名
医師診察：内反足 1 名

⑨4 歳児への発達アンケート実施状況(人)

アンケート送付数	アンケート返信数 (返信率)	返信者に対する 電話支援数	返信者のうち、ことばと発達の 相談室につないだ者の数
219	132 (60.3%)	26	10

《考 察》

集団健診受診率は前年比 1.0 ポイント減少しているが、要支援者数および要支援者率は増加している。要支援理由の内訳では、「ことば・社会性・行動面」が要支援者数 340 人と最も多い。次いで、「保護者の不安・負担」が要支援者数 34 人となっており、前年度より 2 倍となった。「育てにくさを感じるか」の設問に対して「いつも感じる」「時々感じる」の回答率が前年比 4.5 ポイント増加している。「解決方法を知っているか」の設問に対して「はい」「いいえ」の回答率は概ね前年同様であるが、子どもへの対応困難感を抱える保護者が増えていることが伺える。

ことば・社会性・行動面に対して要支援となった児に対しては、4 歳の誕生月に個別にアンケートを送付し、就学までの発達を視野に入れた保護者の認識を促し、電話相談やことばと発達の相談室での継続支援を行う等の健診事後支援体制を確保している。また、健診では、全ての保護者に対して、子どもの社会性の発達の見通しを啓発・助言している。保護者が、子どもの発達に関心を持ち、声かけや上手なかかわりができることで育児負担を軽減できるよう引き続き目指していく。

3 歳 6 か月児は、幼・保・こども園への所属割合が高くなるため、所属からの健診受診を促してもらう等の協力を得ることで受診率向上につなげることができるが、集団健診受診後の個別医師診察受診率は 58.7%となっている。また、眼科精密健康診査対象者のうち受診者数は 130 人（受診率 52.4%）となっており、受診率向上は引き続き課題である。

病気を早期発見し必要な時期に治療を受けることで改善が期待できるよう、時期を逃さず個別医師診察および精密健康診査を受診するよう受診勧奨を強化していく。

※1 発達チェック項目

<応答>

①氏名②年齢③健診会場に誰と来たかについて質問し、言葉を用いてやりとりする力を確認する。

<了解課題>

目の前に見えない状況について、質問されたときに、言葉を用いてやりとりする力を確認する。

- ① お腹が空いたらどうしたらいいですか。
- ② 眠くなったらどうしたらいいですか。
- ③ 寒いときはどうしたらいいですか。

14. 母子保健事業未受診者勧奨事業

根拠法令等	母子保健法第10条、13条 児童虐待の防止等に関する法律第5条、第6条
健康さくら 21（第2次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	・ 新生児訪問・こんにちは赤ちゃん訪問を受けた人の割合 93.5% → 94.0% ・ 1歳6か月児健診、3歳児健診に満足している保護者の割合 74.8% → 増加 ・ 子どもを虐待していると思う保護者の割合 10.3% → 0%

《目 的》

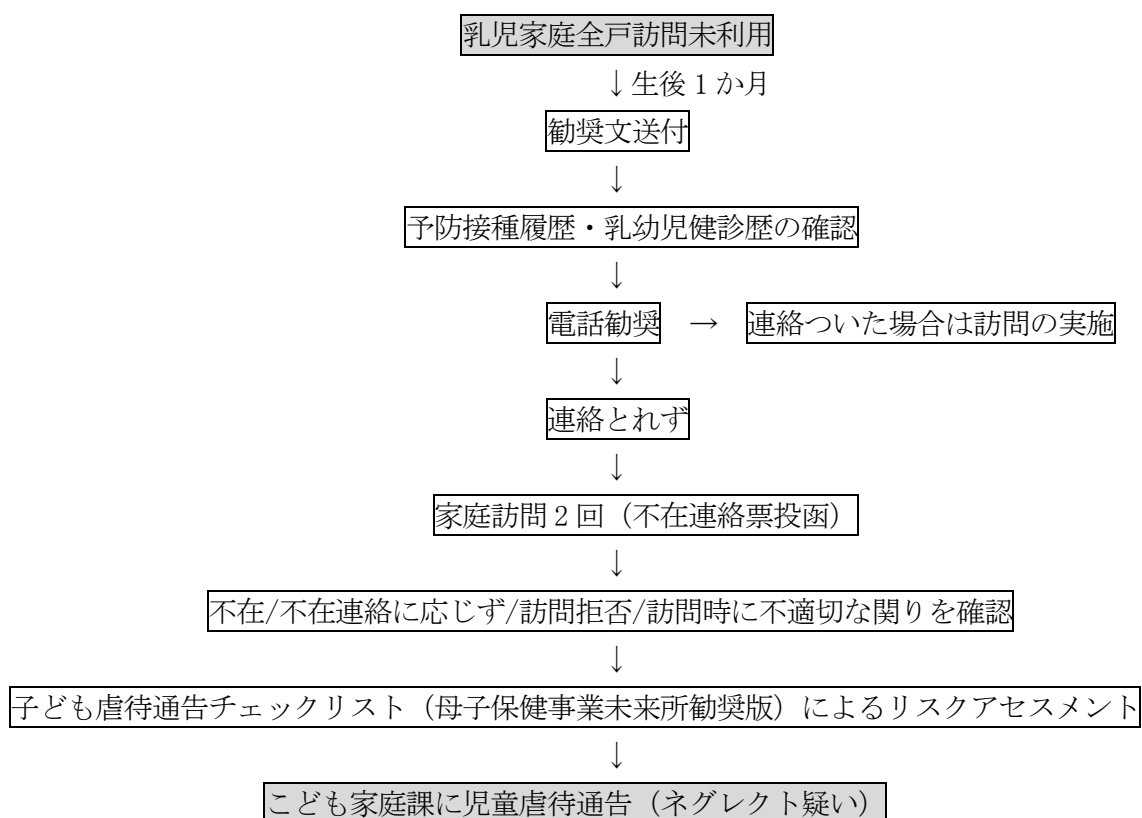
母子保健法、児童虐待防止法に基づき、乳幼児に対し、保健指導、健康診査、訪問指導について、必要に応じこれを勧奨することによって受診率の向上を図り、もって乳幼児等の健康の保持増進に努める。併せて、児童虐待事案の早期発見を目的として、受診勧奨に応じない事案等の追跡調査を実施し、状況に応じてこども家庭課への通告を行うことで児童虐待の重症化を防止する。

《内 容》

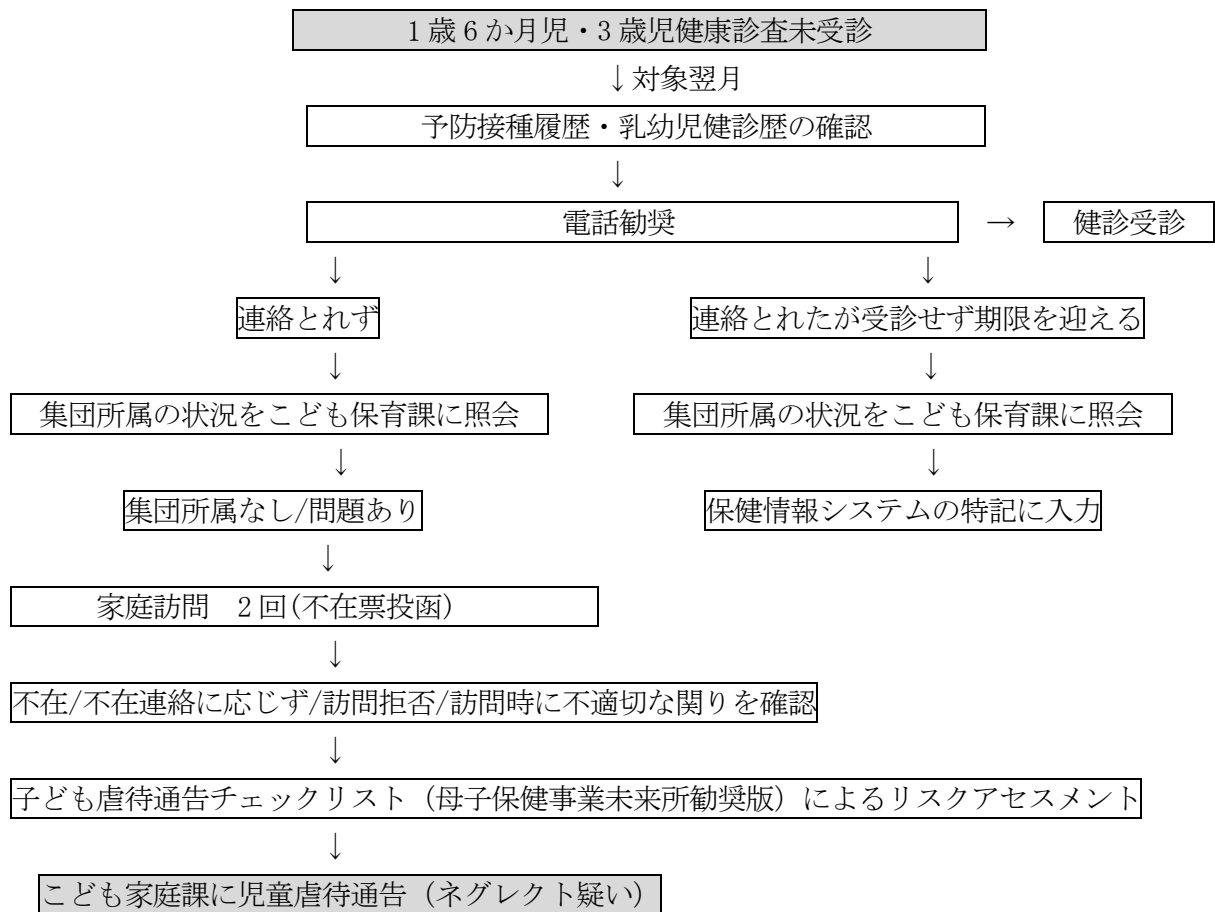
- ① 対象者 乳児家庭全戸訪問：生後1か月を過ぎても出生通知書の提出がない者
1歳6か月児健診・3歳児健診：健診対象月に事前の連絡なく来所しなかった者

- ② 事業の流れ

【全戸訪問】



【1歳6か月児健診、3歳児健診】



《実績》

① 令和5年度事業別実施状況

令和6年6月1日現在

【全戸訪問】

(人)

事業対象人数	実施後の把握人数(%)	未把握数	児童虐待通告数
91	91 (100%)	0	0

【幼児健診】

(人)

事業名	年度比較	事業対象者数	勧奨後受診した人数(%)	訪問による確認	児童虐待通告数
1歳6か月児健診	令和4年度	61	46 (75.4%)	2	0
	令和5年度	73	48 (65.8%)	0	0
3歳児健診	令和4年度	116	88 (75.9%)	2	1
	令和5年度	120	88 (73.3%)	1	0
合計	令和4年度	177	134 (75.7%)	4	1
	令和5年度	193	136 (70.5%)	1	0

※前年度対象者も勧奨対象としているため、当該年度の未受診者数と「勧奨数」は一致しない。

※訪問による確認は、訪問して不在だった数も含まれる。

② 事業別勧奨後の未受診理由

(人)

事業名	勧奨実施数	勧奨後に把握した未受診の理由								未把握 確認 就園状況の把握により状況
		今後受診（訪問）予定だった	医療機関・前住地で受診済	受けた 必要ない／保育園・幼稚園で	拒否／受診できない（仕事で忙しい・交通手段がない等）	里帰り／市外・海外居住	転出	児の疾患・障害	その他（一時保護中等）	
全戸訪問	91	88	2	0	0	0	1	0	0	0
1歳6か月児健診	73	48	1	0	0	9	2	3	0	10
3歳児健診	120	88	1	0	18	0	4	0	0	9
合計	284	224	4	0	18	9	7	3	0	19

③地区別未受診勧奨対象者数

【1歳6か月児健診】

地区	佐倉	臼井	志津	根郷	和田・弥富	千代田	合計
勧奨対象者数	16	13	21	12	0	11	73
勧奨後の受診者数	13	8	14	8	0	5	48

【3歳児健診】

地区	佐倉	臼井	志津	根郷	和田・弥富	千代田	合計
勧奨対象者数	10	27	57	15	1	10	120
勧奨後の受診者数	7	21	40	12	1	7	88

④医師診察未受診勧奨

事業名	年度比較	勧奨数	勧奨後受診した人数（割合％）
1歳6か月児 医師診察未受診勧奨	令和4年度	301	224（74.4％）
	令和5年度	334	243（72.8％）
3歳児健診 医師診察未受診勧奨	令和4年度	524	389（74.2％）
	令和5年度	417	317（76.0％）

《考 察》

未受診勧奨の実施数は、全戸訪問・幼児健診ともに昨年度より減少し、勧奨後に受診した者の割合は昨年度より増加している。このことについて、令和5年度中に実施した、市内保育園、及び個別医療機関へのチラシの掲示や、公立保育園の園長会議に参加し、保育士からの受診勧奨を依頼したこと等が影響していると考ええる。

健診未受診者については、個別に面談を行うことで育児相談に応じる等、保護者の状況に応じて臨機応変な対応に努めている。また、保育園や幼稚園等の他所属からの情報提供や、家庭訪問等により、勧奨後1か月以内の状況把握に努めている。今後も、各事業の状況に応じた勧奨事業の実施方法を検討していき、必要に応じて他機関と連携しながら未受診者の把握に努めていきたい。

集団健診実施後には、保護者が個別に医療機関に予約をし、発行された受診票を持参して医師診察を受けることとなっているが、その未受診勧奨の対象となる者は、1歳6か月児健診、3歳児健診ともに受診者の約4割となっている。令和4年度からは、受診票の再発行を電子申請でも可能とし、医師診察の受診率向上に努めている。引き続き、健診会場での説明方法や勧奨方法を検討し、医師診察の未受診者減少に努めていきたい。

15. 幼児歯科健診

根拠法令等	佐倉市歯と口腔の健康づくり推進条例 母子保健法第10条
健康さくら 21（第2次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	・むし歯のない3歳児の割合 86.7% → 90% ・フッ化物配合歯みがき剤を使う3歳児の割合 70.1% → 90%

《目的》

乳歯のむし歯は進行性が早く広範囲になりやすい傾向にあり、定期的な健診とともに予防が大切である。歯科健診と併せて、予防処置と保護者に対してむし歯予防教育を実施することにより、幼児の健全な口腔の育成を促す。また、1歳6か月児健診の事後相談として、ことば・育児相談を実施し、保護者の不安の軽減や幼児の発育・発達の把握に努めることにより、幼児の健康の保持増進を図る。

《内容》

- ①対象 2歳児・2歳6か月児・3歳児
- ②実施回数 年60回 月5回（言語聴覚士によることばの相談は各会場月1回。）
健康管理センター、西部保健センター：月2回、南部保健センター月1回
- ③実施内容 歯科健診→フッ素塗布（希望者）→言語聴覚士・保健師・栄養士の相談（希望者）
- ④周知方法 各該当月全員に幼児歯科健診のお知らせを送付
広報、健康カレンダー、ホームページにて周知

《実績》

①年度別受診状況

	回数	対象者数（人）	受診者数（人）	受診率（%）
令和元年度	55	2,988	2,186	73.2
令和2年度	35	1,451	928	64.0
令和3年度	59	2,841	2,040	71.8
令和4年度	60	2,695	1,889	70.1
令和5年度	60	2,715	1,977	72.8

※令和元年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため3月を中止した。

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため2歳児を中止した。

※令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大のため、西部保健センターの1回を中止した。

②会場別受診状況

	対象者数（人）	受診者数（人）	受診率（%）
健康管理センター	960	657	68.4
西部保健センター	1,270	957	75.4
南部保健センター	485	363	74.8

③地区別受診状況

	佐倉	臼井	志津	根郷	和田	弥富	千代田	合計
対象者数(人)	364	437	1,270	452	24	9	159	2,715
受診者数(人)	255	291	964	338	17	9	103	1,977
受診率(%)	70.1	66.6	75.9	74.8	70.8	100	64.8	72.8

④年齢別結果

	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	結果判定 ※							フッ素塗布者 (フッ素塗布率)
				O1型	O2型	O3型	A型	B型	C1型	C2型	
2歳児	910	695	76.4	3	679	9	4	0	0	0	612(88.1)
2歳6か月児	897	652	72.7	2	631	9	6	4	0	0	568(87.1)
3歳児	908	630	69.4	1	598	12	13	4	1	1	553(87.8)

※判定結果の分類は、1歳6か月児健康診査の「歯科健康診査結果」参照

※(再掲)3歳6か月児健康診査受診者数914人 むし歯罹患率6.5%

⑤言語聴覚士によることばの相談状況

対象	相談数(人)	要支援者(人)
2歳児	83	38
2歳6か月児	41	32
3歳児	25	12
合計	149	82

⑥保健師・栄養士による個別相談状況

	保健師相談(人)	栄養士相談(人)
健康管理センター	65	45
西部保健センター	84	51
南部保健センター	58	39
合計	207	135

《考 察》

むし歯のない3歳児の割合は93.5%(3歳6か月児健診結果)であり、毎年増加している。

1歳6か月児健診において、ことばや社会性、行動面が要支援となった場合、2歳幼児歯科健診の受診機会を利用して言語聴覚士による面接相談を実施している。要支援者のうち2歳幼児歯科健診に未来所の場合は、児の発達状態を確認する2歳手紙を郵送し、保護者記入の上、返信してもらい児の発達状況を把握している。

そのほか、幼児歯科健診の場において、保健師相談を207人、栄養士相談を135人に実施した。今後も、幼児歯科健診で支援する予定の児を確実に支援できるように、多職種で連携を図り進めていきたい。

16. すくすく発達相談

根拠法令等	母子保健法第10条
健康さくら 21（第2次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	・子育てに自信が持てない保護者の割合 48.1% → 23.0% ・子どもをかわいいと思える保護者の割合 98.9% → 100% ・育児についての相談相手のいない保護者の割合 3.5% → 0.7%

《目 的》

乳幼児の成長及び発達に応じた適切な指導を保護者に行い、疾病等の異常を早期に発見することに努め、乳幼児の心身の発育及び発達を支援することである。

《内 容》

- ① 対象：母子保健事業において、専門医による発達相談・指導が必要、または保護者から希望があった乳幼児。
- ② 実施場所および回数：健康管理センター（年12回/各月1回）。定員は各回3名。
- ③ 内容：保健師による問診と必要時計測、医師による診察・相談が行われる。
（理学療法士・言語聴覚士による指導は、必要と判断される場合に行われる）

《実 績》

① 利用状況 (人)

年度	回数	相談実数	相談延数
令和元年度	11	19	21
令和2年度	10	16	18
令和3年度	11	19	21
令和4年度	11	12	19
令和5年度	12	21	34

※相談希望者のいない月は中止。

② 地区別利用状況 (人)

地区	実数
佐倉	3
臼井	2
志津	12
根郷	3
和田	0
弥富	0
千代田	1
計	21

③ 主な相談経路別利用状況 (人)

相談経路元事業	実数	相談経路元事業	実数
保健師紹介	1	幼児歯科健診	0
電話相談	5	新生児訪問	0
ことばの相談室	3	他機関からの紹介	0
乳児相談	0	親子教室	0
もぐもぐ教室	0	継続	10
1歳6か月児健診	1	その他	1
3歳児健診	0	計	21

④年齢別相談内容（実数）（人）

相談内容 年齢	運動発達	言語発達	社会性の 発達	身体発育	多動	その他	計
0～5 か月	0	0	0	0	0	0	0
6 か月～1 歳未満	2	0	0	0	0	0	2
1～2 歳未満	6	0	0	1	0	0	7
2～3 歳未満	1	4	2	0	0	0	7
3～4 歳未満	0	2	1	0	0	0	3
4～5 歳未満	0	0	0	0	0	0	0
5 歳以上	0	0	2	0	0	0	2
計	9	6	5	1	0	0	21

⑤相談内容別結果・終了者内訳（実数）（人）

初回相談 内容	相談件数 (実)	結果		終了者内訳				
		継続	終了	問題なし	医療機関 紹介	療育紹介	母子保健事 業で支援	その他
運動発達	9	2	7	3	2	0	1	1
言語発達	6	1	5	0	3	1	1	0
社会性の発達	5	0	5	1	1	0	1	2
身体発育	1	0	1	0	0	0	1	0
多動	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0
計	21	3	18	4	6	1	4	3

《考 察》

相談件数（実数）は、令和4年度の約2倍となっている。前年度からの継続利用者も多く、ほぼすべての回で予約枠が埋まっていた。今後も、保育施設でのポスター周知や母子事業での紹介を通して事業を周知し、必要な方が相談につながるよう支援していきたい。

相談利用者年齢および相談内容から、2歳未満は運動発達、2歳以降は言語発達や社会性の発達についての相談が多い。相談内容に応じて小児神経医師、理学療法士、言語聴覚士、保健師が多角的視点で発達支援を行っている。専門職に相談ができ、多職種から家庭で実践できる具体的な方法が提案されることで、保護者の不安軽減につながるものとする。児の発達支援と親子の関わりの支援のための相談先として、今後も事業が必要とされるものとする。

また、必要時、医療機関への紹介状を発行するなど、相談から適切な支援につなげている。引き続き専門職間の連携に努めていき、児の発達と保護者の気持ちに寄り添った支援を行っていききたい。

17. ことばと発達 の 相談室

根拠法令等	母子保健法第 10 条
健康さくら 21（第 2 次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	・子育てに自信が持てない保護者の割合 48.1% → 23.0% ・子どもをかわいいと思える保護者の割合 98.9% → 100% ・育児についての相談相手のいない保護者の割合 3.5% → 0.7% ・育てにくさを感じた時に対処できる親の割合 90.2% → 95.0%

《目 的》

乳幼児とその保護者に対し、ことば、きこえ又は発達（社会性、行動面等）について個別に相談又は検査を実施し、問題点を総合的に把握した上で、必要な助言及び指導を行い、児のコミュニケーション能力の改善や、保護者の不安の軽減を図ることを目的とする。

《内 容》

- ①対 象 ことば、きこえ又は発達に関する何らかの相談を希望する就学前児及びその保護者
- ②方 法 ①相談室の利用を希望する場合には、ことばと発達の相談室申込書により申し込む。
②祝日を除く月曜日から金曜日に、健康管理センターにて予約制の面接相談または電話相談を実施。
- ③実施内容 発達検査、言語検査、聴力検査等を実施し、助言及び指導を行う。
- ④周知方法 幼児健診等の母子保健事業、健康カレンダー、広報、ホームページ、ポスター等
- ⑤担当職種 言語聴覚士（必要時、地区担当保健師、理学療法士、栄養士等）

《実 績》

① 年度別来所者数 (人)

年 度	実 数	延数（うち保護者のみ）	新規申込者数	終了者数
令和元年度	526	2,578（一）	242	164
令和2年度	535	1,205（一）	195	138
令和3年度	570	1,741（81）	244	171
令和4年度	617	2,070（91）	254	183
令和5年度	592	2,358（101）	225	215

② 地区別来所者数 (人)

地 区	実 数	割合（%）
佐 倉	84	14.2
臼 井	93	15.7
志 津	287	48.5
根 郷	97	16.4
和 田	2	0.3
弥 富	4	0.7
千代田	25	4.2
合 計	592	100.1

③ 年齢別来所者数

年 齢	実 数	割合 (%)
0 歳児	6	1.0
1 歳児	52	8.8
2 歳児	96	16.2
3 歳児	127	21.5
4 歳児	130	22.0
5 歳児	181	30.6
合 計	592	100.1

④ 新規来所者の経路 (人)

経 路	実 数	割合 (%)
1 歳 6 か月児健康診査	6	2.7
2 歳児アンケート	2	0.9
3 歳児健康診査	38	16.9
4 歳児アンケート	8	3.6
5 歳児子育て相談	23	10.2
すくすく発達相談	4	1.8
幼児歯科健診	41	18.2
電話相談	90	40.0
その他	13	5.8
合 計	225	100.1

⑤ 相談内容 (重複あり) (人)

相談内容	延 数
ことばの発達	419
行動面	135
対人面、社会性	134
学習面	10
発音	55
口蓋裂	1
きこえ	9
吃音	23
視知覚認知	16
発達のばらつき	46
その他	26
発達の不安	3

※相談内容は1人に対して複数あり。

※「視知覚認知」とは、読み書きや図形、動くものを見るために必要な基礎的能力。

※「発達の不安」とは、種々の相談内容により相談を実施したが、継続支援とならなかった児。

⑥ 来所者の相談結果

(人)

継続	経過観察	終了						
			改善	問題なし	就学	転出	他機関利用	保護者の希望
345	32	215	22	9	149	7	2	26

※「継続」には年度内に一旦終了したが、再相談を行い、継続支援になったものが含まれる。

※終了者の内訳は、年度内来所者 150 人と年度内の未来所者 65 人を含む。

⑦ 電話相談

(人)

年 度	電話 (延数)
令和 2 年度	466
令和 3 年度	372
令和 4 年度	482
令和 5 年度	404

※電話相談は申込者以外の相談も含む。

※令和 5 年度の電話相談は他機関からの相談 105 人を含む。

《考 察》

本年度は、新規申込者の相談内容は、低年齢児ではことばの遅れに関することが多く、3 歳児以降になるとことばの遅れのみではなく、行動面や社会性、発音や学習面などに変化し、就学後に影響を受けるような相談が増加する傾向にあった。これは、令和 3 年度より 1 歳 6 か月児健康診査と 3 歳児健康診査で、来所者全員に社会性の発達についてリーフレットを用いて啓発してきた結果、育てにくさを感じた時の相談先として本事業が認知され、利用につながったためと考える。

新規申込者の全数は、昨年度と比べると減少した。特に 1 歳 6 か月児健康診査と 2 歳児アンケートを経路とする者が減少した。これは、令和 4 年度から 1 歳 6 か月児健診受診して支援の対象とした家庭への集団指導の事業が新たに開始されたことや、児童発達支援サービスを早期から利用するなど、支援を受ける側のニーズが多様化していることが原因と考える。

近年、児童発達支援サービスを提供する新規事業所の開設が増加している状況もあることから、本事業と併用して利用している児もいる。本年度は 143 人であり、全体の約 24%であった。このことから、継続的に頻度高く利用できる児童発達支援サービスと本事業との役割分担を保護者に情報提供したり、併用者への支援のありかたについて検討する必要があると考えている。

18. 親子教室

根拠法令等	母子保健法第 10 条
健康さくら 21（第 2 次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	・子育てに自信が持てない保護者の割合 48.1% → 23.0% ・子どもをかわいいと思える保護者の割合 98.9% → 100% ・育児についての相談相手のいない保護者の割合 3.5% → 0.7% ・育てにくさを感じたときに対処できる親の割合 90.2% → 95.0%

（1）たんぽぽグループ

《目 的》

発達上何らかの問題を抱える児とその保護者に対し、集団及び個別に対応することで児の発達を支援するとともに、保護者の不安を軽減する。

《内 容》

- ① 対 象 母子保健事業においてにおいて、集団指導の必要性が認められた児とその保護者
 - ・たんぽぽグループ：他機関において継続的に集団指導を受けていない者
 - ・ほめ★そだ教室：1 歳 6 か月児健診において保護者に育児負担感があり、児への関わり方等について支援が必要な者
- ② 方法 親子教室を利用しようとする者は、初回の参加前に申込書を提出する。
 - ・たんぽぽグループ：月 1 回、健康管理センターで実施。12 回実施。
定員 10 組。
 - ・ほめ★そだ教室：月 1 回、西部保健センターで実施。欠席者多数のため 12 月は中止とし、11 回実施した。定員 8 組。
- ② 実施内容
 - ・たんぽぽグループ：集団遊び、子どもへの関わり方の指導、参加者同士の交流
 - ・ほめ★そだ教室：保育士による親子遊びの指導、公認心理師による児への関わり方の講義・グループワーク（託児）
- ③ 参加期間
 - ・たんぽぽグループ：最長で 1 年までとし、年度途中でも随時申し込み可能。
 - ・ほめ★そだ教室：初回参加から全プログラム（6 回）。
- ④ 担当職種 言語聴覚士、保健師、保育士（外部に依頼）、公認心理師（外部に依頼）

《実 績》

年度別参加組数

年度	たんぽぽグループ			ほめ★そだ教室		
	実施回数	実数（組）	延数（組）	実施回数	実数（組）	延数（組）
令和元年度	11	22	93	—	—	—
令和 2 年度	2	5	7	—	—	—
令和 3 年度	7	8	25	—	—	—
令和 4 年度	11	9	34	11	13	50
令和 5 年度	12	12	49	11	6	29

《考 察》

たんぽぽグループについては、発達上何らかの問題を抱える児に対して関わり方が分からないなど子育てに自信が持てない保護者への支援を行っている。また、集中できる遊びに偏りがあったり、集団参加に慣れにくい児については、対応方法を助言することにより保護者が育てにくさを感じたときに対処できるよう支援している。遊びの内容については、保護者が家庭で実践できるよう、新聞紙や段ボール、ペットボトルなどの日用品を利用したものを紹介した。また、指導した遊びを保護者が家庭で実践した様子について、保護者同士で情報交換することにより、学んだ内容を積極的に家庭で取り組もうとする保護者が多く見られた。

市内幼稚園における未満児保育の利用、共働き家庭の増加によりグループへの参加が難しいなど、児とその保護者に必要な支援が行き届かないことも多くあった。令和5年度中に終了となった10組のうち、最長での参加期間の1年間が経過したため終了したものは2組であった。4組については、児童発達支援サービスや未満児保育の利用が開始されたため1年を経過せずに終了となった。今後は、これらの児に対する支援の方法や本事業の役割等について検討が必要である。

ほめ★そだ教室については、令和4年度より新規グループとして実施した。当グループは、保護者に育児負担感があり、児への関わり方等について丁寧な支援が必要な保護者と児を対象とした。事業の内容を、保育士による親子遊びの指導と公認心理師による児への関わり方の講義とグループワーク、保健師による個別の育児支援、言語聴覚士による発達支援とした。多職種による効果的な支援や様々な専門職からの個別的な支援により、保護者が育てにくさを感じたときの相談先として母子保健事業や専門職の存在を周知することができた。また、本事業への参加終了後に個々の状況に合った他の母子保健事業や関係機関等の支援に適切につなげることができた。

令和5年度については、参加者数の減少が顕著であったため、今後は本事業の対象者や周知方法について検討が必要である。

(2) ひまわりグループ

《目 的》

発達上何らかの問題を抱える児に対し、社会生活をよりスムーズに送るためのスキルを身に付けられるよう支援を行うことで、現在の所属先や就学先における不適応をできる限り予防・軽減する。

《内 容》

- | | |
|--------|--|
| ①対 象 者 | 以下の条件をすべて満たす児 <ul style="list-style-type: none">・ことばと発達の相談室において集団指導の必要性が認められた児・5歳児（年長児）・保育園、幼稚園などの集団に所属している児 |
| ②方 法 | ・各グループ毎月1回、健康管理センターにて実施 <ul style="list-style-type: none">・1グループ定員9組とし、令和5年度は4グループを編成 |
| ③実施内容 | 集団活動（発表、ゲーム、制作等）、記録用紙を用いた保護者との認識の共有 |
| ④参加期間 | 就学前の1年間（ただし、定員に空きがある場合は年度途中からの参加も可能） |

⑤担当職種 言語聴覚士

《実 績》

ひまわりグループ 年度別参加組数

年度	実施回数	実数（組）	延数（組）
令和元年度	11	15	147
令和2年度	9	15	110
令和3年度	11	27	235
令和4年度	12	16	135
令和5年度	12	32	302

《考 察》

令和4年度までは、他機関で集団指導を受けていない児を対象としていたため、本事業での指導により児の問題が改善される可能性があるにも関わらず、対象外となった児がいた。そのため、令和5年度は他機関でソーシャルスキルトレーニングを受ける機会のない児を対象とした。これらの児が参加することによる事業の運営上の問題は見られず、参加児にも効果的な指導を実施できた。

令和5年度は、保護者向けに本事業の目的や家庭での効果的な関わり方等を記載したワーク形式のリーフレットを毎月配布した。保護者が取り組んだワークの内容について、ことばと発達の相談室の個別相談担当者と振り返ることにより、児の問題行動に対する適切な対応方法を指導することができた。

19. 5 歳児子育て相談

根拠法令等	母子保健法第 10 条
健康さくら 21（第 2 次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	・子育てに自信が持てない保護者の割合 48.1% → 23.0% ・子どもをかわいいと思える保護者の割合 98.9% → 100% ・育児についての相談相手のいない保護者の割合 3.5% → 0.7% ・育てにくさを感じたときに対処できる親の割合 90.2% → 95.0%

《目 的》

5 歳になる児の保護者に対して児の発達状況の確認を促し、発達の問題について啓発を行うことで、円滑に就学期を迎えられるよう適切な支援につなげることを目的とする。

《内 容》

①対 象 5 歳を迎える児及びその保護者

②方 法 〈面接相談〉会 場 健康管理センター、西部保健センター

実施月 指定日：令和 5 年 5 月～10 月（月 3 回）

指定日外：令和 5 年 5 月～12 月

回 数 指定日：18 回中 12 回実施（1 回 1～3 組）

指定日外：13 回（1 回 1 組）

〈電話相談〉会 場 健康管理センター（祝日を除く月曜日から金曜日に随時実施）

③実施内容 〈面接相談〉保護者聴取と、児の発達状況を確認する簡易的な検査を実施し、必要に応じて助言を行う。利用は 1 人につき 1 回限りで、時間は 30 分程度。児の発達状況の精査や継続的な支援が必要な場合は、「ことばと発達の相談室」の利用、「すくすく発達相談室」の相談等を勧奨する。

〈電話相談〉保護者が電話での相談を希望する場合、電話にて児の状況を聴取し、必要に応じて助言を行う。

④周知方法 対象児全員に「5 歳児子育て相談のご案内」を送付

市のホームページに掲載

市内の保育園・幼稚園・認定こども園にポスターの掲示を依頼

⑤担当職種 言語聴覚士（必要時、保健師、栄養士、歯科衛生士等も従事する場合あり）

《実 績》

①年度別利用者数

（人）

年度	案内対象数	利用実数	相談方法の内訳		支援あり	支援なし
			面接相談	電話相談		
令和元年度	—	42	27	15	29	13
令和 2 年度	—	52	34	18	39	13
令和 3 年度	—	68	43	25	46	22
令和 4 年度	—	63	41	22	46	17
令和 5 年度	869	45	38	7	23	22

②利用者の相談内容 (人)

相談内容	延数
ことばの発達	22
行動面	12
対人面、社会性	17
学習面	16
発音	26
吃音	1
視知覚認知	8
発達のばらつき	0
その他	7

※相談内容は複数選択可能。

③支援なしの内訳 (人)

理由	実数
継続支援の必要なし	8
発音の相談について経過観察	8
継続支援の希望なし	5
他機関管理	1

《考 察》

令和5年度の5歳児子育て相談では、実施日を指定していた18回（予約枠数54）のうち、12回を開催し、計25件の相談があった。また昨年度同様、指定日に来所することが困難な場合や、やむを得ない事情により指定日の相談が中止となった場合は、指定日外であっても相談を実施できる体制を整えた。その結果、令和5年度は指定日外の日程で計13件の相談に対応することができた。

電話相談の機会を設けているが、相談件数は減少し、主に面接相談での対応となった。理由は、令和4年度以前の電話相談の内訳と関係があると考えられる。令和4年度以前の電話相談には、ことばと発達の相談室の利用を中断していた市民からの再相談が一定の割合で含まれていた。しかし令和5年度は、ことばと発達の相談室の利用中断者に対しては、発達支援の再開について個別に希望を確認していたため、再相談のきっかけとしては5歳児子育て相談が活用されなかったと推測される。ことばと発達の相談室の利用を中断している市民からの再相談のニーズを把握する手段として、5歳児子育て相談の実施がどの程度有効であるかについては、今後さらに検討を行いたい。

令和5年度は、5歳児子育て相談の案内文の内容について見直しを行った。これまでは、保護者が我が子の発達上の課題を具体的に認識できることを重視していたが、令和5年度は、保護者が我が子の発達について確認しつつ、前向きな気持ちで就学後の見通しを持つことができるよう表現を工夫した。今後も、事業の利用者の目線に立って、より適切な方法で事業の啓発や案内を行うよう努めたい。

20. ママ・パパこころの相談

根拠法令等	母子保健法 第9条、第10条、第22条 成育基本法 第5条、第6条、第13条
健康さくら21（第2次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	・子育てに自信が持てない保護者の割合 48.1% → 23.0% ・子どもをかわいいと思える保護者の割合 98.9% → 100% ・育児についての相談相手のいない保護者の割合 3.5% → 0.7% ・子どもを虐待していると思う保護者の割合 10.3% → 0% ・育てにくさを感じたときに対処できる親の割合 90.2% → 95.0%

《目 的》

妊娠中及び子育て期にある母親と父親（パートナー）の不安やストレス、心の悩み等について心理専門職が相談に応じることにより状況の改善を図り、安定した心の状態で育児にあたることができるよう支援する。

《内 容》

- ①対 象 市内に住所を有する妊婦とその配偶者（パートナー）・18歳未満の子を持つ保護者（本人及び本人に関する家族等）
- ②実施場所及び回数 健康管理センター（12回） 西部保健センター（12回） 各定員3家庭
- ③内 容 公認心理士による個別相談（年度内3回まで相談可能）
※相談時に希望があれば託児を行う
- ④従事者 公認心理士・保健師・看護師

《実 績》

① 相談実績

	回数	実（人）	延（件）	母単独 （延）	父単独 （延）	父母 （延）
令和3年度	23	34	49	49		
令和4年度	24	34	56	50	4	2
令和5年度	23	36	60	40	6	14

※令和4年度より父親（パートナー）を対象に含めたため、事業名を「ママのこころの相談」から「ママ・パパこころの相談」に変更した。

②主な相談内容と支援状況

（件）

年度	相談 件数	主な相談内容（％）					相談結果	
		育児	健康	家族関係	経済／ 生活勤労	その他	終了	継続
令和3年度	49	30 (61.2)	4 (8.2)	14 (28.6)	1 (2.0)	0	11	38
令和4年度	56	31 (55.4)	5 (8.9)	20 (35.7)	0	0	15	41
令和5年度	60	21 (35.0)	7 (11.7)	32 (53.3)	0	0	14	46

《考 察》

成育基本法で父親も支援の対象であると位置付けられたため、令和4年度から父親（パートナー）を相談対象に追加している。令和5年度は父母で来所した件数が7件、延14人となり、昨年度に比べて増加した。そのため、主な相談内容の内訳である「家族関係」が昨年度よりも17.6ポイント増加した。

父母で来所する場合、母の育児負担を父に理解してほしいという内容が多かった。カウンセラーが父母での来所を勧めており、お互いの気持ちの共有を促している。また、相談総数60件のうち76.7%が相談継続となっており、カウンセラー相談後も継続的に保健師が関わることで、安定した心の状態で育児にあたることができるよう支援している。

予約がすぐに埋まりやすいという課題があるが、他部署で実施しているところの相談事業を把握し、タイムリーな相談ができるよう相談希望者に周知した。次年度も相談希望者が必要な時期に相談することができるよう、体制を整えていきたい。

21. 健康教育・健康相談

根拠法令等	母子保健法第9条、第10条
健康さくら21（第2次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	・子育てに自信が持てない保護者の割合 48.1% → 23.0% ・育児についての相談相手のいない保護者の割合 3.5% → 0.7% ・近所に育児について話し合える友人のいる保護者の割合 65.8% → 84.0% ・子どもをかわいいと思える保護者の割合 98.9% → 100% ・子どもを虐待していると思う保護者の割合 10.3% → 0%

《目 的》

保健センターや各地区での集まり等で母子を対象に、育児や健康管理について正しい知識の普及を図ると共に、育児相談に対応し、もって子育て支援の一助とする。

（1）地区の集まりにおける健康教育

《内 容》

児童センターや地区組織から依頼され、保健師、栄養士、歯科衛生士が実施する健康教育。食事、災害の備え、妊婦体験、感染症対策、離乳食について、生活リズム、夜泣きについて、乳児期のコミュニケーションと発達、幼児期の食生活について、以下の施設から依頼があった。

佐倉地区：佐倉老幼の館

臼井地区：臼井老幼の館、子育て支援センター

志津地区：志津児童センター、北志津児童センター、ユウカリハローキッズ

根郷地区：南部児童センター、馬渡保育園

《実 績》

実施状況

	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
佐倉	8回	173人	0回	0人	3回	52人	3回	35人	2回	34人
臼井	2回	47人	1回	6人	5回	51人	3回	64人	3回	20人
志津	11回	208人	0回	0人	4回	40人	6回	151人	6回	102人
根郷	6回	197人	0回	0人	0回	0人	2回	34人	6回	74人
和田	2回	32人	0回	0人	0回	0人	0回	0人	0回	0人
弥富	1回	13人	0回	0人	0回	0人	0回	0人	0回	0人
千代田	3回	33人	0回	0人	0回	0人	0回	0人	0回	0人
全市	33回	703人	1回	6人	12回	143人	14回	284人	17回	230人

（2）健康教育に伴う健康相談

《内 容》

地区の集まりにおける健康教育の終了後に希望者に育児相談を実施。

佐倉地区：佐倉老幼の館

臼井地区：臼井老幼の館、子育て支援センター

志津地区 : 志津児童センター、北志津児童センター、ユーカリハローキッズ
 根郷地区 : 南部児童センター、馬渡保育園

《実 績》

年度別実施状況 (人)

年度	妊産婦	乳児	幼児	その他	合計
令和元年度	8	99	64	26	197
令和2年度	0	8	4	14	26
令和3年度	0	31	20	21	72
令和4年度	0	44	38	51	133
令和5年度	0	95	22	42	159

(3) 妊娠前からの健康づくり教育（プレコンセプションケア）

《目 的》

将来、希望した時に自然妊娠ができる健康的な身体づくりに向け、実践できる具体的な情報を提供することにより、自身の健康情報を把握・管理し、積極的に取り組むことができる。

《内 容》

○周知啓発活動

《実 績》

- ・啓発コーナーの設置：1回 佐倉市役所1号館ロビー
- ・成人式での資料配布を実施

(4) 保育園・幼稚園における歯科健康教育

《内 容》

- ① 対 象：園児
- ② 実施内容：第一大臼歯のむし歯予防についての健康教育

《実 績》

年度別実施状況 (人)

年度	実施回数	保育園 (認定こども園含む)	幼稚園	合計
令和元年度	40回	1,167	718	1,885
令和2年度	0回	0	0	0
令和3年度	22回	393	0	393
令和4年度	29回	457	0	457
令和5年度	31回	483	0	483

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

《考 察》

昨年度よりも集団健康教育の回数と実施人数ともに増加しているため、感染症対策を行っていた頃から集団教育の場面が戻りつつあると思われる。

妊娠前からのケアを意味する「プレコンセプションケア」についての啓発展示も、若い時からの健康意識を高めていくことは、生涯にわたってより質の高い生活を送ることにもつながるため、今後も、プレコンセプションケアの必要性について思春期の健康づくりと併せて啓発を進めていきたい。

22. 出産・子育て応援事業

《目 的》

国の令和4年度第2次補正予算に「出産・子育て応援交付金」が盛り込まれ、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・育児ができることを目的として、妊婦・0～2歳の子育て家庭への伴走型相談支援と経済的支援を一体的に実施することとなった。佐倉市では令和5年1月30日に事業を開始。

《内 容》

① 伴走型相談支援

- ・子育て世代包括支援センター等が妊婦・子育て家庭に対して、切れ目なく寄り添う支援を行う。
- ・妊娠届出時の面接と出生後（新生児訪問）の面談に加え、電話相談や育児相談、教室などを通して随時相談できる体制としている。
- ・子育てガイドを手交し、妊娠・出産・育児期に利用できるサービスや手続きの案内、相談機関や地区担当の紹介を行う。
- ・妊娠7か月頃に産前産後に利用できる事業等の案内とアンケートを郵送し、オンラインで回答してもらう。アンケートで面談を希望すると回答した妊婦には、妊娠8か月頃に面接を実施。

② 経済的支援

- ・妊娠届出時に妊婦に出産応援給付金として5万円相当、出生後に児1人に対して養育者に子育て応援給付金5万円相当の経済的支援を行う。現金給付。
(支給までの流れ)
- ・令和4年4月から事業開始日までの遡及対象者については郵送にて個別通知により周知。期限までに申請のない場合には、再度通知や電話勧奨を行う。
- ・事業開始日以降の対象者は、妊娠届出面接時に出産応援給付金申請書を、新生児訪問（こんにちは赤ちゃん訪問）時に子育て応援給付金の申請書を配付。
- ・申請書類をもとに審査し、交付（不交付）決定の通知を対象者に行い、概ね1か月程度で指定口座に給付金を振り込む。

《実 績》

① 伴走型相談支援

	妊娠7か月 アンケート発送数	回答数	回答率 (%)	妊娠8か月 面接実施数	後期電話 実施数
令和4年度	128	79	61.7	9	602
令和5年度	709	370	52.2	29	531

- ・妊娠7か月アンケートで妊娠8か月面接を希望者に面接を実施。
未回答者については、後期電話（妊娠8か月時）で支援をしている。
- ・妊娠8か月面接は令和5年7月から、地域子育て支援拠点に事業委託をしている。
委託後実施25件、委託前直営実施4件

② 経済的支援

(人)

	出産応援給付金		子育て応援給付金		合計
	遡及妊婦	妊婦	遡及対象児	対象児	
令和4年度	886	38	550	4	1,478
令和5年度	202	796	108	699	1,805

遡及妊婦：令和4年4月1日以降、事業開始日より前に出生した児童の母または妊娠届出した妊婦

妊婦：事業開始日以降に妊娠届出をした妊婦

遡及対象児：令和4年4月1日以降、事業開始日より前に出生した児

対象児：事業開始日以降に出生した児

※遡及妊婦及び遡及対象児の申請は令和6年2月29日までで終了

《考 察》

伴走型相談支援については、妊娠届出時の面接と出生後（新生児訪問）の面談に加え、電話相談や育児相談、教室などを通して随時相談できる体制としている。

令和5年7月より「妊娠8か月面接」については地域子育て支援拠点への事業委託を開始した。地域に身近な場での交流・相談機関を妊娠期から利用することで、育児への具体的なイメージをもち安心して妊娠・出産・育児に臨めるのではないかと考えられる。

経済的支援については、申請したものの全員へ支給を完了している。未申請者への勧奨や転入者への案内なども行い、申請漏れのないように支援を行っている。今後も速やかな支給に努めていきたい。

すべての母子が安心して妊娠期から子育て期を過ごせるように引き続き経済面の支援及び相談できる体制づくりに取り組んでいく。

Ⅲ 思春期保健

1. 思春期保健に関する取組み

根拠法令等	佐倉市独自
健康さくら 21（第 2 次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	・シンナー・薬物使用を勧められたとき、断る自信のある中・高校生の割合 78.0% →増加 ・シンナー・薬物使用の有害性について、知っている中・高校生の割合 84.5～98.5% →増加 ・避妊法を正確に知っている高校生の割合 男子 85.3% →増加 女子 91.2% →増加 ・性感染症を正確に知っている高校生の割合 9.5～93.9% →増加 ・性についてオープンに話せる家庭の割合 31.6% →増加 ・子どもから性に関する悩みや相談を受けたときにきちんと応えられる保護者の割合 幼児保護者 40.3% →増加 小学生保護者 48.8% →増加 ・自己肯定感を持てる中・高校生の割合 男子 50.6% →増加 女子 43.8% →増加 ・育児に関して肯定的な意見を持つ中・高校生の割合 男子 67.8% →増加 女子 75.2% →増加

《目 的》

思春期は大人と子どもの両方の面をもつ時期であり、飲酒や喫煙、いじめや不登校、望まない妊娠等、思春期における問題は本人の現在の問題にとどまらず、生涯にわたる健康問題や次世代へ悪影響を及ぼすと言われているため、家庭・学校・地域等の連携による教育、啓発普及、相談等を通して、課題の共有と情報の提供を行う。

《内 容》

- ①養護教諭研修会への参加
- ②保健授業の協働実施
- ③小学校及び中学校への健康教育教材の貸し出し、健康教育

《実 績》

- ① 養護教諭研修会への参加

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
4回	2回	4回	3回	3回

②保健授業の協働実施

佐倉市教育委員会と連携しながら、『自分を大切にする』という視点で、学校の養護教諭、クラス担任と保健師が思春期保健に取り組む保健授業の協働実施状況 (人)

実施年度	対象学年	題材	児童数	保護者数	児童数/実施校 (総数)
令和元年度	小学2年生	おへそのひみつ	153	133	207/4校
	小学4年生	生命誕生	54	12	
令和2年度	小学2年生	おへそのひみつ	46	0	82/4校
	小学4年生	生命誕生	36	0	
令和3年度	小学2年生	おへそのひみつ	31	0	84/3校
	小学4年生	生命誕生	53	0	
令和4年度	小学2年生	おへそのひみつ	141	0	184/3校
	小学4年生	生命誕生	43	0	
令和5年度	小学2年生	おへそのひみつ	135	0	181/3校
	小学4年生	生命誕生	46	0	

③小学校及び中学校への健康教育教材の貸し出し

ア. 沐浴人形

市内小学校 7校、市内中学校 8校 計15校

イ. 妊婦ジャケット

市内小学校 3校、市内中学校 8校 計11校

《考 察》

市内3か所の小学校において、小学2年生と4年生の児童を対象に保健事業の協働実施を行った。児童の感想からは、「自分がお腹にいるときの家族の気持ちが分かった」「ママとパパは私たちのために命を懸けてやっていると知った」「家族、友達、そして大切な命を今まで以上に大切にしていきたい」「お腹の中の赤ちゃんの体重、身長、何か月で生まれるのか、成長していく様子が分かった」という言葉が聞かれた。単なる性教育ではなく、児童の自己肯定感や命の大切さ、人権感覚を育むきっかけづくりとなる「生」教育として、今後も協働授業を展開していきたい。そのため、引き続き養護教諭研修会にて情報や課題の共有を行いながら、教育の機会の確保に努めていく。

IV 感染症予防

1. 感染症予防及び防疫

根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法） 予防接種法
健康さくら 21（第 2 次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	・ BCG を 1 歳までに受ける人の割合 101.4% → 100% ・ 1 歳 6 か月までに四種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ）の予防接種（1 期初回）を終了している人の割合 97.2% → 増加 ・ 1 歳 6 か月までに麻しん風しんの予防接種を終了している人の割合 88.9% → 増加

《目 的》

近年、新たな感染症の出現や既存感染症の再興などが見られ、予防対策の充実が求められている。感染力の高い新型感染症については、市民の健康を脅かす 1 つの要因となっており、市民を感染症から守り、健康的に暮らせるよう、未然防止に努めるとともに、発生に対しては迅速で的確な対策を講じることが必要となる。そのためには、各年代にあった定期的・計画的な予防接種を行い効果的な予防接種事業の推進に努めるなど、感染症の発生予防やまん延防止を進めながら、公衆衛生の向上を図るための予防接種の重要性や知識、予防対策を広く市民に広報・啓発を行い、感染症流行時に迅速に対応できる体制づくりを進めることが必要である。

《予防接種実施時期》

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日（実施日時については、各医療機関が定める）

※高齢者インフルエンザは、令和 5 年 10 月 1 日から令和 5 年 12 月 31 日

《予防接種実施場所》

- ・市内の 75 個別予防接種協力医療機関（令和 6 年 3 月末時点）

※医療機関により実施している予防接種の種類が異なる。

- ・千葉県内相互乗り入れ制度協力医療機関等

《予防接種周知方法》

乳幼児

- ・出生届出又は転入届出後、予防接種の予診票つづり又は予診票等を個別通知。
- ・市内の協力医療機関を、予診票同封の案内文、ホームページに掲載。

学童

- ・対象となる年齢の誕生月の末日に予診票等を個別通知。
- ・市内の協力医療機関を、予診票同封の案内文、ホームページに掲載。

高齢者

- ・65 歳以上の対象者に、予診票等を個別通知。
- ・60～64 歳の対象者のうち希望者には母子保健課に連絡をもらい、予診票を個別通知。
- ・市内の協力医療機関を、予診票同封の案内文、ホームページに掲載。

成人

- ・昭和 37 年 4 月 2 日～昭和 54 年 4 月 1 日生まれの男性には、令和 5 年 1 月に風しん抗体検査・

予防接種クーポン券を個別通知済だが、希望があればクーポン券を再発行。

《普及啓発概要》

【個別通知】

	対象者	内容	時期	回数
予診票等発行 (149回)	出生者	予診票つづりと案内文	毎月	12回 (738通)
	転入者	予診票発行の案内文	随時	12回 (1,175通)
	日本脳炎2期 対象者 (9歳)	日本脳炎2期予診票と案内文	毎月	12回 (1,314通)
	二種混合 対象者 (11歳)	二種混合予診票と案内文	毎月	12回 (1,389通)
	ヒトパピローマウイルス (HPV) 感染症 対象者	子宮頸がん予診票と案内文	6月 3月	2回 (1,301通)
	高齢者インフルエンザ 対象者 (満65歳以上)	予診票と案内文	9月～ 12月	97回 (57,543通)
	高齢者肺炎球菌 対象者 (年度内に65歳になる方)	予診票と案内文	4月	1回 (2,017通)
	(年度内に70歳・75歳・ 80歳・85歳・90歳・95歳、 100歳以上になる方)	案内文	4月	1回 (4,603通)

	対象者	内容	時期	回数
接種等勧奨 (186回)	転入者 (0～19歳10か月)	予診票発行の案内文	毎月	12回 (904通)
	麻疹風しん (MR) 1期 未接種者 (令和3年6月1日～ 令和4年5月31日生まれ)	麻疹風しん (MR) 1期勧奨 ハガキ	2歳 誕生月 前々月	12回 (53通)
	麻疹風しん (MR) 2期 未接種者 (平成29年4月2日～ 平成30年4月1日生まれ)	麻疹風しん (MR) 2期勧奨 ハガキ	7月 1月	2回 (1,106通) (257通)

対象者	内容	時期	回数
日本脳炎 未接種者 (18 歳) (平成 17 年 4 月 2 日～ 平成 18 年 4 月 1 日生まれ)	日本脳炎経過措置勧奨ハガキ	6 月	1 回 (591 通)
日本脳炎 未接種者 (12 歳) (平成 22 年 8 月 1 日～ 平成 23 年 5 月 31 日生まれ)	日本脳炎勧奨ハガキ	毎月	10 回 (496 通)
二種混合 未接種者 (12 歳) (平成 22 年 8 月 1 日～ 平成 23 年 5 月 31 日生まれ)	二種混合勧奨ハガキ		
ヒトパピローマウイルス感染症 定期接種・キャッチアップ接種対象 者	ヒトパピローマウイルス感染症 ワクチン定期予防接種に 9 価ワ クチンが追加された案内ハガキ	4 月	1 回 (8,003 通)
ヒトパピローマウイルス感染症 キャッチアップ接種対象の転入者の うち、19 歳 11 ヶ月以上の方	予診票発行の案内文	毎月	11 回 (506 回)
高齢者肺炎球菌 未接種者 (年度内に 65 歳になる方)	高齢者肺炎球菌お知らせハガキ	2 月	1 回 (1,331 通)
風しんの追加的対策 予防接種 未接種者 (昭和 37 年 4 月 2 日～昭和 54 年 4 月 1 日生まれの男性のうち、抗体検 査結果が定期接種対象の方)	麻しん風しん (MR) 5 期 クーポン券	1 月	1 回 (179 通)
風しんの追加的対策 転入者かつ風しん追加的対策対象者	クーポン券発送希望のハガキ	9 月 1 月 3 月	3 回 (474 通)
1 歳 2 か月児	麻しん風しん (MR) 1 期、 水痘の接種勧奨ハガキ (おたふ くかぜワクチン接種費用一部助 成制度についても記載)	4 月～ 3 月	12 回 (544 通)
1 歳 6 か月児健診 対象者	予防接種実施状況確認リーフレ ット (問診票に同封)	12 月 ～3 月	12 回
2 歳半幼児歯科健診 対象者	予防接種実施状況確認リーフレ ット (問診票に同封)	4 月 ～3 月	12 回
4 か月乳児相談、1 歳 6 か月児健診、 3 歳児健診 来所者	保健師相談において接種の確認 及び未接種ワクチンの案内	4 月 ～3 月	96 回

【広報紙・ポスター・ホームページ他】

種類	内容
麻疹風しん（MR） 予防接種	・ こうほう佐倉に掲載（2回） ・ ポスターを、市内保育施設（37 か所）、市内認定こども園（8 か所）、市内幼稚園（6 か所）、保健センター（3 か所）に掲示 ・ ホームページに掲載
日本脳炎予防接種	・ こうほう佐倉に掲載（1回） ・ ホームページに掲載
ヒトパピローマウイルス感染症 定期・キャッチアップ接種	・ こうほう佐倉に掲載（2回） ・ ホームページに掲載
高齢者インフルエンザ 予防接種	・ こうほう佐倉に掲載（3回） ・ ホームページに掲載
高齢者肺炎球菌予防接種	・ こうほう佐倉に掲載（4回） ・ ホームページに掲載
風しんの追加的対策	・ こうほう佐倉に掲載（1回） ・ ポスターを保健センターに掲示 ・ ホームページに掲載
おたふくかぜワクチン 接種費用一部助成制度	・ こうほう佐倉に掲載（1回） ・ ポスターを、保健センター等各公共施設（23 か所）、市内保育施設（45 か所）に掲示 ・ ホームページに掲載
ヒトパピローマウイルス感染症ワ クチン接種費用助成制度	・ ホームページに掲載
風しんワクチン 接種費用一部助成制度	・ こうほう佐倉に掲載（1回） ・ ホームページに掲載
インフルエンザ予防接種	・ ポスターを市内保育園（45 か所）、保健センター（3 か所）に掲示
その他感染症	・ 蚊・ダニ媒介感染症予防ポスターを、保健センター等各公共施設（15 か所）に掲示 ・ 狂犬病、エボラ出血熱、蚊媒介感染症対策、ダニ媒介感染症対策についてホームページに掲載

【その他】

- ・ 就学時健診における予防接種説明、予防接種履歴確認、接種勧奨（10月～11月）
小学校 23 校、1,097 名に対し実施。

(1) ロタウイルス感染症予防接種

《目 的》

ロタウイルスによる感染症発生の予防

《対象及び実施方法》

対象		実施方法
ロタリックス (1 価)	出生 6 週 0 日～ 24 週 0 日まで	ロタリックス 1.5ml を 27 日以上の間隔において 2 回経口投与
ロタテック (5 価)	出生 6 週 0 日～ 32 週 0 日まで	ロタテック 2.0ml を 27 日以上の間隔において 3 回経口投与

※令和 2 年 10 月 1 日から定期接種として導入された。

《実 績》

令和 5 年度実施結果

	対象者数 (人)	接種者数 (人) (1 価)	接種者数 (人) (5 価)	合計	接種率 (%)
1 回目	764	478	228	706	92.4
2 回目	764	480	229	709	92.8
3 回目	764	—	235	235	30.8
合計	2,292	958	692	1,650	72.0

※厚生労働省の算定基準に基づき、対象者を令和 5 年 9 月末人口で算出しているため、接種率が 100%を超える場合がある。

年度別接種率の推移

年度	接種者数 (人)	接種率 (%)
令和 2 年度	707	28.2
令和 3 年度	1,857	76.7
令和 4 年度	1,642	69.5
令和 5 年度	1,650	72.0

※令和 2 年度のみ、令和 2 年 8 月 1 日以降に生まれた方で、かつ 10 月 1 日以降の接種から対象としている。

《考 察》

3 回目の接種率が 30.8%となっているが、ロタリックス (1 価) は 2 回接種となっており、3 回目の接種がないためと考えられる。今後も母子事業等を通じて適切な時期に接種ができるよう周知啓発を図っていくこととする。

(2) B型肝炎予防接種

《目 的》

B型肝炎ウイルスによる感染症発生の予防

《対象及び実施方法》

対象		実施方法
1・2回目	1歳未満	B型肝炎(HB)ワクチン 0.25ml を 27 日以上の間隔をおいて 2 回皮下注射
3回目		初回接種後 139 日以上の間隔をおいて 0.25ml を 1 回皮下注射

※平成 28 年 10 月 1 日から定期接種として導入された。

《実 績》

令和 5 年度実施結果

	対象者数 (人)	接種者数 (人)	接種率 (%)
1 回目	764	727	95.2
2 回目	764	738	96.6
3 回目	764	748	97.9
合計	2,292	2,213	96.6

※厚生労働省の算定基準に基づき、対象者を令和 5 年 9 月末人口で算出しているため、接種率が 100%を超える場合がある。

年度別接種率の推移

年度	接種者数 (人)	接種率 (%)
令和元年度	2,650	97.8
令和2年度	2,481 (長期療養 5 人含む)	98.8
令和3年度	2,464	101.8
令和4年度	2,264	95.8
令和5年度	2,213	96.6

《考 察》

今後も高い接種率を維持するために、母子事業等を通じて適切に接種ができるよう周知啓発を図っていくこととする。

(3) ヒブ予防接種

《目 的》

インフルエンザ菌 b 型による感染症、特に侵襲性の感染症（髄膜炎、敗血症、蜂巣炎、関節炎、喉頭蓋炎、肺炎および骨髄炎）の予防

《対象及び実施方法》

対象		実施方法
初回	生後 2 か月～5 歳未満	ヒブワクチン 0.5ml を 27 日以上の間隔において 3 回皮下注射
追加		初回接種後 7 か月以上の間隔において 0.5ml を 1 回皮下注射

※平成 25 年 4 月に定期接種に位置づけられた。

※接種開始年齢によって接種回数が異なる。

《実 績》

令和 5 度実施結果

	対象者数（人）	接種者数（人）	接種率（％）
1 回目	764	730	95.5
2 回目	764	739	96.7
3 回目	764	747	97.8
4 回目	764	786	102.9
合計	3,056	3,002	98.2

※厚生労働省の算定基準に基づき、対象者を令和 5 年 9 月末人口で算出しているため、接種率が 100%を超える場合がある。

年度別接種率の推移

年度	接種者数（人）	接種率（％）
令和元年度	3,654	101.2
令和2年度	3,468	103.6
令和3年度	3,312	102.6
令和4年度	3,092	98.1
令和5年度	3,002	98.2

《考 察》

今後も高い接種率を維持するために、母子事業等を通じて適切に接種ができるよう周知啓発を図っていくこととする。

(4) 小児用肺炎球菌予防接種

《目 的》

肺炎球菌（血清型 1, 3, 4, 5, 6A, 6B, 7F, 9V, 14, 18C, 19A, 19F, 23F）による侵襲性感染症の予防

《対象及び実施方法》

対象		実施方法
初回	生後2か月～5歳未満	小児用肺炎球菌ワクチン0.5mlを27日以上の間隔で3回皮下注射
追加		初回接種後60日以上の間隔でワクチン0.5mlを1回皮下注射

※平成25年4月に定期接種に位置づけられた。

※平成25年11月より使用されるワクチンが7価ワクチンから13価ワクチン（血清型1, 3, 4, 5, 6A, 6B, 7F, 9V, 14, 18C, 19A, 19F, 23F）に変更された。（接種間隔・回数に変更なし）

※接種開始年齢によって接種回数が異なる。

《実 績》

令和5年度実施結果

	対象者数（人）	接種者数（人）	接種率（％）
1回目	764	728	95.3
2回目	764	741	97.0
3回目	764	752	98.4
4回目	764	785	102.7
合計	3,056	3,006	98.4

※厚生労働省の算定基準に基づき、対象者を令和5年9月末人口で算出しているため、接種率が100％を超える場合がある。

年度別接種率の推移

年度	接種者数（人）	接種率（％）
令和元年度	3,793	105.0
令和2年度	3,336	99.6
令和3年度	3,300	102.2
令和4年度	3,093	98.1
令和5年度	3,006	98.4

《考 察》

接種率は100％前後と高い値で推移している。今後も母子事業等を通じて適切に接種ができるよう周知啓発を図っていくこととする。

- (5) 四種混合（ジフテリア、百日せき、破傷風、ポリオ）DPT-IPV
 三種混合（ジフテリア、百日せき、破傷風）DPT
 不活化ポリオ予防接種
 二種混合（ジフテリア、破傷風）DT 予防接種

四種混合 DPT-IPV ・ 三種混合 DPT

《目 的》

ジフテリア、百日せき、破傷風、急性灰白髄炎の発生及びまん延の予防

《対象及び実施方法》

種 別	対 象		実 施 方 法
四種混合	第 1 期 (初回)	生後 3 か月～90 か月未満	沈降精製ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ混合ワクチンを 20 日以上の間隔をおいて 0.5ml を 3 回皮下注射
	第 1 期 (追加)		沈降精製ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ混合ワクチンを 1 期初回完了後 6 か月以上の間隔をおいて 0.5ml を 1 回皮下注射
三種混合	第 1 期 (初回)		沈降精製ジフテリア・百日せき・破傷風混合ワクチンを 20 日以上の間隔をおいて 0.5ml を 3 回皮下注射
	第 1 期 (追加)		沈降精製ジフテリア・百日せき・破傷風混合ワクチンを第 1 期初回完了後 6 か月以上の間隔をおいて 0.5ml を 1 回皮下注射

※平成 24 年 11 月から四種混合ワクチンが定期予防接種として導入された。

《実 績》

令和 5 年度実施結果

種別	回数		対象者数（人）	実施者数（人）	接種率（％）
四種混合	第 1 期	1 回	781	786	100.6
		2 回	781	806	103.2
		3 回	781	815	104.4
		追加	781	819	104.9
	合計		3,124	3,226	103.3
三種混合	第 1 期	1 回	781	0	—
		2 回	781	0	—
		3 回	781	1	0.1
		追加	781	12	1.5
	合計		3,124	13	0.4

※厚生労働省の算定基準に基づき、対象者を令和 5 年 9 月末人口で算出しているため、接種率が 100%を超える場合がある。

年度別接種率の推移（四種混合 1 期合計）

年度	実施者数（人）	接種率（％）
令和元年度	3,920	103.6
令和2年度	3,455	100.3
令和3年度	3,383	102.5
令和4年度	3,125	97.0
令和5年度	3,226	103.3

年度別接種率の推移（三種混合 1 期合計）

年度	実施者数（人）	接種率（％）
令和元年度	8	0.2
令和2年度	2	0.06
令和3年度	0	—
令和4年度	3	0.09
令和5年度	13	0.4

《考 察》

高い接種率を維持するため、母子事業等を通じて周知啓発を図っていくこととする。

不活化ポリオ予防接種

《目 的》

急性灰白髄炎（ポリオ）の発生及びまん延の予防

《対象及び実施方法》

対 象		実 施 方 法
第1期 (初回)	生後3か月～90か月未満	不活化ポリオワクチンを20日以上の間隔をおいて0.5mlを3回皮下注射
第1期 (追加)		不活化ポリオワクチンを第1期初回完了後6か月以上の間隔をおいて0.5mlを1回皮下注射

《実 績》

令和5年度実施結果

回数		対象者数（人）	実施者数（人）	接種率（％）
第1期	1回	781	0	0.0
	2回	781	1	0.1
	3回	781	1	0.1
	追加	781	0	0.0
合計		3,124	2	0.1

年度別接種率の推移

年度	接種者数（人）	接種率（％）
令和元年度	5	0.1
令和2年度	5	0.1
令和3年度	1	0.03
令和4年度	2	0.06
令和5年度	2	0.1

《考 察》

外国で予防接種をしてきた場合、他のワクチンは接種が既に済んでいるため、不活化ポリオワクチンのみを接種する方が、年に数名いる状況となっている。

二種混合（ジフテリア、破傷風）DT 予防接種

《目 的》

ジフテリア、破傷風の発生及びまん延の予防

《対象及び実施方法》

対 象	実 施 方 法
11 歳～13 歳未満	沈降精製ジフテリア、破傷風混合トキソイドワクチン 0.1ml を 1 回皮下注射

《実 績》

令和5年度実施結果

種別	対象者数（人）	接種者数（人）	接種率（％）
二種混合 第2期	1,414	941	66.5

年度別接種率の推移

年度	接種者数(人)	接種率 (%)
令和元年度	1,101	73.5
令和2年度	1,084	72.4
令和3年度	1,020（長期療養1人含む）	73.1
令和4年度	938	69.0
令和5年度	941	66.5

《考 察》

二種混合の接種率は減少しているが、日本小児科学会で推奨していることもあり、百日咳の予防を含めて、二種混合（定期接種）の代わりに三種混合（任意接種）を接種する者が増えている。市で把握している令和5年度の三種混合(任意接種)の接種者数は164人であった。任意接種扱いのため接種率に反映されていないが、二種混合の接種者数に含めると接種率は78.1%となる。二種混合の接種状況と併せて、これらについても注視していくこととする。

(6) BCG 予防接種

《目 的》

乳幼児における結核性髄膜炎や粟粒結核などの予防、結核のまん延の予防

《対象及び実施方法》

対 象	実 施 方 法
生後 1 歳未満	乾燥 BCG ワクチンを 1 滴滴下し管針で経皮接種

※佐倉市予防接種委員会での検討結果を踏まえ、免疫不全症が比較的明らかとなる 3 か月からを原則の接種期間としている。

《実 績》

令和 5 年度実施結果

対象者数 (人)	接種者数 (人)	接種率 (%)
764	727	95.2

年度別接種率の推移

年度	接種者数 (人)	接種率 (%)
令和元年度	911	100.9
令和 2 年度	848	101.3
令和 3 年度	829 (長期療養 1 人含む)	102.7
令和 4 年度	765	97.1
令和 5 年度	727	95.2

※厚生労働省の算定基準に基づき、対象者を令和 5 年 9 月末人口で算出しているため、接種率が 100%を超える場合がある。

《考 察》

1 歳未満で BCG を受ける人の接種率の目標値は 100%であるが、令和 5 年度の接種率は 95.2%となっている。転出入が接種率に影響及ぼしていることも考えられるが、母子事業等を通じて普及啓発を強化する必要がある。

(7) 麻しん（はしか）・風しん予防接種

《目 的》

麻しん、風しんの発生及びまん延の予防

《対象及び実施方法》

対 象		実 施 方 法
第 1 期	生後 12 か月～24 か月未満	・麻しん風しん混合ワクチン(MR) 0.5ml を 1 回皮下注射 <単抗原ワクチン希望の方> ・麻しん単抗原ワクチン 0.5ml を 1 回皮下注射 ・風しん単抗原ワクチン 0.5ml を 1 回皮下注射
第 2 期	5 歳～7 歳未満で小学校就学前の 1 年間	

《実 績》

令和 5 年度麻しん風しん実施結果

種別	期別	対象者数（人）	接種者数（人）	接種率（％）
麻しん風しん	第 1 期	830	793	95.5
	第 2 期	1,168	1,108	94.9
	合計	1,998	1,901	95.1
麻しん	第 1 期	830	0	—
	第 2 期	1,194	0	—
	合計	2,024	0	—
風しん	第 1 期	830	0	—
	第 2 期	1,194	0	—
	合計	2,024	0	—

※厚生労働省の算定基準に基づき、対象者を第 1 期は令和 4 年 9 月末人口、第 2 期は令和 5 年 3 月末人口で算出しているため、接種率が 100%を超える場合がある。

年度別麻しん風しん接種率の推移（麻しん風しん混合＋麻しん単抗原＋風しん単抗原実施者）

年度	期別	接種者数（人）	接種率（％）
令和元年度	第 1 期	995（長期療養 1 人含む）	92.8
	第 2 期	1,253（長期療養 1 人含む）	94.3
令和 2 年度	第 1 期	930（長期療養 1 人含む）	99.7
	第 2 期	1,233	95.7
令和 3 年度	第 1 期	771	87.8
	第 2 期	1,198	95.6
令和 4 年度	第 1 期	847	99.3
	第 2 期	1,085	95.8
令和 5 年度	第 1 期	793	95.5
	第 2 期	1,108	94.9

《考 察》

第1期、第2期ともに接種率を95%以上にすることが国の目標とされている。第1期は目標を達成できたが、第2期は目標を達成できなかった。第2期の未接種者には、夏休みや接種期限が切れる前の2月にハガキを送付して勧奨している。また、就学時健康診断においても個別勧奨を実施しているが、それでも未接種の者については、母子保健事業を通じて勧奨を継続し、接種率の向上に努めたい。

(8) 水痘（みずぼうそう）予防接種

《目 的》

水痘 - 帯状疱疹ウイルスによる感染症の発生及びまん延の予防

《対象及び実施方法》

対象	実施方法
生後 12 か月から生後 36 か月未満	乾燥弱毒生水痘ワクチン 0.5ml を 2 回皮下注射。 3 月以上の間隔をおく

《実 績》

令和 5 年度実施結果

期別	対象者数（人）	接種者数（人）	接種率（%）
1 回目	830	798	96.1
2 回目	830	782	94.2
合計	1,660	1,580	95.2

※厚生労働省の算定基準に基づき、対象者を令和 5 年 9 月末の 1 歳人口としている。

年度別接種率の推移

年度	接種者数（人）	接種率（%）
令和元年度	1,951	91.0
令和 2 年度	1,864（長期療養 1 人含む）	99.9
令和 3 年度	1,575（長期療養 1 人含む）	89.7
令和 4 年度	1,581	92.7
令和 5 年度	1,580	95.2

《考 察》

接種率は、1 回目と 2 回目ともに高い状況ではあるが、未接種の者の保護者に対しては勧奨ハガキを送付する等、引き続き効果的な周知啓発を図っていきたい。

(9) 日本脳炎予防接種

《目 的》

日本脳炎の発生の予防

《対象及び実施方法》

対 象		実 施 方 法
第 1 期 (初回)	生後 6 か月～90 か月未満	日本脳炎ワクチンを 6 日以上の間隔 において 0.5ml を 2 回皮下注射 (3 歳未満の場合、接種量は 0.25ml)
第 1 期 (追加)		初回接種後 6 か月以上の間隔をおい て 0.5ml を 1 回皮下注射 (3 歳未満の場合、接種量は 0.25ml)
第 2 期	9 歳～13 歳未満	0.5ml を 1 回皮下注射
特例(実施 規則附則 第 3 条)	平成 17 年度から平成 21 年度にかけての積極 的勧奨の差し控えにより接種を受ける機会を 逸した者(平成 15 年 4 月 2 日から平成 19 年 4 月 1 日生まれ) 20 歳未満	第 1 期、第 2 期の未接種分を接種

《実 績》

令和 5 年度実施結果

種別	回数	対象者数 (人)	接種者数 (人)	接種率 (%)
第 1 期	1 回目	947	1,080	114.0
	2 回目	947	1,074	113.4
	追加	964	1,071	111.1
小計(第 1 期)		2,858	3,225	112.8
第 2 期		1,342	1,327	98.9
小計(第 1 期、第 2 期)		4,200	4,552	108.4
特 例	第 1 期	1 回目	11	
		2 回目	10	
		追加	22	
	小計(第 1 期)		43	
	第 2 期		94	6.3
	小計(第 1 期、第 2 期)		137	9.2
合計		5,691	4,689 (4,646)	82.4 (81.6)

※特例第 1 期の対象者数は、平成 27 年度以降算出方法が示されていない。

※() は、特例第 1 期(対象者数が示されていない期間)の実施者数を除いて算出したもの。

※厚生労働省の算定基準に基づき、対象者を令和 5 年 9 月末の 3 歳、4 歳、9 歳、18 歳(特例措置対象者)の人口で算出しているため、接種率が 100%を超えることがある。

	第 1 期初回			第 2 期	総計
	1 回目	2 回目	追加		
0 歳	542	495	0		1,037
1 歳	237	243	312		792
2 歳	87	113	153		353
3 歳	151	145	200		496
4 歳	24	30	142		196
5 歳	24	27	137		188
6 歳	13	19	104		136
7 歳	2	2	23		27
9 歳				542	542
10 歳				172	172
11 歳				288	288
12 歳				325	325
総計	1,080	1,074	1,071	1,327	4,552

接種時の年齢（特例措置分を除く）

全接種者 年度別接種率の推移

年度	接種者数(人)	接種率(%)
令和元年度	6,389	97.0
令和2年度	5,421	86.5
令和3年度	2,698	43.0
令和4年度	5,377	89.3
令和5年度	4,689	82.4

第 1 期 年度別接種率の推移（特例措置を除く）

年度	接種者数(人)	接種率(%)
令和元年度	4,595	126.6
令和2年度	3,875	115.4
令和3年度	2,002	60.5
令和4年度	3,527	115.6
令和5年度	3,225	112.8

第 2 期 年度別接種率の推移（特例措置を除く）

年度	接種者数(人)	接種率(%)
令和元年度	1,205	87.2
令和2年度	1,010	74.9
令和3年度	419	29.9
令和4年度	1,580	115.7
令和5年度	1,327	98.9

《考 察》

令和3年度に日本脳炎ワクチンの供給量が大幅に減少したため、令和3年度の接種対象者には令和4年度に繰り下げて通知する等して対応したが、令和4年度以降は通常どおりのワクチン供給量になっており、第1期、第2期とも接種率は回復している。引き続き、個別通知や母子事業を通じて周知啓発を図ることとする。

(10) ヒトパピローマウイルス感染症予防接種（サーバリックス・2 価、ガーダシル・4 価、シルガード 9・9 価）

《目 的》

サーバリックス（2 価）

子宮頸がんの原因となる HPV16 型及び 18 型のウイルス感染予防及び前がん病変予防。

ガーダシル（4 価）

子宮頸がんの原因となる HPV16 型及び 18 型のウイルス感染予防及び前がん病変予防。

尖圭コンジローマや再発性呼吸器乳頭腫症の原因となる 6 型及び 11 型の感染予防。

シルガード 9（9 価）※令和 5 年 4 月 1 日から定期予防接種に追加

子宮頸がんの原因となる 16 型及び 18 型のウイルス感染予防及び前がん病変予防。

尖圭コンジローマや再発性呼吸器乳頭腫症の原因となる 6 型及び 11 型の感染予防。

子宮頸がんの原因となる HPV 31 型、33 型、45 型、52 型、58 型のウイルス感染予防及び前がん病変予防。

《対象及び実施方法》

ワクチン名	対象	実施方法
サーバリックス	小学校 6 年生 ～高校 1 年生 の女子	組換え沈降 2 価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン 0.5ml を 0・1・6 か月の間隔で 3 回筋肉注射
ガーダシル		組換え沈降 4 価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン 0.5ml を 0・2・6 か月の間隔で 3 回筋肉注射
シルガード 9		※1 回目の接種を 15 歳未満に接種する場合 組換え沈降 9 価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン 0.5ml を 0・6 か月の間隔で 2 回筋肉注射 ※1 回目の接種を 15 歳以上で接種する場合 組換え沈降 9 価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン 0.5ml を 0・2・6 か月の間隔で 3 回筋肉注射

※平成 23 年 4 月から子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業の一環としての接種が行われ、その後、平成 25 年 4 月に定期接種に位置づけられた。

※平成 25 年 6 月 14 日に開催された厚生科学審議会において、「ワクチンとの因果関係を否定できない持続的な疼痛が接種後に特異的にみられたことから、同副反応の発生頻度等がより明らかになるまで、定期接種を積極的に勧奨すべきでない」とされた。引き続き定期接種として無料で受けていただくことは可能。副反応によって健康被害が生じた場合には予防接種法に基づく補償を受けることができる。

※令和 2 年 10 月 9 日、厚生労働省より、対象者等への周知に関する具体的な対応として、対象者等が情報に接する機会を確保し、接種するかどうかについて検討・判断ができるよう、情報提供を行うための資材を対象者へ個別に送付する等の通知があった。

※令和 3 年 11 月、「積極的勧奨の差し控え」を終了すると通知が出され、積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方に対する対応として令和 3 年 12 月、令和 4 年度から令和 6 年度の 3 年間、従来の定期接種の対象者を超えて接種を行うこと（以下、「キャッチアップ接種」という）とする通知が出された。

《実 績》

令和 5 年度実施結果

	標準的な接種			キャッチアップ接種			合計		
	対象者数 (人)	接種者数 (人)	接種率 (%)	対象者数 (人)	接種者数 (人)	接種率 (%)	対象者数 (人)	接種者数 (人)	接種率 (%)
1 回目	680	438	64.4	6,636	412	6.2	7,316	850	11.6
2 回目	680	294	43.2	6,636	385	5.8	7,316	679	9.3
3 回目	680	172	25.3	6,636	408	6.1	7,316	580	7.9
合計	2,040	904	44.3	19,908	1,205	6.1	21,948	2,109	9.6

※厚生労働省の算定基準に基づき、標準的な接種の対象者を令和 5 年 10 月 1 日現在の 13 歳の女性の人口としている。

※標準的な接種の接種者は、中学校 1 年生相当の女子となっている。

※令和 5 年度のキャッチアップ接種の対象者は、平成 9 年度生まれから平成 18 年度生まれまでの女子となっている。

年度別接種率の推移

年度	対象者数 (人)	接種者数 (人)	接種率 (%)
令和元年度	2,085	34	1.6
令和 2 年度	2,130	199	9.3
令和 3 年度	2,103	665	31.6
令和 4 年度	2,235	825	36.9
令和 5 年度	2,040	904	44.3

※厚生労働省の算定基準に基づき、対象者を令和 5 年 9 月末人口の 13 歳女性の人口×3 回分としている。

※令和 4 年度、令和 5 年度の接種者数は、キャッチアップ接種者数を除く。

《考 察》

標準的な接種年齢の接種率は 44.3% となっており、前年度より増加しているものの、低い状況となっている。令和 5 年度までは、予診票を標準的な接種期間に接種できるよう中学校 1 年生の時に送付していたが、予防接種専門委員会の意見を踏まえて、予診票の送付を小学校 6 年生の時に早めることとなっている。小学校 6 年生から高校 1 年生相当の女子へ向けて、子宮頸がん予防接種の普及啓発が必要である。

また、令和 6 年度でキャッチアップ接種は終了予定であるが、接種率は、6.0% と低い状況のため、普及啓発の強化が必要である。

(11) インフルエンザ予防接種

《目 的》

インフルエンザの個人の発病又はその重症化を防止し、併せてこれにより間接的な集団予防を図ることを目的とする。

《対象及び接種方法》

対 象	接 種 方 法
①65 歳以上の者 ②60～65 歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者	インフルエンザ HA ワクチンを 1 回皮下注射

※接種費用のうち自己負担金あり 自己負担額：1,500 円（生活保護受給者の方は無料）

《実 績》

令和 5 年度実施結果

対象年齢	対象者数（人）	接種者数（人）	接種率（%）
65 歳以上	56,949	36,130	
60～64 歳		17	
合計	56,949	36,147	63.5

※厚生労働省の算定基準に基づき、対象者を 65 歳以上の令和 5 年 9 月末人口で算出している。

年度別接種率の推移

年度	接種者数（人）	接種率（%）
令和元年度	31,029	56.5
令和 2 年度	38,031	68.1
令和 3 年度	35,303	62.6
令和 4 年度	36,821	64.7
令和 5 年度	36,147	63.5

《考 察》

令和 5 年度も新型コロナウイルス感染症の流行状況は継続しており、インフルエンザの発症や重症化を予防するインフルエンザ予防接種の必要性は高くなっていると考えられるが、接種率は昨年度よりも 1.2 ポイント低くなっている。こうほう佐倉や個別通知等で勧奨し、接種を希望する方に情報が届くよう努めていく。

(12) 高齢者肺炎球菌予防接種

《目 的》

肺炎球菌（血清型 23 種類）による呼吸器感染症、副鼻腔炎、中耳炎、髄膜炎、敗血症などの予防

《対象及び実施方法》

対象	実施方法
過去に 23 価肺炎球菌莢膜多糖体ワクチンの接種歴のない者で、以下に該当する者 ①令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に 65 歳、70 歳、75 歳、80 歳、85 歳、90 歳、95 歳又は 100 歳となる者 ②60～65 歳未満で心臓、腎臓、呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者 ただし、②に該当する者として既に当該予防接種を受けた者は、①の対象者から除く。	23 価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン 0.5ml を 1 回筋肉内又は皮下に注射する。

※接種費用のうち自己負担金あり 自己負担額：3,000 円（生活保護受給者の方は無料）

※平成 23 年 4 月から接種費用一部助成を行ってきたが、平成 26 年 10 月 1 日より定期接種に位置づけられた。

《実 績》

令和 5 年度実施結果

対象年齢	対象者数（人）	接種者数（人）	接種率（%）
65 歳以上	12,853	1,948	15.2
60～64 歳	－	0	－
合計	12,853	1,948	15.2

※厚生労働省の算定基準に基づき、対象者を 64 歳、69 歳、74 歳、79 歳、84 歳、89 歳、94 歳、99 歳の人口の合計（令和 5 年 3 月末人口）で算出している

年度別接種率の推移

年度	接種者数（人）	接種率（%）	（再掲）65 歳相当の者の接種状況	
			接種者数（人）	接種率（%）
令和元年度	1,876	15.5	1,275	53.8
令和 2 年度	2,020	17.0	1,592	66.9
令和 3 年度	1,790	14.3	1,341	62.8
令和 4 年度	1,730	13.1	1,195	55.8
令和 5 年度	1,948	15.2	1,141	56.6

《考 察》

平成 26 年から平成 30 年度までの 5 年間に於いて、65 歳以上で 5 歳刻みの接種対象者に予防接種を実施し、平成 30 年度で制度が終了する予定であったが、特例措置として 5 年間、令和 5 年度まで期間が延長となっている。70 歳以上の者については 5 年前に一度対象となっていることや接種対象者は任意接種も含めてこれまでに接種したことがない者であるため、接種率は低くなっている。

また、今年度初めて対象となる 65 歳相当の者の接種率は 56.7%となっており、令和 4 年度に比べて 0.9 ポイント高くなっているが、こうほう佐倉や個別通知等で勧奨し、接種率の向上に努めたい。

(13) 風しんの追加的対策（抗体検査と第5期の定期接種）

《目 的》

対象世代の抗体保有率を引き上げることで、風しんの発生及びまん延を予防する。

《対象及び実施方法》

対 象：昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性

抗体検査を実施し、その結果「十分な量の風しんの抗体がない者」を風しんの第5期定期接種の対象とする。

実施方法：予防接種法に基づく定期接種とし、令和元年度から令和6年度まで、全国無料で実施

※令和4年2月16日厚生労働省通知により、令和4年度から3年間、期間を延長し実施

《実 績》

令和5年度 抗体検査実施結果

種別	対象者数 (人)	実施件数 (人)	抗体検査の 実施率(%)	結果 (人)	陰性率(%)
風しんの抗体検査	14,321	413	2.9	陽性：326 陰性：87	21.1%

*抗体検査の実施率＝令和5年度中の実施件数／令和5年3月末日時点の昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれ男性の人数（令和4年度以前に抗体検査をした人数を除く）

令和5年度 予防接種の実施結果

種別	対象者数 (人)	接種者数 (人)	接種率(%)
麻疹風しん混合ワクチン	87	83	95.4
風しんワクチン		0	0
合計	87	83	95.4

*予防接種の接種率＝令和5年度中の接種者数／抗体検査の陰性者数

年度別実施率・接種率の推移

年度	抗体検査		予防接種	
	実施件数 (人)	実施率(%)	接種者数 (人)	接種率 (%)
令和3年度	1,500	8.8	341	87.6
令和4年度	738	4.6	161	102.5
令和5年度	413	2.9	83	95.4

《考 察》

令和5年1月に、対象者（15,509名）へ風疹抗体検査の案内文とクーポン券を送付したことから、令和5年度は転入者474名に対して個別通知を年3回（9月、12月、3月）実施した。そのうち、転入後の検査者が9名、うち、接種が必要な者2名は年度内に接種済みである。本対策が始まってからすでに6年目であることを考えると、転入前に検査済みの者も相当数いる可能性が高い。最終年度も引き続き、検査等を希望する者が確実に検査・接種ができる体制を図ることが重要と考える。

2. 予防接種（任意）

(1) おたふくかぜワクチン接種費用助成事業

《目 的》

耳の下にある耳下腺の腫れを特徴とするウイルス感染症の発生を予防し、子育て支援の一助とするため接種費用の一部を助成する。

《内 容》

①対象

- ・1、2歳児（生後12か月～36か月未満）の市民（接種日時点）

※令和5年4月1日～令和6年3月31日の接種が対象

②実施方法

- ・医療機関にある予診票を使って接種を受け、接種費用を医療機関に支払う。
- ・接種後、各保健センターで助成の申請をする。（郵送可）
- ・審査後、交付決定者に対し、市から指定口座に助成金を振り込む。

③助成金額

3,000円

④周知方法

- ・こうほう佐倉・ホームページに制度の案内を掲載
- ・市内実施医療機関、保育園、保健センター等にてポスター掲示、市内実施医療機関等にリーフレット配布
- ・1歳2か月時に制度の案内はがきを個別通知

《実 績》

令和5年度実施結果

対象者数（人）	助成者数（人）
1,114	606

※対象者数は、令和5年9月末時点の1歳児と2歳児の人口1,742人から、令和4年度助成済の1歳児628人を除いた数。

年度別助成者数の推移

年度	対象者数（人）	助成者数（人）
令和元年度	1,382	781
令和2年度	1,261	754
令和3年度	1,106	616
令和4年度	1,166	644
令和5年度	1,114	606

《考 察》

平成26年度より制度が開始され、制度の利用率は約55～60%で推移している。平成27年度から継続して行っている個別通知など、今後も様々なかたちでの制度の周知、啓発に努めていく。

(2) 風しんワクチン接種費用助成事業

《目 的》

千葉県が実施する抗体検査又は、風しん追加的対策による抗体検査の結果、抗体価が低かった者の風しんワクチン接種を促進し、妊婦への風しん感染防止、先天性風しん症候群の発症防止を図り、公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。

《内 容》

①対象

- ・平成 30 年 12 月 25 日以降に県の実施する抗体検査又は、風しん追加的対策による抗体検査を受けた結果が HI 法で 32 倍未満、又は EIA (IgG) 法で 8.0 未満の方で、ワクチン接種を受けた方
- ※令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日の接種が対象

②実施方法

- ・医療機関にある予診票を使って接種を受け、接種費用を医療機関に支払う。
- ・接種後、各保健センターで助成の申請をする。(郵送可)
- ・審査後、交付決定者に対し、市から指定口座に助成金を振り込む。

③助成金額

- ・風しんワクチン 3,000 円
- ・麻しん風しん混合 (MR) ワクチン 5,000 円

④周知方法

- ・こうほう佐倉・ホームページに制度の案内を掲載
- ・市内実施医療機関や各保健センター等にてリーフレット配布

《実 績》

令和 5 年度実施結果

助成者数 (人)
21

年度別助成者の推移

年度	助成者数 (人)
令和 2 年度	12
令和 3 年度	13
令和 4 年度	28
令和 5 年度	21

《考 察》

助成者の男女比は男性 6 人、女性 15 人で、妊娠を希望する女性とその同居者からの同時申請が 2 組あった。また、風しん第 5 期の定期接種対象者はいないが、令和 7 年度で当該制度が終了するため、引き続き対象の方へ漏れることなく周知啓発に努めることとする。

(3) ヒトパピローマウイルス感染症ワクチン接種費用助成事業

《目 的》

ヒトパピローマウイルス感染症ワクチン定期予防接種において、積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方に対して、任意で接種した接種費用の全額、または一部を助成することにより、定期予防接種に係る費用負担の公平性を確保することを目的とする。

《内 容》

①対象

- ・平成9年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた女子で、定期接種の対象年齢を過ぎてからHPVワクチンを任意で接種した方
- ※令和5年4月1日時点で佐倉市民の方が対象

②実施方法

【申請期間】 令和4年8月から令和6年度まで

- ・申請に必要な書類を揃え、各保健センターで助成の申請をする。(郵送可)
- ・審査後、交付決定者に対し、市から指定口座に助成金を振り込む。

③助成金額

- ・領収書等で接種費用が確認できる場合は、接種費用（上限額 20,000 円）/1 回
- ・領収書等で接種費用が確認できない場合は、17,000 円/1 回
- ※助成回数は、1 人につき 3 回まで

④周知方法

- ・佐倉市転入した方へ制度のご案内を個別送付（令和5年度:506 人に送付）
- ・こうほう佐倉・ホームページに制度の案内を掲載
- ・市内実施医療機関や各保健センター等にてリーフレット配布

《実 績》

令和5度実施結果

助成者数（人）	助成回数
3	6

《考 察》

令和4年8月1日より制度が開始され、当初多くの申請があった。令和4年3月31日までに接種が済んでいる接種費用の助成であるため、制度開始時点で申請が集中し、その後は減少していくと考えられる。対象者となりうる方へ、漏れることなく制度の情報を提供するため、引き続き周知啓発に努めることとする。

3. 予防接種（臨時）

(1) 新型コロナウイルス感染症接種対策事業

《目 的》

新型コロナワクチン接種のために必要な体制を構築し、市民が安心して接種できる環境を整える。

《内 容》

①対象

○令和5年度春開始接種（令和5年5月8日～令和5年9月19日）

初回接種を終了し、最終接種日から3か月以上経過した以下の方

- ・65歳以上の高齢者の方
- ・基礎疾患を有する方（5歳から64歳）、重症化リスクが高いと医師が認めた方
- ・医療機関や高齢者施設、障害者施設等の従事者

○令和5年度秋開始接種（令和5年9月20日～令和6年3月31日）

初回接種を終了し、最終接種日から3か月以上経過した方

②実施方法

市が対象者に送付した予診票を使い、個別医療機関または市の集団接種会場接種で接種を受ける。

③接種費用

公費負担

④周知方法

- ・こうほう佐倉・ホームページに対象者や予約方法を掲載
- ・LINEによる周知
- ・予診票送付時に接種の案内を同封

《実 績》

令和5年春開始接種

年齢区分		3回目	4回目	5回目	6回目	合計	対象人数
65歳以上	接種数	69	263	2,027	34,003	36,362	58,677
	接種率	0.1%	0.4%	3.5%	57.9%	62.0%	

令和5年秋開始接種

年齢区分		3回目	4回目	5回目	6回目	7回目	合計	対象人数
65歳以上	接種数	38	233	1,075	5,049	30,284	36,679	56,908
	接種率	0.1%	0.4%	1.9%	8.9%	53.2%	64.5%	

令和3年2月17日～令和6年3月31日までの累計接種者数及び接種率

年齢区分		1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	7回目	合計	対象 人数
65歳 以上	接種数	52,987	52,881	51,915	49,277	45,257	39,063	30,284	321,664	56,908
	接種率	93.1%	92.9%	91.2%	86.6%	79.5%	68.6%	53.2%		
60歳～ 64歳	接種数	9,939	9,930	9,362	8,197	6,569	3,453	1,229	48,679	10,358
	接種率	96.0%	95.9%	90.4%	79.1%	63.4%	33.3%	11.9%		
50歳～ 59歳	接種数	21,385	21,382	19,836	14,665	7,694	2,508	1,558	89,028	24,547
	接種率	87.1%	87.1%	80.8%	59.7%	31.3%	10.2%	6.3%		
40歳～ 49歳	接種数	21,606	21,453	17,608	10,476	4,160	1,251	693	77,247	23,253
	接種率	92.9%	92.3%	75.7%	45.1%	17.9%	5.4%	3.0%		
30歳～ 39歳	接種数	14,414	14,307	10,910	5,226	1,834	510	262	47,463	16,093
	接種率	89.6%	88.9%	67.8%	32.5%	11.4%	3.2%	1.6%		
18歳～ 29歳	接種数	15,454	15,326	11,683	4,833	1,364	288	125	49,073	17,822
	接種率	86.7%	86.0%	65.6%	27.1%	7.7%	1.6%	0.7%		
12歳～ 17歳	接種数	8,306	8,199	5,312	2,435	558	1	0	24,811	8,864
	接種率	93.7%	92.5%	59.9%	27.5%	6.3%	0.0%	0.0%		
5歳～ 11歳	接種数	3,177	3,087	1,526	557	239	4		8,590	9,020
	接種率	35.2%	34.2%	16.9%	6.2%	2.6%	0.0%			
6か月 ～4歳	接種数	395	366	305	122				1,188	4,261
	接種率	9.3%	8.6%	7.2%	2.9%					
合計	接種数	147,663	146,931	128,457	95,788	67,675	47,078	34,151	667,743	171,126
	接種率	86.3%	85.9%	75.1%	56.0%	40.6%	28.2%	21.6%		

《考 察》

令和5年度の65歳以上の方において、50%以上の方が接種を受けている。令和5年度で特例臨時接種が終了し、令和6年度からは定期接種へと移行するため、制度の案内等、対象者の方に適切に情報が伝わるよう周知を行う。

4. 結核予防

(1) 結核検診

根拠法令等	感染症法（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律）
-------	----------------------------------

《目 的》

結核検診を行うことにより、結核患者の発生防止及び結核の蔓延を予防する。

《内 容》

① 対象者

市内在住の 65 歳以上の男女

② 実施方法

ア 集団検診

検診業者に委託し実施

- ・期 間 7 月 3 日～3 月 11 日、市内 8 会場、31 日間実施。
- ・費 用 300 円（税込み）
- ・検診内容 検診車両での、胸部レントゲン間接撮影及び読影を実施。

イ 個別検診

- ・期 間 6 月 1 日～12 月 10 日、市内 37 医療機関で実施。
- ・費 用 1,300 円（税込み）
- ・検診内容 胸部レントゲン直接撮影及び読影を実施。

③ 周知方法

ア 個人通知

市内在住の 65 歳以上の男女で、下記に該当するかた

- ・ 65・70 歳のかた
- ・ 令和 4 年度に市の健診(検診)を受診したかた
- ・ 市の特定健診(健康診査)の対象となるかた
- ・ 生活保護受給者のかた

イ 「こうほう佐倉」、ホームページ、周知啓発に努めた。

《実 績》

① 過去 5 年間の実施状況

年度	対象者(人)	受診者(人)	受診率(%)
令和元年度	54,690	15,365	28.1
令和2年度	55,590	12,234	22.0
令和3年度	56,302	13,394	23.8
令和4年度	56,730	13,841	24.4
令和5年度	56,918	13,767	24.2

② 胸部レントゲン検診（結核検診）実施結果

	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	要精密検査 者 (人)	要精密検査率 (%)	精密検査受診 者 (人)	結核発見 数 (人)
集団	56,918	3,999	7.0	96	2.4	82	0
個別		9,768	17.2	87	0.9	239	0
合計	56,918	13,767	24.2	183	1.3	321	0

③ 性別、年代別受診状況及び精密検査実施状況

性別	年代	対象者	受 診 者		要 精 密 検 査 (人)	要精密検査区分										精密検査受診状況		
						結核性		非結核性		腫瘍性		循環器		その他		未 受 診 者 (人)	未 把 握 者 (人)	結核 (人)
						人	%	人	%	人	%	人	%	人	%			
男性	65～69	5,284	702	13.3	12	0	0.0	5	41.7	7	58.3	0	0.0	0	0.0	0	3	0
	70～74	6,920	1,564	22.6	44	1	2.3	13	29.5	27	61.4	2	4.5	1	2.3	2	3	0
	75～79	6,007	1,774	29.5	49	2	4.1	18	36.7	21	42.9	4	8.2	4	8.2	1	5	0
	80歳以上	7,478	1,932	25.8	85	0	0.0	26	30.6	35	41.2	12	14.1	12	14.1	5	15	0
	小計	25,689	5,972	23.2	190	3	1.6	62	32.6	90	47.4	18	9.5	17	8.9	8	26	0
女性	65～69	6,016	1,148	19.1	17	0	0.0	3	17.6	9	52.9	4	23.5	1	5.9	0	3	0
	70～74	7,894	2,276	28.8	57	3	5.3	13	22.8	29	50.9	4	7.0	8	14.0	1	4	0
	75～79	983	2,259	229.8	61	0	0.0	11	18.0	40	65.6	4	6.6	6	9.8	1	7	0
	80歳以上	10,336	2,113	20.4	60	2	3.3	9	15.0	30	50.0	15	25.0	4	6.7	6	6	0
	小計	25,229	7,796	30.9	195	5	2.6	36	18.5	108	55.4	27	13.8	19	9.7	8	20	0
男性	集団	25,689	2,008	23.5	60	0	0.0	36	60.0	34	56.7	9	15.0	1	1.7	1	9	0
	個別		3,964		130	3	2.3	16	12.3	56	43.1	9	6.9	16	12.3	7	17	0
女性	集団	25,229	1,991	25.2	36	0	0.0	46	127.8	28	77.8	3	8.3	0	0.0	0	4	0
	個別		5,804		157	5	3.2	5	3.2	80	51.0	24	15.3	17	10.8	8	16	0
合計		50,918	13,767	27.0	383	8	2.1	103	26.9	198	51.7	45	11.7	34	8.9	16	46	0

※検診対象者数は、5月末時点での65歳以上の人口とする。

《考 察》

令和5年度は前年度と比較して、受診数は74人減少し受診率は0.2%減少した。

高齢者の結核患者の発生防止及び結核の蔓延予防をするため、検診受診者増加に向けて周知・啓発に努めていきたい。

V おとなの保健

1. 健康手帳の交付

根拠法令等	健康増進法第 17 条第 1 項
-------	------------------

《目 的》

特定健診・保健指導等の記録、その他健康の保持のために必要な事項を記載し、自らの健康管理と適切な医療の確保に資することを目的に健康手帳を交付する。

《内 容》

- ①対象 市内在住の 40 歳以上のかた
- ②方法 健（検）診会場、健康相談等の保健事業、各保健センター・健康保険課・高齢者福祉課窓口において交付

《実 績》

健康手帳の交付状況 （単位：冊）

	40～74歳			75歳以上			計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
R 元年度	1,839	4,175	6,014	1,818	1,688	3,506	3,657	5,863	9,520
R2 年度	1,255	2,737	3,992	989	1,162	2,151	2,244	3,899	6,143
R3年度	1,697	3,355	5,052	1,090	1,146	2,236	2,787	4,501	7,288
R4年度	1,729	3,419	5,148	1,090	1,078	2,168	2,819	4,497	7,316
R5年度	1,639	2,810	4,449	597	415	1,012	2,236	3,225	5,461

健康手帳の変遷

H19 年度まで	健診(検診)の結果の見方や健康に関する情報などについてまとめた小冊子は、健康手帳と併せて健診(検診)受診者に配布していた。
H20 年度	健康手帳をこの小冊子と一冊にまとめて作成し、健康手帳の使用時に小冊子の情報を役立ててもらったようにした。
H21 年度	健康の記録のページの特定健診の欄に検査の基準値を印字し、自己チェックできるような工夫をした。
H22 年度	相談や教室の日程等は掲載せず、小冊子を役立てながら健康手帳として経年的に健診の記録を記載しやすようにした。
H23 年度	慢性閉塞性肺疾患（COPD）の普及啓発を図るため、たばこのページに慢性閉塞性肺疾患（COPD）についての説明を追加。
H24 年度	クレアチニンの検査項目が追加になり、クレアチニン値の検査項目についての説明を追加。
H25 年度	国の方針により HbA1c が JDS から NGSP に表記変更となったことを受け、JDS と HbA1c の値を併記。 こころの健康に対する関心や正しい知識の普及・啓発を図るため、こころの健康のページを新設。
H26 年度	下記の情報を追記 ①健康に関する情報（肝炎ウイルス、骨の健康） ②成人保健事業の体系図、特定保健指導の流れ ③小児初期急病診療所、休日夜間急病診療所、休日当番医テレホンサービス ④保健センターの案内図
H27 年度	・健康手帳を記録媒体として活用できるように、自身で記入する項目（健康の記録・予防接種・休日当番医/かかりつけ医情報）を前面に配置 ・高齢者福祉課のページを増やし、ロコモ体操を入れた
H28 年度	糖尿病性腎症重症化予防事業開始に伴い、健診結果に eGFR の値が表記されることになり、検査項目についての説明を追加。

H29 年度	サイズ変更 (A4→A5)
H30 年度	・検査項目に non-HDL コレステロールが加わったため、検査値の読み方に表記を追記。 ・文字サイズを大きくし、内容やレイアウトを見やすく変更。30 ページ増。
R 元年度	・表紙に発行年度を表記。 ・特定健診の尿蛋白の判定基準変更に伴い、「検査値の読み方」「特定健診の記録」「尿検査からわかること」を修正。 尿蛋白の判定基準変更：基準値「－・±」⇒「－」、 保健指導判定値「＋以上」⇒「±」、受診を勧める値（新設）「＋以上」 ・歯のページ：「噛むことの効果」⇒「メタボ予防」に内容変更。 ・「健康づくり」のページ ・介護予防ボランティアの紹介と「佐倉市わくわく生活手帳」を追記。 ・「介護予防」⇒「フレイル予防」に内容修正。 ・「物忘れチェックシート」⇒「自分でできる認知症の気づきチェックリスト」に変更。
R2～4 年度	・変更なし。
R5 年度	・「健康づくり」のページ ・「ロコモティブシンドローム予防」⇒「フレイル予防」に内容修正。 ・「軽度認知障害（MCI）」を追記 ・「がん」のページ ・「佐倉市で受けられるがん検診」に前立腺がん検診を追記

《考 察》

健康手帳は、毎年受診結果を記録しておくことにより、健康状態を5年間にわたり経年的に管理でき、生活習慣病の予防に効果があることから、19歳以上40歳未満のかたにも配布している。

新型コロナウイルス感染症の影響により全体的に受診率が減少したことから、令和2年度は健康手帳の配布数が大幅に減少した。令和3年度以降、受診者数がやや回復したことにより配布数も増加している。

令和5年度の配布数の減少がみられているが、健（検）診での配布は、市の健（検）診が初受診のかたや5年間の健（検）診の結果等の記載欄がなくなってしまったかたへ配布しているため、過去5年以内にもらった方が多かったのではないかとと思われる。

今後も、各保健事業の場において、健康手帳を活用していく。

2. 健康教育

根拠法令等	健康増進法 17 条の 1
健康さくら 21(第 2 次)【改訂版】	健康寿命の延伸・健康格差の縮小を達成するために、以下の 7 つを重点的に取り組む項目とする。 ①生活習慣病 ②栄養・食生活 ③身体活動・運動 ④こころ ⑤飲酒 ⑥喫煙 ⑦歯と口腔

(1) 集団健康教育

《目 的》

生活習慣病の予防、その他健康に関する事項について、正しい知識の普及を図ることにより、「自らの健康は自らが守る」という認識と自覚を高め、健康の保持増進に資することを目的とする。

《内 容》

(1) 対象者

① 健康増進事業（健康増進法第 17 条第 1 項及び第 19 条）による健康教育

40～64 歳の市民を対象とする。

ただし、健康教育の内容や対象者の状況によっては、対象者に代わってその家族等を対象とすることができる。（健康増進事業実施要領より）

② 地域保健事業による健康教育

上記以外のかた

(2) 種類・内容

① 健康増進事業による健康教育

・一般健康教育

生活習慣病の予防のための日常生活上の心得、健康増進の方法、食生活のあり方その他健康に関して必要な事項について

・歯周疾患健康教育

歯科疾患の予防及び治療、日常生活における歯口清掃、義歯の機能及びその管理等の正しい知識について

・ロコモティブシンドローム（運動器症候群）健康教育

骨粗鬆症・転倒予防を含めたロコモティブシンドローム（運動器症候群）に関する正しい知識、生活上の留意点について

・慢性閉塞性肺疾患（COPD）健康教育

慢性閉塞性肺疾患（COPD）に関するリスクや正しい知識、禁煙支援等

・病態別健康教育

肥満、高血圧、心臓病等と個人の生活習慣との関係及び健康的な生活習慣の形成について

・薬健康教育

薬の保管、適正な服用方法等に関する一般的な留意事項、薬の作用・副作用の発言に関する一般的な知識について

② 地域保健事業による健康教育

- ・地域保健に関する知識の普及、地域住民の健康の保持及び増進に関すること

《実 績》

※各表の（ ）内は健康増進事業実施要領に基づく 40～64 歳の再掲

① 年次別実績

年度	回数	延人数	延人数 内訳			
			39 歳以下	40～64 歳	65 歳以上	不明
令和元年度	136 (90)	5,313 (2,093)	932	2,164 (2,093)	2,217	0
令和2年度	28 (15)	139 (43)	17	64 (43)	58	0
令和3年度	32 (20)	557 (126)	64	193 (126)	299	1
令和4年度	39 (24)	635 (112)	80	211 (112)	335	9
令和5年度	128 (106)	4,285 (1,841)	617	1,910 (1,841)	1,745	13

② 健康教育種類別実績

分類	回数	延人数	延人数 内訳			
			39 歳以下	40～64 歳	65 歳以上	不明
一般	105 (84)	3,552 (1,525)	525	1,597 (1,525)	1,417	13
歯周疾患	2 (2)	75 (9)	0	9 (9)	66	0
ロコモティブ・シンドローム (運動器症候群)	14 (13)	522 (277)	92	277 (277)	153	0
慢性閉塞性肺疾患 (COPD)	0 (0)	0 (0)	0	0 (0)	0	0
病態別	7 (7)	136 (30)	0	30 (30)	106	0
薬	0 (0)	0 (0)	0	0 (0)	0	0
計	128 (106)	4,285 (1,841)	617	1,913 (1,841)	1,742	13

③ 健康教育事業別実績

事業名	回数	延人数	延人数 内訳			
			39 歳以下	40～64 歳	65 歳以上	不明
出前健康講座	5	170	73	74	11	12
講師派遣	5	174	0	6	168	0
メタボ予防のための「知って得する食事教室」	5	20	0	3	17	0
ヘルスアップ運動教室	10	60	0	21	39	0
Sakura 10 Minutes Exercise ～気軽に 10 分筋活～（佐倉市オリジナル体操）体験会	5	57	0	9	48	0
検診会場でのがん予防健康教育	33	2,578	436	1,235	907	0
骨粗しょう症検診会場での健康教育	8	458	89	264	105	0
糖尿病予防学習会	4	84	0	13	71	0
体組成測定会	1	5	0	1	4	0
慢性腎臓病予防講演会	1	38	0	3	35	0
食生活改善推進員活動	46	465	0	212	253	0
ゲートキーパー研修	4	154	18	54	82	0
こころの講演会	1	22	1	18	2	1
総計	128	4,285	617	1,913	1,742	13

《考 察》

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが 5 類に移行したこともあり、健康教育の回数は新型コロナウイルス感染症感染拡大前に近い回数、人数まで回復している。また、健康教育の種類（内容）については、生活習慣病予防等の一般的な内容が多く、病態別や専門的な内容は少ない傾向にあり、これは例年同様の結果であった。健康寿命の延伸・健康格差の縮小を達成するためには、一般的な内容だけでなく、重点的に取り組むテーマについても実施できるよう努めたい。

●出前健康講座・講師派遣

《内 容》

① 対象者

市内在住・在勤の方

② 方法

自治会、自主サークル、家庭教育学級、市民大学等から、出前健康講座・講師派遣について申請を受け、保健師、栄養士、歯科衛生士、食生活改善推進員を派遣する。対応日時は、土・日・祝日を含む、午前9時から午後8時の間の2時間以内。（年末年始を除く）

③ 内容

出前健康講座メニュー（生活習慣病や運動、ストレスとこころ、喫煙、飲酒、歯科、栄養・食生活に関すること等）からの選択、または申請者と協議のうえ決定する。

《実 績》※（ ）内は健康増進事業実施要領に基づく40～64歳の再掲

	回数	延人数	延人数 内訳			
			39歳以下	40～64歳	65歳以上	不明
出前健康講座	5 (5)	170 (74)	73	74	11	12
講師派遣	5 (4)	174 (6)	0	6	168	0
計	10 (9)	344 (80)	73	80	179	12

《考 察》

新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年度以降、依頼が大幅に減少していたが、新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことに伴い、増加が見られた。施設や企業などからの依頼に基づき実施しているが、内容は生活習慣病、メンタルヘルス、骨粗しょう症、栄養、運動等多岐にわたっている。

●メタボ予防のための「知って得する食事教室」

《内 容》

① 対象者

- ・特定保健指導の対象者
 - ・40歳～74歳の生活習慣病予防のため食生活改善に関心がある市民
- 市民

② 方法

1コース1回 5コース実施。定員8名。

③ 内容

- ・食生活を改善するための必要な知識や情報の提供
- ・食生活の課題に対する具体的な方法を個別にアドバイスする

④ 周知方法

こうほう佐倉、佐倉市公式LINE、健康アドバイス会、健診結果票送付時に案内文同封等

《実 績》※（ ）内は健康増進事業実施要領に基づく 40～64 歳の再掲

	回数	延人数	延人数 内訳		
			40～64 歳	65 歳以上	不明
1 コース	1	4	0	4	0
2 コース	1	2	0	2	0
3 コース	1	1	0	1	0
4 コース	1	5	2	3	0
5 コース	1	8	1	7	0
計	5 (2)	20 (3)	3	17	0

《考 察》

参加者の利便性に配慮し全コース同じテーマで開催した。栄養士による小規模の集団指導方式を取り入れ、食事内容の振り返りと調理のデモンストレーションや試食を取り入れ、具体的かつ実践的な内容とした。周知方法の工夫については、今後検討が必要であるとする。

●ヘルスアップ運動教室

《内 容》

- ① 対象者：特定保健指導の対象者や特定健康診査などの健診結果から生活習慣病の予防が必要となる、40～69 歳以下の市内在住、在勤者。
- ② 方 法：1 コース 2 回、5 コース 計 10 日間実施。定員 15 人で実施。
- ③ 内 容：健康運動指導士が、有酸素運動や筋力トレーニングなど自宅で手軽にできる運動の実技を指導し、運動習慣が身につくように健康教育を実施する。
- ④ 周知方法：対象者へ個別通知、健康アドバイス会等で案内。

《実 績》※実績値の（ ）内は健康増進事業実施要領に基づく 40～64 歳の再掲

	回数	実人数	延人数	延人数 内訳		
				40～64 歳	65 歳以上	不明
1 コース	2 (2)	5 (2)	9 (3)	3	6	0
2 コース	2 (2)	15 (7)	28 (13)	13	15	0
3 コース	2 (2)	3 (2)	6 (4)	4	2	0
4 コース	2 (0)	6 (0)	10 (0)	0	10	0
5 コース	2 (1)	4 (1)	7 (1)	1	6	0
計	10 (7)	33 (12)	60 (21)	21	39	0

《考 察》

令和5年度は、参加者を増やすための工夫として、チラシの内容の充実及び市公式LINEによる周知を試みた。その結果、2コース（西部保健センター）のみではあるが、定員に達しており、市公式LINEの活用は有効であると考えた。

本事業は1コース2日間の開催であるが、2日間の来所が難しいケースもみられた。そのため、引き続き教室の実施方法や内容の見直し及び検討を行い、市民が参加しやすい教室の運営に努めたい。

● Sakura 10 Minutes Exercise ～気軽に10分筋活～（佐倉市オリジナル体操）体験会

《内 容》

- ①対象者：市内在住・在勤者で医師から運動を制限されていない者。
- ②方 法：市内保健センターを会場に、年4回、定員15人で実施。（申込者多数の場合、2部制で実施）
- ③内 容：健康運動指導士または保健師が、「Sakura 10 minutes exercise～気軽に10分筋活～」の内容に沿って、体操の基本を指導。運動を継続することによる効果の説明。
 なお、本エクササイズは、令和3年3月、コロナ禍でも手軽に運動を続けられること、市民が筋力トレーニングを習慣にすることで、ロコモティブシンドローム・生活習慣病の予防を目指すことを目的とし、順天堂大学と協働で作成した。本エクササイズの普及のため、令和3年度から体験会を実施している。
- ④周知方法：こうほう佐倉や市ホームページへの掲載、健診会場、健康アドバイス会での周知等

《実 績》※実績値の（ ）内は健康増進事業実施要領に基づく40～64歳の再掲

	回数	延人数	延人数 内訳			
			39歳以下	40～64歳	65歳以上	不明
健康管理センター	1 (1)	11 (4)	0	4	7	0
西部保健センター	3 (2)	36 (4)	0	4	32	0
南部保健センター	1 (1)	10 (1)	0	1	9	0
計	5 (4)	57 (9)	0	9	48	0

当初年4回実施予定だったが、「こうほう佐倉」にて日付掲載誤りがあったことから、追加で1回実施した。

《考 察》

本事業の目的は、市民が継続して運動する習慣を身に付けることにより、メタボリックシンドロームを中心とした生活習慣病やロコモティブシンドロームの予防・改善を図ることであるが、体験会での周知のみならず、今後は働き世代等への周知啓発も必要であると考えます。

現行の周知方法（こうほう佐倉や動画配信等）に加え、出前健康講座や市開催のイベント等の機会を活用し、本エクササイズの周知に努めたい。

●検診会場でのがん予防健康教育

《内 容》

- ① 対象者
子宮頸がん検診、乳がん検診受診者(集団検診)
- ② 方法
子宮頸がん検診、乳がん検診の集団検診会場
- ③ 内容
乳房自己触診法について

《実 績》※ () 内は健康増進事業実施要領に基づく 40～64 歳の再掲

	回数	延人数	延人数 内訳			
			39 歳以下	40～64 歳	65 歳以上	不明
子宮頸がん検診会場	7 (7)	917 (439)	173	439	305	0
乳がん検診会場	26 (19)	1,661 (796)	263	796	602	0
計	33 (26)	2,578 (1,235)	436	1,235	907	0

《考 察》

昨年度は新型コロナウイルス感染症の感染対策として、健康教育を中止しチラシ配布による啓発のみとしていたが、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが 5 類に移行したことに伴い、検診会場での健康教育を再開した。検診の受診時は健康への意識も高く、この機会を活用することが有効と考えられ、今後も継続していきたい。

●骨粗しょう症検診での健康教育

《内 容》

- ① 対象者
骨粗しょう症検診受診者
- ② 方法
骨粗しょう症検診会場で実施
- ③ 内容
骨粗しょう症の予防やロコモティブシンドロームの予防について

《実 績》※ () 内は健康増進事業実施要領に基づく 40～64 歳の再掲

	回数	延人数	延人数 内訳			
			39 歳以下	40～64 歳	65 歳以上	不明
骨粗しょう症検診	8 (8)	458 (264)	89	264	105	0

《考 察》

昨年度は新型コロナウイルス感染症の感染対策として、健康教育を中止しチラシ配布による啓発のみとしていたが、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類に移行したことに伴い、検診会場での健康教育を再開した。骨粗しょう症検診はその場で結果も出るため、検診会場で教育を行うことが、効果的と考えられ、今後も継続していきたい。

●糖尿病予防学習会

《内 容》

- ①対象者：40～69歳の佐倉市の特定健診受診者のうち、HbA1c〔NGSP 値〕5.6～6.0%で、糖尿病の服薬治療を受けていない者。
- ②内 容：対面開催。保健師や栄養士、歯科衛生士による講義を実施。2課では、健康運動指導士による運動の実技を実施。
- ③従事者：保健師、栄養士、歯科衛生士、健康運動指導士
- ④周知方法：対象者に個別通知（1回目 451人、2回目 649人）

《実 績》

		延人数（人）	延人数 内訳	
			40～64歳	65歳以上
1回目	1課	18	3	15
	2課	15	2	13
2回目	1課	27	4	23
	2課	24	4	20
計	—	84	13	71

《考 察》

令和4年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を鑑み、オンライン開催も実施していたが、令和5年度は対面開催とした。65歳以上の参加者が多く、対面開催により、その都度質疑応答に応じられたり、健康運動指導士の指導が直接受けられることから、本教室は対面開催のメリットが大きいものとする。

今後も講義内容等の検討及び改善を重ね、市民の糖尿病予防の一助となるよう努めたい。

●成人の健康づくり講演会

《内 容》

- ①対象者：市内在住者、在勤者
- ②方 法：令和5年度は生活習慣病予防・改善に関する内容をテーマに、「生活習慣の改善でメタボ撃退！」のタイトルで「動画講座」として、YouTubeで動画配信を行った。本動画講座のホームページを作成し、ホームページ上に動画を埋め込み、YouTubeで視聴できるかたちをとった。公開日は12月25日。公開期間は設けておらず、いつでも視聴可能である。
- ③内 容：動画講座は順天堂大学の助教沢田秀司氏に協力いただき、3本の動画講座を作成。
1本目 「メタボってなに？内臓脂肪ってなにが悪いの？」

2 本目 「メタボ予防・改善のコツ！ ～食事・運動～」

3 本目 「いざ実践！継続すれば効果アリ！カラダひとつでできる 10 分筋活！

～Sakura 10 Minutes Exercise～気軽に 10 分筋活～（佐倉市オリジナル体操）」

④周知方法：市ウェブサイト、佐倉市公式 LIN、こうほう佐倉による周知、啓発

市内公共施設、市内小中学校、市内企業等へのチラシ配布、ポスター掲示

保健事業利用者へのチラシの配布

《実 績》

各動画の視聴回数は下記のとおり。

動画タイトル	視聴回数
① メタボってなに？内臓脂肪ってなにが悪いの？	141 回
② メタボ予防・改善のコツ！ ～食事・運動～	79 回
③ いざ実践！継続すれば効果アリ！カラダひとつでできる 10 分筋活！ ～Sakura 10 Minutes Exercise（佐倉市オリジナル体操）～	105 回

《考 察》

今年度は生活習慣病予防をテーマに実施したため、壮年期など若い世代をターゲットとし、YouTube 配信を実施したが、視聴回数はあまり伸びていない。テーマや実施方法、講師、周知方法などは今後も検討の余地がある。国や県、市の動向を注視しながらテーマを検討し、さらに実施方法や講師、周知方法についても検討し、市民の健康づくりの一助となるように努めたい。

3. 健康相談

根拠法令等	健康増進法第17条第1項
健康さくら21（第2次） 【改訂版】	健康寿命の延伸・健康格差の縮小を達成するために、以下の7つを重点的に取り組む項目とする。 ①生活習慣病 ②栄養・食生活 ③身体活動・運動 ④こころ ⑤飲酒 ⑥喫煙 ⑦歯と口腔

《目 的》

心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導および助言を行い、家庭における健康管理に資することを目的とする。

《内 容》

- ① 対 象 市民（健康増進法第17条第1項に基づく対象者は40歳から64歳までのかた）
- ② 方 法
 - (1) 定例健康相談：各保健センターにおいて健康相談窓口を設置し実施。
 - (2) 定例外健康相談：各保健センターで設定された「健康相談」以外で健康相談を実施。
（窓口来所、健康教育等の事業の際に健康相談を実施、健診会場、各イベント時に実施等）
 - (3) 糖尿病予防相談会：市の健診の結果、HbA1cが高値の方に実施。毎年100人前後に送付。
（定例健康相談内で実施）
 - (4) 電話相談：電話による相談対応。
- ③ 周知方法 こうほう佐倉や健康カレンダー等への掲載、公共施設にちらし配架・ポスター掲示。

《実 績》

- ① 定例・定例外健康相談年度別実績 定例健康相談開催時に随時禁煙相談・糖尿病予防相談会実施。

年 度	開 催 回 数(回)	延 人 数(人)			
		定例健康相談 (再掲)			
令和元年度	183	21	853		
			40歳未満 72	40歳～64歳 314	65歳以上 467
令和2年度	121	21	410		
			40歳未満 5	40歳～64歳 126	65歳以上 279
令和3年度	77	20	550		
			40歳未満 7	40歳～64歳 193	65歳以上 350
令和4年度	109	20	617		
			40歳未満 6	40歳～64歳 239	65歳以上 372
令和5年度	120	18	589		
			40歳未満 3	40歳～64歳 239	65歳以上 347

① 令和5年度 健康相談種類別実績

健康相談の種類		年齢別内訳
		40歳～64歳
重点相談	高血圧	2
	高脂血症	5
	糖尿病	9
	歯周疾患	0
	骨	83
	女性の健康	0
	病態別	2
総合健康相談		141
合計		242(※)

※重複して計上しているため、40～64歳の延人数と数値が異なることがある。

② 禁煙相談（再掲）合計 306件

健康相談の種類	開催回数 (回)	年齢別内訳			延人数 (人)
		40歳未満	40歳～64歳	65歳以上	
特定健診会場での実施	21	0	121	180	301
定例健康相談での実施	2	0	1	1	2
定例外健康相談での実施	3	0	1	2	3

③ 電話相談 合計 642件

内訳 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
母子の健康に関すること	2354	2434	2410	1845	
生活習慣病	339人 (44.0%)	269人 (16.5%)	250人 (18.2%)	307人 (27.7%)	285人 (44.4%)
精神保健福祉	77人(10.0%)	103人(6.3%)	95人(6.9%)	85人(7.7%)	66人(10.3%)
新型コロナウイルス関連	135人 (17.5%)	995人 (60.9%)	767人 (55.8%)	488人 (44.1%)	34人(5.3%)
その他疾患					32人(5.0%)
歯科	17人(2.2%)	14人(0.9%)	49人(3.6%)	20人(1.8%)	17人(2.6%)
結核					1人(0.2%)
肝炎ウイルス					1人(0.2%)
その他 (上記以外の健康・病気 に関すること等)	192人 (24.9%)	247人 (15.1%)	212人 (15.4%)	206人 (18.6%)	206人 (32.1%)
感染症に関すること	11人(1.4%)	6人(0.4%)	1人(0.1%)	1人(0.1%)	
計	3125人	4068人	3784人	2952人	642人(※)

※令和5年度の母子の健康に関することについては、Ⅱ子どもの保健で計上。

《考 察》

令和 5 年度の定例健康相談の相談延べ人数は、前年度と比較すると減少している。

現在、健康相談の周知として市の健康診査の結果の裏面やこうほう佐倉への掲載、成人保健事業等で周知を行っているが、次年度以降は、予約状況に応じて佐倉市公式 LINE を活用するなど周知方法を検討し、必要な方への支援につなげられるよう努めたい。

HbA1c が高値の方に対し、糖尿病予防相談会の案内及び糖尿病に関する情報提供を行ったことで、糖尿病の予防に関する啓発のほか、来所者には生活習慣改善の指導等が実施できており、本取組は有効であると考ええる。

禁煙相談の実施件数は、306 件であり、特定健診会場での実施が 9 割以上を占めている。特定健診会場で喫煙者へ相談を行うことで、健康意識が高いタイミングに相談を実施できていると考える。

電話相談に関しては、642 件であり前年度と比較して減少しているが、新型コロナウイルス感染症が 5 類感染症に移行したことに伴い「新型コロナウイルス感染症に関すること」に関する相談数が減少したことが影響していると思われる。今後も随時市民の相談に応じながら、必要な情報提供の実施や適切な相談機関等につなげるなど、市民の不安軽減に努めニーズに合わせた電話相談を継続する。

4. 健康診査

(1) 健康診査

根拠法令等	健康増進法第19条の2
-------	-------------

《目 的》

平成20年4月から、医療保険者（国民健康保険、協会けんぽ、共済組合等）に、40～74歳の被保険者・被扶養者を対象とした健康診査（特定健康診査）と保健指導（特定保健指導）の実施が義務付けられ、これまでの健康診査の目的である個々の病気の早期発見・早期治療から、メタボリックシンドロームに着目した健康診査となった。生活習慣病は、内臓脂肪の蓄積が原因となっていることが多いことから、メタボリックシンドロームに該当する方とその予備群の方について、運動や食生活等の生活習慣を見直すサポートを行うことにより、生活習慣病の予防につなげることを目的としている。

生活保護受給者の健康診査は健康増進法に基づき、特定健診・健康診査に準じた形で実施する。

《内 容》

① 対象者

市内在住の40歳以上の生活保護受給者

② 実施方法

ア 集団健診 （7月～R6年3月、市内8会場延べ31日間）

検診業者に委託し、大腸がん検診・胸部レントゲン検診・肝炎ウイルス検診と併せて実施（新型コロナウイルス感染症の状況から、3密を避けるため完全予約制で実施）

イ 個別健診 （6月～12月、市内37協力医療機関）

③ 周知方法

ア 個人通知

40歳以上の生活保護受給者

イ 「こうほう佐倉」、ホームページ掲載、市内協力医療機関・地区掲示板・9月に市民ギャラリーにポスター掲示等、周知啓発を実施

ウ 社会福祉課担当ケースワーカーから、検診PRチラシ配布

④ 健診項目

ア 基本的な検査項目（全ての対象者が受診する項目）

身体測定（身長、体重、腹囲測定）※75歳以上のかたには、腹囲測定は実施しない

血圧測定・問診・診察・尿検査（糖・蛋白）

血液検査（肝機能検査・血中脂質検査・血糖検査・腎機能検査）

イ 詳細な健診項目（特定の対象者が受診する項目）

心電図・眼底検査基準

血圧が収縮期血圧140mmHg以上または拡張期血圧90mmHg以上に該当し、医師が必要と判断した者（心電図のみ不整脈が疑われる場合も含む）

ただし、個別健診について、眼底検査は受診勧奨とする。

貧血検査基準

既往歴および自覚症状

⑤受診に係る費用

無料

《実 績》

① 実施状況

年度	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)
R元年度	855	60	7.0
R2年度	837	58	6.9
R3年度	869	65	7.5
R4年度	848	50	5.9
R5年度	839	65	7.7

② 性別、年代別、保健指導区分別結果

性別	年代 (歳)	対象者 数 (人)	受診者数 (人) %		保健指導区分別実人数					
					情報提供		動機付け支援		積極的支援	
					(人)	%	(人)	%	(人)	%
男性	40～49	36	3	8.3	2	66.7	0	0.0	1	33.3
	50～59	66	7	10.6	4	57.1	1	14.3	2	28.6
	60～64	46	3	6.5	3	100.0	0	0.0	0	0.0
	65～69	39	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
	70～74	79	4	5.1	2	50.0	2	50.0		
	75歳以上	170	11	6.5						
	小計	436	28	6.4	11	39.3	3	10.7	3	10.7
女性	40～49	44	7	15.9	6	85.7	0	0.0	1	14.3
	50～59	60	11	18.3	8	72.7	1	9.1	2	18.2
	60～64	34	3	8.8	1	33.3	1	33.3	1	33.3
	65～69	29	3	10.3	2	66.7	1	33.3		
	70～74	51	2	3.9	2	100.0	0	0.0		
	75歳以上	185	11	5.9						
	小計	403	37	9.2	19	51.4	3	8.1	4	10.8
男性	集団	436	5	6.4	11	39.3	3	10.7	3	10.7
	個別		23							
女性	集団	403	12	9.2	19	51.4	3	8.1	4	10.8
	個別		25							
合計		839	65	7.7	30	46.2	6	9.2	7	10.8

《考 察》

国の医療制度改革により、平成19年度まで老人保健法に基づき実施していた基本健康診査は、平成20年度より「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき医療保険者（佐倉市国民健康保険）が特定健診と特定保健指導を実施するよう義務付けられた。このため、生活保護受給者の健康診査については健康増進法に位置付けられた。

平成 21 年度からは、対象者全員に受診券セットを郵送して健診の周知を図った。また、平成 28 年度から生活保護の担当課である社会福祉課と連携し、ケースワーカーから受給者にちらしを配布し、健康診査の勧奨を実施している。生活保護法の改正により、被保護者健康管理支援事業が創設され、令和 3 年 1 月から必須事業として施行された。これに伴い社会福祉課で健診受診勧奨を強化したことから、令和 3 年度は受診者数が過去 4 年間で最多となったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、感染防止のためケースワーカーが被保護者に直接会って勧奨する機会が減ったことが影響し令和 4 年度は受診率が減少した。令和 5 年度は新型コロナウイルス感染症も落ち着き、受診率が増加した。今後とも両課で連携し、生活保護受給者への周知および受診勧奨を実施していく。

(2) 成人歯科健康診査

根拠法令等	健康増進法第 17 条第 1 項及び第 19 条の 2			
健康さくら 21 (第 2 次) 【改訂版】目標値 (市の現状) → (目標値)	・ 定期歯科健診を受けている人の増加	20 歳以上	42.1%	→ 65%
	・ 歯間部清掃用具を使う人の増加	20 歳台	20.0%	→ 50%
		40 歳台	41.9%	→ 50%
		60 歳台	46.7%	→ 50%

《目 的》

生涯を通じて食べる楽しみを享受でき、健康で豊かな生活が送れるよう、口腔の維持・向上を図る。

《内 容》

①対象者 19 歳以上の市民で、現在、治療中又は定期歯科健診受診者を除く。

②周知方法

個人通知： 40～74 歳の佐倉市国民健康保険加入者。

年度末で 19・20 (女性のみ)・25・30・35 (女性のみ)・40・45・50・55・60・65

・70 歳の節目のかた。

令和 2 年度に市の検診を受診したかた。

国指定のがん検診無料クーポン券対象のかた。

「こうほう佐倉」： 6 月 1 日広報特別号「みんなの保健」に各種健診関係と同時に掲載した。

ホームページ：市のホームページに成人歯科健診の P R を掲載した。

ポスター掲示：市内協力歯科医療機関に掲示した。

チラシ配布：各種教室、幼児歯科健診、保育園・幼稚園にチラシを配布した。

P R 活動：各種教室、地域での健康教育活動等で歯科健診の必要性を P R した。

③方法 印旛郡市歯科医師会に委託し、市内 57 歯科医療機関で口腔診査を実施した。

④実施期間 6 月 1 日～12 月 10 日

《実 績》

① 受診状況 対象者数 対象者数 147,089 人 (19 歳以上の市民)

受診数 885 人 (男性 313 人、女性 572 人)、受診率 0.6%

② 年度別受診数の推移

年度	対象者(人)	受診者(人)	受診率 (%)
令和元年度	149,250	788	0.5
令和2年度	149,010	763	0.5
令和3年度	147,179	817	0.6
令和4年度	147,322	885	0.6
令和5年度	147,089	810	0.6

③ 年代別、性別受診数 (人)

(受診者 810 人の内訳)

(歳) 性別	19～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～79	80 以上	計 (%)
男性	30	17	20	20	42	109	60	298 (36.8)
女性	33	62	65	86	71	146	49	512 (63.2)
総数	63	79	85	106	113	255	109	810 (100.0)

④ 年代別、地区別受診数（人）

（受診者 810 人の内訳）

地区	19～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～79	80 以上	計 (%)
佐倉	10	15	19	10	20	44	17	135 (16.7)
臼井	15	12	15	16	19	48	14	139 (17.2)
志津	24	36	31	55	54	130	64	394 (48.6)
根郷	10	14	12	18	10	17	5	86 (10.6)
和田	0	0	0	0	0	1	1	2 (0.2)
弥富	1	0	0	1	0	0	0	2 (0.2)
千代田	3	2	8	6	10	15	8	52 (6.4)
総数	63	79	85	106	113	255	109	810 (100.0)

⑤ 年代別、現在歯数の状況（人）

（受診者 810 人の内訳）

	19～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～79	80 以上	計 (%)
24 歯以上	63	79	85	103	107	197	79	713 (88.0)
20～23 歯	0	0	0	2	5	44	16	67 (8.3)
19 歯以下	0	0	0	1	1	14	14	30 (3.7)

⑥ 年代別、歯周病のり患状況（人）

（受診者 810 人の内訳）

※対象外：総義歯使用や歯根の露出が著しい場合などの、歯周ポケットの診査が出来ない者

ポケットコード	19～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～79	80 以上	計 (%)
健全	41	44	38	48	37	110	48	366 (45.2)
うち、出血あり	17	13	13	13	10	34	11	111
4mm～5mm	22	33	37	46	57	80	35	310 (38.3)
6mm 以上	0	2	10	11	19	62	21	125 (15.4)
対象外※	0	0	0	1	0	3	5	9 (1.1)

⑦ 年代別、歯間部清掃用具使用状況（人）

（受診者 810 人の内訳）

(歳) 使用状況	19～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～79	80 以上	計 (%)
使用する	19	37	41	57	57	138	56	405 (50.0)
使用しない	44	42	43	49	54	111	47	390 (48.1)
未記入	0	0	1	0	2	6	6	15 (1.9)

⑧ 年代別、判定区分（人）

（受診者 810 人の内訳）

(歳) 判定区分	19～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～79	80 以上	計 (%)
異常なし	15	16	12	16	16	36	22	133 (16.4)
要指導	15	24	24	36	32	59	24	214 (26.4)
要精検	33	39	49	54	65	160	63	463 (57.2)

《考 察》

受診状況を性別でみると、若年層、中年層と男性の受診数が少ない。健診結果は、中程度・重度の歯周病罹患状況（ポケットコード4mm以上）が53.7%であり、精密検査の判定が57.2%と高い状況である。今後も市民への周知を図り、受診を促すとともに、定期歯科健診を受ける必要性について啓発していきたい。

(3) 骨粗しょう症検診

根拠法令等	健康増進法第19条の2
-------	-------------

《目 的》

骨折等の基礎疾患となり、高齢社会の進展によりその増加が予想されることから、早期に骨量減少者を発見し、骨粗鬆症を予防することを目的とする。

《内 容》

① 対象者

市内在住の20、25、30、35、40、45、50、55、60、65、70歳で、職場等において検診を受ける機会のない女性

② 実施方法

・期 間 8月から10月、4会場延べ8日間実施。

※検診機材トラブルのため8月25日と8月28日の検診が中止となり、9月29日と10月23日に代替え検診を実施。代替え日が不都合な希望者を対象に聖隷佐倉市民病院健診センターにて10月31日まで検診を実施。

・費 用 500円（税込み）

・検査内容 検診業者へ委託し、測定方法はDXA法（測定部位は橈骨）にて実施。予約制。結果は「原発性骨粗鬆症の診断基準(2012年度改訂版)」を用いて、年齢に関係なく統一基準とする。

（測定部位は利き腕と反対の橈骨。骨折歴がある場合は非骨折側の橈骨）

・検診の流れ

問診後、検診車にて検査、判定別に案内

＜要指導者および希望者＞当日、栄養士より健康アドバイス

＜要精密検査者＞当日、精密検査書類を作成し、医療機関受診の説明

③ 周知方法

ア 個人通知

・20、25、30、35、40、45、50、55、60、65、70歳になる女性

イ 「こうほう佐倉」、ホームページに掲載し周知啓発を実施

ウ ハガキによる勧奨 20、25、30、35、40、45、50、55歳になる女性

《実 績》

① 過去5年間の実施状況および実施結果

年度	対象者数 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	要精検者 (人)	要精検率 (%)	精検受診者 (人)	精検受診率 (%)	要医療 (人)
R1年度	12,259	1,118	9.1	142	12.7	112	78.9	49
R2年度	12,054	640	5.3	102	15.9	72	70.6	33
R3年度	11,592	841	7.3	105	12.5	76	72.4	44
R4年度	10,973	1,103	10.1	133	12.1	103	77.4	52
R5年度	11,168	1,083	9.7	127	11.7	96	75.6	38

※精検受診者については、令和6年6月6日までに報告された方

② 性別、年代別受診状況及び判定結果（人）

年齢 歳	対象者数 人	受 診 者 数 人 %		検診結果						精密検査受診状況			
				異常認めず		要指導		要精密検査		受診者数		未受診者 人	要医療 人
				人	%		%	人	%	人	%		
20	769	9	1.2	9	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0
25	706	20	2.8	20	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0
30	609	37	6.1	37	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0
35	812	81	10.0	81	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0
40	968	110	11.4	107	97.3	3	2.7	0	0.0	0	0.0	0	0
45	1,098	138	12.6	138	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0
50	1,343	204	15.2	199	97.5	4	2.0	1	0.5	1	100.0	0	0
55	1,232	209	17.0	161	77.0	28	13.4	20	9.6	18	90.0	2	5
60	1,064	92	8.6	39	42.4	32	34.8	21	22.8	18	85.7	3	7
65	1,133	78	6.9	26	33.3	26	33.3	26	33.3	20	76.9	6	8
70	1,434	105	7.3	7	6.7	39	37.1	59	56.2	39	66.1	20	18
	11,168	1,083	9.7	824	76.1	132	12.2	127	11.7	96	75.6%	31	38

※国の補助金は、40歳～70歳の女性のみが対象

③ 栄養士による健康アドバイス実施状況

※集団検診での実施分

年 齢 (人)		相談者の内訳 (人)		受診者数(人)
20～39 歳	0	要指導	131	131
40～64 歳	80	要精密検査 (希望者)	1	125
65 歳以上	65	異常を認めず (希望者)	13	817
合 計	145	合 計	145	1,073

・要指導となった方を対象に健康アドバイスを実施しているが、平成27年度から、異常なし判定の方にも予防に努めていただくため、検診結果と一緒に資料を配布。平成28年度から、要精密検査判定コーナーでも、希望者へ簡易資料を配布した。

・検診が5年に一度のため、アドバイスコーナーの内容も5年ごとに見直すことにし、平成30年度から、栄養士1名でチェックリスト結果から改善ポイントをアドバイスし、その後展示しているパネルを来所者に自由に見学してもらう方法で実施している。令和5年度はパネルの一部を変

更し、配布資料もビタミンKについてのチェックリストを取り入れた。パネルの展示があることで栄養士が質問や相談に対応中でも来所者が各自のペースで見学することができ、チェックリストを使用することで来所者に合った相談ができた。令和2年度から微増していた20～39歳の要指導者は0人だった。

④ その他

- ・問診票で若い世代の月経不順の治療状況をみると、20歳・25歳の月経不順は13.8%（29人中4人）、30歳・35歳は14.4%（118人中17人）。月経不順のうち未治療の割合は、20歳・25歳が75.0%（3人中4人）、30歳・35歳では64.7%（11人中17人）。検診結果は、全員「異常なし」だった。また、20～35歳の受診者中、極端なダイエット歴があると回答したのは8人で、そのうち月経不順は2人で未治療だった。

《考 察》

新型コロナウイルス感染症の影響により受診者は令和2年度大幅に減少したが、令和3年度以降増加し令和4年度は過去5年間で最も高い受診率となった。令和5年度は若干減少したが、予約開始後から対象者に個別受診勧奨を行っている。

若い世代の月経不順のうち、未治療の割合が高率なため、骨粗しょう症の予防や妊娠出産といったライフイベントのためにも、治療の必要性を周知していくことが重要である。

また、実際は「月経不順」でも、そうと自覚していないかたもいるのではと考えられることから、平成29年度から「月経不順」に関しての知識を周知するちらしを作成し、20～35歳の受診者全員に配布している。

65歳以上の受診者に対しては、切れ目のない支援を目的に、平成26年度より高齢者福祉課と担当者会議を実施。令和3年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響から資料提供を受けている。検診会場で65～70歳の受診者に、高齢者の相談窓口や高齢者事業案内などの資料を配布している。骨粗しょう症予防から介護予防に取り組むため、今後も高齢者福祉課と連携を図っていく。

(4) 肝炎ウイルス検診

根拠法令等	健康増進法第19条の2
-------	-------------

《目 的》

肝炎ウイルスに関する正しい知識を普及させるとともに、住民が自身の肝炎ウイルス感染の状況を認識し、必要に応じて保健指導等を受け、医療機関に受診することにより、肝炎に関する健康障害の回避、症状の軽減、進行の遅延を目的とする。

《内 容》

①対象者

市内在住の40歳以上で、下記に該当するかた

- ・過去にB型肝炎およびC型肝炎ウイルス検査を受けたことがないかた
- ・現在、肝炎の治療を受けていないかた、または経過観察中でないかた
- ・過去にB型肝炎およびC型肝炎で受診していないかた

②実施方法

ア 集団検診（7月～3月、市内8会場延べ31日間）

検診業者へ委託し、特定健診（健康診査）・大腸がん検診・胸部レントゲン検診と併せて実施（新型コロナウイルス感染症の状況から、3密を避けるため完全予約制で実施）。

イ 個別検診（6月～12月、市内33医療機関）

③周知方法

ア 個人通知

佐倉市検診受診券および案内文等送付

- ・40歳以上の佐倉市国民健康保険被保険者
- ・40歳以上の生活保護受給者
- ・40, 45, 50, 55, 60, 65, 70歳のかた
- ・令和4年度に市の健診（検診）を受診したかた
- ・国指定の無料検診クーポン券対象のかた
- ・40歳の勧奨はがきは実施

イ 「こうほう佐倉」、ホームページ等に掲載、市内協力医療機関等にポスターを掲示、地区掲示板により周知啓発を実施

④検査内容

B型およびC型肝炎ウイルス血液検査

⑤受診に係る費用

500円（税込み）

40, 45, 50, 55, 60, 65歳になるかたは無料

《実 績》

① 過去5年間の実施状況 ※対象者数は受診券初期発送者数

	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	B型陽性	
				(人)	(%)
R1年度	44,074	1,246	2.8	7	0.6
R2年度	42,592	887	2.1	5	0.6
R3年度	41,194	713	1.7	3	0.4
R4年度	40,685	727	1.8	1	0.1
R5年度	40,204	937	2.3	6	0.6

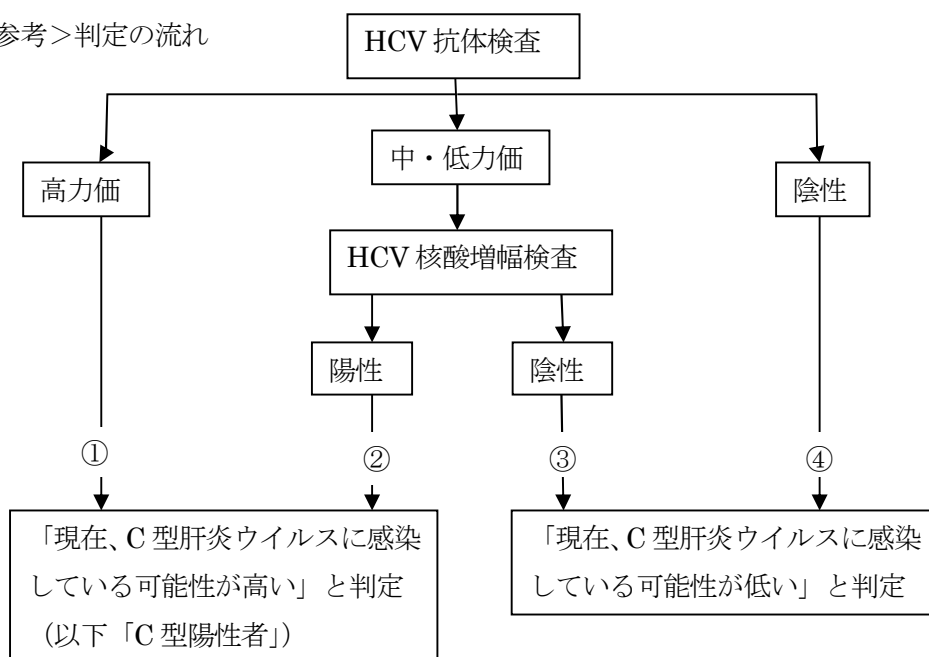
② B型肝炎、C型肝炎検査判定結果

年代 (歳)	B型 肝炎 受診者 (人)	陽性 (人)	C型 肝炎 受診者 (人)	「現在C型肝炎に 感染している 可能性が極めて 高い」(人)		「現在C型肝炎に 感染していない 可能性が極めて 低い」(人)	
				判定①	判定②	判定③	判定④
40	199	1	199	0	0	0	199
41～44	19	0	19	0	0	0	19
45～49	77	0	77	0	0	0	77
50～54	93	1	93	0	0	0	93
55～59	86	0	86	0	0	0	86
60～64	80	0	80	0	0	0	80
65～69	155	1	155	0	0	0	155
70～74	123	0	123	0	0	0	123
75～79	72	1	72	0	0	0	72
80歳以上	33	2	33	0	0	0	33
集団	577	5	577	0	0	0	577
個別	360	1	360	0	0	0	360
合計	937	6	937	0	0	0	937

③ 無料対象者判定結果 (再掲)

年齢 (歳)	B型 肝炎 受診者 (人)	陽性 (人)	C型 肝炎 受診者 (人)	「現在C型肝炎に 感染している 可能性が極めて 高い」(人)		「現在C型肝炎に 感染していな い可能性が極め て低い」(人)	
				判定①	判定②	判定③	判定④
40	199	1	199	0	0	0	199
45	65	0	65	0	0	0	65
50	81	1	81	0	0	0	81
55	72	0	72	0	0	0	72
60	57	0	57	0	0	0	57
65	119	1	119	0	0	0	119
集団	453	3	453	0	0	0	453
個別	140	0	140	0	0	0	140
合計	593	3	593	0	0	0	593

<参考>判定の流れ



事業経過

平成 20 年度	国の医療制度改革により、平成 20 年度から健康増進法に位置付けられる
平成 25 年度	HCV 抗体検査の結果、中・低力価の人に対して HCV 核酸増幅検査が加わり、C 型肝炎ウイルス検査の精度が向上
平成 23 年度	「肝炎ウイルス検診実施要領」の一部改正により『40 歳以上で 5 歳刻みの年齢に達する者については、費用を徴収しないことができるものとする』とされたため、40・45・50・55・60 歳のかたで、市が実施している肝炎ウイルス検診の受診歴のないかたは、検診費用を無料とし、平成 28 年度から 65 歳のかたも検診費用が無料となる
平成 27 年度	より多くの検診の機会を提供するため集団検診での予約制を廃止。複合検診実施会場のうち肝炎ウイルス検診が行える 4 つの会場で、予約なしで肝炎ウイルス検診を実施
令和元年度	複合集団検診の全会場で肝炎ウイルス検診を開始。集団検診での受診者が増加
令和 2 年度	肝炎ウイルス検診の利便性を高め、さらなる受診機会を提供するため、個別検診の対象を 40 歳限定から 41 歳以上に拡大。個別検診での受診者数が増加

《考 察》

令和 3 年度以降、受診率は 2%を下回っていたが、新型コロナウイルス感染症が落ち着き受診率も 2%代に回復した。

40 歳以上の全ての市民が一生に一度肝炎ウイルス検診を受診できるよう、今後も周知を図っていく。

(5) 肝炎ウイルス検診陽性者フォローアップ事業

根拠法令等	健康増進法第19条の2
-------	-------------

《目 的》

佐倉市における肝炎ウイルス検査受検後のウイルス性肝炎陽性者等を早期に治療につなげ、重症化予防を図ることを目的とする。

事業経過

平成 25 年度	平成 26 年 3 月 31 日に厚生労働省が「ウイルス性肝炎患者等重症化予防事業実施要領」を都道府県等に提示
平成 27 年度	「千葉県ウイルス性肝炎患者等重症化予防事業実施要綱」が 10 月 1 日より施行。肝炎ウイルス検診陽性者フォローアップ事業に同意した県民が、初回精密検査や定期検査の助成を受けられることとなった
平成 28 年度	佐倉市肝炎ウイルス検診陽性者フォローアップ事業を平成 28 年 4 月 1 日より開始。県の検査費用助成の対象となる、平成 27 年度の陽性者から同事業の案内を郵送

《内 容》

①対象者

- ・平成 30 年度以降に、肝炎ウイルス検診において「B 型肝炎ウイルス陽性」および「現在、C 型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い（以下「C 型陽性）」と判定されたかた

②実施方法

- ・検診結果通知に、フォローアップ事業案内（同意書・調査票同封）、受診勧奨、県の検査費用助成案内を同封し、随時発送

《実 績》

<令和5年度>

	精検受診/精検対象者	フォローアップ事業参加者
B 型陽性者	4 人/ 6 人 (67%)	4 人/6 人 (67%)

《考 察》

令和 5 年度で B 型陽性と判定された 6 名で、そのうち 4 名が同意書および調査票の返送があり、精密検査受診の確認ができた。残り 2 名は未把握である。

今後とも、陽性者が精密検査を受診できるよう受診勧奨をしていくとともに、陽性者フォローアップ事業を継続していく。

(6) 口腔がん検診

根拠法令等	佐倉市口腔がん検診実施要綱
佐倉市歯科口腔保健基本計画目標値	(現状値) → (目標) ・ 口腔がんを認知している人の割合 19 歳以上 77.0% → 80.0%

《目 的》

口腔がんの早期発見、早期治療及び口腔がん予防の啓発を行うことで、市民の健康保持、増進及び医療費の削減へ繋げる。

《内 容》

① 対象者 40 歳以上の市民で、現在、口腔がんの治療中および経過観察中のかたを除く

② 周知方法

「こうほう佐倉」： 8 月 1 日広報に掲載した。

ホームページ ： 市のホームページに口腔がん検診の P R を掲載した。

チラシ配布 ： 市内協力歯科医療機関等にチラシを配布した。

P R 活動 ： 佐倉市検診受診券セットに口腔がん検診案内チラシを同封した。

特定健診会場、地域での健康教育活動等で口腔がん検診の必要性を P R し、チラシを配布した。

個別勧奨 ： 年度末年齢 40 歳および 50 歳となる男性を対象に勧奨はがきを送付した。

③ 方法 印旛郡市歯科医師会に委託し、市内 39 歯科医療機関で、問診・視診・触診、および歯科医師の診断により擦過細胞診を実施した。

④ 実施期間 9 月 1 日～2 月 10 日

《実 績》

① 受診状況 定員 330 人（受診申込者 442 人）

1 次検診（問診・視診・触診）受診数 323 人（男性 147 人、女性 176 人）、

2 次検診（細胞診）実施数 5 人

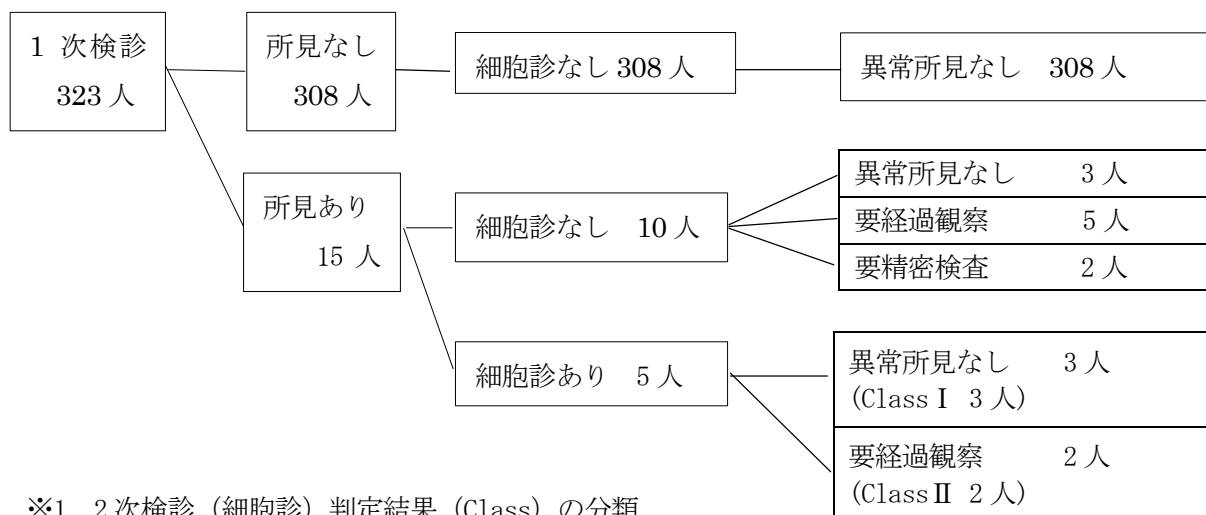
② 年度別受診数の推移（人）

年度	受診者数	申込者数	申込者に対する受診率
令和元年度	345	438	78.8%
令和2年度	297	393	75.6%
令和3年度	308	427	72.1%
令和4年度	315	446	70.6%
令和5年度	323	442	73.1%

③ 地区別年代別受診者数（人）

地区	40～49 歳	50～59 歳	60～69 歳	70～79 歳	80 歳～	計
佐倉	4	7	5	21	3	40
臼井	10	15	8	35	17	85
志津	20	29	27	46	17	139
根郷	6	8	9	14	0	37
和田	0	1	1	0	0	2
弥富	0	0	0	0	0	0
千代田	1	4	3	10	2	20
総数	41	64	53	126	39	323

④ 検診結果



※1 2次検診（細胞診）判定結果（Class）の分類

Class I…異常細胞なし

Class II…異形はあるが、異常細胞なし

Class III…疑わしい細胞あり

Class IV、V…異常細胞あり

⑤ 性別、年代別検診実施結状況

性別	年代 歳	受診者数 人	受診結果（総合判定区分）		
			異常所見なし 人	要経過観察 人	要精密検査 人
男性	40～49	27	27	0	0
	50～59	38	37	1	0
	60～69	14	14	0	0
	70～79	56	52	3	1
	80～	12	11	1	0
	小計	147	141	5	1
女性	40～49	14	13	1	0
	50～59	26	26	0	0
	60～69	39	39	0	0
	70～79	70	68	1	1
	80～	27	27	0	0
	小計	176	173	2	1
総計		323	314	7	2

⑥ 要経過観察（ 7 人）の内訳（複数該当あり）

紅板症	1	血管腫	1
白板症	3	口内炎	2
		舌炎	2
		粘膜炎	1

⑦ 要精密検査（ 2 人）の内訳

血管腫	2
-----	---

⑧ 年度別受診結果の経年比較（人）

年度	受診者数	要経過観察者数	要精密検査者数	要医療	前がん病変・前がん状態疑い者数 ※3	発見率	がん	発見率
令和元年度	345	22	1	0	9	2.6%	1	0.3%
令和2年度	297	22	0	0	5	1.7%	0	0%
令和3年度	308	17	1	1	6	1.9%	0	0%
令和4年度	315	17	0	0	6	1.9%	0	0%
令和5年度	323	7	2	0	3	0.9%	0	0%

※3 将来、がんになる可能性が高いとされる病変及びがんとなるリスクが著しく増大している状態であり、病名は紅板症・白板症・扁平苔癬が含まれる。

⑨ 研修会

口腔がん検診症例検討会

日 程	令和5年9月5日（火）	令和5年12月4日（月）～ 令和6年1月31日（水）	令和6年2月27日（火）
時 間	20時～21時50分	佐倉市 YouTube 配信	20時～21時40分
演 題	口腔がん検診に関わるブラッシュアップ	「なにか変？」に気づけるようになる口腔粘膜疾患の診方～歯科衛生士の視点～	口腔粘膜病変を診ることができる眼を今一度、見直そう
講 師	東京歯科大学千葉歯科医療センター 総合診療科 口腔外科系部長 准教授 薬師寺孝氏	東京歯科大学 口腔病態外科学講座 准教授 菅原圭亮 氏	東京歯科大学 口腔病態外科学講座 教授 片倉朗 氏
参加人数	33人（内協力医27名）	対象：歯科医療従事者 視聴回数：152回	28人（内協力医23名）

《考 察》

8月1日から受診券の申し込み受付を開始し、10月中旬で定員330人を上回る443人の申し込みがあり、受診券の受付を終了した。受診者は323人で、定員に近い受診数となった。受診券申し込み後の未受診者の状況をみると、40歳台、50歳台の未受診者が多かった。

また、40歳および50歳となる男性を対象にはがきによる勧奨を実施したところ、男性の受診者が、女性と比べて40歳台で13人、50歳台で12人多かった。今後も口腔がんへの関心を高めるきっかけづくりとなるよう、啓発していきたい。

5. 各種がん検診等

(1) 胃がん検診

《目 的》

胃がんの早期発見、早期治療を目的に行う。

《内 容》

①対象者

市内在住の 40 歳以上で職場等において検診を受ける機会のないかた

②実施方法

ア 集団検診

検診業者に委託し実施

- ・期間 7 月～3 月 市内 6 会場延べ 32 日間実施
- ・費用 900 円（税込み）
- ・検診車両での胃部間接撮影を実施

イ 個別検診

- ・期間 6 月～12 月 市内 25 医療機関で実施
- ・費用 3,000 円（税込み）
- ・胃部直接撮影を実施（医師に相談の上、胃内視鏡を実施する場合あり）

③周知方法

ア 個人通知

市内在住の 40 歳以上で、下記に該当するかた

- ・40・45・50・55・60・65・70 歳のかた
- ・令和 4 年度に市の健診(検診)を受診したかた
- ・市の特定健診(健康診査)の対象となるかた
- ・40 歳以上の生活保護受給者のかた

イ 「こうほう佐倉」、ホームページに掲載し周知啓発を実施

《実 績》

① 過去5年間の実施状況

年度	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)
令和元年度	113,878	12,808	11.2
令和2年度	114,339	8,612	7.5
令和3年度	114,669	9,893	8.6
令和4年度	114,848	10,327	9.0
令和5年度	114,888	10,098	8.8

※対象者数：5月末人口

② 検診実施結果

	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	要精検者 (人)	要精検率 (%)	精検受診者 (人)	がん発見者 (人)
集団	114,888	3,458	3.0	250	7.2	208	9
個別		6,640	5.8	422	6.4	357	8
計	114,888	10,098	8.8	672	6.7	565	17

③ 性別、年代別受診状況及び精密検査受診状況

性別	年代 歳	対象者 人	受診者 人 %		健診結果				精密検査受診状況				
					精密検査不要		要精密検査		受診者		未受診 ※1 人	未把握 ※2 人	がん 人
					人	%	人	%	人	%			
男性	40～44	5,257	71	1.4	69	97.18	2	2.82	2	100.0	0	0	0
	45～49	6,407	112	1.7	108	96.43	4	3.57	3	75.0	1	0	0
	50～54	6,989	142	2.0	134	94.37	8	5.63	4	50.0	1	3	0
	55～59	5,657	141	2.5	134	95.04	7	4.96	4	57.1	0	3	0
	60～64	5,057	182	3.6	164	90.11	18	9.89	17	94.4	0	1	0
	65～69	5,284	445	8.4	396	88.99	49	11.01	40	81.6	1	8	1
	70～74	6,920	1,039	15.0	948	91.24	91	4.76	80	87.9	2	9	5
	75～79	6,007	1,210	20.1	1,105	91.32	105	8.68	87	82.9	1	17	3
	80歳以上	7,478	1,163	15.6	1,076	92.52	87	7.48	68	78.2	1	18	5
	小計	55,056	4,505	8.2	4,134	91.76	371	8.24	305	82.2	7	59	14
女性	40～44	5,021	226	4.5	223	98.67	3	1.33	3	100.0	0	0	0
	45～49	6,182	272	4.4	263	96.69	9	3.31	7	77.8	0	2	0
	50～54	6,645	348	5.2	337	96.84	11	3.16	8	72.7	0	3	1
	55～59	5,504	298	5.4	286	95.97	12	4.03	11	91.7	0	1	0
	60～64	5,251	397	7.6	383	96.47	14	3.53	13	92.9	0	1	0
	65～69	6,016	659	11.0	625	94.84	34	5.16	30	88.2	0	4	0
	70～74	7,894	1,259	15.9	1,184	94.04	75	5.96	65	86.7	2	7	1
	75～79	6,983	1,221	17.5	1,129	92.47	92	7.53	80	87.0	1	11	0
	80歳以上	10,336	913	8.8	862	94.41	51	5.59	43	84.3	1	7	1
	小計	59,832	5,593	9.3	5,292	94.62	301	4.19	260	86.4	4	36	3
男性	集団	55,056	1,611	8.2	1,449	89.94	162	10.06	132	81.5	2	28	9
	個別		2,894		2,685	92.78	209	7.22	173	82.8	5	31	5
女性	集団	59,832	1,847	9.3	1,759	95.24	88	4.76	76	86.4	2	10	0
	個別		3,746		3,533	94.31	213	5.69	184	86.4	2	27	3
合計		114,888	10,098	8.8	9,426	93.35	672	6.65	565	84.1	11	96	17

※要精密検査に判定不能者1人を計上。

※1) 未受診：要精密検査者が精密検査を受けなかったことが判明しているもの。

※2) 未把握：精検受診の有無がわからないもの。及び、受診をしても精検結果がわからないもの。

《考 察》

「健康さくら 21（第 2 次）」のがん検診受診率の目標は、50.0%としているが、令和 5 年度の受診率は、8.8%であった。令和 4 年度と比較して受診者数は 229 人減少、受診率は 0.2%減少している。

令和 2 年度の新型コロナウイルス感染症の影響による受診率の低下した時と比較して、受診者は増加の傾向であるが、以前の受診率の水準には戻っていない。受診率の向上に向けて、現在までの検診受診勧奨の効果の検証、未受診者データ（性別・年代・過去の検診受診歴等）の分析を行い、適切な手段による検診受診勧奨をしていく必要がある。

要精密検査率が 6.7%で、前年度と比較し 0.7%減少している。国の示す要精密検査率の許容値は 11.0%以下であるため、検診の精度管理上の問題はないと判断できる。要精密検査においては、集団検診実施期間が 3 月までだったこともあり、精密検査受診の確認が取れていない「未把握者」が多い。精密検査受診の結果の確認に努めていきたい。

集団検診は、昨年度に引き続き新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として 3 密（密閉・密集・密接）を避ける検診を実施するべく、複合検診から外し、胃がん検診のみの日程を設定（第 2 グループ）、予約制での検診を継続した。検診会場では、受診者が安全・安心して検診を受診できるように、受診者に手指消毒を呼びかけ、受診者の使用した椅子や机等の物品の消毒をした。新型コロナウイルス感染症が第 5 類になったが、適宜適切な感染対策を行っていく。

個別検診は、医療機関での検診実施枠を超える希望者が年々増加傾向にある。令和 2 年度以降は医療機関が新型コロナウイルス感染症の対応している関係もあり、検診対応ができない状況もみられている。

(2) 子宮頸がん検診

《目 的》

子宮頸がんの早期発見、早期治療を目的に行う。

《内 容》

① 対象者

- ・市内在住の 20 歳以上で、前年度市の同検診を受診しておらず、職場等において検診を受ける機会のない女性
- ・新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業対象者

② 実施方法

ア 集団検診

検診業者に委託し実施

- ・期間 11 月～2 月 4 会場延べ 7 日間実施
- ・費用 1,000 円（税込み）
- ・検診車両での子宮頸部細胞診を実施

イ 個別検診

- ・期間 6 月～2 月 市内 6 医療機関で実施
- ・費用 2,000 円（税込み）
- ・子宮頸部細胞診を実施

③ 周知方法

ア 個人通知

市内在住の 20 歳以上で前年度市の同検診が未受診の女性で、下記に該当するかた

- ・ 20・25・30・35・40・45・50・55・60・65・70 歳のかた
- ・ 令和 4 年度に市の健診(検診)を受診したかた
- ・ 市の特定健診(健康診査)の対象になるかた
- ・ 令和 3 年度に市の子宮頸がん検診を受診したかた
- ・ 40 歳以上の生活保護受給者のかた
- ・ 新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業対象者

イ 「こうほう佐倉」、ホームページに掲載

ウ 成人式にて P R チラシを配布

エ 母子事業にて P R チラシを配布

《実 績》

① 過去 5 年間の実施状況 （無料クーポン券対象者を含む）

年度	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)
令和元年度	75,480	3,532	4.7
令和2年度	75,342	3,254	4.3
令和3年度	74,951	3,688	4.9
令和4年度	74,825	3,371	4.5
令和5年度	74,656	3,597	4.8

※対象者数：5 月末人口

② 検診実施結果

検診方法	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	要精密検査者 (人)	要精密検査率 (%)	精密検査受診者 (人)	異形成 (人)	がん発見者 (人)
集団	74,656	1,316	1.8	12	0.9	11	4	0
個別		2,281	3.1	35	1.5	30	12	0
計	74,656	3,597	4.8	47	1.3	41	16	0

※異形成：子宮頸がんの前段階（前がん病変）

③ 年代別受診状況及び精密検査受診状況

年代 歳	対象者 人	受診者		検診結果				精密検査受診状況				
				精密検査不要		要精密検査		精密検査受診者	未受診 ^{※1}	未把握 ^{※2}	異形成	がん
		人	%	人	%	人	%	人	人	人	人	人
20～24	3,755	47	1.3	44	93.6	3	6.4	1	0	2	1	0
25～29	3,351	65	1.9	63	96.9	2	3.1	1	0	1	0	0
30～34	3,449	125	3.6	125	100.0	0	0.0	0	0	0	0	0
35～39	4,269	219	5.1	215	98.2	4	1.8	3	0	1	2	0
40～44	5,021	339	6.8	333	98.2	6	1.8	6	0	0	2	0
45～49	6,182	352	5.7	338	96.0	14	4.0	12	0	2	3	0
50～54	6,645	363	5.5	358	98.6	5	1.4	5	0	0	2	0
55～59	5,504	291	5.3	285	97.9	6	2.1	6	0	0	3	0
60～64	5,251	339	6.5	337	99.4	2	0.6	2	0	0	1	0
65～69	6,016	397	6.6	397	100.0	0	0.0	0	0	0	0	0
70～74	7,894	554	7.0	553	99.8	1	0.2	1	0	0	0	0
75～79	6,983	347	5.0	344	99.1	3	0.9	3	0	0	1	0
80歳以上	10,336	159	1.5	158	99.4	1	0.6	1	0	0	1	0
小計	74,656	3,597	4.8	3,550	98.7	47	1.3	41	0	6	16	0
集団	74,656	1,316	4.8	1,304	99.1	11	0.8	10	0	1	4	0
個別		2,281		2,246	98.5	36	1.6	31	0	5	12	0
合計	74,656	3,597	4.8	3,550	98.7	47	1.3	41	0	6	16	0

※要精密検査に HPV 検査/6 か月以内再検査判定者 3 人を計上。

※1) 未受診：要精密検査者が医療機関に行かなかったことが判明しているもの。

※2) 未把握：精密検査受診の有無がわからないもの及び受診をしても精密検査結果がわからないもの。

《考 察》

「健康さくら 21（第二次）」のがん検診受診率の目標は 50.0%としているが、令和 5 年 5 月末人口を対象者数とした令和 5 年度の受診率は 4.4%で、前年度と比較して 0.1%減少している。子宮頸がん検診は 2 年に 1 回の検診であることから、人口＝対象者数ではない。受診券の初期発送者のうち子宮頸がん検診対象 36,516 人の受診状況をみると 3,255 人が受診しており、受診率は 8.9%となっている。

受診者における初期発見者の割合は90.5%であり、約9割を占めている。

子宮頸がん検診は5大がん検診の中で最も受診率が低い。上記状況や、令和元年度まで実施していた子宮頸がん検診クーポン対象未受診者へのアンケート結果等を踏まえて、今後受診率向上のための方策を検討していく。

年代別でみると、20歳から39歳の若い世代では受診率が微増しており、母子事業において検診PRちらしを配布したことも受診率の増加に影響しているのではないかと考える。また、55歳から79歳の年齢で受診率が上昇している。40～54歳までの年代では前年比では横ばいである。罹患が増える30歳代後半から40代へPRが特に重要であるため、がんに関する知識を広めるための情報提供や、検診を受ける事のメリット等について周知方法の工夫をしていく。

要精密検査者率は1.3%で、前年度と比較し0.6%減少した。がん発見者は今年度はおらず、異形成者は16人のうち、40歳代と50歳代がそれぞれ5人と多かった。引き続き要精密検査と判定されたかたが必ず精密検査を受診できるよう勧奨していく。

検診は予約制をとっており、スムーズに受診ができるようにしている。子育て世代の受診者が受診しやすいように実施している「保育サービス」は1日実施し、利用者は7人であった。他の受診日には、こども連れの場合は職員が対応し、受診ができるようにした。引き続き、子育て世代が利用しやすいように、保育サービスを実施していく。

●新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業

《事業経過》

平成21年度	国の経済危機対策における未来への投資に繋がる子育て支援の一環として、平成21年度補正予算に「女性特有のがん検診推進事業」が創設される
平成22年度	がん対策推進事業の一環として、「女性特有のがん検診推進事業」が新規事業として位置づけられる
平成23年度	大腸がん検診が追加されて「がん検診推進事業」になる
平成26年度	平成22年度から始まった「がん検診推進事業」の乳がん・子宮頸がん検診が一巡したことで、その間に制度を利用しなかった方への再勧奨を含めた「働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業」になる
平成27年度	「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」と、平成25年度の「がん検診推進事業」の乳がん・子宮頸がん検診の対象で、この制度を利用しなかった方への再勧奨を含めた「働く世代の女性支援のためのがん検診未受診者対策緊急支援事業」となる
平成28年度	「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」の実施

《目 的》

この事業は、市町村及び特別区が実施する子宮頸がん及び乳がん検診において、一定の年齢の者にクーポン券等を送付して受診を勧奨することで、検診受診の動機付けによるがん検診の受診を促し、がんの早期発見につなげ、がんによる死亡者の減少を図ることを目的とする。

《内 容》

① 対象者

令和5年4月21日の時点での下記の年齢の女性のかた

●子宮頸がん検診無料クーポン券配布対象者の生年月日一覧表

年 齢	生 年 月 日
20 歳	平成 14（2002）年 4 月 2 日～平成 15（2003）年 4 月 1 日 ※対象年齢かつ、前年度に同検診を受けていない方

② 実施方法

ア 集団検診

検診業者に委託し実施

- ・期間 11月～2月 4会場延べ7日間実施
- ・費用 無料
- ・検診車両での子宮頸部細胞診を実施

イ 個別検診

- ・期間 6月～2月 市内6医療機関で実施
- ・費用 無料
- ・子宮頸部細胞診を実施

③ 周知方法

ア 個人通知

受診券及びクーポン券の送付

- ・対象者全員に送付（5月末）

ハガキ勧奨（11月）

- ・勧奨時点で検診未受診者

イ「こうほう佐倉」、ホームページに掲載

《実 績》

① 実施状況

年度	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)
令和元年度	775	34	4.4
令和2年度	768	21	2.7
令和3年度	753	23	3.1
令和4年度	743	29	3.9
令和5年度	761	25	3.3

② 検診実施結果（令和5年度）

検診方法	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	要精検者 (人)	要精検率 (%)	精検受診者 (人)	異成形 (人)	がん発見者 (人)
集団	761	11	1.4	1	9.1	1	1	0
個別		14	1.8	0	0.0	0	0	0
計	761	25	3.3	1	4.0	1	1	0

年代別受診状況及び精密検査受診状況

年代	対象者 人	受診者 人 %		検診結果				精密検査受診状況				
				精密検査不要		要精密検査		精検受診	未受診	未把握	異成形	がん
				人	%	人	%	人	人	人	人	人
20歳	761	25	3.3	24	96.0	1	4.0	1	0	0	1	0
小計	761	25	3.3	24	96.0	0	0.0	1	0	0	1	0
集団	761	11	3.3	11	100.0	0	0.0	0	0	0	0	0
個別		14		14	100.0	0	0.0	0	0	0	0	0
合計	761	25	3.3	25	100.0	0	0.0	0	0	0	0	0

《考 察》

20歳の受診率は前年比より低下しているため、若年層の年代に検診の必要性を伝え、受診行動に結びつくよう、今後も対象者に合わせた周知・勧奨を実施していく。

(3) 乳がん検診

《目 的》

乳がんの早期発見、早期治療を目的に行う。

《内 容》

＜マンモグラフィ：国の指針に合わせ 40 歳以上を対象とし 2 年に 1 回実施＞

① 対象者

- ・市内在住の 40 歳以上で、令和 4 年度に乳がん集団検診を受診しておらず、職場等において検診を受ける機会のない女性
- ・新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業対象者

②実施方法

ア 集団検診（予約制）

検診業者に委託し実施

- ・期間 11 月～2 月 4 会場延べ 19 日間（40 歳代 9 日間、50 歳以上 10 日間）
- ・費用 1,000 円（税込み）
- ・検診車両でのマンモグラフィを実施
40 歳代 2 方向、50 歳以上 1 方向で撮影

イ 個別検診（予約制）

聖隷佐倉市民病院健診センターに委託し実施

- ・期 間 6 月～2 月
- ・費 用 2,000 円（税込み）
- ・マンモグラフィを実施（40 歳代 2 方向、50 歳以上 1 方向で撮影）

＜超音波検査：千葉県乳がん検診ガイドラインに基づき 30 歳以上に実施＞

①集団検診

ア 対象者

市内在住の 30 歳以上 39 歳以下で、令和 4 年度に乳がん集団検診を受診しておらず、職場等において検診を受ける機会のない女性

イ 実施方法

検診事業者に委託し実施

- ・期間 11 月～2 月 4 会場延べ 7 日間
- ・費用 1,000 円（税込み）
- ・検診車両での超音波検査を実施

②個別検診

ア 対象者

市内在住の 30 歳以上で、職場等において検診を受ける機会のない女性

イ 実施方法

- ・期間 6 月～12 月 市内 11 医療機関で実施
（聖隷佐倉市民病院健診センターのみ 6 月～2 月）
- ・費用 2,000 円（税込み）
- ・超音波検査を実施

③周知方法

ア 個人通知

市内在住の 30 歳以上の女性で、下記に該当するかた

- ・ 30・35・40・45・50・55・60・65・70 歳のかた
- ・ 令和 4 年度に市の健診(検診)を受診したかた
- ・ 市の特定健診(健康診査)の対象になるかた
- ・ 40 歳以上の生活保護を受給されているかた
- ・ 新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業対象者

イ 「こうほう佐倉」、ホームページに掲載し周知啓発を実施。

ウ 母子事業にて P R チラシを配布

エ ハガキによる勧奨 11 月：30 歳代、35 歳代 1 月：40 歳代、45 歳代

《実 績》

① 過去 5 年間の実施状況 (無料クーポン券対象者を含む)

年度	対象者 (人)	受診者 (人)	マンモグラフィ 受診者 (再掲：人)	超音波受診者 (再掲：人)	受診率 (%)
令和元年度	68,026	7,434	3,304	4,130	10.9
令和 2 年度	67,987	5,824	2,401	3,423	8.6
令和 3 年度	67,847	6,686	3,010	3,678	9.9
令和 4 年度	67,819	6,383	2,899	3,484	9.4
令和 5 年度	67,550	6,381	2,902	3,479	9.4

※対象者数：5 月末人口

② 検診実施結果 (令和 5 年度)

検診の種類		対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	要精検者 (人)	要精検率 (%)	精検受診 (人)	がん発見 者 (人)
マンモグラフィ	集団	59,832	1,974	4.9	73	3.7	68	14
	個別		928		48	5.2	32	7
	合計	59,832 (※1)	2,902	4.9	121	4.2	100	21
超音波	集団	67,550	311	5.2	2	0.6	1	1
	個別		3,168		133	4.2	108	13
	合計	67,550 (※2)	3,479	5.2	135	3.9	109	14
合計		67,550 (※3)	6,381	9.4	256	4.0	209	35

(※1 マンモグラフィの対象者は 40 歳以上

「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」(平成 20 年 3 月 31 日付け健発第 0331058 号厚生労働省健康局長通知)において、マンモグラフィ検診は「40 歳以上」を対象としている。

(※2 超音波の対象者は 30 歳以上

(※3 乳がん検診全体の対象者 30 歳以上

③ 年齢別検診実施結果及び精密検査受診状況（マンモグラフィ及び超音波：令和5年度）

年代 歳		対象者 人	受 診 者		検診結果				精密検査受診状況			
					精密検査不要		要精密検査		精検受診 人	未受診 人	未把握 人	がん 人
			人	%	人	%	人	%				
30～34		3,449	179	5.2	174	97.2	5	2.8	2	0	3	0
35～39		4,269	328	7.7	321	97.9	7	2.1	6	0	1	1
40～44		5,021	564	11.2	536	95.0	28	5.0	23	0	5	1
45～49		6,182	579	9.4	549	94.8	30	5.2	27	0	3	2
50～54		6,645	614	9.2	579	94.3	35	5.7	28	0	7	6
55～59		5,504	488	8.9	467	95.7	21	4.3	18	0	3	2
60～64		5,251	542	10.3	524	96.7	18	3.3	15	0	3	2
65～69		6,016	714	11.9	674	94.4	40	5.6	30	0	10	7
70～74		7,894	1,009	12.8	970	96.1	39	3.9	32	0	7	6
75～79		6,983	864	12.4	843	97.6	21	2.4	19	0	2	6
80歳以上		10,336	500	4.8	488	97.6	12	2.4	9	0	3	2
小計		67,550	6,381	9.4	6,125	96.0	256	4.0	209	0	47	35
マンモグラフィ	集団	59,832	1,974	4.9	1,901	96.3	73	3.7	68	0	5	14
	個別		928		880	94.8	48	5.2	32	0	16	7
超音波	集団	67,550	311	5.2	309	99.4	2	0.6	1	0	1	1
	個別		3,168		3,035	95.8	133	4.2	108	0	25	13
合計		67,550	6,381	9.4	6,125	96.0	256	4.0	209	0	47	35

※未受診：要精密検査者が精検機関に行かなかったことが判明しているもの

※未把握：精検受診の有無がわからないもの。及び、受診しても精検結果が正確にわからないもの。

<マンモグラフィ検査：令和5年度>

年代 歳	対象者 人	受診者		検診結果				精密検査受診状況			
				精密検査不要		要精密検査		精検受診	未受診	未把握	がん
		人	%	人	%	人	%	人	人	人	人
40～44	5,021	406	8.1	390	96.1	16	3.9	14	0	2	1
45～49	6,182	374	6.0	360	96.3	14	3.7	12	0	2	2
50～54	6,645	345	5.2	328	95.1	17	4.9	14	0	3	4
55～59	5,504	275	5.0	263	95.6	12	4.4	11	0	1	2
60～64	5,251	279	5.3	272	97.5	7	2.5	5	0	2	2
65～69	6,016	377	6.3	352	93.4	25	6.6	18	0	7	3
70～74	7,894	445	5.6	428	96.2	17	3.8	14	0	3	4
75～79	6,983	285	4.1	275	96.5	10	3.5	10	0	0	3
80歳以上	10,336	116	1.1	113	97.4	3	2.6	2	0	1	0
小計	59,832	2,902	4.9	2,781	95.8	121	4.2	100	0	21	21
集団	59,832	1,974	4.9	1,901	96.3	73	3.7	68	0	5	14
				880	94.8	48	5.2	32	0	16	7
合計	59,832	2,902	4.9	2,781	95.8	121	4.2	100	0	21	21

<超音波検査：令和5年度>

年代 歳	対象者 人	受診者 人 %		検診結果				精密検査受診状況			
				精密検査不要		要精密検査		精検受診	未受診	未把握	がん
				人	%	人	%	人	人	人	人
30～34	3,449	179	5.2	174	97.2	5	2.8	2	0	3	0
35～39	4,269	328	7.7	321	97.9	7	2.1	6	0	1	1
40～44	5,021	158	3.1	146	92.4	12	7.6	9	0	3	0
45～49	6,182	205	3.3	189	92.2	16	7.8	15	0	1	0
50～54	6,645	269	4.0	251	93.3	18	6.7	14	0	4	2
55～59	5,504	213	3.9	204	95.8	9	4.2	7	0	2	0
60～64	5,251	263	5.0	252	95.8	11	4.2	10	0	1	0
65～69	6,016	337	5.6	322	95.5	15	4.5	12	0	3	4
70～74	7,894	564	7.1	542	96.1	22	3.9	18	0	4	2
75～79	6,983	579	8.3	568	98.1	11	1.9	9	0	2	3
80歳以上	10,336	384	3.7	375	97.7	9	2.3	7	0	2	2
小計	67,550	3,479	5.2	3,344	96.1	135	3.9	109	0	26	14
集団	67,550	311	5.2	309	99.4	2	0.6	1	0	1	1
個別		3,168		3,035	95.8	133	4.2	108	0	25	13
合計	67,550	3,479	5.2	3,344	96.1	135	3.9	109	0	26	14

《考 察》

「健康さくら21」のがん検診受診率の目標は、50.0%としているが、令和5年度の受診率は9.4%で、前年度と同様である。

年代別でみると、70歳から79歳の年代で受診率が高かった。40歳から44歳の年代は、受診率が比較的高く、クーポンを配布している対象者が含まれていることから検診に対する意識がある年代と考えられる。

母子事業において検診PRちらしを配布したが、30歳代の受診率は令和4年度と比べて減少している。チラシの内容の検討などをし、保護者に関心を持ってもらえるよう検診を周知していく。また、他の健診（検診）PRと併せて、がんに関する知識を広めるための情報の提供や、検診を習慣化させるための啓発活動を推進していく必要がある。

要精密検査においては、検診実施期間が2月までだったこともあり、精密検査の受診の確認が取れていない「未把握者」が多い。精密検査の結果の確認や、未受診者への受診勧奨を行っていく。

集団検診は、予約制で午前・午後の各予約枠を2部制に分けている。

子育て世代の受診者が受診しやすいように実施している「保育サービス」は2日実施し、利用者は13人であった。他の受診日では、こども連れの場合は職員が対応し受診ができるようにした。引き続き、子育て世代が利用しやすいように、保育サービスを実施していく。

検診会場では、受診者が安全・安心して検診を受診できるように、受診者に手指消毒の呼びかけ等を行い、感染対策を実施した。新型コロナウイルス感染症が第5類になったが、適宜適切な感染対策を実施していく。

今年度から、コロナウイルスの流行により中止していた健康教育を再開した。乳がん早期発見のための、乳房のセルフチェックについて、検診の待ち時間に周知をした。

●新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業

《事業経過》

平成 21 年度	国の経済危機対策における未来への投資に繋がる子育て支援の一環として、平成 21 年度補正予算に「女性特有のがん検診推進事業」が創設される
平成 22 年度	がん対策推進事業の一環として、「女性特有のがん検診推進事業」が新規事業として位置づけられる
平成 23 年度	大腸がん検診が追加されて「がん検診推進事業」になる
平成 26 年度	平成 22 年度から始まった「がん検診推進事業」の乳がん・子宮頸がん検診が一巡したことで、その間に制度を利用しなかった方への再勧奨を含めた「働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業」になる
平成 27 年度	「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」と、平成 25 年度の「がん検診推進事業」の乳がん・子宮頸がん検診の対象で、この制度を利用しなかった方への再勧奨を含めた「働く世代の女性支援のためのがん検診未受診者対策緊急支援事業」となる
平成 28 年度	「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」の実施

《目 的》

市町村及び特別区が実施する子宮頸がん及び乳がん検診において、一定の年齢の者にクーポン券等を送付して受診を勧奨することで、検診受診の動機付けによるがん検診の受診を促し、がんの早期発見につなげ、がんによる死亡者の減少を図ることを目的とする。

《内 容》

① 対象者

令和 5 年 4 月 21 日の時点での下記の年齢の女性のかた

●乳がん検診無料クーポン券配布対象者の生年月日一覧表

年 齢	生 年 月 日
40 歳	昭和 57 (1982) 年 4 月 2 日～昭和 58 (1983) 年 4 月 1 日 ※対象年齢かつ、前年度に同検診を受けていない方

② 実施方法

ア 集団検診（予約制）

検診業者に委託し実施

- ・期間 11 月～2 月 4 会場延べ 40 歳代 9 日間
- ・費用 無料
- ・検診車両でのマンモグラフィを実施
- 40 歳代（2 方向）

イ 個別検診

- ・期間 6 月～2 月 市内 1 医療機関（聖隷佐倉市民病院健診センター）で実施
- ・費用 無料

- ・マンモグラフィを実施

40 歳代（2 方向）

③ 周知方法

ア 個人通知

受診券及びクーポン券の送付

- ・対象者全員に送付（5 月末）

ハガキ勸奨（11 月）

- ・勸奨時点で検診未受診者

イ「こうほう佐倉」、ホームページに掲載

《実 績》

① 実施状況

年度	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)
令和元年度	977	231	23.6
令和2年度	913	123	13.5
令和3年度	899	170	18.9
令和4年度	860	140	16.3
令和5年度	875	137	15.7

② 検診実施結果（令和5年度）

検診方法	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	要精検者 (人)	要精検率 (%)	精検受診者 (人)	がん発見者 (人)
集団	875	82	9.4	3	3.7	2	1
個別		55	6.3	3	5.5	2	0
計	875	137	15.7	6	4.4	4	1

③ 年代別受診状況及び精密検査受診状況

年代 歳	対象者 人	受診者		検診結果				精密検査受診状況			
				精密検査不要		要精密検査		精検受診	未受診	未把握	がん
		人	%	人	%	人	%	人	人	人	人
集団	875	82	15.7	79	96.3	3	3.7	2	0	1	1
個別		55		52	94.5	3	5.5	2	0	1	0
合計	875	137	15.7	131	95.6	6	4.4	4	0	2	1

《考 察》

超音波検査だけでなく、マンモグラフィ検査も乳がん発見には必要なこと、集団検診では授乳中でも検診可能なこと、子どもは市の職員が預かれること、などを啓発していく。

市の検診事業を知らない方もいることから、引き続き対象者に合わせた周知・勸奨を実施し、受診行動に繋がるよう努めていく。

(4) 肺がん検診

《目 的》

肺がんの早期発見、早期治療を目的に行う。

《内 容》

①対象者

市内在住の 40 歳以上で、職場等において検診を受ける機会のないかた

②実施方法

ア 集団検診

検診業者に委託し実施

- ・ 期間 7 月～3 月 市内 8 会場、31 日間実施
- ・ 費用 300 円（税込み）
- ・ 検診車両での胸部間接撮影及び読影を実施

イ 個別検診

- ・ 期間 6 月～12 月 市内 37 医療機関
- ・ 費用 1,300 円（税込み）
- ・ 胸部直接撮影及び読影を実施

③ 周知方法

ア 個人通知

市内在住の 40 歳以上で下記に該当するかた

- ・ 40・45・50・55・60・65・70 歳のかた
- ・ 令和 4 年度に市の健診(検診)を受診したかた
- ・ 市の特定健診(健康診査)の対象になるかた
- ・ 40 歳以上の生活保護受給者のかた

イ 「こうほう佐倉」、ホームページに掲載し周知啓発を実施

《実 績》

① 過去 5 年間の実施状況

年度	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)
令和元年度	113,878	18,845	16.5
令和2年度	114,339	14,464	12.7
令和3年度	114,669	16,157	14.1
令和4年度	114,848	16,754	14.6
令和5年度	114,888	16,626	14.5

※対象者数：5 月末人口

② 検診実施結果

	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	要精検者 (人)	要精検率 (%)	精検受診者 (人)	がん発見者 (人)
集団	114,888	5,994	5.2	121	2.0	101	2
個別		10,632	9.3	306	2.9	255	6
計	114,888	16,626	14.5	427	2.6	356	8

③ 性別、年代別検診実施結果及び精密検査受診状況

性別	年代	対象者	受診者		検診結果						精密検査受診状況				
					精密検査不要		有所見精検不要		要精密検査		受診者		未受診	未把握	がん
	歳	人	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	※1 人	※2 人	人
男性	40～44	5,257	125	2.4	123	98.4	2	1.6	0	0.0	0	0.0	0	0	0
	45～49	6,407	149	2.3	137	91.9	8	5.4	4	2.7	3	75.0	0	1	0
	50～54	6,989	175	2.5	163	93.1	9	5.1	3	1.7	2	66.7	0	1	0
	55～59	5,657	172	3.0	161	93.6	7	4.1	4	2.3	3	75.0	0	1	0
	60～64	5,057	258	5.1	231	89.5	21	8.1	6	2.3	5	83.3	0	1	0
	65～69	5,284	702	13.3	630	89.7	60	8.5	12	1.7	9	75.0	0	3	0
	70～74	6,920	1,564	22.6	1,319	84.3	201	12.9	44	2.8	39	88.6	2	3	0
	75～79	6,007	1,774	29.5	1,457	82.1	268	15.1	49	2.8	43	87.8	1	5	3
	80歳以上	7,478	1,932	25.8	1,433	74.2	414	21.4	85	4.4	65	76.5	5	15	1
	小計	55,056	6,851	12.4	5,654	82.5	990	14.5	207	3.0	169	81.6	8	30	4
女性	40～44	5,021	284	5.7	273	96.1	10	3.5	1	0.4	1	100.0	0	0	0
	45～49	6,182	331	5.4	319	96.4	9	2.7	3	0.9	3	100.0	0	0	0
	50～54	6,645	422	6.4	391	92.7	25	5.9	6	1.4	4	66.7	0	2	0
	55～59	5,504	392	7.1	366	93.4	22	5.6	4	1.0	4	100.0	0	0	0
	60～64	5,251	550	10.5	476	86.5	63	11.5	11	2.0	8	72.7	0	3	0
	65～69	6,016	1,148	19.1	1,012	88.2	119	10.4	17	1.5	14	82.4	0	3	0
	70～74	7,894	2,276	28.8	1,892	83.1	327	14.4	57	2.5	52	91.2	1	4	1
	75～79	6,983	2,259	32.3	1,811	80.2	387	17.1	61	2.7	53	86.9	1	7	1
	80歳以上	10,336	2,113	20.4	1,568	74.2	485	23.0	60	2.8	48	80.0	6	6	2
	小計	59,832	9,775	16.3	8,108	82.9	1,447	14.8	220	2.3	187	85.0	8	25	4
男性	集団	55,056	2,634	12.4	2,355	89.4	213	8.1	66	2.5	54	81.8	1	11	1
	個別		4,217		3,299	78.2	777	18.4	141	3.3	115	81.6	7	19	3
女性	集団	59,832	3,360	16.3	3,092	92.0	213	6.3	55	1.6	47	85.5	0	8	1
	個別		6,415		5,016	78.2	1,234	19.2	165	2.6	140	84.8	8	17	3
合計		114,888	16,626	14.5	13,762	82.8	2,437	14.7	427	2.6	356	83.4	16	55	8

※1) 未受診：要精密検査者が精密検査を受けなかったことが判明しているもの。

※2) 未把握：精検受診の有無がわからないもの。及び、受診をしても精検結果がわからないもの。

《考 察》

「健康さくら 21（第 2 次）」のがん検診受診率の目標は、50.0%としているが、令和 5 年度の受診率は、14.5%であった。令和 4 年度比較して受診者数は 128 人減少、受診率は 0.1%減少している。

令和 2 年度の新型コロナウイルス感染症の影響による受診率の低下した以降、年々増加の傾向であるが、令和 5 年度は横ばいであった。受診率の向上に向けて、現在までの検診受診勧奨の効果の検証、未受診者データ（性別・年代・過去の検診受診歴等）の分析を行い、適切な手段による検診受診勧奨をしていく必要がある。

要精密検査においては、集団検診実施期間が 3 月までだったこともあり、精密検査受診の確認が取れていない「未把握者」も多い。精密検査受診の結果の確認に努めていきたい。

集団検診は、昨年度に引き続き新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として 3 密（密閉・密集・密接）を避ける検診を実施するべく、特定健診、肝炎ウイルス検診との同時実施（第 1 グループ）、予約制で実施した。検診会場は健康管理センター、西部保健センター、南部保健センターと公共施設の 8 会場で実施した。

検診会場では、受診者が安全・安心して検診を受診できるように、受診者の使用した椅子や机等の物品の消毒をした。

今後も、新型コロナウイルス感染症が第 5 類になったが、適切に感染対策を実施していく。

(4) 肺がん検診

《目 的》

肺がんの早期発見、早期治療を目的に行う。

《内 容》

①対象者

市内在住の40歳以上で、職場等において検診を受ける機会のないかた

②実施方法

ア 集団検診

検診業者に委託し実施

- ・ 期間 7月～3月 市内8会場、31日間実施
- ・ 費用 300円（税込み）
- ・ 検診車両での胸部間接撮影及び読影を実施

イ 個別検診

- ・ 期間 6月～12月 市内37医療機関
- ・ 費用 1,300円（税込み）
- ・ 胸部直接撮影及び読影を実施

③ 周知方法

ア 個人通知

市内在住の40歳以上で下記に該当するかた

- ・ 40・45・50・55・60・65・70歳のかた
- ・ 令和4年度に市の健診(検診)を受診したかた
- ・ 市の特定健診(健康診査)の対象になるかた
- ・ 40歳以上の生活保護受給者のかた

イ 「こうほう佐倉」、ホームページに掲載し周知啓発を実施

《実 績》

① 過去5年間の実施状況

年度	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)
令和元年度	113,878	18,845	16.5
令和2年度	114,339	14,464	12.7
令和3年度	114,669	16,157	14.1
令和4年度	114,848	16,754	14.6
令和5年度	114,888	16,626	14.5

※対象者数：5月末人口

② 検診実施結果

	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	要精検者 (人)	要精検率 (%)	精検受診者 (人)	がん発見者 (人)
集団	11,488	5,994	52.2	121	2.0	101	2
個別		10,632	92.5	306	2.9	255	6
計	114,888	16,626	14.5	427	2.6	356	8

③ 性別、年代別検診実施結果及び精密検査受診状況

性別	年代	対象者	受診者		検診結果						精密検査受診状況				
					精密検査不要		有所見精検不要		要精密検査		受診者		未受診	未把握	がん
					人	%	人	%	人	%	人	%	※1 人	※2 人	人
男性	40～44	5,257	125	2.4	123	98.4	2	1.6	0	0.0	0	0.0	0	0	0
	45～49	6,407	149	2.3	137	91.9	8	5.4	4	2.7	3	75.0	0	1	0
	50～54	6,989	175	2.5	163	93.1	9	5.1	3	1.7	2	66.7	0	1	0
	55～59	5,657	172	3.0	161	93.6	7	4.1	4	2.3	3	75.0	0	1	0
	60～64	5,057	258	5.1	231	89.5	21	8.1	6	2.3	5	83.3	0	1	0
	65～69	5,284	702	13.3	630	89.7	60	8.5	12	1.7	9	75.0	0	3	0
	70～74	6,920	1,564	22.6	1,319	84.3	201	12.9	44	2.8	39	88.6	2	3	0
	75～79	6,007	1,774	29.5	1,457	82.1	268	15.1	49	2.8	43	87.8	1	5	3
	80歳以上	7,478	1,932	25.8	1,433	74.2	414	21.4	85	4.4	65	76.5	5	15	1
	小計	55,056	6,851	12.4	5,654	82.5	990	14.5	207	3.0	169	81.6	8	30	4
女性	40～44	5,021	284	5.7	273	96.1	10	3.5	1	0.4	1	100.0	0	0	0
	45～49	6,182	331	5.4	319	96.4	9	2.7	3	0.9	3	100.0	0	0	0
	50～54	6,645	422	6.4	391	92.7	25	5.9	6	1.4	4	66.7	0	2	0
	55～59	5,504	392	7.1	366	93.4	22	5.6	4	1.0	4	100.0	0	0	0
	60～64	5,251	550	10.5	476	86.5	63	11.5	11	2.0	8	72.7	0	3	0
	65～69	6,016	1,148	19.1	1,012	88.2	119	10.4	17	1.5	14	82.4	0	3	0
	70～74	7,894	2,276	28.8	1,892	83.1	327	14.4	57	2.5	52	91.2	1	4	1
	75～79	6,983	2,259	32.3	1,811	80.2	387	17.1	61	2.7	53	86.9	1	7	1
	80歳以上	10,336	2,113	20.4	1,568	74.2	485	23.0	60	2.8	48	80.0	6	6	2
	小計	59,832	9,775	16.3	8,108	82.9	1,447	14.8	220	2.3	187	85.0	8	25	4
男性	集団	55,056	2,634	12.4	2,355	89.4	213	8.1	66	2.5	54	81.8	1	11	1
	個別		4,217		3,299	78.2	777	18.4	141	3.3	115	81.6	7	19	3
女性	集団	59,832	3,360	16.3	3,092	92.0	213	6.3	55	1.6	47	85.5	0	8	1
	個別		6,415		5,016	78.2	1,234	19.2	165	2.6	140	84.8	8	17	3
合計		114,888	16,626	14.5	13,762	82.8	2,437	14.7	427	2.6	356	83.4	16	55	8

※1) 未受診：要精密検査者が精密検査を受けなかったことが判明しているもの。

※2) 未把握：精検受診の有無がわからないもの。及び、受診をしても精検結果がわからないもの。

《考 察》

「健康さくら 21（第 2 次）」のがん検診受診率の目標は、50.0%としているが、令和 5 年度の受診率は、14.5%であった。令和 4 年度比較して受診者数は 128 人減少、受診率は 0.1%減少している。

令和 2 年度の新型コロナウイルス感染症の影響による受診率の低下した以降、年々増加の傾向であるが、令和 5 年度は横ばいであった。受診率の向上に向けて、現在までの検診受診勧奨の効果の検証、未受診者データ（性別・年代・過去の検診受診歴等）の分析を行い、適切な手段による検診受診勧奨をしていく必要がある。

要精密検査においては、集団検診実施期間が 3 月までだったこともあり、精密検査受診の確認が取れていない「未把握者」も多い。精密検査受診の結果の確認に努めていきたい。

集団検診は、昨年度に引き続き新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として 3 密（密閉・密集・密接）を避ける検診を実施するべく、特定健診、肝炎ウイルス検診との同時実施（第 1 グループ）、予約制で実施した。検診会場は健康管理センター、西部保健センター、南部保健センターと公共施設の 8 会場で実施した。

検診会場では、受診者が安全・安心して検診を受診できるように、受診者の使用した椅子や机等の物品の消毒をした。

今後も、新型コロナウイルス感染症が第 5 類になったが、適切に感染対策を実施していく。

(5) 大腸がん検診

《目 的》

大腸がんの早期発見、早期治療を目的に行う。

《内 容》

①対象者

市内在住の40歳以上で検診を受ける機会のないかた

②実施方法

ア 集団検診

検診業者に委託し実施

- ・ 期間 7月～3月 市内8会場延べ63日間実施
- ・ 費用 400円（税込み）
- ・ 便潜血反応2日法

イ 個別検診

- ・ 期間 6月～12月 市内40医療機関で実施
- ・ 費用 1,000円（税込み）
- ・ 便潜血反応2日法

③周知方法

ア 個人通知

市内在住の40歳以上で、下記に該当するかた

- ・ 40・45・50・55・60・65・70歳のかた
- ・ 令和3年度に市の健診(検診)を受診したかた
- ・ 市の特定健診(健康診査)の対象になるかた
- ・ 40歳以上の生活保護受給者のかた

イ 「こうほう佐倉」、ホームページに掲載し周知啓発を実施

ウ ハガキによる勧奨 11月66歳

《実 績》

① 過去5年間の実施状況

年度	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)
令和元年度	113,878	16,970	14.9
令和2年度	114,339	13,733	12.0
令和3年度	114,669	15,363	13.4
令和4年度	114,848	15,606	13.6
令和5年度	114,888	15,447	13.4

※対象者数：5月末人口

② 検診実施結果

	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	要精検者 (人)	要精検率 (%)	精検受診者 (人)	がん発見者 (人)
集団	114,888	6,530	5.7	274	4.2	187	3
個別		8,917	7.8	594	6.7	392	19
計	114,888	15,447	13.4	868	5.6	579	22

③ 性別、年代別検診実施結果及び精密検査受診状況

性別	年代	対象者	受診者		健診結果				精密検査受診状況				
					精密検査不要		要精密検査		受診者		未受診	未把握	がん
					人	%	人	%	人	%	※1人	※2人	人
男性	40～44	5,257	112	2.1	109	97.3	3	2.7	1	33.3	0	2	0
	45～49	6,407	153	2.4	149	97.4	4	2.6	2	50.0	0	2	0
	50～54	6,989	200	2.9	191	95.5	9	4.5	3	33.3	0	6	0
	55～59	5,657	195	3.4	190	97.4	5	2.6	4	80.0	0	1	1
	60～64	5,057	268	5.3	256	95.5	12	4.5	7	58.3	0	5	0
	65～69	5,284	709	13.4	671	94.6	38	5.4	25	65.8	3	10	2
	70～74	6,920	1,427	20.6	1,329	93.1	98	6.9	61	62.2	11	26	2
	75～79	6,007	1,619	27.0	1,488	91.9	131	8.1	91	69.5	19	21	2
	80歳以上	7,478	1,699	22.7	1,529	90.0	170	10.0	114	67.1	28	28	6
	小計	55,056	6,382	11.6	5,912	92.6	470	7.4	308	65.5	61	101	13
女性	40～44	5,021	299	6.0	293	98.0	6	2.0	4	66.7	0	2	0
	45～49	6,182	335	5.4	326	97.3	9	2.7	4	44.4	0	5	0
	50～54	6,645	469	7.1	456	97.2	13	2.8	9	69.2	0	4	0
	55～59	5,504	430	7.8	415	96.5	15	3.5	11	73.3	1	3	0
	60～64	5,251	611	11.6	586	95.9	25	4.1	18	72.0	3	4	0
	65～69	6,016	1,201	20.0	1,169	97.3	32	2.7	25	78.1	2	5	0
	70～74	7,894	2,079	26.3	1,987	95.6	92	4.4	66	71.7	11	15	2
	75～79	6,983	1,984	28.4	1,876	94.6	108	5.4	76	70.4	10	22	3
	80歳以上	10,336	1,657	16.0	1,559	94.1	98	5.9	58	59.2	21	19	4
	小計	59,832	9,065	15.2	8,667	95.6	398	4.4	271	68.1	48	79	9
男性	集団	55,056	2,788	11.6	2,630	94.3	158	5.7	106	67.1	5	47	3
	個別		3,594		3,282	91.3	312	8.7	202	64.7	56	54	10
女性	集団	59,832	3,742	15.2	3,626	96.9	116	3.1	81	69.8	2	33	0
	個別		5,323		5,041	94.7	282	5.3	190	67.4	46	46	9
合計		114,888	15,447	13.4	14,579	94.4	868	5.6	579	66.7	109	180	22

※1) 未受診：要精密検査者が精密検査を受けなかったことが判明しているもの。

※2) 未把握：精検受診の有無がわからないもの。及び、受診をしても精検結果がわからないもの。

《考 察》

「健康さくら 21（第 2 次）」のがん検診受診率の目標は、50.0%としているが、令和 5 年度の受診率は、13.4%であった。令和 4 年度と比較して受診者数は 159 人減少、受診率は 0.2%減少している。

新型コロナウイルス感染症の影響により受診率が低下した令和 2 年度に比べ増加したが、以前の受診率の水準には戻っていない。受診率の向上に向けて、現在までの検診受診勧奨の効果の検証、未受診者データ（性別・年代・過去の検診受診歴等）の分析を行い、適切な手段による検診受診勧奨をしていく必要がある。

精密検査未受診者の中には、大腸疾患（大腸ポリープ、大腸憩室、痔など）の既往歴があり自己判断で、精密検査を受けない方も多いため精密検査の重要性についての啓発・周知を行っていく必要がある。

要精密検査においては、集団検診実施期間が 3 月までだったこともあり、精密検査の受診の確認が取れていない「未把握者」が多い。精密検査の結果の確認に努めていきたい。

集団検診は、昨年度に引き続き新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として 3 密（密閉・密集・密接）を避ける検診を実施するべく、前年度の複合検診を第 1 グループ（特定健診・胸部レントゲン検診・肝炎ウイルス検診）、第 2 グループ（胃がん検診）と分けて予約制で実施した。大腸がん検診は、第 1・第 2 グループの集団検診の会場で予約なしで受診可能とした。

今後も受診者数の増加を図るため、がん検診の必要性について啓発していく。

(6) 令和5年度 前立腺がん検診

《目 的》

前立腺がんの早期発見、早期治療を目的に行う。

《内 容》

① 対象者

市内在住の50歳以上5歳刻みの年齢の男性で職場等で検診を受ける機会のない方
現在、前立腺の病気で治療中でない方、または定期的に検査を受けていない方

②実施方法

個別検診

- ・期間 6月～12月 市内37医療機関
- ・費用 1,000円（税込み）
- ・問診、採血（PSA値測定）

③ 周知方法

ア 個人通知

市内在住の50歳以上で下記に該当するかた

- ・ 50・55・60・65・70歳のかた
- ・ 令和4年度に市の健診(検診)を受診したかた
- ・ 市の特定健診(健康診査)の対象になるかた
- ・ 50歳以上の生活保護を受給されているかた

イ 「こうほう佐倉」、ホームページに掲載し周知啓発を実施

《実 績》

① 検診実施結果

年度	対象者 (人)	受診者	受診率	要精検 者	要精検 率 (%)	精検受 診者	がん発 見者	がん発 見率 (%)
令和4年度	9,330	429	4.6%	52	12.1%	28	6	1.4%
令和5年度	9,388	338	3.6%	33	9.8%	26	5	1.5%

※対象者数：5月末人口

② 年代別検診実施結果及び精密検査受診状況

年代	対象者	受診者		健診結果				精密検査受診状況						
				精密検査不要		要精密検査		受診者		未受診※1	未判定※2	未把握※3	がん	がん疑い
歳	人	人	%	人	%	人		人	%	人	人	人	人	人
50	1,417	15	1.1	14	93.3	1	6.7	1	100.0	0	0	0	0	0
55	1,241	16	1.3	16	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0	0	0	0
60	999	14	1.4	14	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0	0	0	0
65	978	30	3.1	27	90.0	3	10.0	3	100.0	0	0	0	1	2
70	1,185	73	6.2	66	90.4	7	9.6	5	71.4	0	1	1	0	2
75	1,564	100	6.4	91	91.0	9	9.0	7	77.8	2	0	0	2	2
80	1,097	66	6.0	57	86.4	9	13.6	8	88.9	0	0	1	1	5
85	610	23	3.8	19	82.6	4	17.4	2	50.0	1	0	1	1	0
90	250	1	0.4	1	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0	0	0	0
95	43	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0	0	0	0
100	4	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0	0	0	0
	9,388	338	3.6	305	90.2	33	9.8	26	78.8	3	1	3	5	11

※1) 未受診：要精密検査者が精密検査を受けなかったことが判明しているもの。

※2) 未判定：受診をしても精検結果がわからないもの（精密検査医療機関の紹介を含む）。

※3) 未把握：精検受診の有無がわからないもの。

《考 察》

令和4年度より前立腺がん検診を個別検診のみで実施している。今後も受診者数の増加を図るため、がん検診の必要性について啓発していく。

6. 訪問指導

根拠法令等	健康増進法第17条第1項
健康さくら21 (第2次)【改訂版】 目標値	(初期値) → (策定時の目標) → (現状値) → (新たな目標) ・糖尿病治療継続者の割合 71.4% → 75.0% → 80.0% → 95.0%

《目 的》

療養上の保健指導が必要であると認められる者又はその家族等に対して、保健師等が訪問し、その健康に関する問題を総合的に把握し、必要な指導又は支援を行い、これらの者の心身機能の低下を防止するとともに、健康の保持増進を図ることを目的とする。

《内 容》

- ①対象者：健康管理上指導が必要と認められる佐倉市に住所を有する40歳から64歳までの者
(ただし、65歳以上の者であっても、必要な者には指導を行う)
- ②内 容：家庭における療養方法に関する指導（栄養、運動、口腔衛生その他家庭における療養方法に関する指導）、介護を要する状態になることの予防に関する指導、生活習慣病の予防等に関する事、関係諸制度の活用方法等に関する事、その他健康管理上必要と認められること
※医療保険による訪問看護、訪問機能訓練を受けている者、又は介護保険法による要介護・要支援者に対して訪問指導を実施する場合は、訪問看護、訪問機能訓練と重複する内容は行わないものとする。
- ③従事者：保健師、看護師、栄養士、歯科衛生士

《実 績》

① 訪問指導実施人数年度別実績

年 度	実人数	延人数
令和元年度	27	28
令和2年度	6	6
令和3年度	0	0
令和4年度	9	9
令和5年度	5	5

② 訪問指導の内訳と実延数

内 訳	実人数	延人数	延人数 内訳			
			20 歳代	30 歳代	40～64 歳	65 歳以上
生活習慣病（※1）	4	4	0	0	0	4
がん至急精密検査勧奨	0	0	0	0	0	0
難病	0	0	0	0	0	0
精神疾患	0	0	0	0	0	0
歯科	0	0	0	0	0	0
その他（※2）	1	1	0	0	1	0
計	5	5	0	0	1	4

（※1）生活習慣病：特定健康診査（健康診査）の結果、受診勧奨値を超えている者

糖尿病性腎症重症化予防事業対象者

（※2）佐倉地域包括支援センターから、同行訪問依頼の連絡あり対応したもの。車上生活であること、時節柄熱中症のリスクが高く、健康状態が心配された。佐倉地域包括支援センターのほか、社会福祉課との連絡調整も図った。

《考 察》

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和 2 年度以降、年間の訪問件数は 10 件未満と減少傾向にある。

しかしながら、今後も関係機関から同行訪問等の相談を受ける可能性もあるため、必要時、関係機関との連携を図りながら迅速かつ適切な対応に努めたい。

7. 特定健康診査（健康診査）・特定保健指導

(1) 特定健康診査（健康診査）

根拠法令等	高齢者の医療の確保に関する法律（特定健康診査（健康診査）） 健康増進法第19条の2（健康診査）
健康さくら21（第2次） 【改訂版】目標値	(現状値) → (目標) ・ 特定健康診査の実施の割合 34.2% → 60.0% ・ 特定保健指導の実施の割合 13.9% → 60.0%

《目 的》

平成20年4月から、「高齢者の医療の確保に関する法律」により医療保険者（国民健康保険、協会けんぽ、共済組合等）に、40～74歳の被保険者・被扶養者を対象とした健康診査（特定健康診査）と保健指導（特定保健指導）の実施が義務付けられ、これまでの健康診査の目的である個々の病気の早期発見・早期治療から、メタボリックシンドロームに着目した健康診査となった。生活習慣病は、内臓脂肪の蓄積が原因となっていることが多いことから、メタボリックシンドロームに該当する方とその予備群の方について、運動や食生活等の生活習慣を見直すサポートを行うことにより、生活習慣病の予防につなげることを目的としている。

令和2年4月から、後期高齢者医療制度の健康診査の質問票に、フレイル等の高齢者の特性を把握することを目的として「後期高齢者の質問票」が導入された。

《内 容》

①対象者

- ア 特定健康診査：40～74歳の佐倉市国民健康保険被保険者
- イ 健康診査：佐倉市の後期高齢者医療被保険者

②実施方法

- ア 集団健診（7月3日～令和6年3月11日、市内8会場延べ31日間）
検診事業者に委託し、大腸がん検診・胸部レントゲン検診・肝炎ウイルス検診と併せて実施
（完全予約制で実施）
- イ 個別健診（6月1日～12月10日、市内37協力医療機関）

③周知方法

- ア 個人通知 佐倉市検診受診券および案内文等送付
特定健康診査：令和5年4月1日現在、佐倉市国民健康保険に資格を有しかつ40～74歳（年齢の基準日は令和6年3月31日）の者
健康診査：前年度に市の各種健（検）診を受診している佐倉市の後期高齢者医療被保険者
- イ 「こうほう佐倉」、ホームページ等に掲載、健康保険証更新時に案内文を同封、市内協力医療機関・地区掲示板等により周知啓発を実施

④健診項目

- ア 基本的な検査項目（全ての対象者が受診する項目）
身体測定（身長、体重、腹囲測定）※75歳以上のかたには、腹囲測定は実施しない
血圧測定・問診・診察・尿検査（糖・蛋白）
血液検査（肝機能検査・血中脂質検査・血糖検査・腎機能検査）

イ 詳細な健診項目（特定の対象者が受診する項目）

心電図・眼底検査基準

血圧が収縮期血圧140mmHg以上または拡張期血圧90mmHg以上に該当し、医師が必要と判断した者（心電図のみ不整脈が疑われる場合も含む）

ただし、個別健診について、眼底検査は受診勧奨とする。

貧血検査基準

既往歴および自覚症状

⑤受診者の費用負担

集団健診1,000円、個別健診2,000円。70歳以上と後期高齢者医療被保険者は無料、市民税非課税世帯は申請により無料

《実 績》

① 健康診査等実施計画における目標と実績の推移

	第三期				
	令和元年度 (法定)	令和2年度 (法定)	令和3年度 (法定)	令和4年度 (法定)	令和5年度 (暫定)
特定健康診査 目標受診率	36%	38%	40%	42%	44%
実績値	35.6%	25.3%	30.5%	33.1%	30.9%
特定保健指導 目標実施率	35%	40%	45%	50%	55%
実績値	14.4%	19.9%	16.5%	15.2%	—

※目標受診率及び目標実施率は、実施計画（5年間）で設定

② 特定健康診査（国民健康保険）健診方法別受診状況推移

年度	対象者数（人）	健診方法	受診者数（人）	受診率（%）	健診方法割合（%）
令和元年度 (法定報告値)	28,980	集団健診	5,342	18.4	51.7
		個別健診	3,535	12.2	34.2
		人間ドック等	1,446	5.0	14.0
		合計	10,323	35.6	100.0
令和2年度 (法定報告値)	28,691	集団健診	2,252	7.8	31.0
		個別健診	3,851	13.4	53.1
		人間ドック等	1,153	4.0	15.9
		合計	7,256	25.3	100.0
令和3年度 (法定報告値)	27,871	集団健診	3,591	12.9	42.3
		個別健診	3,612	13.0	42.5
		人間ドック等	1,290	4.6	15.2
		合計	8,493	30.5	100.0
令和4年度 (法定報告値)	26,147	集団健診	3,945	15.1	45.6
		個別健診	3,456	13.2	39.9
		人間ドック等	1,251	4.8	14.5
		合計	8,652	33.1	100.0
令和5年度 (概算数値)	29,247	集団健診	4,227	14.5	46.8
		個別健診	3,558	12.2	39.4
		人間ドック等	1,248	4.3	13.8
		合計	9,033	30.9	100.0

※令和5年度 概算数値 出典「国庫負担金実績報告書」より

③ 令和5年度未受診者勧奨

1. 対象者

- ① 不定期受診者（過去3年間で1回もしくは2回特定健診を受診している者）
- ② 前年度国保加入者（60～70代）
- ③ 40歳になる者
- ④ 3年以上の長期未受診者

2. 勧奨方法

はがきによる個別通知

※対象者を過去の受診、医療情報、問診の回答内容から計7つのグループに分類し、それぞれのグループに合わせた勧奨内容とした。

発送日	対象者のカテゴリー	対象者数（人）
令和5年9月19日	①	4,208
	②	1,147
	④	345
令和5年10月20日	④	5,700
令和6年1月9日	③	194
	④	3,021

3. 勧奨結果（カテゴリー別受診率）

対象者のカテゴリー	対象者数（人）	受診者数（人）	受診率（％）
①	4,208	1,518	36.1
②	1,147	200	17.4
③	194	16	8.2
④	9,066	476	5.3
合計	14,615	2,210	15.1

※発送日から3日以後の受診について、受診者数として計上した。

④健康診査（後期高齢者医療）健診方法別受診状況推移

年度	対象者数（人）	健診方法	受診者数（人）	受診率（％）	健診方法割合（％）
令和元年度	23,350	集団健診	1,790	7.6	25.9
		個別健診	4,665	20.0	67.5
		人間ドック等	453	1.9	6.6
		合計	6,908	27.6	100.0
令和２年度	24,415	集団健診	690	2.8	11.7
		個別健診	4,860	19.9	82.1
		人間ドック等	371	1.5	6.3
		合計	5,921	22.7	100.0
令和３年度	25,224	集団健診	971	3.8	15.4
		個別健診	4,850	19.2	76.7
		人間ドック等	501	2.0	7.9
		合計	6,322	25.0	100.0
令和４年度	26,106	集団健診	1,149	4.4	16.2
		個別健診	5,362	20.5	75.5
		人間ドック等	592	2.3	8.3
		合計	7,103	27.2	100.0
令和５年度	27,937	集団健診	1,291	4.6	17.0
		個別健診	5,595	20.0	73.6
		人間ドック等	719	2.6	9.5
		合計	7,605	27.2	100.0

※令和3年度分から、受診率の合計に、人間ドック等の受診者数も含めた。

《考 察》

『佐倉市国民健康保険第三期特定健康診査等実施計画』（平成30～35年度 6か年計画）で国の目標値の受診率60%を目指し、市の目標値を設定しているが、目標値を下回っている状況である。新型コロナウイルス感染症の流行の影響で令和2年度以降の受診率の低下がみられていたが、徐々に回復傾向にある。

未受診勧奨対象者については、前年度国保に加入した方や、40歳になる方に毎年特定健診を受診するという意識付けをすることを目的として対象者を選定した。また、長期末受診者については、健診受診につながる可能性が高い生活習慣病由来の通院履歴がある60～70代の者に優先的に送付した。

令和6年度より、『佐倉市国民健康保険第4期特定健康診査等実施計画』（令和6～11年度 6か年計画）にて、新たな目標値を設定しているため、目標達成に向け、実施方法や周知方法を検討していく必要がある。

(2) 特定保健指導(保健指導)

根拠法令等	高齢者の医療の確保に関する法律(特定保健指導) 健康増進法第19条の2(保健指導)
健康さくら21(第2次) 【改訂版】目標値	(現状値) → (目標) ・ 特定保健指導の実施の割合 13.9% → 60.0%

《目 的》

特定保健指導は、内臓脂肪型肥満に着目し、その要因となっている生活習慣を改善するための保健指導を行うことにより、対象者が自らの生活習慣における課題を認識して行動変容と自己管理を行うとともに、健康的な生活を維持することができるようになることを通じて、糖尿病等の生活習慣病を予防することを目的とする。

(厚生労働省「特定健康診査基本指針」から引用)

《内 容》

①保健指導対象者

特定健康診査(健康診査)の結果、腹囲が85cm以上である男性又は腹囲が90cm以上である女性、腹囲が85cm未満である男性又は腹囲が90cm未満である女性であってBMIが25以上の者のうち、次の(1)～(3)いずれかに該当する者(高血圧症、脂質異常症又は糖尿病の治療に係る薬剤を服用している者を除く)とする。

- (1) 血圧 収縮期130mmHg以上又は拡張期85mmHg以上
- (2) 脂質 中性脂肪150mg/dl以上又はHDLコレステロール40mg/dl未満
- (3) 血糖 空腹時血糖値が100mg/dl以上又はHbA1c(NGSP)が5.6%以上

内臓脂肪の程度と保有するリスクの数に着目し、リスクの高さや年齢に応じ、レベル別(動機付け支援・積極的支援)に保健指導を行う対象者を選定(階層化)する。

図1. 特定保健指導の対象者(階層化)

腹 囲	追加リスク			喫煙歴	対 象	
	①血圧	②脂質	③血糖		40～64歳	65～74歳
男性 85cm以上 女性 90cm以上	2つ以上該当				積極的支援	動機付け支援
	1つ該当			あり なし		
上記以外でBMI 25以上	3つ該当				積極的支援	動機付け支援
	2つ該当			あり なし		
	1つ該当					

(注) 喫煙歴の斜線欄は、階層化の判定が喫煙歴の有無に関係ないことを意味する。

※第三期特定健診等実施計画(2018年度以降)が開始となり、積極的支援対象者に対して、新たな支援方法が位置付けられた。

●2年連続して積極的支援に該当した者への2年目の特定保健指導

2年連続して積極的支援に該当した対象者のうち、1年目に比べ2年目の状態が改善している者については、2年目の特定保健指導は、動機付け支援相当(初回面接と実績評価は必須だが、その間の必要に

応じた支援は180ポイント未満でよい)の支援を実施した場合であっても、特定保健指導を実施したこととなる。

対象者は、1年目に積極的支援の対象者に該当し、かつ積極的支援（3ヶ月以上の継続的な支援の実施を含む）を終了した者であって、2年目も積極的支援対象者に該当し、1年目に比べ2年目の状態が改善している者のみである。なお、2年目に動機付け支援相当の支援を実施し、3年目も積極的支援に該当した者は、3年目は動機付け支援相当の支援の対象にはならない。

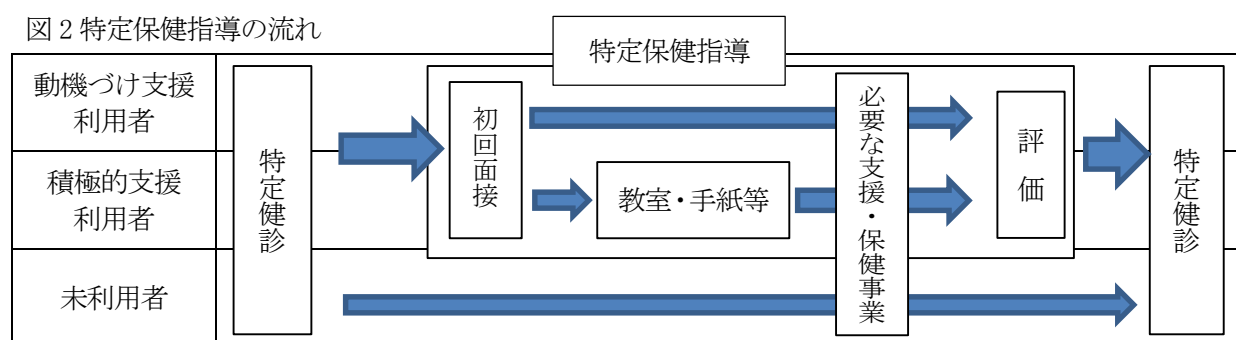
また、状態が改善している者とは、特定健康診査の結果において、1年目と比べて2年目の腹囲及び体重の値が次のとおり一定程度減少していると認められる者とする。

BMI < 30	腹囲1.0cm以上かつ体重1.0kg以上減少している者
BMI ≥ 30	腹囲2.0cm以上かつ体重2.0kg以上減少している者

②特定保健指導の流れ

流れは、図2のとおり、初回面接を対象者に実施した後、積極的支援は手紙や電話の個別支援、教室参加と手紙や電話などによるグループ支援など3カ月以上の支援と初回面接完了日から3か月後の評価、動機づけ支援は、初回面接と3か月後の評価を実施した。

図2 特定保健指導の流れ



③初回面接

・対象者

国民健康保険加入者で特定健診の結果、特定保健指導(動機づけ支援・積極的支援)の対象となった者及び生活保護者で健診結果、保健指導(動機づけ支援・積極的支援)の対象となった者

・支援形態・回数

分割実施型 34回 / 個別支援型 56回 (本人希望日による個別 19回含む) / 訪問型 0回

新型コロナウイルス感染症が5類に移行したためグループ支援型を再開したが、申し込みがなかったため実施なし)

・方 法

〈分割実施型〉

ア) 初回面接1回目

特定健診受診当日に、腹囲・体重、血圧、喫煙歴等の状況から特定保健指導の対象者と見込まれる者に対して、把握できる情報(腹囲・体重、血圧、問診票の質問項目(服薬状況)の回答等)をもとに、説明を行った後、自らの生活習慣についてチェックシートを用いて振り返り、今後の行動目標・計画を暫定的に設定する。

イ) 初回面接2回目

全ての検査結果が揃った後に、本人に電話等を用いて相談しつつ、今後の行動目標・計画の設定を完成させる。

※初回面接を分割して実施する場合の初回面接2回目は、初回面接1回目の実施後、遅くとも3ヶ月以内に実施する。

〈グループ支援型／個別支援型（本人希望日による個別も含む）／訪問型〉

健診結果の説明を行った後、自らの生活習慣についてチェックシートを用いて振り返り、今後の行動目標・計画を設定する。

・周知方法

対象者に個別通知及び電話勧奨

④積極的支援の継続的な支援

・対象者

国民健康保険加入者で特定健診の結果、特定保健指導(積極的支援)の対象となった者及び生活保護者で健診結果、保健指導(積極的支援)の対象となった者

・方 法

ア) スリムアップサポート 教室併用型

メタボリックシンドローム予防のための「知って得する食事教室」5コース及び「運動習慣づくり教室」2課・5コース、佐倉市オリジナル体操体験会5コースを併用し、参加者の状況に合わせて、グループ支援、個別支援、電話支援を組み合わせ、支援A(積極的関与タイプ)の方法で160ポイント以上、支援B(励ましタイプ)の方法で20ポイント以上、合計で180ポイント以上又は支援A(積極的関与タイプ)のみの方法で180ポイント以上の支援を実施し、継続支援が終了できるようにする。

イ) スリムアップサポート 個別面接型

参加者の状況に合わせて、個別支援と電話支援を組み合わせ、積極的支援Aの方法で160ポイント以上、支援Bの方法で20ポイント以上、合計で180ポイント以上又は支援A(積極的関与タイプ)のみの方法で180ポイント以上の支援を実施し、継続支援が終了できるようにする。

ウ) スリムアップサポート 通信型

参加者の状況に合わせて、手紙支援と電話支援を組み合わせ、積極的支援Aの方法で160ポイント以上、支援Bの方法で20ポイント以上、合計で180ポイント以上又は支援A(積極的関与タイプ)のみの方法で180ポイント以上の支援を実施し、継続支援が終了できるようにする。

・周知方法

初回面接時に勧奨。

⑤終了時評価

・対象者

初回面接の参加者

・方 法

初回面接の参加者には、「振り返りシート」を送付し、参加者が自ら振り返り、返送してもらう。それについて保健師または管理栄養士による評価（設定された行動目標が達成されているかどうか及び身体状況、生活習慣の変化が見られたかどうか等）を行い、「振り返りシートに関するアドバ

イス票」を作成し送付する。

※第三期特定健診等実施計画（2018年度以降）が開始となり、特定保健指導の実績評価（終了）の期間が3か月に短縮された。

《実 績》

① 特定健診・特定保健指導受診率の推移 【法定報告】

項目	年度	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
特定健康診査 対象者数（人）		28,980	28,691	27,871	26,147	(29,247)
受診者数（人）		10,323	7,256	8,493	8,652	(9,033)
受診率（％）		35.6	25.3	30.5	33.1	(30.9)
特定保健指導 対象者数（人）		1,264	920	1,153	1,072	(884)
終了者数（人）		182	183	190	163	—
実施率（％）		14.4	19.9	16.5	15.2	—
再 掲	動機づけ支援 対象者数（人）	1,105	789	985	895	(719)
	利用者数（人）	178	187	199	169	(142)
	終了者数（人）	177	170	182	159	—
	実施率（％）	16.0	21.5	18.5	17.8	—
	積極的支援 対象者数（人）	159	131	168	177	(165)
	利用者数（人）	14	19	17	20	(23)
	終了者数（人）	5	13	8	4	—
	実施率（％）	3.1	9.9	4.8	2.3	—

※特定保健指導は、動機づけ支援・積極的支援・動機付け支援相当のいずれの場合でも、初回面接から3か月経過後に、行動変容の状況等の実績評価を実施することが可能となることから、令和5年度の終了時評価が完了できるのは、令和6年8月末となる。このため、令和5年度の実績は特定健康診査（集団・個別）の概算数を掲載しているの、法定報告数の確認後、変更する。

※法定報告は、厚生労働省の規定により、保険者が支払基金に対して毎年度、当該年度の末日における特定健康診査等の実施状況に関する結果として、厚生労働大臣が定める事項を報告するもの。

《考 察》

平成30年度より第三期特定健診等実施計画（2018年度以降）が開始となり、平成30年度は実施率が増加したが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を受け特定健康診査の受診者も大幅に減少し、特定保健指導の対象者も減少となったが、利用者が微増したことで実施率は増加した。

令和4年度同様令和5年度の集団健診は7月から3月までと実施期間を延長したが、新型コロナウイルス感染症の流行前のように健診受診者数や特定保健指導対象者数は戻っていない。現時点での利用率は18.7%（利用者165人/対象者884人）となっている。

初回面接の分割実施は、集団健診が1日での実施となり特定保健指導も半日から1日での実施に拡大し対応した。健診の当日は特定保健指導の対象と見込まれる233人中51人（21.9%）に初回面接1回目を実施しており、健診結果送付後のうち50人に初回面接2回目を実施することができた（98.0%の実施率）。特定保健指導利用者全体の30.3%を占めている。健診受診当日の初回面接の実施については、標準的なプログラムの変更により、分割実施でポイントの獲得が認められるようになったため積極的に実施していく。

健康アドバイス会は、新型コロナウイルス感染症対策のため、すべて個別支援型で実施していたが、令和5年度は感染症上の位置づけが変わり集団方式を再開した。しかしながら申し込みが少なく集団で行うメリットもなく個別で対応とした。

(3) 糖尿病性腎症重症化予防及び慢性腎臓病（CKD）重症化予防事業

根拠法令等	健康増進法第 17 条、第 19 条 2
健康さくら 21（第 2 次） 目標値【改訂版】	・ 糖尿病治療継続者の割合 (現状値) → (目標) 80.0% → 95.0%

《目 的》

糖尿病が重症化するリスクの高い医療機関の未受診者・受診中断者について関係機関からの適切な受診勧奨、保健指導を行うことにより治療に結びつけるとともに、糖尿病性腎症等で通院する患者のうち、重症化するリスクの高い者に対して主治医の判断により保健指導対象者を選定し、腎不全、人工透析への移行を防止することを目的とする。

また、糖尿病性腎症重症化予防プログラムにおいて、2028 年までに年間新規透析導入患者数を 35,000 人以下に減少させるという数値目標を掲げていることから、慢性腎臓病（CKD）重症化予防事業において、対象者に腎機能について受診が必要な検査結果であることを伝え、適切な受診を促すことで、重症化を予防することを目的とする。

（厚生労働省「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」より引用）

《内 容》

糖尿病性腎症重症化予防事業

① 対象者

糖尿病性腎症第3期に該当するかたを対象とする。

特定健診の結果、空腹時血糖値が126mg/dl以上又はHbA1c6.5%以上であり、かつ、尿蛋白＋以上のかたを対象とする。

② 実施方法

1) 特定健診の結果から、本事業対象者を抽出する。

2) 対象者に事業の案内を送付

※集団健診は受診後約2か月後以内、個別健診は、受診後2～3か月後を目安。

現在の受診状況・治療状況・医師からの指示・指導希望の有無を返信してもらう。指導の希望があった者に対し保健指導を行う。（指導希望のない場合でも、必要時介入）

3) 概ね6か月間を目安として、電話、面接、訪問、手紙等による継続した支援を行い、糖尿病の悪化、腎機能低下を防ぐ。

4) 6か月間の支援から更に6か月後を目安に、適切な医療受診や糖尿病予防、腎機能低下予防に基づいた生活が継続できているかを評価する。また、健診の受診についても勧奨を行う。

慢性腎臓病（CKD）重症化予防事業（令和5年度開始）

① 対象者

特定健診受診者（40～74歳）で集団健診を受診し、以下に該当する者

腎臓専門医への受診勧奨

「e G F R 45 未満」または「e G F R 45 以上～60 未満で尿蛋白 2＋または 3＋」

CKD 対策協力医への受診勧奨

「e G F R 45 以上～60 未満で尿蛋白 ± または ＋」

※e G F R 30 未満の者は至急受診勧奨の対象のため通知送付対象から除く。

② 実施方法

本事業対象である通知を集団健診の結果通知に同封して発送。

(郵送時期の目安) 受診の約1か月半後

受診勧奨通知送付から6か月後を目安に、受診状況をK D Bシステムで確認し、評価を行う。

《実 績》

糖尿病性腎症重症化予防事業

① 年度別実績

		集団健診受診者		個別健診受診者		合計
		男	女	男	女	
R3 年度	対象者数	18	2	13	11	44
	支援実施数	18	2	13	11	44
R4 年度	対象者数	9	2	16	6	33
	支援実施数	9	2	16	6	33
R5 年度	対象者数	11	0	16	5	32
	支援実施数	10	0	10	4	24

※令和5年度の実績から国民健康保険保険者努力支援交付金(事業費分・事業費連動分)

交付要領 2 (2) 市町村ヘルスアップ事業の「実施者数の考え方」※1に基づいて集計。

② 服薬状況

服薬(糖尿病の薬)の状況	服薬あり	服薬なし	計
集団健診受診者	10	1	11
個別健診受診者	16	5	21
合計	26	6	32

③ 対象者の特定健診での糖代謝項目の状況

HbA1c (%)	6~6.9%	7~7.9%	8~8.9%	9~9.9%	10%以上	計
集団健診受診者	5	3	1	2	0	11
個別健診受診者	11	5	2	2	1	21
合計	16	8	3	4	1	32

④ 対象者の特定健診での腎機能の状況

eGFR	90 以上 G1	60~89 G2	45~59 G3a	30~44 G3b	15~29 G4	15 以下 G5	計
集団健診受診者	1	5	4	1	0	0	11
個別健診受診者	2	7	6	4	2	0	21
合計	3	12	10	5	2	0	32

⑤ 支援実施状況(令和6年5月31日現在)

支援内容	延べ件数
家庭訪問	1
面接指導	6
電話による支援	61
手紙による支援	43
教室等への参加	0
その他	0

合計	111
----	-----

慢性腎臓病（CKD）重症化予防事業

① 受診者勧奨通知の送付数

通知宛先	対象者区分	送付数
専門医	①	60
	②	6
協力医	③	14
合計		80

対象者区分① e G F R 45 未満 ② e G F R 45 以上～60 未満で尿蛋白 2+または 3+

③ e G F R 45 以上～60 未満で尿蛋白 ± または +

② 通知発送者の状況

（１）年代

年代	40代	50代	60代	70代	合計
専門医	0	3	23	40	66
協力医	1	2	7	4	14
合計	1	5	30	44	80

（２）性別

性別	男	女	合計
専門医	47	19	66
協力医	9	5	14
合計	56	24	80

（３）尿蛋白 ②③の対象者について

尿蛋白	＋－	＋	＋＋	＋＋＋	計
専門医	0	0	4	2	6
協力医	6	8	0	0	14
合計	6	8	4	2	20

慢性腎臓病予防講演会

日時：令和 5 年 11 月 6 日（月）会場：健康管理センター

講師：聖隷佐倉市民病院 腎臓内科 藤井 隆之医師

周知方法：個別通知

令和 4 年度佐倉市特定健診・佐倉市国民健康保険人間ドック受診者で下記に該当するもの

・尿蛋白+以上

- ・尿蛋白±で血圧判定もしくは血糖判定が保健指導判定値以上

6. 参加者：定員 50 名

	予約者数	来所者数	内 訳		
			39歳以下	40～64歳	65歳以上
計	48	38	0	3	35

《考 察》

令和3年度より、主治医宛ての文書を作成し、千葉県重症化予防プログラムの周知を図っている。また、特定健診開始前の個別医療機関への書面による説明資料中に、腎臓病専門医への紹介についてのフロー図を同封したことで、本事業の周知を図っている。また主治医から、本事業への参加を勧められたケースもあり、周知の継続が必要であると思われる。

令和2年度より、対象者に通知文と併せて治療状況と指導希望の有無を返信してもらう方式としている。本事業の参加を希望しない理由として、「主治医の治療で十分であるため指導を希望しない」と回答する者が多かったが、調査票より、食事や運動について指導が必要と思われる対象者もいた。ハイリスク者で希望しないと回答した者には電話でアプローチをし、支援が開始されたケースがあったため、今後も継続していきたい。糖尿病未治療者1名は受診勧奨後、受診につながった。その後も継続受診を確認している。

令和5年度より、千葉県糖尿病性腎症重症化予防プログラムに基づき、慢性腎臓病（CKD）重症化予防事業を開始した。対象者数の割合は、集団健診受診者の1.9%であった。受診勧奨通知送付から6か月後にKDBシステムで医療受診状況を確認しており、令和5年度の対象者については令和6年度中に評価が完了できる見込みである。

年度前半の対象者の受診状況を確認した結果より、通知発送前からすでに生活習慣病で医療機関受診中である者が多い傾向がみられたが、受診勧奨後に専門医などの医療機関につながったと思われる事例もあったため、今後も事業を継続する中で評価を行っていきたい。

慢性腎臓病予防講演会は、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類に移行したため定員を30名から50名に増やしたが、予想以上の申し込みがあった。アンケートより「最新の情報をきくことができよかった」「毎年検診を受けてチェックしたい」等の意見があり、講演会をきっかけに、自分の健康について再確認することができたと考えられた。

※1 糖尿病性腎症重症化予防事業の支援実施者数について：

電話の場合は応対者数を実施者数として計上する。通知のみの場合は、医療機関への受診勧奨後にレセプト等で医療機関への受診につながっていることを確認できた場合は、実施者数に含む。

8. こころの健康づくり

根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 46 条（正しい知識の普及） 自殺対策基本法、自殺総合対策大綱
健康さくら 21 (第 2 次) 目標値	(市の現状)→(目標) ・気分障害・不安障害に相当する心理的苦痛を感じている人の割合 成人 11.2%→減少 ・ストレスを解消できている人の割合 成人 62.6%→70.0% 中・高校生 54.7%→70.0% ・睡眠による休養が十分とれていない人の割合 成人 18.0%→15.0% ・一生のうちにうつ病になる頻度を知っている人の割合 成人 59.2%→70.0% ・自殺者の減少（人口 10 万人当たり） 15.61 人→13.01 人

(1) こころの健康相談

●精神科医によるこころの健康相談

《目 的》

市民に対し、こころの健康に対する関心や正しい知識の普及・啓発を行い、こころの問題や病気で悩みを抱えた本人や家族が、身近な場所で専門医に相談することにより、適切に対処できることを目的とする。

《内 容》

- ①対 象 者：佐倉市民で、「眠れない」「イライラする」「気分の落ち込み」「自殺について考えてしまうなど、こころの悩みや不安がある者
- ②方 法：相談日を年 6 回設けて実施。各回定員 4 人。
- ③会場及び回数：健康管理センター（4 回）、西部保健センター（1 回）
- ④実施内容：精神科医師による個別相談。相談には保健師が同席し、利用できる制度の紹介など必要に応じて継続支援を実施する。
- ⑤従 事 者：精神科医師・保健師
- ⑥周 知 方 法：こうほう佐倉への掲載、ホームページへの掲載、佐倉市公式 LINE、チラシ配布

《実 績》

① 年間実績

年度	実績	
	回数	人数
令和元年度	5	12
令和 2 年度	4	8

令和3年度	4	10
令和4年度	6	14
令和5年度	5 (※)	10

(※) 6回の開催を予定していたが、予約が入らず実施しない月があり、5回となった。

② 相談対象者の年齢

内訳	20歳未満	20～39歳	40～64歳	65歳以上	計
人数	0	3	6	1	10

③ 相談対象者・来所者の内訳

内訳	相談対象者		当日の来所状況（件数）				
	男	女	合計	本人のみ	本人と家族	家族のみ	その他
人数	2	8	10	10	0	0	0

④ 主な相談内容（複数選択あり）

内訳	健康問題		家族問題	経済・ 生活問題	勤労問題	その他
	(再掲) 治療中の 精神疾患の 相談					
人数	9	5	2	2	1	0

⑤ 継続支援の有無

	有	無
件数	0	10

⑥ 相談内容連絡票・うつ病連携パス発行数

	相談内容連絡票	うつ病連携パス
発行数	2	0

⑦ 他課との連携 2件（母子保健課、こども家庭課）

●カウンセラーによるこころの健康相談

《目 的》

市民に対し、こころの健康に対する関心や正しい知識の普及・啓発を行い、こころの問題や病気で悩みを抱えた本人や家族が、身近な場所で臨床心理士等に相談することにより、適切に対処できることを目的とする。

《内 容》

- ①対 象 者：佐倉市民で、職場や家庭での人間関係やストレスのコントロール方法、大切な人を自死で亡くし落ち込んでいる等のこころの悩みや不安がある者
- ②方 法：相談日を年6回設けて実施。各回定員4人。

③会場及び回数：健康管理センター（3回）、西部保健センター（3回）

④実施内容：臨床心理士による個別相談。相談には保健師が同席し、利用できる制度の紹介など必要に応じて継続支援を実施する。

⑤従事者：臨床心理士・保健師

⑥周知方法：こうほう佐倉への掲載、ホームページへの掲載、佐倉市公式LINE、チラシ配布

《実績》

① 年間実績

年度 \ 実績	合計	
	回数	人数
令和元年度	6	14
令和2年度	5	15
令和3年度	6	15
令和4年度	6	17
令和5年度	6	21

② 相談対象者の年齢

内訳	20歳未満	20～39歳	40～64歳	65歳以上
人数	0	4	11	6

③ 相談対象者・来所者の内訳

内訳	相談対象者		当日の来所状況（件数）			
	男	女	合計	本人のみ	本人と家族	家族
人数	6	15	20（※）	17	1	2

（※）実人数は21人だが、夫婦カウンセリングを実施したケースが1件あり、件数は20件となる。

④ 主な相談内容（複数選択あり）

内訳	健康問題 (再掲) 治療中の精神疾患の相談		家族問題	経済・生活問題	勤労問題	その他（※）
人数	11	3	12	0	1	1

（※）その他の内容は、対人関係

⑤ 継続支援の有無

	有	無
件数	2	18

⑥ 相談内容連絡票発行数

	相談内容連絡票
発行数	0

⑦ 他課との連携 2 件（母子保健課、こども家庭課）

《考 察》

令和 4 年度と相談件数を比較すると、精神科医によるこころの健康相談は 4 名減少、カウンセラーによるこころの健康相談は 4 名増加した。

相談内容をみると、精神科医によるこころの健康相談は「健康問題」が最も多く、カウンセラーによるこころの健康相談は「家族問題」が最も多い。

他機関との連携をみると、精神科医によるこころの健康相談、カウンセラーによるこころの健康相談あわせて 4 件の対応を行った。今後も他機関で支援中の方が本事業を利用した際は、情報共有や引継ぎ等を確実にし、適切な支援が継続できるよう連携を図りたいと考える。

本事業の利用を必要とする市民が、必要な時に利用できるよう、こうほう佐倉や市ホームページ、チラシ配架等での周知を継続するほか、特に予約者が少ない時などには佐倉市公式 LINE も活用するなどし、広く市民への周知に努めたい。

（２）ゲートキーパー養成研修

《目 的》

自殺のサインに気づき、見守り、必要な支援へつなぐことができるように「ゲートキーパー」の役割を担う人材を養成する。

《内 容》

①対 象 者：令和 5 年度は食生活改善推進員、市民（一般公募、市民カレッジの方）、市役所職員に向けて実施

②方 法：開催日、会場、講師などの詳細は下記実績を参照

《実 績》

実施日 詳細	対象	講師	会場	参加 者数
①令和 5 年 6 月 29 日	食生活改善推進員	田口 学 氏	健康管理センター	58 人
②令和 5 年 10 月 6 日	市民 (市民カレッジ)	田口 学 氏	中央公民館	40 人
③令和 5 年 10 月 14 日	市民 (一般公募)	森本 美花 氏 (NPO 法人ゲートキーパーTONARINO)	健康管理センター	36 人
④令和 6 年 2 月 5 日	市役所職員	森本 美花 氏 (NPO 法人ゲートキーパーTONARINO)	佐倉市役所 社会福祉センター	20 人

《考 察》

ゲートキーパー養成研修は佐倉市自殺対策計画の重点施策に基づき、対象者を決定している。

今後も、重点施策である高齢者をはじめ、市の重点施策や自殺の現状を分析して研修対象の選定を行い、専門職や地域にゲートキーパーの普及を行っていく。

（３）こころの健康づくり講演会

《目 的》

ストレスやうつ病等、こころの健康問題に関する正しい知識の普及啓発を行うことで、市民のこころの健康の維持ができるよう、また、こころの問題への対応を理解し、自分や身近な人のこころの健康づくりの一助となるよう、講演会を実施している。

令和５年度は、「こどものネット・ゲーム依存」をテーマに実施した。コロナ禍以降、若年層（中高生）の自殺が過去最多の水準となっている現状があることから、こどものこころの健康に対して大人がサポートできるように知識の普及啓発を行い、周囲の大人がこどもをサポートする一助となるよう実施した。

《内 容》

①対 象 者：佐倉市民・佐倉市在勤の方

②実施内容：「知って欲しい！こどものネット・ゲーム依存～周囲の大人が予防のためにできること～」というタイトルで実施

③講 師：ネット・ゲーム依存予防回復支援 MIRA-i（ミライ）所長・森山 沙耶 氏

④実施方法：令和６年３月１６日（土）、Zoomにて開催。事後はオンデマンド配信（YouTube）を実施。オンデマンド配信期間は令和６年３月２７日～令和６年４月１４日。

⑤周知方法：ポスター掲示（市内公共施設、市内の京成電鉄駅舎、JR佐倉駅など）

SNS（佐倉市公式LINE、Twitter）

市内小中学校や市内学童保育所へ周知

《実 績》

・Zoom開催当日は２２名が参加。年齢内訳は下記のとおり。

内訳	20歳未満	20～39歳	40～64歳	65歳以上	不明
人数	0	1	18	2	1

・事後のYouTubeで視聴する方法は、申込者数２４人、視聴回数は３６回。

《考 察》

コロナ禍以降、若年層（中高生）の自殺が過去最多の水準となっている現状にあることから、令和５年度はこどものネット・ゲーム依存をテーマに講演会を開催した。若い世代の参加が多いことが予想されたため、Zoom開催としたが、当日は大きなトラブル等なく開催できたため、今後も対象に応じて市民が受講しやすい開催方法を検討したい。

今後も、国や県、市の自殺者の動向を鑑み、テーマや内容、対象者の検討を行いたいと考える。

（４）佐倉市自殺対策庁内連絡会議

《目 的》

自殺はその背景に、失業、多重債務、介護等の社会的な要因があることをふまえ、従来からの精神的・保健的観点だけでなく、社会的要因に対する対策も含めて、総合的に取り組む必要がある。

そこで、職員が市民の自殺の兆候に気づき、適切な専門家に繋げることができるように関係課による連絡会議を開催する。

(市では、自殺対策基本法に基づき、「いのち支える佐倉市自殺対策計画」を策定している。本計画の中で、市の取り組みの1つとして、「佐倉市自殺対策庁内連絡会議を開催し、関係各課や関係機関と連携を図り、自殺対策を推進していくこと」を明記している。)

《内 容》

①出席者：「いのち支える佐倉市自殺対策計画」に取り組み内容を掲載している部署及び関係機関。

令和5年度は16課、1関係機関、23人の出席あり。

(企画政策課、市民課、健康保険課、自治人権推進課、債権管理課、高齢者福祉課、障害福祉課、社会福祉課、こども保育課、こども家庭課、こども政策課、母子保健課、社会教育課、指導課、商工振興課、健康推進課、社会福祉協議会)

②実施方法：令和5年11月10日(金)13:30～15:00、佐倉市役所社会福祉センターにて実施

③内 容：自殺の現状と佐倉市の取り組みの確認、「いのち支える佐倉市自殺対策計画」に基づいた各課の取り組み内容の確認や各課の役割の確認・共有、リーフレット「こころと生活を支える 相談先窓口のご案内」の内容の確認

《考 察》

令和5年度は16課、1関係機関、23人が出席し、本市の自殺の現状や支援策等の情報及び状況の共有、関係各課・関係機関で共通認識を図ることができた。

今後も関係各部署が自殺対策について共通の認識を持ち、連携して取り組むため、関係機関のほか、外部機関の出席についても検討し、必要時連携を図れるよう、包括的な自殺対策の推進に努めたい。

(5) 普及啓発活動

《目 的》

こころの健康問題に関する正しい知識の普及啓発、自殺予防週間、自殺対策強化月間を広く市民へ周知するため、普及啓発活動を実施。

《内 容》

時 期	実施内容（主なもの）
令和5年5月～ 令和6年3月	・「こころの健康相談」のリーフレット（リーフレット裏面に県内の相談機関の一覧を掲載）を市役所関係課や市内公共施設、社会福祉協議会、イオンタウンユーカリが丘など27か所に配布
自殺予防週間 (令和5年9月 10日～16日)	・「自殺予防週間」のポスター掲示 →市内公共施設、商工会議所等24か所に依頼 ・チラシ「主な相談窓口一覧」の配布

※実施期間は、 9月の1か月間	→市内公共施設など26か所に依頼 ・啓発用のぼり旗の設置 →市内保健センター、市役所、図書館に設置 ・市内保健センターが有する庁用車へ、啓発マグネットを貼付 ・佐倉南図書館において、啓発コーナーを設置し、関連図書等の展示を実施 ・こうほう佐倉に、自殺予防週間に関する記事を掲載 ・ホームページに、自殺予防週間の特集記事やこころの相談先を掲載 ・Twitterや佐倉市公式LINEを用いて啓発実施 ・9月の「九都市自殺予防強化月間」にて、ライトアップの取り組みを実施 →佐倉ふるさと広場オランダ風車「リーフデ」のライトアップ（※）を実施 （※「九都市自殺対策キャンペーン」として、千葉県が実施するライトアップの取り組み）
自殺対策 強化月間 （令和6年3月） ※実施期間は、 3月1か月間	・「自殺対策強化月間」のポスター掲示 →市内公共施設や商工会議所等17か所に依頼 ・チラシ「主な相談窓口一覧」の配布 →市内公共施設など24か所に配布 ・市役所1階ロビーに啓発コーナーを設置（ポスター、パネル、リーフレット、啓発用のぼり旗等を展示） ・市内保健センターが有する庁用車へ、啓発マグネットを貼付 ・志津図書館、夢咲くら館において啓発コーナーを設置し、関連図書等の展示を実施 ・佐倉商工会議所の会報誌（クロスポイント）へ関連記事を掲載 ・こうほう佐倉に、自殺対策強化月間に関する記事を掲載 ・ホームページに、自殺対策強化月間の特集記事や、こころの相談先を掲載

《考 察》

自殺予防週間及び自殺対策強化月間において、SNSを始めとする様々な手法を用いて周知や啓発ができたと考える。

「いのち支える佐倉市自殺対策計画」において、「自殺予防週間・自殺対策強化月間について認識している市民の割合」を増やすことが目標の一つとなっている。そのため、今後も従来の方法で周知や啓発を行いながら、広く市民に情報が行き届くよう、周知啓発方法の検討を続け、認知度を高めていきたい。

VI 市民の健康

1. 歯科保健啓発事業

根拠法令等	佐倉市歯と口腔の健康づくり推進条例		
健康さくら 21（第 2 次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	・よくかんで食べる人の割合	小中高生	31.3% → 50.0%
		60 歳代	30.1% → 90.0%
	・6024 達成者の割合		70.1% → 80.0%
	・8020 達成者の割合		53.3% → 60.0%
	・定期歯科健診を受けている人の割合	20 歳以上	42.1% → 65.0%

(1) 歯ッピーかみんぐフェア（むし歯予防大会）

《目 的》

佐倉市民の口腔衛生知識の啓発普及、及び口腔疾患予防の推進を目的とする。

《内 容》

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。

《実 績》

年度	参加人数（延べ）
元	1,027
2	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止
3	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止
4	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止
5	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

(2) 口腔がん集団検診

《目 的》

口腔がん予防の知識の啓発普及、及び口腔疾患予防の推進を目的とする。

《内 容》

- ① 日 時 令和 5 年 10 月 22 日 10：00～12：30
- ② 場 所 健康管理センター
- ③ 対 象 市民
- ④ 周知方法 「こうほう佐倉」や佐倉市ホームページに掲載・チラシの配布
- ⑤ その他 印旛郡市歯科医師会への委託事業
東京歯科大学千葉歯科医療センター専門医による口腔がん検診を実施

《実 績》

受診数：118 人 予約数：136 人 紹介状発行：3 人 口腔がん：1 人

《考 察》

令和 5 年度も新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため歯ッピーかみんぐフェアは中止としたが、歯ッピーかみんぐフェア内で実施していた口腔がん集団検診のみ健康管理センターで実施した。

今後も歯科医師会とともに 8020 運動や歯と口の健康づくりに関する知識の普及啓発のために開催方法や実施内容について検討していきたい。

2. 市民公開講座

根拠法令等	健康増進法、「健康日本 21」、「健やか親子 21」																
健康さくら 21（第 2 次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	[こころの健康づくり] ・ストレスを解消できている人の割合 <table border="0"> <tr> <td>成人</td> <td>62.6% → 70.0%</td> </tr> <tr> <td>中・高生</td> <td>54.7% → 70.0%</td> </tr> </table> [生活習慣病]（がん検診の項目） ・がん検診の受診者の割合 <table border="0"> <tr> <td>子宮頸がん</td> <td>5.1% → 50.0%</td> </tr> <tr> <td>乳がん</td> <td>11.4% → 50.0%</td> </tr> <tr> <td>胃がん</td> <td>12.0% → 50.0%</td> </tr> <tr> <td>肺がん</td> <td>16.6% → 50.0%</td> </tr> <tr> <td>大腸がん</td> <td>15.2% → 50.0%</td> </tr> </table> [妊娠・出産・周産期] ・市もしくは病院のマタニティクラスを受講した人の割合 78.3% → 増加傾向へ [歯と口腔] ・定期歯科健診を受けている人の割合 <table border="0"> <tr> <td>20 歳以上</td> <td>42.1% → 65.0%</td> </tr> </table>	成人	62.6% → 70.0%	中・高生	54.7% → 70.0%	子宮頸がん	5.1% → 50.0%	乳がん	11.4% → 50.0%	胃がん	12.0% → 50.0%	肺がん	16.6% → 50.0%	大腸がん	15.2% → 50.0%	20 歳以上	42.1% → 65.0%
成人	62.6% → 70.0%																
中・高生	54.7% → 70.0%																
子宮頸がん	5.1% → 50.0%																
乳がん	11.4% → 50.0%																
胃がん	12.0% → 50.0%																
肺がん	16.6% → 50.0%																
大腸がん	15.2% → 50.0%																
20 歳以上	42.1% → 65.0%																

《目的》

健康づくりに関する意識向上と普及啓発を図るため、ポピュレーションアプローチとして専門家による市民向けの講演を実施している。

《内 容》

- | | |
|-------|--|
| ①対 象 | 市民（制限なし） |
| ②方 法 | 業務委託（印旛市郡医師会佐倉地区・印旛郡市歯科医師会佐倉地区） |
| ③内 容 | 医師並びに歯科医師等の専門家による講演会を実施。 |
| ④周知方法 | こうほう佐倉、ポスター、チラシ、新聞折り込み、ホームページで啓発、併せて保健事業の中で紹介。 |

《実 績》

- ① 医科一覽

年度	テーマ・内容	開催情報
30	骨粗しょう症とはどんな病気？ ～骨折による寝たきりを防ぐためにできること～	2月24日（日）音楽ホール 620人
元	おしっこお悩み 119 番	2月23日（日）音楽ホール 400人
2	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催中止、企画なし	新型コロナウイルス感染症 拡大防止のため中止
3	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催中止、企画なし	新型コロナウイルス感染症 拡大防止のため中止
4	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催中止、企画なし	新型コロナウイルス感染症 拡大防止のため中止

5	どうする眼科疾患（患者様の視点に立って）	2月25日（日）志津コミュニティセンター 396名
---	----------------------	---------------------------

② 歯科一覧

年度	テーマ・内容	開催情報
29	歯を守る食事がからだを守る	6月11日（日）志津公民館 120人
30	小出監督と歯科医師から贈る豊かな未来のためにできること Ⅰ部 小出監督から学ぶ夢の実現 Ⅱ部 豊かな人生を送るための秘訣	6月3日（日）志津公民館 111人
元	大さないびき よく寝ている証拠？ 歯並びと関係？	6月23日（日）志津公民館 70人
2	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催中止、企画無し	新型コロナウイルス感染症 拡大防止のため中止
3	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催中止、企画なし	新型コロナウイルス感染症 拡大防止のため中止
4	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催中止、企画なし	コロナウイルス感染症拡大 防止のため中止
5	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催中止、企画なし	コロナウイルス感染症拡大 防止のため中止

3. 食生活改善推進員事業

根拠法令等	食育基本法 第二十二條 2
健康さくら 21（第2次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	・肥満・やせの割合：20～60歳代男性の肥満者 27.0% → 減少 40～60歳代女性の肥満者 19.2% → 15.0% 20歳代女性のやせの者 17.1% → 15.0% 40歳代男性の肥満者 20.8% → 減少 ・主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が 1日2回以上の日がほぼ毎日の人の割合 59.1% → 80.0% ・朝食を必ず食べる人の割合 男性：20歳代 64.0% → 増加、30歳代 43.8% → 増加 女性：20歳代 71.4% → 増加、30歳代 70.9% → 増加、40歳代 81.6% → 増加 ・食事を一人で食べる子どもの割合 「朝食」：小学生 35.6% → 減少、中学生 43.7% → 減少 「夕食」：小学生 2.7% → 減少

(1) 食生活改善推進員養成講座

《目 的》

健全な食生活の普及・啓発を通じた、市民の健康づくりの自主的なボランティア活動を行う食生活改善推進員を養成することを目的に「食生活改善推進員養成講座」を開催する。

《内 容》

- ① 対象者：市民（64歳以下）
- ② 開催時期：令和5年9月～令和5年12月 場所：健康管理センター
- ③ 周知方法：こうほう佐倉や市ホームページ掲載、佐倉市公式LINE、地区回覧、ポスター掲示
- ④ カリキュラム：下記のとおり

課	学習内容	時 間	講 師
1	オリエンテーション・グループワーク	9:30～9:55	栄養士
	佐倉市の健康状況と健康増進計画について	10:00～10:55	保健師
	佐倉市の食生活推進員活動について	11:00～12:00	栄養士
2	食事バランスガイドについて	9:30～10:20	栄養士
	食育の推進、食育推進計画について	10:30～12:00	〃
3	栄養の基礎知識、食品成分表の使い方	9:30～10:40	栄養士
	調理の操作、調理の基本、食品衛生	10:45～11:20	〃
	手洗い実習 調理実習「バランスのとれた食事」	11:30～13:30	〃
4	体組成測定	9:30～9:40	栄養士
	健康づくりと生活習慣病の予防	9:45～10:50	保健師
	高齢期からの健康づくり	10:55～12:00	〃
5	生活習慣病予防の食生活 適正体重と必要エネルギー量	9:30～11:20	栄養士
	調理実習「生活習慣病予防の食事」	11:30～13:30	〃

6	歯と咀嚼、歯周病予防 食生活改善推進員を囲んで懇談会 修了証授与式 事務連絡	9:30～10:10 10:15～11:15 11:20～12:00	歯科衛生士 食生活改善推進員
---	--	--	-------------------

《実 績》

年度・地区別参加者と修了者

(単位：人)

	佐倉	臼井	志津	根郷	和田	弥富	千代田	合計	修了者数	修了率%
令和元年度	1	5	6	2	0	0	1	15	11	73.0
令和2年度										
令和3年度	0	0	2	0	0	0	1	3	3	100
令和4年度	7	1	7	0	0	0	0	15	15	100
令和5年度	2	0	4	0	0	0	1	7	7	100

(2) 食生活改善推進員研修

《目 的》

食生活改善推進員が、地域で食生活の改善や健康づくり等の地区活動を展開していく上で必要な知識・技術に関する研修を行い、推進員の資質の向上を図る。

《内 容》

- ① 対象者：食生活改善推進員
- ② 内容：テーマ「骨の健康づくりを考える」

《実 績》

合同研修会

場所：健康管理センター 時間 13:30～16:00

- ・4月 55名(83.3%) 委嘱状交付、令和4年度活動報告、令和5年度研修日程・研修内容
講演 「食生活改善推進員は“二刀流”～のばそう健康寿命 つなごう郷土の食」
講師 一般財団法人 日本食生活協会 会長 田中 久美子 氏
- ・6月 58名(87.9%) 講演 「心をサポートするゲートキーパー」
講師 公認心理師 田口 学 氏
- ・3月 58名(87.9%) 本部活動報告、支部活動報告、プロジェクト活動報告

地区研修会

場所：健康管理センター、西部保健センター、南部保健センター

9:30～11:30、9:30～13:00

- 5月56名(84.8%) 佐倉市オリジナル体操、食中毒予防について、活動にあたっての基本事項
地区活動計画
- 7月55名(83.3%) 佐倉市オリジナル体操
～骨の健康づくりを考える～女性ホルモンと骨粗しょう症予防（保健師）
手洗い実習、調理実習
- 9月55名(83.3%) 佐倉市オリジナル体操
～骨の健康づくりを考える～上手に骨粗しょう症予防（栄養士）
調理実習
- 2月55名(83.3%) 佐倉市オリジナル体操、年間の反省

健康さくら21（第2次）【改訂版】や第3次食育推進計画の目標達成に向けた活動を効果的に行うため、全支部から希望者を募り、プロジェクト活動を実施した。

	活動PRセロリ	媒体作成 とまとの会	料理研究会 さざんか
目的	・市のイベントに参加し、パネルやチラシによる活動紹介やレシピ配布により、市民へ食生活改善推進員活動をPRする。	・地区活動が効果的に実践できるよう、利用できる媒体の作成と活用方法を検討する。	・あまり手をかけずに作れて、栄養バランスが整ったレシピを試作し完成させる。考案レシピは地区活動やレシピ配布を通して市民に広く普及させる。
回数	1回	7回	6回
延活動人数	7人	50人	30人
活動内容	・活動当日に向けた検討 ①10月9日(月・祝) スポーツフェスティバル ②10月15日(日) 佐倉市防災訓練 ※両日ともに雨天のため中止	《美味しいブックトーク》 ①みそを使ったレシピを作成 ②動画配信（手作りみその作り方、みそ料理紹介） 《媒体の活用方法を考える》 ①媒体の使い方を紹介する動画を作成 ②対象別の推奨媒体を選定	・骨の健康づくりのためのレシピと佐倉市の米粉を使用したレシピを6品作成 ① 推進員活動用の小冊子を作成 ② チャレンジ！マイヘルスプランの参加賞とともにレシピを配布

(3) 食生活改善推進員地区活動

《目的》

市民が健康で明るい生活を営むことを目的に、健全な食生活の普及・啓発を図るため、食生活改善推進員活動を推進している。食生活改善推進員が地域で食生活の改善や健康づくり等の地区活動を展開していく上での活動内容や試食・調理実習の献立に対する指導やアドバイスをを行い、食生活改善推進員活動を支援する。

《内容》

- ① 対象者：市民
- ② 方法：食生活改善推進員が6支部（佐倉、臼井・千代田、志津A、志津B、根郷・和田、弥富）に分かれ、自主的な活動と行政への支援活動を通して、各地区の実態に合わせた内容で地区活動を行う。
- ③ 場所：保健センター、自治会館、公民館等
- ④ テーマ：「健康さくら21（第2次）」【改訂版】の目標に向かって、地域の健康づくりと食育を推進しよう
 1. 生活習慣病予防の食事を普及（主食・主菜・副菜を揃えよう）
 2. ライフステージ別の食育を推進（朝食を食べる習慣をつけよう）
- ⑤ 周知方法：こうほう佐倉におおよそ1か月前に掲載、ポスター及びチラシの配布等

- ⑥ 内容：生活習慣病予防のための普及活動、薄味習慣の定着化活動、親子の食育活動、野菜の摂取量を増やすための料理普及等

《実 績》

年度別、地区別推進員数と活動状況

(単位：人)

年 度 \ 地 区		佐倉	臼井 千代田	志津		根郷 和田	弥富	合 計
				A 支部	B 支部			
元 年 度	委嘱推進員数	17	12	12	20	15	7	83
	活動日数(日)	6	10	6	36	13	7	78
	参加者延べ数	143	183	88	719	491	104	1728
	活動推進員延べ数	51	41	35	90	51	41	309
2 年 度	委嘱推進員数	14	14	12	20	17	7	84
	活動日数(日)							
	参加者延べ数							
	活動推進員延べ数							
3 年 度	委嘱推進員数	10	12	9	14	15	7	67
	活動日数(日)							
	参加者延べ数							
	活動推進員延べ数							
4 年 度	委嘱推進員数	9	10	9	14	12	7	61
	活動日数(日)	0	0	2	0	0	0	2
	参加者延べ数	0	0	43	0	0	0	43
	活動推進員延べ数	0	0	2	0	0	0	2
5 年 度	委嘱推進員数	16	9	11	14	11	7	68
	活動日数(日)	2	2	2	8	15	3	32
	参加者延べ数	24	15	27	362	1099	126	1653
	活動推進員延べ数	19	10	18	34	69	21	171

(※出前健康講座による活動については、2. 健康教育「出前健康講座」にも重複計上する)

《考 察》

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症へ移行したことに伴い、養成講座や研修会ではカリキュラムの見直しを行った。感染症対策に配慮しつつ調理実習を再開したことは、講義で学んだ調理の基礎知識や食品衛生を実践に結びつけるために効果的だった。

地区組織活動についても、これまでのプロジェクト活動に加え、食品衛生や感染症対策の確認期間を経て試食や調理実習、対面活動を再開することができた。食生活に関する様々な普及啓発活動に取り組んでいけるように、引き続きサポートしていきたい。

4. その他啓発事業

根拠法令等	健康増進法、「健康日本 21」、「健やか親子 21」
健康さくら 21（第 2 次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	[栄養・食生活] - 朝食を必ず食べる人の割合（新設目標） 男性：20 歳代 64.0% → 増加、30 歳代 43.8% → 増加 女性：20 歳代 71.4% → 増加、30 歳代 70.9% → 増加 40 歳代 81.6% → 増加 [身体活動・運動] - 運動を習慣化（30 分週 2 回以上もしくは週 1 回 1 時間以上）している人の割合（新設目標） 20～64 歳男性 29.0% → 36.0%、20～64 歳女性 24.3% → 33.0% 65 歳以上男性 37.4% → 58.0%、65 歳以上女性 40.1% → 48.0% [たばこ] - 受動喫煙（行政機関・医療機関）の機会を有する者の割合（新設目標） 行政機関 7.5%→ 0% 医療機関 5.3%→ 0% ・COPD を認知している人の増加（新設目標） 24.9%→ 80.0% [アルコール] - 適正飲酒量を認識している人の割合 1 合程度と答えた成人 64.9% → 100% [生活習慣病] - メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の割合 27.1% → 18.7%

《目 的》

個別の保健事業の対象者枠を超えた、全市民の健康づくりに関する意識向上と普及啓発を図ることを目的として、平成 24 年度に「健康さくら 21（第 2 次）」を策定し、関係所属の行事や地域行事を協働実施して計画の推進と周知を図っている。

計画の基本理念である「市民が主役～みんながつくる健やかまちづくり～」を柱に、開催年度ごとのテーマを「健康さくら 21（第 2 次）」の年度別重点活動分野と関連させることで、啓発事業として事業効果の拡大を図る。

《内 容》

「さくらスポーツフェスティバル」

・対象：市民（制限なし）

《実 績》

年度	テーマと副題	会場・開催日	参加者数
令和 元	～今日から始める健康な生活習慣～ 「1 に運動 2 に食事 しっかり禁煙 最後にクスリ ～健康寿命をのばしましょう～」	岩名運動公園 陸上競技場 10 月 14 日（月）	台風 により 中止

令和 2	新型コロナウイルス感染症の影響で開催中止により、企画なし		新型コロナ ウイルス 感染症 の影響で 中止
令和 3	新型コロナウイルス感染症の影響で開催中止により、企画なし		新型コロナ ウイルス 感染症 の影響で 中止
令和 4	～はじめよう家族そろって健康・体力づくり～	小出義男記念 陸上競技場 10月10日（月）	130人
令和 5	～はじめよう家族そろって健康・体力づくり～	小出義男記念 陸上競技場 10月9日（月）	台風 により 中止

《考察》 「さくらスポーツフェスティバル」では、岩淵薬品及び明治安田生命とタイアップした内容で、ベジチェック（野菜の摂取量を測るツール）や血管年齢測定、野菜のフードモデル展示やレシピ配布等の準備をしていたが、台風接近のため中止となった。今後もより多くの方に健康づくりの普及・啓発ができるよう、啓発内容等について検討していきたい。

5. マイヘルスプラン普及啓発事業

根拠法令等	健康増進法、「健康日本 21」、「健やか親子 21」
健康さくら 21（第 2 次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	〔栄養・食生活〕 ・朝食を必ず食べる人の割合（新設目標） 男性：20 歳代 64.0% → 増加、30 歳代 43.8% → 増加 女性：20 歳代 71.4% → 増加、30 歳代 70.9% → 増加 40 歳代 81.6% → 増加 〔身体活動・運動〕 ・運動を習慣化（30 分週 2 回以上もしくは週 1 回 1 時間以上）している人の割合（新設目標） 20～64 歳男性 29.0% → 36.0%、20～64 歳女性 24.3% → 33.0% 65 歳以上男性 37.4% → 58.0%、65 歳以上女性 40.1% → 48.0% 〔たばこ〕 ・受動喫煙（行政機関・医療機関）の機会を有する者の割合（新設目標） 行政機関 7.5%→ 0% 医療機関 5.3%→ 0% ・COPD を認知している人の増加（新設目標） 24.9%→ 80.0% 〔アルコール〕 ・適正飲酒量を認識している人の割合 1 合程度と答えた成人 64.9% → 100% 〔生活習慣病〕 ・メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の割合 27.1% → 18.7%

《目 的》

市民一人ひとりが、自らの健康に関心を持ち、主体的に健康づくりに取り組むことで「健康なまち佐倉」の実現を目指している。市民が健康に関心を持ち、健康づくりに共に参加し、意識を高めていただくとともに、市民から発信された健康づくりの輪を広めていくことを目的とする。

＊マイヘルスプランとは…健康を脅かす多くの疾病は遺伝要因、環境要因（生活習慣を含む）により発症すると言われている一方、ある疾患に罹患しやすい遺伝要因を持っていたとしても、生活習慣を変えることで予防できるとも言われている。疾患の予防には皆、一律の健康プランではなく、市民一人ひとりの遺伝、環境、生活習慣等様々な背景に合わせた、個別化ヘルスプランが必要と考えられており、そのような「自分でつくる 自分だけの健康プラン」のことを「マイヘルスプラン」と言う。

《内 容》

- ① 事業の名称 「チャレンジ！マイヘルスプラン 2023」
- ② 対象者 佐倉市在住のかた、在勤のかた
- ③ 実施内容

実施コース：「ひとりでチャレンジ」「2人でチャレンジ」の 2 コースから選択。

実施期間：8 月 1 日～30 日、9 月 1 日～30 日、10 月 1 日～30 日、11 月 1 日～30 日の 4 つの期間から選択。

実施内容：参加者は実施コース、実施期間を選択したら、参加者が実現可能な「マイヘルスプラン」（健康プラン）を決めて 30 日間取り組む。また、「自分の健康を守るための行動」（健康診断や人間ドック、予防接種や健康に関する講演会の参加等）にも取り組み、それら結果を記録票へ記入する。

参加方法：「マイヘルスプラン」への取り組みは1日1ポイントで10ポイント以上、または、歩数を記録する場合は合計6万歩以上、かつ「自分の健康を守るための行動」への取り組みは1つにつき1ポイントで1ポイント以上、合計11ポイント以上で「チャレンジ！マイヘルスプラン2023」に参加可能。

参加賞等：参加されたかた全員に参加賞をプレゼント。

また、団体での取り組み（学校全体や企業全体での取り組みなど）や工夫の見られる取り組みについては特別賞として表彰。

④ 周知方法

佐倉市ホームページにて周知した。また、市内保育園、幼稚園、小学校を通して記録票を配布し周知を行った。記録票は、各保健センター、公民館、図書館、コミュニティーセンター、イオンタウン（市のチラシ設置場所）で配布の他、ホームページよりダウンロードできるようにした。

《実 績》

① 参加者数：595名

② 過去の実績

	チャレンジ！ マイヘルスプラン 2019	チャレンジ！ マイヘルスプラン 2020	チャレンジ！ マイヘルスプラン 2021	チャレンジ！ マイヘルスプラン 2022	チャレンジ マイヘルスプラン 2023
幼児	115	134	105	104	71
小学生	611	171	285	346	289
中学生	11	8	5	3	（高校生） 2
成人	321	217	358	270	233
計	1,058	530	753	723	595
団体表彰 （最優秀賞）	根郷保育園 白銀小学校 生命の貯蓄体操 普及会佐倉支部	馬渡保育園 白銀小学校	臼井保育園 白銀小学校 生命の貯蓄体操 普及会佐倉支部	臼井保育園 山王小学校 生命の貯蓄体操 普及会佐倉支部	和田小学校 生命の貯蓄体操 普及会佐倉支部

③ 参加者の内訳

	ひとりでチャレンジ	2人でチャレンジ	計
幼児	67	4	71
小学生	226	63	289
中学生	0	2	2
成人	148	85	233
計	441	154	595

④ 団体表彰

最優秀団体賞 和田小学校、生命の貯蓄体操普及会佐倉支部
優秀団体賞 白銀小学校、根郷保育園、岩渕薬品株式会社
八幡台クラブ

《考 察》

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類に移行し、小学校や保育園での周知は行ったが参加は伸びなかった。健診会場等での配架もしていたが参加者の増加はなかった。健診会場で記録票を入手した人は7人にとどまっている。

小学校に周知することにより、保健分野では接触できていない保護者の年代（壮年期）にも参加してもらえることを目指していたが、参加率は17.3%だった（小学生289人のうち保護者参加は50人）。市内全小学校に記録票を配布しているが、参加率も上がらずターゲットにも周知できていないため、今後対象を見直す必要がある。

参加者のアンケート結果より、未回答数を除き、この取り組みについては「自ら取り組んだ」と答えた者が約79%、「誰かに言われて取り組んだ」と答えた者が約21%であった。一方、取り組んだ結果、約90%は「その取り組みが生活習慣になった」と答えており、約92%は「取り組みを今後も継続できそう」と答えている。参加者の多くは本事業をきっかけにその取り組みを習慣とし、更にこれからも継続できると答えている。本事業は、市民が健康に関心をもち、健康づくりに取り組むきっかけとなっている。

6. 熱中症予防対策

根拠法令等	環境大臣が議長を務める熱中症対策推進会議で熱中症対策行動計画を策定、これに基づき熱中症対策を実施。 令和6年4月より気候変動適応法を改正し、各種熱中症対策を法に位置づけることが決定。
健康さくら21（第2次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	該当項目なし 健康さくら21（第3次）では健康危機対策として項目を追加する予定

（1）さくら涼み処

《目 的》

特に高齢者の熱中症による健康被害を予防するため、公共施設の一部を「さくら涼み処」として開放し、猛暑から一時避難できる場所を確保する。

《内 容》

①方法・内容

- ・開設期間：令和5年7月1日（土）から9月30日（土）
- ・開設場所：市内公共施設17カ所及び、協力店舗等民間施設9カ所

②周知方法

- ・こうほう佐倉やホームページ掲載、CATV放映、佐倉市公式LINE
- ・開設場所にのぼり旗やポスター、チラシを設置

《実 績》

① 年次別実績

年度	公共施設	協力店舗等 民間施設	備考
令和元年度	22	0	
令和2年度	23	0	新型コロナウイルス感染症の影響で、啓発資料配架のみ
令和3年度	21	0	新型コロナウイルス感染症の影響で、啓発資料配架のみ
令和4年度	17	1	
令和5年度	17	9	

《考 察》

市内公共施設17カ所及び市内協力店9カ所にて涼み処を開設した。ホームページ等にて市内民間施設等に対し協力を求めたところ、美容室、理容室やカフェ、薬局等店舗の他、自治会等からも協力いただける声があった。身近な場所で市民が涼める場所を確保することは熱中症対策として有効であり、今後も公共施設のみでなく、民間施設等とも連携を図り実施していく。

VII 地域医療

1. 休日夜間等救急医療事業

(1) 休日夜間急病診療所

根拠法令等	佐倉市休日夜間急病診療所の設置及び管理に関する条例
-------	---------------------------

《目 的》

日曜、祝日、年末年始は、ほとんどの医療機関が休診となるため、佐倉市健康管理センター内の休日夜間急病診療所により、休日夜間の医療体制を確保する。

《内 容》

区分	夜間
診療時間	午後 7 時～午後 10 時
場 所	休日夜間急病診療所
診 療 日	休日（日曜・祝日・年末年始）
診療科目	内科（※歯科診療については、令和 4 年 11 月 1 日より廃止）

【歯科診療の廃止について】

- ・佐倉市内で休日や夜間に診療を行う歯科医院の増加
- ・佐倉市休日夜間急病診療所における歯科受診者数の減少
- ・佐倉市休日夜間急病診療所の歯科診療設備の老朽化

以上の理由から、印旛郡市歯科医師会佐倉地区と協議のうえ、令和 4 年 11 月 1 日より、佐倉市休日夜間急病診療所の歯科診療を廃止とした。

◎休日夜間急病等診療所（健康管理センター内）の実績

年度	日数（日）	内科	歯科
令和元年度	76	409 人	68 人
令和 2 年度	72	49 人	25 人
令和 3 年度	72	73 人	20 人
令和 4 年度	72	69 人	7 人
令和 5 年度	73	197 人	-

<内科>

① 診療日数 73 日（令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日）

② 受診者数 197 人（1 日平均 2.7 人）

③ 時間帯別

時間帯	受診者数（人）	割合（％）
19 時台	87	44.2
20 時台	72	36.5
21 時台	38	19.3
合計	197	100.0

④ 症状別

順位	症状	受診者数（人）	割合（％）
1	即時入院が必要で来院してよかった	2	1.0
2	症状からみて深夜受診も納得できる	113	57.4
3	治療を要するが明日でもよい	77	39.1
4	放置又は自宅加療で十分、来院の必要がない	5	2.5
合計		197	100.0

⑤ 年齢別

年齢（歳）	受診者数（人）	割合（％）
15～19	29	14.7
20～29	36	18.3
30～39	30	15.2
40～49	32	16.2
50～59	30	15.2
60～69	15	7.6
70 以上	25	12.7
合計	197	99.9

⑥ 居住地別

居住地		受診者数（人）	割合（％）
市内	佐 倉	18	9.1
	臼 井	30	15.2
	志 津	61	31.0
	根 郷	23	11.7
	和 田	0	0.0
	弥 富	0	0.0
	千代田	12	6.1
市外	印旛郡内	41	20.8
	県 内	7	3.6
	県 外	5	2.5
合計		197	100.0

⑦ 二次病院搬送状況 0 件 紹介状 4 件

⑧ 疾病別

分類番号	疾病分類	受診者数（人）	割合（％）
1	伝染性	98	49.7
2	呼吸器系	51	25.9
3	消化器系	31	15.7
4	皮膚及び皮下組織	4	2.0
5	神経及び感覚器	0	0.0
6	循環器系	6	3.0
7	その他	7	3.6
合計		197	100.0

(2) 休日当番医

《目 的》

日曜、祝日、年末年始は、ほとんどの医療機関が休診となるため、休日の昼間と夜間に、各医療機関の在宅輪番制により医療体制を確保する。

《内 容》

区分	昼 間	夜 間
診療時間	午前 9 時～午後 5 時	午後 7 時～午後 10 時
場 所	市内医療機関	市内医療機関
診 療 日	休日（日曜・祝日・年末年始）	休日（日曜・祝日・年末年始）
診療科目	内科・外科・歯科	外科

《実 績》

(人)

		区分	令和元年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
昼間	休日当番	内科	2,851	891	884	1,162	2,818
		外科	834	633	588	606	587
		歯科	281	196	224	195	209
夜間	休日夜間当番	外科	150	128	110	105	105
合計			4,116	1,848	1,806	2,068	3,719

《考 察》

当市における救急医療体制は、現在、初期救急医療体制として休日当番医制及び休日夜間急病診療所を実施している。また、二次救急医療体制として、印旛郡市広域市町村圏事務組合において病院群輪番制を実施している。

さらに、印旛郡市内の三次救急医療体制としては、成田赤十字病院と日本医科大学千葉北総病院が救命救急センターに指定され対応している。

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、休日夜間急病診療所においては、令和4年度までは、院内感染のリスクを避けるため、新型コロナウイルス感染症の疑いが強い受診希望者には、千葉県の発熱相談コールセンターを通じて受診するように案内していた。

しかし、令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが「5類感染症」に変更となったことから、休日夜間急病診療所においても、発熱等の風邪症状がある受診希望者の診療を再開した。令和5年度の休日夜間急病診療所の受診者数が、前年比285.5%と、大幅に増加しているのは、このことが影響していると考えられる。

令和5年度の休日当番医の全体受診者数は、前年比179.8%の増加傾向となっている。科目別では、休日当番医内科は前年比242.5%と大幅に増加し、休日当番医歯科は前年比107.2%と、若干の増加傾向にある。一方で、休日当番医外科は前年比96.9%であり、若干の減少傾向にある。

2. 小児初期急病診療所事業

根拠法令等	佐倉市小児初期急病診療所の設置及び管理に関する条例
-------	---------------------------

《目 的》

平成 14 年 10 月 1 日より印旛郡内唯一、翌朝まで受診可能な毎夜間の診療所を健康管理センター内に設置し、初期救急医療及び二次救急医療機関等との連携を印旛市郡医師会の協力により確保して、子育て世帯への安心の提供を目的とする。

《内 容》

診 療 日	月曜日～土曜日	日曜日・祝日・年末年始（12/29～1/3）
診療時間	午後 7 時～午後 1 1 時	午前 9 時～午後 5 時、午後 7 時～午後 1 1 時
場 所	印旛市郡小児初期急病診療所（佐倉市健康管理センター内）	
診療科目	小児科	

《実 績》

① 診療日数 366 日（令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日）

② 受診者数 5,498 人（一日平均 15.0 人）

ア．時間帯別（人）

時間帯	9～13 時	13～17 時	19～22 時	22～23 時	合計
受診者数 (人)	1,420	785	2,857	436	5,498
割合 (%)	25.8	14.3	52.0	7.9	

イ．年齢別（人）

年齢	0 歳	1～4 歳	5～14 歳	15 歳	合計
受診者数 (人)	595	2,196	2,652	55	5,498
割合 (%)	10.8	39.9	48.2	1.0	

居住地別（人）

地域と内訳					受診者数(人)	割合 (%)
佐倉市内					2,416	44.0
印旛郡内	成田市	42	白井市	72	2,746	50.0
	四街道市	1,234	酒々井町	142		
	八街市	472	富里市	85		
	印西市	667	栄町	32		
県 内	千葉市	69	八千代市	28	193	3.5
	船橋市	18	他県内	78		
県 外					143	2.6
合 計					5,498	

③二次救急医療連携状況

紹介・搬送先	所在地	件数	合計
東邦大学医療センター佐倉病院	佐 倉 市	29	173
独立行政法人国立病院機構下志津病院	四街道市	19	
日本医科大学千葉北総病院	印 西 市	14	
成田赤十字病院	成 田 市	94	
その他（聖隷佐倉市民病院、東京女子医大等）	—	17	

④ 疾病状況

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合 計
呼吸器系	105	247	217	296	190	228	253	239	252	282	196	141	2,646
消化器系	68	108	89	89	41	74	79	97	140	157	91	84	1,117
代謝性	5	3	0	3	5	0	0	2	4	2	5	1	30
感染性	2	10	14	32	18	32	60	80	68	56	38	34	444
免疫・アレ	34	49	51	53	31	43	56	36	38	35	34	43	503
神経系	8	8	18	21	6	9	6	8	12	9	5	2	112
耳鼻咽喉	3	11	7	7	7	9	7	9	8	11	2	9	90
皮膚系	2	4	5	6	2	5	7	4	10	8	5	6	64
泌尿・生殖	2	2	0	5	8	1	3	4	8	5	4	7	49
眼	0	4	1	2	1	0	5	3	3	2	0	3	24
その他	21	33	24	54	38	31	55	40	35	42	23	23	419
合 計	250	479	426	568	347	432	531	522	578	609	403	353	5,498

※1 その他：誤飲・歯科・外科系疾患等

※2 疾病動向は分類上、同一患者で複数件含む場合がある。

⑤分類内訳

【呼吸器系疾患】

感冒、上気道炎、咽頭炎、喉頭炎、扁桃炎、気管支炎、喘息様気管支炎、肺炎、気管支拡張症、気胸、クループ等

【消化器系疾患】

口内炎、口角炎、胃炎、腸炎、虫垂炎、腸閉塞（イレウス）、腸重積、肝炎、鼠形ヘルニア、便秘、血便、腹症、流行性嘔吐、下痢症、いつ乳、新生児メレナ（下血）、幽門狭窄、驚口瘡、口唇ヘルペス、口内カンジダ、乳糖不耐症等

【免疫・アレルギー性疾患】

喘息、気管支喘息、アトピー性皮膚炎、蕁麻疹、ストロフルス、薬物アレルギー、食物アレルギー、アレルギー性鼻炎、単核球症等

【感染性疾患】

麻疹、風疹、感染性紅斑（りんご病）、突発性発疹、水痘、带状疱疹、手足口病、流行性耳下腺炎、咽頭結膜症、インフルエンザ、ヘルパンギーナ、ヘルペス、百日咳、ブドウ球菌感染症、溶連菌感染症、真菌症、ムンプス、髄膜炎、敗血症、川崎病、蜂窩織炎、臍炎等

【代謝性疾患】

アセトン血性嘔吐症、頻回嘔吐、脱水症、熱中症、熱射病等

【耳鼻咽喉疾患】

中耳炎、外耳炎、副鼻腔炎、鼻出血等

【皮膚系疾患】

湿疹、汗疹、オムツかぶれ、点状出血、びらん、膿痂疹、薬疹、湿出性紅斑、咬虫症（虫刺され）、痒疹、とびひ等

【神経性疾患】

てんかん、熱性痙攣、ひきつけ、熱性せん妄等

【泌尿・生殖器系疾患】

尿路感染症、ネフローゼ症候群、血尿、腎盂腎炎、膀胱炎、亀頭包皮炎、陰門陰炎、カンジダ等

【眼疾患】

結膜炎、眼瞼炎等

【その他】

精神疾患（過換気症候群等）、血液疾患（血管性紫斑病等）、循環器系疾患（起立性調節障害等）、内分泌疾患、歯科疾患、外科疾患（肘内障、口唇裂傷含む）、リンパ節炎、低体温、低酸素、低血圧、低血糖、意識障害、チアノーゼ、発熱、頭痛、その他分類にないもの

《考 察》

受診者については、概ね 4 割が佐倉市内からの受診となっており、9 割以上が印旛管内からの受診となっていることなどから、地域の中では重要な役割を担っていることがわかる。

令和 5 年 4 月 1 日より、診療時間が 23 時までとなったが受診者数は前年度と比較し大幅に増加となっている。

また、受診者の年齢をみると 0 歳から 4 歳までで 6 割以上を占めていることから、特に、夜間に症状が急変しやすい乳幼児の保護者に安心を提供しているものと考えられる。

受診者数については、胃腸炎やインフルエンザなど流行性の疾患のまん延状況により大きく変わるが、概ね 96%の患者については、二次救急医療機関への搬送にいたらず、小児初期急病診療所で処置を行っている状況であり、初期救急としての機能を十分に果たしていると考えられる。

さらに、当診療所はその場で処置を行うケースだけではなく、別施設への搬送を行うケースの選別などの役割も担っており、重篤患者等その場で処置が出来ない患者については、二次救急医療機関等に対応している。

3. 訪問歯科事業

根拠法令等	佐倉市訪問歯科事業実施要綱 佐倉市歯と口腔の健康づくり推進条例
歯科口腔保健基本計画 目標値	(現状値)→(目標) ・ 佐倉市訪問歯科診療を認知している人の割合 要介護者 15.6%→60% ・ かかりつけ歯科医がある人の割合 障害(児)者 66.7%→80% 要介護高齢者 66.7%→75%

《目 的》

在宅療養者等で歯科医院への通院が困難な方に対し、訪問による歯科診療及び歯科保健指導を実施し、生活の質の維持・向上を図る。

《内 容》

- ①対 象 市内に在住する概ね 65 歳以上で寝たきりあるいはそれに近い状態、かつ歯科通院が困難な方。
- ②内 容 ア.入れ歯の修理・調整や作成
イ.むし歯の応急処置など
- ③従事者 歯科医師、歯科衛生士等
- ④費 用 保険診療による自己負担額
- ⑤協力医療機関数 市内 29 医院

《実 績》

①年齢別・男女別申込者数 (人)

	男	女	合計
75～79 歳	0	1	1
80～84 歳	1	0	1
85～89 歳	3	0	3
90 歳以上	1	0	1
合計	5	1	6

②年齢別診療内容の内訳 (複数回答) (人)

	義歯 作成 修理 調整	補綴 処置	むし 歯治 療	咬合 調整	口腔 清掃
75～79 歳	0	0	1	0	0
80～84 歳	2	0	1	0	0
85～89 歳	0	0	0	1	0
90 歳以上	0	0	0	0	1
合計	2	0	2	1	1

③ 年度別・職種別訪問回数(事前調査含む)

(人)

	患者人数	訪問回数	患者1人あたり 平均訪問回数	歯科医師 訪問回数	歯科衛生士 訪問回数
令和元年度	11	33	3.0	29	33
令和2年度	8	29	3.6	27	29
令和3年度	9	31	3.4	29	31
令和4年度	4	21	5.3	21	21
令和5年度	6	22	3.7	22	22

④ 訪問口腔衛生指導

	人数	延訪問回数
令和元年度	3	3
令和2年度	0	0
令和3年度	0	0
令和4年度	1	1
令和5年度	0	0

⑤ 在宅歯科講演会

佐倉市 YouTube 配信

視聴期間：令和5年12月4日（月）～ 令和6年1月31日（水）

講 師：医療法人社団 徳風会 高根病院 誤嚥性肺炎・摂食嚥下センター長

我妻 将喜 氏（医師・歯科医師）

講演内容：「嚥下障害」～患者視線で臨床を～

1 回目(30 分)：嚥下障害の社会背景、嚥下障害の治療(嚥下障害の手術)、嚥下の5期

視聴回数：175 回

2 回目(30 分)：摂食嚥下センターの役割、歯科と全身疾患の関連、口腔ケア

視聴回数：117 回

《考 察》

介護保険制度の導入に伴い、在宅療養者を対象とする歯科診療体制の整備が進み、民間の訪問歯科専門医院や個人歯科医院による在宅での診療が増えてきていることから、市の事業を利用する患者数が減少傾向にある。事業の見直しを行い、平成28年度から市が診療所を運営するのではなく、協力歯科医院が実施主体となる訪問歯科事業を実施してきたが、今後の事業の方向性について、検討していきたい。

4. がん患者 QOL 向上事業

(1) がん患者アピアランスケア支援事業

根拠法令等	がん患者アピアランスケア支援事業助成金交付規則
-------	-------------------------

《目 的》

がん患者のがん治療による外見の変化を補完する医療用補整具の購入又は賃貸の費用を助成するアピアランスケア支援事業により、がん患者の精神的及び経済的な負担を軽減するとともに、がん患者の治療と社会参加等の両立を支援し、療養生活の質の向上を図ることを目的とし、令和5年11月1日より開始した。

《内 容》

①対象者

以下のいずれの要件にも該当する方

- ア. 医療用補整具等を購入し又は賃貸を開始した日及び申請日において、本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されていること
- イ. がんの治療を受けた又は現に受けている者で、がんの治療に伴い、医療用補整具等が必要であること

②助成対象経費

- ア. 医療用ウィッグ等の購入又は賃貸 3万円
- イ. 胸部補正具の購入 2万円

③助成金の額

②の助成対象経費を上限とし、区分ごとに助成は1回とする。

④申請期限

購入または賃貸を開始した日の翌日から起算して1年以内とする。

《実 績》

- ・ 助成人数 医療用ウィッグ等の購入又は賃貸 30人
- 胸部補正具の購入 5人

(2) 若年がん患者在宅療養支援事業

根拠法令等	若年がん患者在宅療養支援事業助成金交付規則
-------	-----------------------

《目 的》

若年がん患者が住み慣れた自宅で最期まで自分らしく安心して療養生活を送ることができるよう、療養生活を送ることができるよう、在宅療養に必要なサービス等の費用に対して助成を行うことで、若年がん患者及びその家族の身体的、経済的負担を軽減し、当該患者及びその家族の療養生活の向上を図ることを目的とし、令和5年11月1日より開始した。

《内 容》

①対象者

以下のいずれの要件にも該当する方

ア. 本市に居住し、住民基本台帳法に規定する住民基本台帳に記録されている者

イ. 40 歳未満の者

ウ. 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状況至ったと判断したがん患者

②助成対象経費

ア. 介護保険法第 8 条に規定する訪問介護、訪問入浴介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、又はこれに相当するサービス

イ. 通院に係るタクシー運賃

ウ. 医師の意見書作成に係る費用

③助成金の額

ア. 月額上限 54,000 円

(1 か月あたりのサービス利用料の基準を 6 万円とし、9 割相当額を助成)

※生活保護受給者は、月額 6 万円 (10 割相当額を助成)

④申請期限

購入または賃貸を開始した日の翌日から起算して 1 年以内とする。

《実 績》

・なし

VIII 各種委員会名簿

佐倉市地域保健医療協議会

(委嘱期間：令和3年8月26日～令和5年8月25日)

※令和6年3月31日現在

役職	氏 名	選 出 区 分	備 考
	滑川 尚史	医師	
	秀島 潔	歯科医師	
	遠山 正博	医師	
	川島 重信	医師	
	古谷 正伸	医師	
	伊藤 加寿子	医師	
	吉田 友英	医師	
	有田 誠司	医師	
	松田 光弘	歯科医師	
	森本 功	歯科医師	
	四方田 英二	薬剤師	
	安田 浩文	薬剤師	
	野田 秀平	千葉県印旛保健所 所長	
	渡邊 敏行	佐倉市八街市酒々井町消防組合消防長	

※委員の委嘱後、開催が無いため、会長、副会長が決まっていない。

(委嘱期間：令和5年8月26日～令和7年8月25日)

※令和6年3月31日現在

役職	氏 名	選 出 区 分	備 考
会長	川島 重信	医師	
副会長	秀島 潔	歯科医師	
	遠山 正博	医師	
	古谷 正伸	医師	
	望月 由貴人	医師	
	伊藤 加寿子	医師	
	吉田 友英	医師	
	有田 誠司	医師	
	森本 功	歯科医師	
	中原 達郎	歯科医師	
	四方田 英二	薬剤師	
	安田 浩文	薬剤師	
	久保 秀一	千葉県印旛保健所 所長	
	須藤 和義	佐倉市八街市酒々井町消防組合消防長	

開催日	内 容	出席人数
令和6年3月25日	佐倉市の救急医療の実績について 各専門委員会の活動報告について 佐倉市災害医療について	12名

予防接種専門委員会

(委嘱期間：令和3年8月25日～令和5年8月25日 令和5年8月26日～令和7年8月25日)

※令和6年3月31日現在

役職	氏 名	選 出 区 分	備 考
委員長	伊藤 加寿子	医師	
副委員長	澤井 清	医師	
	川島 重信	医師	
	越部 融	医師	
	古谷 正伸	医師	

開催日	内 容	出席人数
令和6年1月29日	令和4年度予防接種実施状況 令和6年度変更事項 定期予防接種ワクチン等の変更 HPVワクチン予診票の送付時期等の変更 インフルエンザ定期予防接種の期間延長 帯状疱疹ワクチン予防接種の費用一部助成	4名

健診専門委員会

(委嘱期間：令和3年8月26日～令和5年8月25日)

※令和5年3月31日現在

役職	氏 名	選 出 区 分	備 考
委員長	鹿野 純生	医師	
副委員長	滑川 尚史	医師	
	岡田 修	医師	
	古谷 正伸	医師	
	高橋 具視	医師	
	菅谷 義範	医師	
	小林 達也	医師	
	鈴木 啓悦	医師	

(委嘱期間：令和5年8月26日～令和7年8月25日)

※令和6年3月31日現在

役職	氏 名	選 出 区 分	備 考
委員長	鹿野 純生	医師	
副委員長	川島 重信	医師	
	滑川 尚史	医師	
	古谷 正伸	医師	
	高橋 具視	医師	
	菅谷 義範	医師	
	小林 達也	医師	
	鈴木 啓悦	医師	

開 催 日	内 容	出席人数
令和5年10月27日付	令和4年度実施状況 令和4年度前立腺がん検診実施状況 感染防止対策	8名
令和6年3月18日	令和5年度の実施状況報告（暫定値） 令和6年度各種健診（検診）事業の変更点 令和6年度 複合集団検診実施予定案	7名

母子保健専門委員会

(委嘱期間：令和3年8月26日～令和5年8月25日)

※令和6年3月31日現在

役職	氏 名	選 出 区 分	備 考
委員長	川村 麻規子	医師	
副委員長	越部 融	医師	
	滑川 尚史	医師	
	川島 重信	医師	
	林 昌宣	医師	

(委嘱期間：令和5年8月26日～令和7年8月25日)

※令和6年3月31日現在

役職	氏 名	選 出 区 分	備 考
委員長	川村 麻規子	医師	
副委員長	越部 融	医師	
	川島 重信	医師	
	林 昌宣	医師	
	古谷 正伸	医師	

開 催 日	内 容	出席人数
令和5年11月6日	議題1 1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査実施状況について 議題2 3歳児健診に係る眼科検査結果（屈折検査結果）の報告及び眼科検査判定基準について 議題3 医療機関と母子保健事業の連携について	4名

母子・成人歯科保健専門委員会

（委嘱期間：令和3年8月26日～令和5年8月25日）

※令和6年3月31日現在

役職	氏 名	選 出 区 分	備 考
	秀島 潔	歯科医師	
	松田 光弘	歯科医師	
	森本 功	歯科医師	
	古谷 彰伸	歯科医師	
	柳瀬 益正	歯科医師	

※委員の委嘱後、開催が無いため、委員長、副委員長が決まっていない。

（委嘱期間：令和5年8月26日～令和7年8月25日）

※令和6年3月31日現在

役職	氏 名	選 出 区 分	備 考
委員長	秀島 潔	歯科医師	
	森本 功	歯科医師	
副委員長	中原 達郎	歯科医師	
	岩舘 秀樹	歯科医師	
	秤屋 尚生	歯科医師	

開 催 日	内 容	出席人数
令和5年12月13日	令和6年度成人歯科健診の実施概要(案)について	5名

訪問歯科専門委員会

（委嘱期間：令和3年8月26日～令和5年8月25日）

※令和6年3月31日現在

役職	氏 名	選 出 区 分	備 考
	森本 功	歯科医師	
	古谷 彰伸	歯科医師	
	鳩貝 尚志	歯科医師	
	林 英昭	歯科医師	

	寺田 陵	歯科医師	
	中村 泰三	歯科医師	
	河野 通子	歯科医師	

※委員の委嘱後、開催が無いため、委員長、副委員長が決まっていない。

(委嘱期間：令和5年8月26日～令和7年8月25日)

※令和6年3月31日現在

役職	氏 名	選 出 区 分	備 考
	秀島 潔	歯科医師	
	森本 功	歯科医師	
	古谷 彰伸	歯科医師	
	寺田 陵	歯科医師	
	中村 泰三	歯科医師	
	河野 通子	歯科医師	
	岩館 秀樹	歯科医師	

※委員の委嘱後、開催が無いため、委員長、副委員長が決まっていない。

歯科口腔保健専門委員会

(委嘱期間：令和3年8月26日～令和5年8月25日)

※令和6年3月31日現在

役職	氏 名	選 出 区 分	備 考
	秀島 潔	歯科医師	
	松田 光弘	歯科医師	
	森本 功	歯科医師	
	岩館 秀樹	歯科医師	
	秤屋 尚生	歯科医師	
	出澤 政隆	歯科医師	
	宮田 幸忠	歯科医師	
	榎澤 宗司	歯科医師	
	中村 泰三	歯科医師	

※委員の委嘱後、書面開催で開催したため、委員長、副委員長が決まっていない。

(委嘱期間：令和5年8月26日～令和7年8月25日)

※令和6年3月31日現在

役職	氏 名	選 出 区 分	備 考
委員長	秀島 潔	歯科医師	
副委員長	森本 功	歯科医師	
	中原 達郎	歯科医師	
	岩館 秀樹	歯科医師	

	中村 泰三	歯科医師	
	古谷 彰伸	歯科医師	
	三原 栄一	歯科医師	
	秤屋 尚生	歯科医師	
	松田 光弘	歯科医師	

開催日	内 容	出席人数
令和5年10月3日	議題1 佐倉市健康増進計画「健康さくら21 (第3次)」骨子について 議題2 健康さくら21(第3次)「第5章:佐倉市歯科 口腔基本計画指標一覧(案)」について	8名

佐倉市健やかまちづくり推進委員会

(委嘱期間: 令和3年11月18日～令和5年11月17日)

※令和5年3月31日現在

役職	氏名	選出区分	備考
	佐藤 仁	医師	
	秀島 潔	歯科医師	
	越部 融	医師	
	滑川 尚史	医師	
	加藤木 好美	千葉県印旛保健所 地域保健課長	
	山浦 晶	学識経験者	
	西口 元	学識経験者	
	中田 修弘	市民団体	
	渡辺 幸恵	市民団体	
	小笠 法之	市民公募委員	
	石黒 雅一	市民公募委員	
	下田 由佳	市民公募委員	
	友崎 彰	市民公募委員	

※委員の委嘱後、書面開催で開催したため、会長、副会長が決まっていない。

(委嘱期間: 令和5年11月18日～令和7年11月17日)

※令和6年3月31日現在

役職	氏名	選出区分	備考
会長	佐藤 仁	医師	
副会長	秀島 潔	歯科医師	
	越部 融	医師	
	川島 重信	医師	
	萬谷 良子	千葉県印旛保健所 地域保健課長	
	山浦 晶	学識経験者	
	西口 元	学識経験者	

	鈴木 卓也	市民団体	
	渡辺 幸恵	市民団体	
	金子 拓也	市民公募委員	
	川崎 美代子	市民公募委員	
	実川 勝	市民公募委員	
	大野 直道	市民公募委員	
	永山 恵美子	市民公募委員	

開 催 日	内 容	出席人数
令和5年6月30日 付 書面開催（郵送）	議題1 市民健康意識調査の調査結果について 議題2 「健康さくら21（第2次）」【改訂版】進捗状況調査について	14名
令和5年9月19日 付 書面開催（郵送）	佐倉市健康増進計画「健康さくら21（第3次）」骨子案について	14名
令和5年11月10日付 書面開催（郵送）	議題1 健康増進計画「健康さくら21（第3次）」素案について 議題2 健康増進計画「健康さくら21（第3次）」の基本理念について	14名
令和6年2月9日	佐倉市健康増進計画「健康さくら21（第3次）」（案）及び今後のスケジュールについて	12名

佐倉市予防接種健康被害調査委員会

委嘱期間：（令和4年5月1日～令和6年4月30日）

※令和6年3月31日現在

役職	氏 名	選 出 区 分	備 考
委員長	伊藤 加寿子	市内で予防接種を行う医師	
副委員長	濱田 洋通	予防接種に関し専門的知識を有する者	
	久保 秀一	印旛保健所長	
	菅谷 義範	印旛市郡医師会長	
	松山 剛	市内で予防接種を行う医師	
	八木 明男	市内で予防接種を行う医師	

開 催 日	内 容	出席人数
令和5年5月24日	予防接種健康被害の調査について	6人
令和5年12月5日	予防接種健康被害の調査について	4人

令和6年3月22日	予防接種健康被害の調査について	3人
-----------	-----------------	----

佐倉市保健事業のまとめ ー令和5年度ー

令和7年3月発行

発	行	佐倉市役所 健康推進部 健康推進課
住	所	〒285-0825 佐倉市江原台2-27（佐倉市健康管理センター）
電	話	043(485)6711
